インデックス・ブレンド

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

愛称：My Funds-i

追加型投信　内外　資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年7月18日）

この目論見書により行なうインデックス・ブレンド（タイプⅠ）/（タイプⅡ）/（タイプⅢ）/（タイプⅣ）/（タイプⅤ）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月17日に関東財務局長に提出しており、2025年7月18日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	:	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	:	CEO兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	:	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	:	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 4
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 5
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 12
３【投資リスク】 37
４【手数料等及び税金】 44
５【運用状況】 47
第２【管理及び運営】 100
１【申込（販売）手続等】 100
２【換金（解約）手続等】 101
３【資産管理等の概要】 102
４【受益者の権利等】 105
第３【ファンドの経理状況】 107
１【財務諸表】 107
２【ファンドの現況】 465
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 469
第三部【委託会社等の情報】 470
第１【委託会社等の概況】 470
１【委託会社等の概況】 470
２【事業の内容及び営業の概況】 472
３【委託会社等の経理状況】 473
４【利害関係人との取引制限】 511
５【その他】 511
約款 512

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

※これらを総称して「インデックス・ブレンド」または「各ファンド」、「各タイプ」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。なお、ファンドの愛称を「My Funds-i」とします。）

ファンドの名称については、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

正式名称	略称
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	タイプⅠ
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	タイプⅡ
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	タイプⅢ
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	タイプⅣ
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	タイプⅤ

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき１兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2％（税抜2.0％）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

（６）【申込単位】

１万口以上１口単位(当初元本１口＝１円)または１万円以上１円単位

なお、販売会社や申込形態によっては、申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年7月18日から2026年7月16日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆国内外（新興国を含む）の株式、債券、不動産投資信託証券（REIT）等を実質的な主要投資対象※とし、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「米国株式配当貴族インデックスマザーファンド」、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」、「J－REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

信託金限度額は、各ファンドにつき 5,000 億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（インデックス・ブレンド（タイプⅠ））
（インデックス・ブレンド（タイプⅡ））
（インデックス・ブレンド（タイプⅢ））
（インデックス・ブレンド（タイプⅣ））
（インデックス・ブレンド（タイプⅤ））

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単 位 型 追 加 型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式、債券、 不動産投信） 資産配分変更型）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ） なし

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象

資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。
なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。
《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］
(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］
(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］
(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］
(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］
株式
(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経 225

(2)TOPIX
(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。
［特殊型］
(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2017 年 1 月 10 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

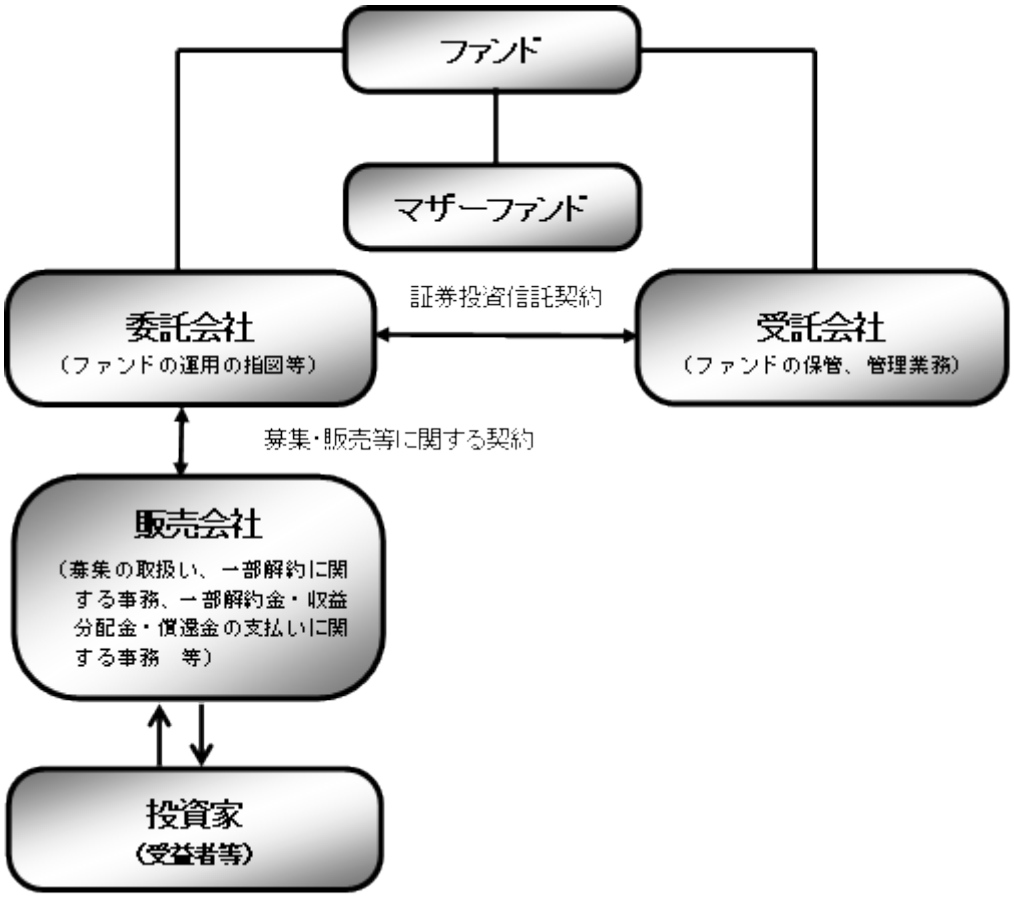

ファンド	インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	インデックス・ブレンド（タイプⅤ）
マザーファンド（親投資信託）	国内株式マザーファンド				
	外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド				
	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド				
	新興国株式マザーファンド				
	米国株式配当貴族インデックスマザーファンド				
	国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド				
	外国債券マザーファンド				
	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド				
	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド				
	新興国債券マザーファンド				
	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド				
	J－REIT インデックス マザーファンド				
	海外 REIT インデックス マザーファンド				
	海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド				
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社				
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社				

※上記マザーファンドは 2025 年 7 月 17 日現在のものであり、変更する場合があります。

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

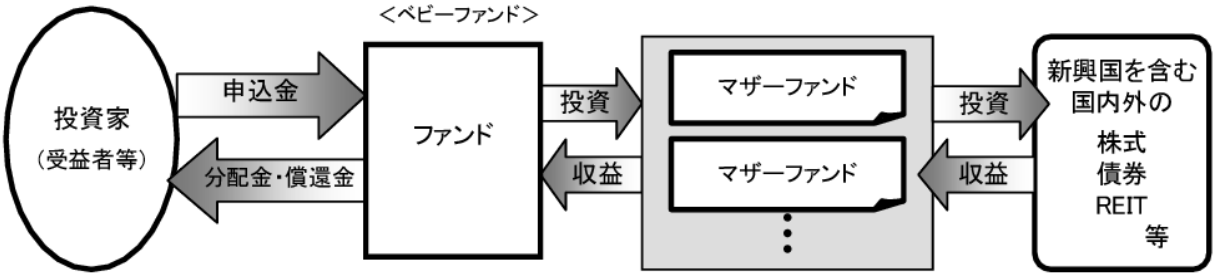

■委託会社の概況（2025 年 5 月末現在）■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

●「インデックス・ブレンド」は、リスク性資産※への投資比率が低い順に「タイプⅠ」、「タイプⅡ」、「タイプⅢ」、「タイプⅣ」、「タイプⅤ」の５つのファンドで構成されています。

※当ファンドにおいて、投資対象とするマザーファンドが連動することを目指すインデックス等（インデックス）の過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

◆投資対象とする各マザーファンドは、各々以下の指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

マザーファンド名	主要投資対象	対象指数	リスク性資産
国内株式マザーファンド	わが国の株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）	○
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし） ・MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	外国の株式	MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジあり）	○
新興国株式マザーファンド	新興国の株式（DR（預託証書）*1を含みます。）	MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース） ・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	米国の株式	S&P 500 配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）（注 1） ・S&P 500 配当貴族指数（配当込み・米ドル建て）をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
国内債券 NOMURA-BPI 総合マザーファンド	わが国の公社債	NOMURA-BPI 総合	
外国債券マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）	○
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）	
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	現地通貨建ての新興国の公社債	JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース） ・JP Morgan Government Bond Index-Emerging Markets（GBI-EM）Global Diversified（US ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）（注 1） ・JP Morgan Emerging Market Bond Index（EMBI）Plus（US ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。	（注 2）
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	米ドル建てのハイ・イールド社債	ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）（注 1）	○

		・ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス(US ドルベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。	
J－REIT インデックスマザーファンド	J-REIT*2	東証 REIT 指数（配当込み）	○
海外 REIT インデックスマザーファンド	日本を除く世界各国の REIT*3	S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース） ・S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）をもとに、委託会社が円換算したものです。	○
海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT*3	S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）	○

※上記は 2025 年 7 月 17 日現在のものであり、変更する場合があります。

＊1　Depositary Receipt（預託証書）の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DR は、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

＊2　わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

＊3　世界の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

（注 1）　マザーファンドでは原則として為替ヘッジを行ないませんが、ファンドにおいて為替ヘッジを行なうことで、実質的に為替ヘッジを行なった当該対象指数へ連動する投資効果を得ることを目指して運用を行なう場合があります。

（注 2）「新興国債券マザーファンド」への投資にあたっては為替ヘッジを行なうことを原則としており、当ファンドにおいて為替ヘッジ後の当該マザーファンドへの投資についてはリスク性資産とみなしておりません。

●各ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対してそれぞれ以下の比率を中心とすることを原則とします。

タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
30%	43%	55%	65%	80%

・上記はリスク性資産とみなしたマザーファンドへの投資比率の合計とします。

●株式会社ウエルス・スクエア(ウエルス・スクエア）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とするマザーファンドおよび各マザーファンドへの投資比率を決定します。

◆ウエルス・スクエア独自のモデルを用いてインデックスを定量的な手法により分析し、リスク性資産への配分および各マザーファンドへの配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

◆戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（基本投資比率）を決定します。なお、一部のマザーファンドへの投資比率がゼロとなる場合があります。

◆投資対象とするマザーファンドについては、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とするマザーファンドは各種金融指標の動きを捉えることを目的とするマザーファンドから選定することを基本とします。

■ポートフォリオ構築プロセス■

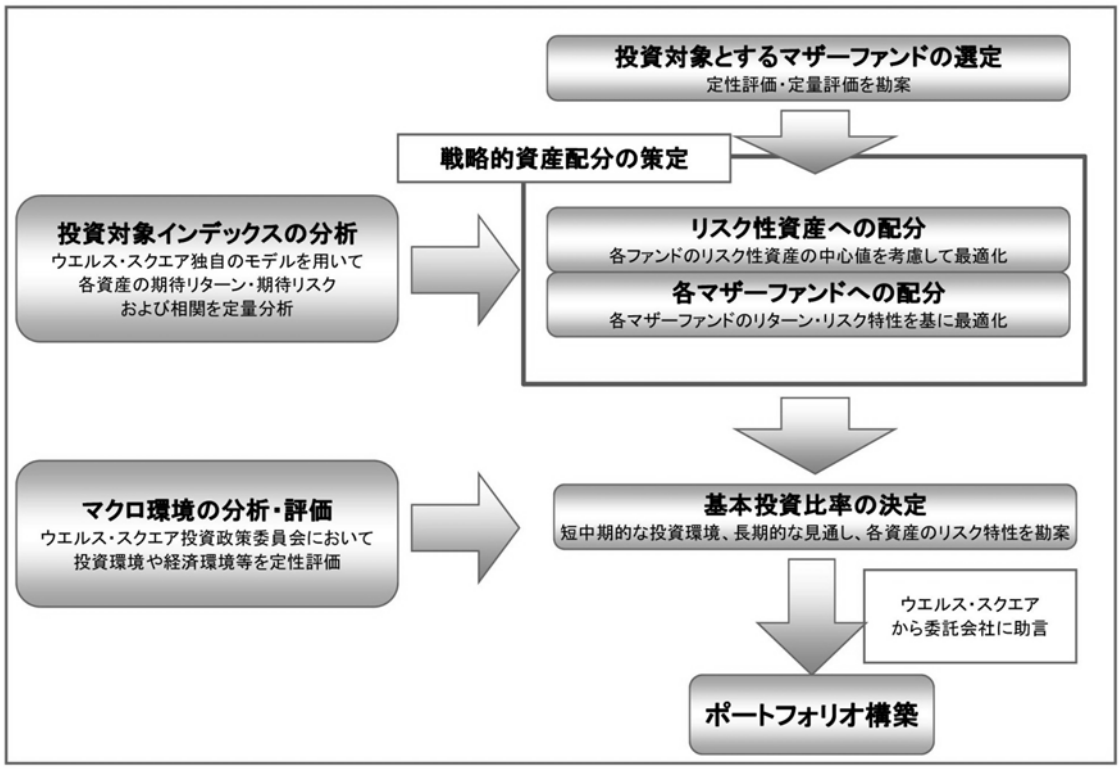

＊上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

●組入マザーファンドとファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とするマザーファンドは適宜見直しを行ないます。

●基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、マザーファンドもしくはファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

●投資対象とするマザーファンドにおいて効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め実質的に活用する場合があります。

（参考）ウエルス・スクエアについて

■ウエルス・スクエアの概要■

◆株式会社ウエルス・スクエアは、野村グループの資産運用会社で、主にファンドラップの投資運用サービス等の提供を行ないます。

■各マザーファンドが対象とするインデックスの著作権等について■

■東証株価指数（TOPIX）（配当込み）■

①配当込みTOPIX（以下「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」という。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有す

る。
②ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■「MSCI-KOKUSAI 指数」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」■

MSCI-KOKUSAI 指数、MSCI エマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
本ファンドは、MSCI Inc.、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。
MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。
本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

■S&P 500 配当貴族指数■

「S&P 500 Dividend Aristocrats Index」（S&P 500 配当貴族指数）（「当インデックス」）は S&P Dow Jones Indices LLC（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが野村アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor’s®および S&P®は Standard & Poor’s Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスが SPDJI に、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが野村アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P またはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones

Indices」）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に当ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追随するS&P 500 Dividend Aristocrats Indexの能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexに関して、S&P Dow Jones Indicesと野村アセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexは野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P 500 Dividend Aristocrats Indexの決定、構成または計算において野村アセットマネジメント株式会社または当ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの価格または数量、あるいは当ファンドの発行または販売のタイミングの決定、当ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、当ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P 500 Dividend Aristocrats Indexに基づく投資商品が、インデックスのパフォーマンスを正確に追随する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホールドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。
S&P DOW JONES INDICESは、当インデックスまたはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信（電子通信も含む）を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。S&P DOW JONES INDICESは、これに含まれる誤り、欠落または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、当インデックスまたはそれに関連するデータの商品性、特定の目的または使用への適合性、それらを使用することによって野村アセットマネジメント株式会社、当ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P DOW JONES INDICESは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P DOW JONES INDICESのライセンサーを除き、S&P DOW JONES INDICESと野村アセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

■NOMURA-BPI総合■

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)、
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）■

「FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース)」、「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」、
「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス」■

本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成された

ものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。
本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。
JPMSL は、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JP モルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。
当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com 宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.com もご覧ください。
当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

■ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス■

「Bloomberg®は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者である Bloomberg Index Services Limited をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）の商標およびサービスマークです。ブルームバーグまたはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・インデックスに対する一切の独占的権利を有しています。

■東証 REIT 指数（配当込み）■

①東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有する。
②ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
③ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及び東証 REIT 指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証 REIT 指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
④ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、ＪＰＸは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
⑤本件商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではない。
⑥ＪＰＸは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
⑦ＪＰＸは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
⑧以上の項目に限らず、ＪＰＸは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■S&P 先進国 REIT 指数■

本ファンドは、スタンダード＆プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。
S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行ないません。
S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。
S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。
S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。
S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。
S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。
S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行ないません。
S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。
前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

各マザーファンドへの投資を通じて、国内外（新興国を含む）の株式、債券、不動産投資信託証券（REIT）等を実質的な主要投資対象とします。なお、投資対象とするマザーファンドにおいて効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

①投資の対象とする資産の種類（信託約款）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   イ．有価証券
   ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④、⑤、⑥、⑨及び⑪」に定めるものに限ります。）に係る権利
   ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   イ．為替手形
   ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産
   ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
   ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
   ・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条

第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲等(信託約款)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記②に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（上記②第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記②第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益

を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記②各号以外のもの

10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引
3. クレジットデリバティブ取引
4. 金利先渡取引※

※「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

5. 為替先渡取引※

※「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

6. 直物為替先渡取引※

※「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

(参考)各マザーファンドの概要

(国内株式マザーファンド)

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内と

します。
④　有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
⑤　スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑨　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。
②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
③　MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。
④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内と

します。
④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑥　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
⑧　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑨　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。
②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③　新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
⑦　同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑧　同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
⑨　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑩　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑪　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（米国株式配当貴族インデックスマザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。
②　S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。
③　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③　同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
④　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑥　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑦　同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑨　前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。
②　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への投資は行ないません。
②　外貨建資産への投資は行ないません。
③　有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。
④　スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。
⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③　効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。
④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への投資は行ないません。
②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
④　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象
現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
①　現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。
②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
③　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
②　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（新興国債券マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③　投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

②　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。

② ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（J－REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30％以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30％を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（海外REITインデックス マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30％を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10％、合計で 20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（海外 REIT インデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① 日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の

動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、REIT 指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

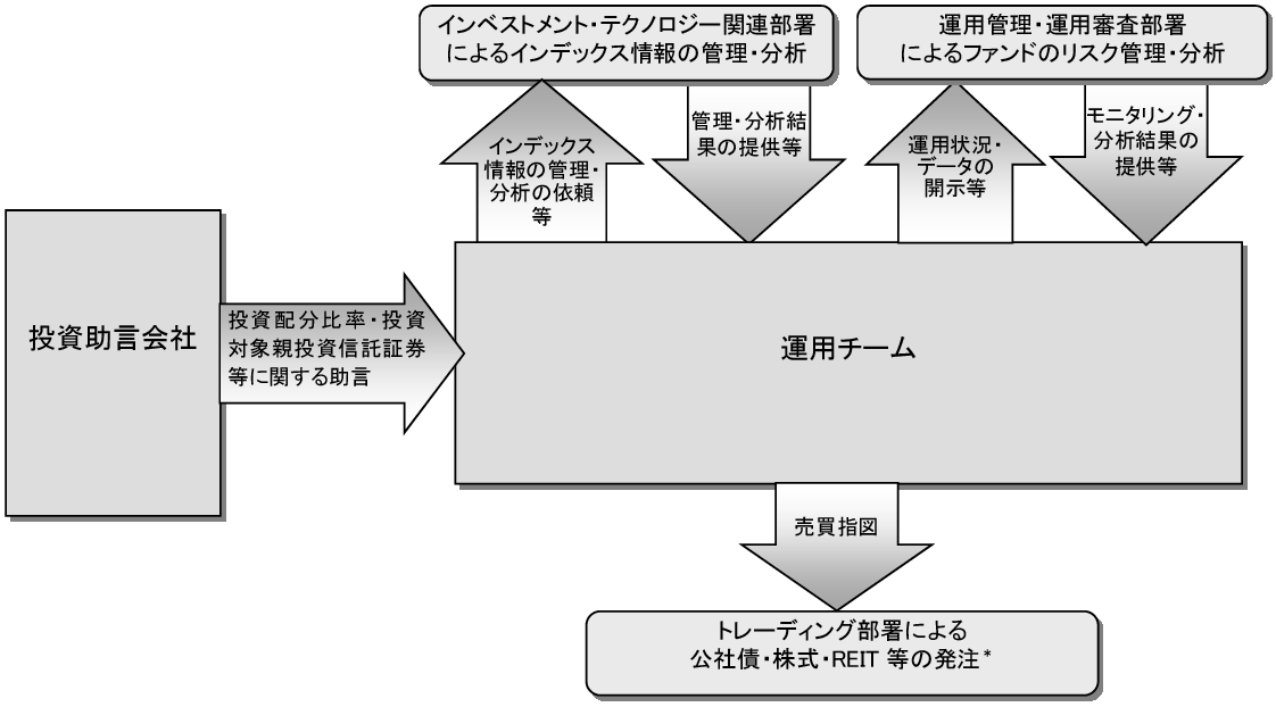

＊一部のマザーファンドにおける公社債等の発注業務（発注に伴う裁量権は付与しないものとします。）の一部をノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドに代行させます。

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

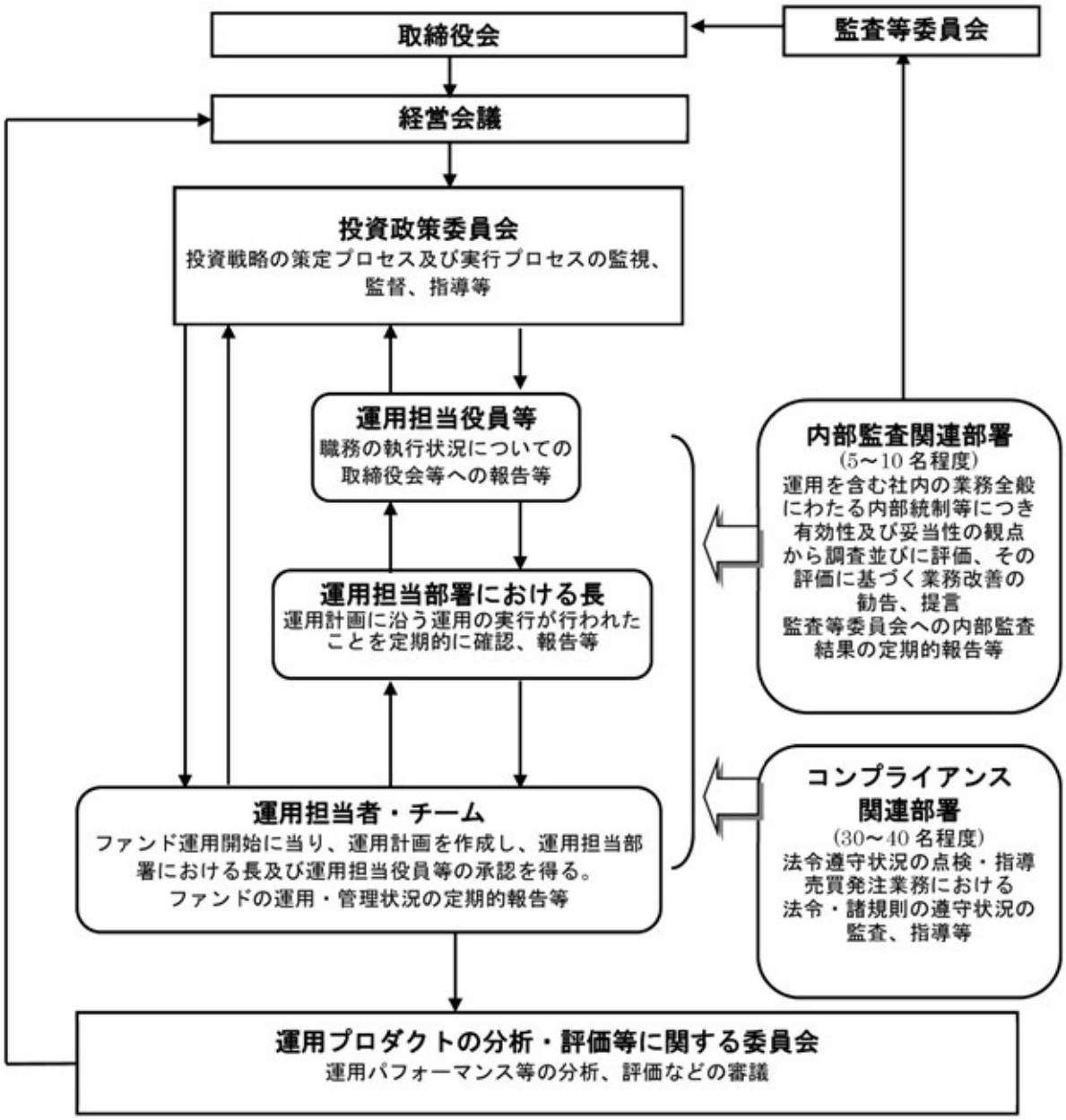

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年４月22日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2．運用方法　(3) 投資制限（信託約款）

・株式への実質投資割合には制限を設けません。

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②投資する株式等の範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ⅱ）上記（ⅰ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

③信用取引の指図範囲(信託約款)

（ⅰ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行な

うことの指図をすることができるものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

④先物取引等の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。)。

(ⅱ)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅲ)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅳ)上記(ⅰ)の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅴ)委託者は、上記(ⅰ)の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤スワップ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 4 号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提

供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥クレジットデリバティブ取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑧公社債の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ⅰ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ⅰ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑨金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑪直物為替先渡取引の運用指図(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(ⅳ)委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑫資金の借入れ(信託約款)

(ⅰ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ⅱ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ⅲ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ⅳ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑬同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(ⅰ)の数が(ⅱ)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(ⅰ)委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ⅱ)当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

［株価変動リスク］

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

［REITの価格変動リスク］

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

［債券価格変動リスク］

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。また、ファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド社債等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

［為替変動リスク］

ファンドは、基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、マザーファンドもしくはファンドにおいて為替ヘッジを行ない為替変動リスクの低減を図りますが、その他の実質組入外貨建資産については、為替変動の影響を受けます。なお、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図る場合においても、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、投資対象に含まれる一部のマザーファンドにおいてはベビーファンドの換金等に伴ない、マザーファンドの換金を行なう場合には、原則として当該マザーファンドの信託財産に信託財産留保額を繰り入れます。

◆ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

◆REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

◆ファンドが投資対象とするマザーファンドについては、適宜見直しを行ないます。マザーファンドの増減および入替を行なう際には、一時的にマザーファンドへの投資比率が低下する場合があります。

◆ファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

◆金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、およびすでに受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付を取り消す場合があります。

◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

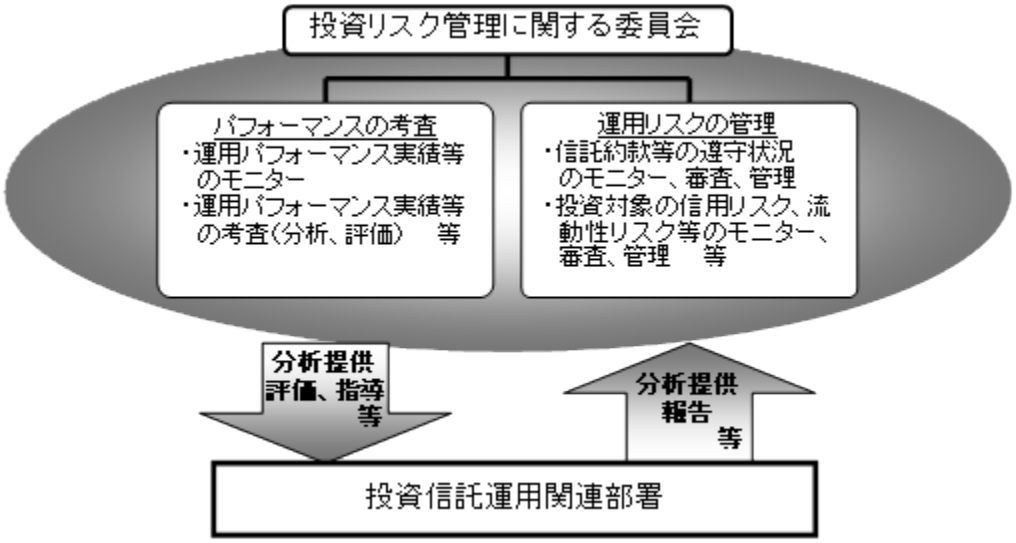

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年6月末～2025年5月末：月次）

タイプⅠ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

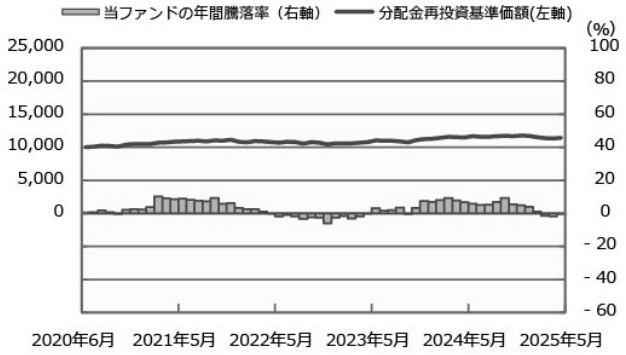

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

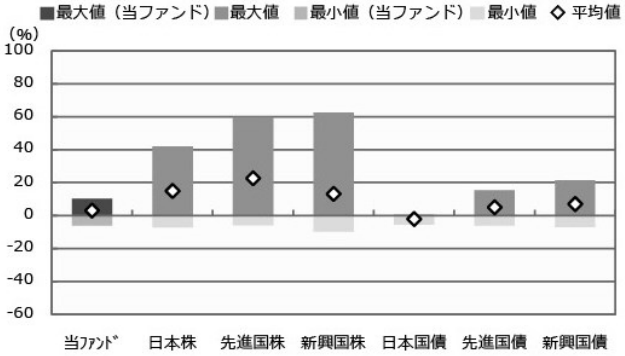

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**10.3**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.1**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**3.0**	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプⅡ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

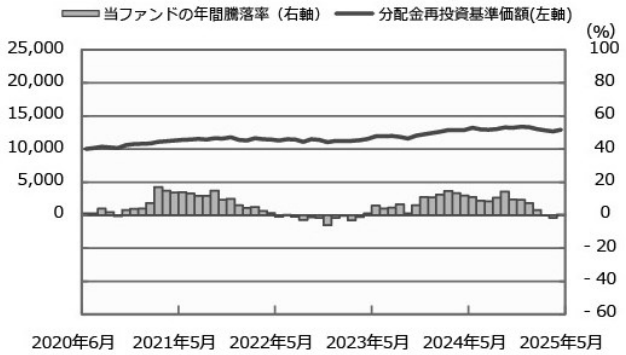

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

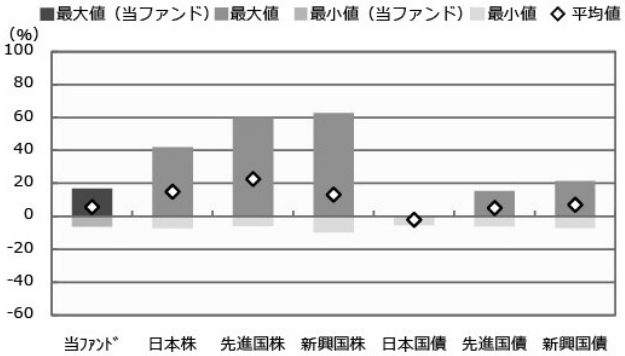

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**16.9**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.2**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**5.6**	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプⅢ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

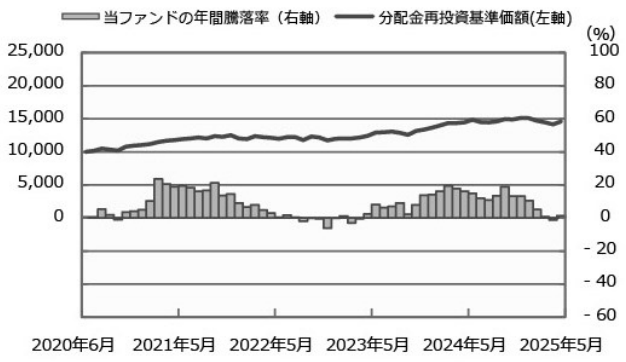

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

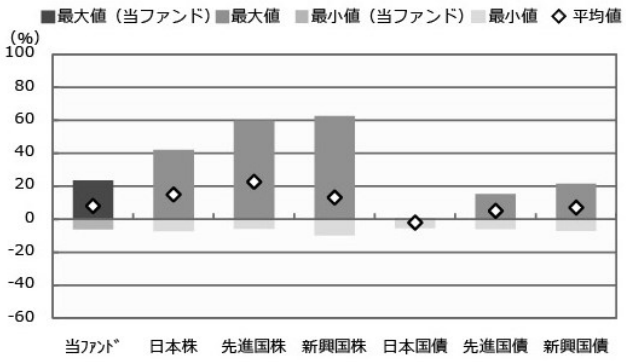

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**23.6**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.2**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**8.1**	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

タイプⅣ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

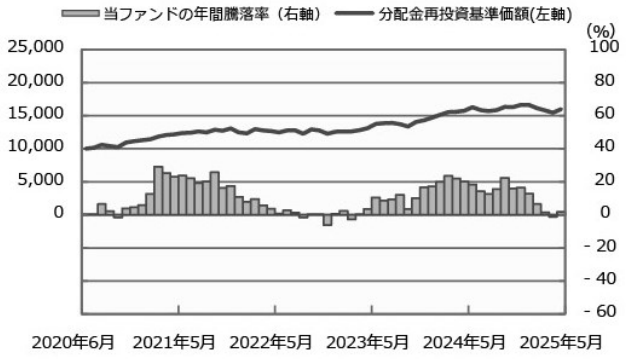

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

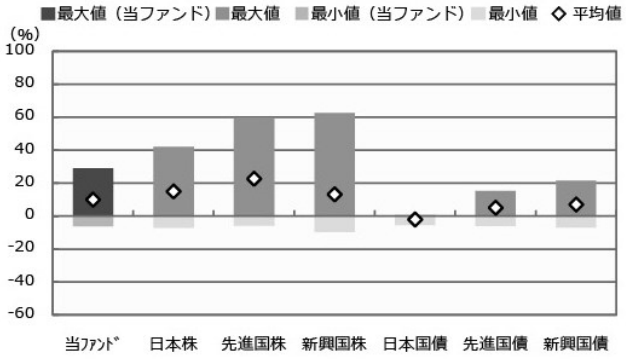

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**29.0**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **6.2**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**10.1**	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

▌タイプＶ

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

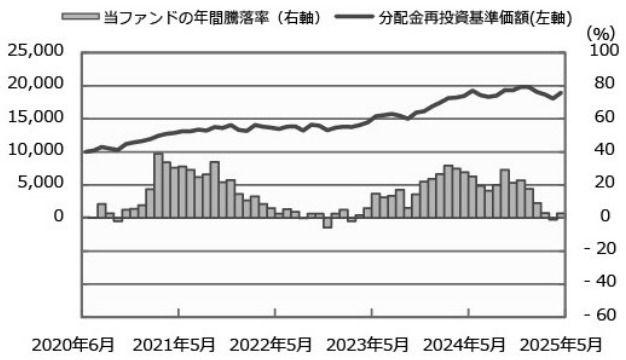

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

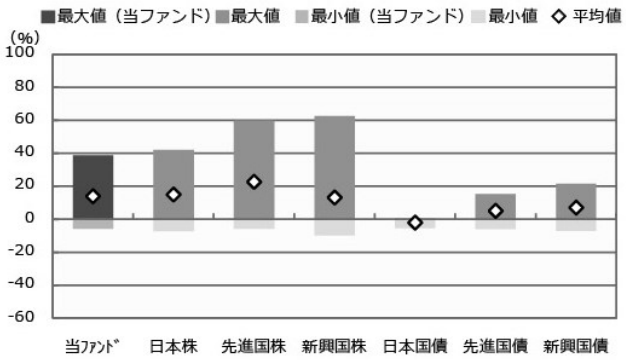

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**38.7**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **5.7**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（%）	**14.0**	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.2%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜2.0%）以内※で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率の配分については次の通り(税抜)とします。

ファンド	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
信託報酬率	年0.528%（税抜年0.48%）	年0.539%（税抜年0.49%）	年0.55%（税抜年0.50%）	年0.561%（税抜年0.51%）	年0.572%（税抜年0.52%）
委託会社	年0.25%	年0.26%	年0.27%	年0.28%	年0.29%
販売会社	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%	年0.20%
受託会社	年0.03%	年0.03%	年0.03%	年0.03%	年0.03%

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等は、受益者の負担と

し、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

＜タイプⅠ、タイプⅡ、タイプⅢ＞

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

＜タイプⅣ、タイプⅤ＞

⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額※をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

＊これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公

社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。
（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。
※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

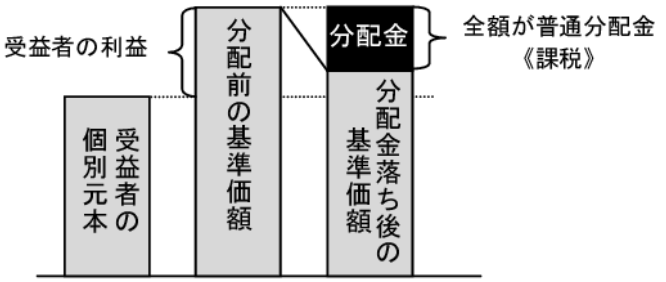

②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

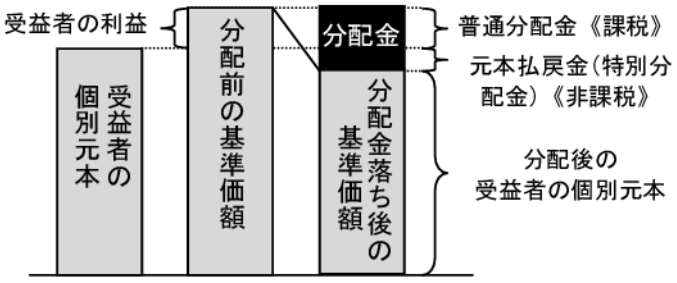

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
＊上記は 2025 年 5 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
タイプⅠ	0.62	0.53	0.09
タイプⅡ	0.68	0.54	0.14
タイプⅢ	0.58	0.55	0.03
タイプⅣ	0.61	0.56	0.05
タイプⅤ	0.59	0.57	0.02

（2024年4月23日～2025年4月22日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊その他費用には、有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が含まれる場合があります。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 5 月 30 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	104,026,715	83.45
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	20,627,590	16.54
合計（純資産総額）		124,654,305	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	72,155,567	88.07
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	9,769,403	11.92
合計（純資産総額）		81,924,970	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	560,351,734	92.89
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	42,876,808	7.10
合計（純資産総額）		603,228,542	100.00

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	233,480,460	98.84
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,727,187	1.15
合計（純資産総額）		236,207,647	100.00

インデックス・ブレンド（タイプＶ）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	712,451,838	99.48
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,696,119	0.51
合計（純資産総額）		716,147,957	100.00

（参考）国内株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	781,521,696,890	96.94
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	24,669,074,499	3.05
合計（純資産総額）		806,190,771,389	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	17,484,375,000	2.16

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	2,144,574,793,547	73.59
	カナダ	97,537,892,569	3.34
	ドイツ	79,524,087,046	2.72
	イタリア	24,101,657,890	0.82
	フランス	84,105,130,694	2.88
	オランダ	36,953,851,893	1.26
	スペイン	24,164,261,069	0.82
	ベルギー	6,038,031,158	0.20
	オーストリア	1,561,890,673	0.05
	ルクセンブルグ	518,916,011	0.01

	フィンランド	8,110,811,464	0.27
	アイルランド	2,519,438,450	0.08
	ポルトガル	1,235,879,957	0.04
	スイス	894,867,589	0.03
	ジャージー	152,439,061	0.00
	イギリス	113,287,522,328	3.88
	スイス	74,594,899,050	2.55
	スウェーデン	23,942,775,563	0.82
	ノルウェー	4,858,444,800	0.16
	デンマーク	18,022,115,648	0.61
	オーストラリア	48,917,751,003	1.67
	ニュージーランド	1,470,221,158	0.05
	香港	13,581,836,974	0.46
	シンガポール	9,537,567,480	0.32
	イスラエル	3,998,152,572	0.13
	小計	2,824,205,235,647	96.91
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	45,264,369,904	1.55
	フランス	1,144,487,840	0.03
	イギリス	799,754,988	0.02
	オーストラリア	3,158,448,170	0.10
	香港	574,262,080	0.01
	シンガポール	673,820,110	0.02
	小計	51,615,143,092	1.77
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	38,292,032,324	1.31
合計（純資産総額）		2,914,112,411,063	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	28,460,341,803	0.97
	買建	カナダ	1,274,280,189	0.04
	買建	ドイツ	3,572,826,796	0.12
	買建	イギリス	1,492,844,906	0.05
	買建	スイス	939,169,000	0.03
	買建	オーストラリア	682,164,155	0.02

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	65,020,936,037	71.40
	カナダ	2,958,138,660	3.24

	ドイツ	2,414,631,748	2.65
	イタリア	732,096,170	0.80
	フランス	2,550,533,042	2.80
	オランダ	1,123,531,324	1.23
	スペイン	732,161,073	0.80
	ベルギー	183,266,332	0.20
	オーストリア	46,103,448	0.05
	ルクセンブルグ	13,274,687	0.01
	フィンランド	248,631,258	0.27
	アイルランド	75,412,722	0.08
	ポルトガル	37,646,368	0.04
	スイス	26,990,620	0.02
	ジャージー	3,476,680	0.00
	イギリス	3,437,400,480	3.77
	スイス	2,263,340,082	2.48
	スウェーデン	728,704,204	0.80
	ノルウェー	147,613,941	0.16
	デンマーク	549,139,292	0.60
	オーストラリア	1,481,190,140	1.62
	ニュージーランド	44,047,967	0.04
	香港	409,653,994	0.44
	シンガポール	285,707,190	0.31
	イスラエル	122,648,176	0.13
	小計	85,636,275,635	94.04
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	1,384,698,231	1.52
	フランス	31,262,398	0.03
	イギリス	23,586,162	0.02
	オーストラリア	96,795,815	0.10
	香港	18,965,760	0.02
	シンガポール	23,062,739	0.02
	小計	1,578,371,105	1.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	3,842,217,522	4.21
合計（純資産総額）		91,056,864,262	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	3,536,240,074	3.88
	買建	カナダ	163,369,255	0.17
	買建	ドイツ	440,003,300	0.48

	買建	イギリス	186,605,611	0.20
	買建	スイス	128,068,500	0.14
	買建	オーストラリア	77,961,617	0.08

（参考）新興国株式マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	4,527,793,104	2.81
	メキシコ	3,021,204,118	1.87
	ブラジル	5,907,663,522	3.66
	チリ	326,140,389	0.20
	コロンビア	91,033,076	0.05
	ギリシャ	960,066,433	0.59
	トルコ	788,265,325	0.48
	チェコ	271,381,624	0.16
	ハンガリー	468,336,276	0.29
	ポーランド	1,717,598,856	1.06
	香港	36,757,286,688	22.83
	マレーシア	2,033,898,882	1.26
	タイ	1,664,164,776	1.03
	フィリピン	763,079,748	0.47
	インドネシア	1,990,131,312	1.23
	韓国	14,857,541,194	9.22
	台湾	28,101,496,055	17.45
	インド	28,275,847,749	17.56
	カタール	1,170,514,659	0.72
	エジプト	22,743,383	0.01
	南アフリカ	4,969,744,792	3.08
	アラブ首長国連邦	2,431,363,018	1.51
	クウェート	1,159,413,868	0.72
	サウジアラビア	5,525,315,935	3.43
	小計	147,802,024,782	91.81
新株予約権証券	マレーシア	2,360,488	0.00
投資信託受益証券	アメリカ	5,439,357,989	3.37
投資証券	メキシコ	134,090,118	0.08
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	7,604,758,890	4.72
合計（純資産総額）		160,982,592,267	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	7,100,659,102	4.41

	買建	香港	345,725,358	0.21

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	355,620,691,333	95.15
投資証券	アメリカ	15,692,543,279	4.19
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	2,424,081,638	0.64
合計（純資産総額）		373,737,316,250	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	2,215,475,705	0.59

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	964,061,464,700	84.62
地方債証券	日本	58,939,687,919	5.17
特殊債券	日本	65,833,244,307	5.77
社債券	日本	52,194,093,400	4.58
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	△1,799,694,417	△0.15
合計（純資産総額）		1,139,228,795,909	100.00

（参考）外国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	450,997,780,131	45.60
	カナダ	19,120,768,242	1.93
	メキシコ	7,530,379,351	0.76
	ドイツ	48,314,050,016	4.88
	イタリア	87,769,312,004	8.87
	フランス	61,162,913,363	6.18
	オランダ	12,308,315,431	1.24
	スペイン	48,324,113,449	4.88
	ベルギー	15,697,944,310	1.58
	オーストリア	9,239,178,524	0.93
	フィンランド	4,703,802,105	0.47
	アイルランド	4,572,170,979	0.46
	ポルトガル	3,918,377,043	0.39
	イギリス	54,263,175,239	5.48
	スウェーデン	1,854,042,741	0.18
	ノルウェー	1,571,763,007	0.15

	デンマーク	2,135,786,704	0.21
	ポーランド	6,082,429,213	0.61
	オーストラリア	11,774,003,286	1.19
	ニュージーランド	2,938,357,851	0.29
	シンガポール	4,012,972,622	0.40
	マレーシア	5,088,733,428	0.51
	中国	112,064,429,611	11.33
	イスラエル	3,337,119,423	0.33
	小計	978,781,918,073	98.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	10,090,871,720	1.02
合計（純資産総額）		988,872,789,793	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	34,803,026,208	45.91
	カナダ	1,501,452,202	1.98
	メキシコ	598,046,983	0.78
	ドイツ	4,355,292,310	5.74
	イタリア	5,236,681,608	6.90
	フランス	5,649,554,033	7.45
	オランダ	1,000,566,834	1.32
	スペイン	3,489,409,894	4.60
	ベルギー	1,189,158,847	1.56
	オーストリア	853,164,040	1.12
	フィンランド	381,029,864	0.50
	アイルランド	363,111,014	0.47
	ポルトガル	451,598,345	0.59
	イギリス	4,217,884,347	5.56
	スウェーデン	136,941,979	0.18
	ノルウェー	134,885,917	0.17
	デンマーク	171,700,690	0.22
	ポーランド	482,083,159	0.63
	オーストラリア	905,388,794	1.19
	ニュージーランド	233,419,672	0.30
	シンガポール	718,360,003	0.94
	中国	8,739,235,448	11.53
	イスラエル	283,477,206	0.37
	小計	75,895,469,397	100.13
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	△100,156,109	△0.13
合計（純資産総額）		75,795,313,288	100.00

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	メキシコ	1,577,392,007	9.64
	ブラジル	1,126,500,865	6.88
	チリ	280,119,109	1.71
	コロンビア	554,931,877	3.39
	ペルー	281,539,787	1.72
	ウルグアイ	27,634,818	0.16
	ドミニカ共和国	39,341,559	0.24
	セルビア	43,781,189	0.26
	トルコ	171,960,924	1.05
	チェコ	794,420,506	4.85
	ハンガリー	350,709,879	2.14
	ポーランド	1,131,730,289	6.91
	ロシア	0	0.00
	ルーマニア	510,680,763	3.12
	マレーシア	1,623,336,378	9.92
	タイ	1,407,389,713	8.60
	インドネシア	1,609,027,117	9.83
	中国	1,593,037,263	9.73
	インド	1,582,451,228	9.67
	南アフリカ	1,155,687,421	7.06
	小計	15,861,672,692	96.95
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	498,354,823	3.04
合計（純資産総額）		16,360,027,515	100.00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	45,752,923,075	97.35
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,243,007,851	2.64
合計（純資産総額）		46,995,930,926	100.00

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	アメリカ	6,581,799,467	97.45
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	171,564,779	2.54
合計（純資産総額）		6,753,364,246	100.00

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	66,723,040,100	97.47

現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	1,730,844,781	2.52
合計（純資産総額）		68,453,884,881	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,724,841,000	2.51

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	69,681,745,791	77.57
	カナダ	1,182,874,284	1.31
	ドイツ	32,790,224	0.03
	イタリア	8,965,272	0.00
	フランス	1,896,143,546	2.11
	オランダ	149,739,829	0.16
	スペイン	439,552,256	0.48
	ベルギー	954,242,190	1.06
	アイルランド	39,394,199	0.04
	シンガポール	36,314,176	0.04
	ガーンジー	74,117,656	0.08
	イギリス	4,138,418,850	4.60
	オーストラリア	6,700,040,337	7.45
	ニュージーランド	72,100,669	0.08
	香港	933,840,741	1.03
	シンガポール	2,621,676,795	2.91
	韓国	156,430,116	0.17
	イスラエル	132,370,009	0.14
	小計	89,250,756,940	99.35
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	576,818,300	0.64
合計（純資産総額）		89,827,575,240	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	518,795,205	0.57

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アメリカ	5,063,881,730	76.29
	カナダ	86,270,645	1.29
	ドイツ	2,069,815	0.03

	イタリア	846,720	0.01
	フランス	137,994,424	2.07
	オランダ	11,429,944	0.17
	スペイン	31,036,181	0.46
	ベルギー	68,924,407	1.03
	アイルランド	3,356,456	0.05
	シンガポール	2,437,193	0.03
	ガーンジー	6,107,295	0.09
	イギリス	301,407,988	4.54
	オーストラリア	487,130,407	7.33
	ニュージーランド	5,761,469	0.08
	香港	66,985,272	1.00
	シンガポール	191,008,710	2.87
	韓国	11,059,136	0.16
	イスラエル	9,569,196	0.14
	小計	6,487,276,988	97.73
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	150,093,632	2.26
合計（純資産総額）		6,637,370,620	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
　評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	233,457,842	3.51

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

インデックス・ブレンド（タイプＩ）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	35,423,696	1.2043	42,661,757	1.1915	42,207,333	33.85
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	2,046,128	6.5019	13,303,760	7.3880	15,116,793	12.12
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11,345,522	0.9820	11,141,303	0.9806	11,125,418	8.92
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	3,273,593	2.9607	9,692,127	3.2338	10,586,145	8.49
5	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	3,021,901	2.3983	7,247,681	2.4782	7,488,875	6.00
6	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,699,246	3.0030	5,102,839	3.3062	5,618,047	4.50
7	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,897,228	2.8930	5,488,846	2.9585	5,612,949	4.50
8	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	494,797	3.6844	1,823,039	3.8643	1,912,044	1.53

9	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	884,806	1.9482	1,723,781	2.1152	1,871,541	1.50
10	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	632,437	2.0075	1,269,657	1.9810	1,252,857	1.00
11	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	457,742	2.6612	1,218,144	2.6974	1,234,713	0.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	83.45
合　　計	83.45

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	16,624,002	1.2042	20,019,411	1.1915	19,807,498	24.17
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	2,416,099	6.4255	15,524,720	7.3880	17,850,139	21.78
3	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	2,537,655	2.9555	7,500,040	3.2338	8,206,268	10.01
4	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	6,645,466	0.9820	6,525,848	0.9806	6,516,543	7.95
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,805,961	2.8929	5,224,465	2.9585	5,342,935	6.52
6	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	1,991,599	2.3976	4,775,236	2.4782	4,935,580	6.02
7	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	995,480	3.0138	3,000,241	3.3062	3,291,255	4.01
8	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	1,165,829	1.9210	2,239,600	2.1152	2,465,961	3.01
9	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	543,471	3.6945	2,007,864	3.8643	2,100,134	2.56
10	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	416,834	2.0079	837,000	1.9810	825,748	1.00
11	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	301,589	2.6608	802,469	2.6974	813,506	0.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	88.07
合　　計	88.07

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	25,949,600	6.4105	166,352,146	7.3880	191,715,644	31.78
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	94,522,226	1.2040	113,809,023	1.1915	112,623,232	18.67
3	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	22,326,601	2.9523	65,914,825	3.2338	72,199,762	11.96
4	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	45,674,363	0.9821	44,856,792	0.9806	44,788,280	7.42

5	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	17,037,086	2.3960	40,821,777	2.4782	42,221,306	6.99
6	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	11,397,952	1.9148	21,825,918	2.1152	24,108,948	3.99
7	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	5,577,063	3.6887	20,572,228	3.8643	21,551,444	3.57
8	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	5,472,733	3.0417	16,646,537	3.3062	18,093,949	2.99
9	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	5,091,970	2.8935	14,733,616	2.9585	15,064,593	2.49
10	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	4,423,660	2.6608	11,770,475	2.6974	11,932,380	1.97
11	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	3,055,122	2.0079	6,134,577	1.9810	6,052,196	1.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	92.89
合　　計	92.89

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	12,073,586	6.4081	77,369,562	7.3880	89,199,653	37.76
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	28,193,190	1.2035	33,932,075	1.1915	33,592,185	14.22
3	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	9,816,363	2.9417	28,876,796	3.2338	31,744,154	13.43
4	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	19,040,690	0.9820	18,697,958	0.9806	18,671,300	7.90
5	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	6,658,620	2.3962	15,955,673	2.4782	16,501,392	6.98
6	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	6,682,097	1.9060	12,736,294	2.1152	14,133,971	5.98
7	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	2,802,280	3.7017	10,373,260	3.8643	10,828,850	4.58
8	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	1,990,162	2.8941	5,759,728	2.9585	5,887,894	2.49
9	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,426,014	3.0981	4,417,994	3.3062	4,714,687	1.99
10	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,728,990	2.6608	4,600,497	2.6974	4,663,777	1.97
11	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	1,194,040	2.0155	2,406,637	1.9810	2,365,393	1.00
12	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	635,228	1.8339	1,165,000	1.8532	1,177,204	0.49

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.84
合　　計	98.84

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

順	国／	種類	銘柄名	数量	簿価	簿価	評価	評価	投資

位	地域				単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	比率（%）
1	日本	親投資信託受益証券	外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	46,417,362	6.4062	297,361,407	7.3880	342,931,470	47.88
2	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	39,166,540	2.9412	115,196,628	3.2338	126,656,757	17.68
3	日本	親投資信託受益証券	新興国株式マザーファンド	26,577,215	1.8984	50,454,185	2.1152	56,216,125	7.84
4	日本	親投資信託受益証券	海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	10,155,339	3.6825	37,397,740	3.8643	39,243,276	5.47
5	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	10,822,061	2.8946	31,325,538	2.9585	32,017,067	4.47
6	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	12,653,838	2.3867	30,201,601	2.4782	31,358,741	4.37
7	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	23,745,355	1.2024	28,551,415	1.1915	28,292,590	3.95
8	日本	親投資信託受益証券	Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	7,931,021	2.6580	21,080,654	2.6974	21,393,136	2.98
9	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	14,422,111	0.9815	14,155,302	0.9806	14,142,322	1.97
10	日本	親投資信託受益証券	外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	3,069,242	3.1479	9,661,972	3.3062	10,147,527	1.41
11	日本	親投資信託受益証券	米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	3,545,910	2.0147	7,144,000	1.9810	7,024,447	0.98
12	日本	親投資信託受益証券	新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	1,634,136	1.8327	2,995,000	1.8532	3,028,380	0.42

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.48
合　　計	99.48

（参考）国内株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	10,450,300	2,753.39	28,773,818,806	2,769.00	28,936,880,700	3.58
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	6,781,400	3,592.72	24,363,724,812	3,810.00	25,837,134,000	3.20
3	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	12,420,000	1,839.85	22,851,015,770	2,025.50	25,156,710,000	3.12
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,050,800	3,837.38	19,381,866,534	4,046.00	20,435,536,800	2.53
5	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3,997,800	3,456.50	13,818,405,116	3,700.00	14,791,860,000	1.83
6	日本	株式	任天堂	その他製品	1,241,100	11,581.37	14,373,645,507	11,835.00	14,688,418,500	1.82
7	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,494,700	8,338.49	12,463,541,274	8,689.00	12,987,448,300	1.61
8	日本	株式	キーエンス	電気機器	196,700	63,417.91	12,474,304,833	60,740.00	11,947,558,000	1.48
9	日本	株式	三菱重工業	機械	3,472,100	2,737.51	9,504,930,010	3,352.00	11,638,479,200	1.44
10	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,848,300	5,932.24	10,964,566,008	6,112.00	11,296,809,600	1.40
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,844,100	2,795.79	10,747,311,770	2,935.00	11,282,433,500	1.39
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,398,100	7,488.18	10,469,238,279	7,740.00	10,821,294,000	1.34
13	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,587,100	3,698.64	9,568,756,350	4,002.00	10,353,574,200	1.28
14	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	416,100	22,892.91	9,525,741,966	23,000.00	9,570,300,000	1.18

15	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	58,646,800	156.58	9,183,451,973	160.40	9,406,946,720	1.16
16	日本	株式	三井物産	卸売業	2,990,100	2,910.67	8,703,217,718	3,029.00	9,057,012,900	1.12
17	日本	株式	信越化学工業	化学	1,751,100	4,494.34	7,870,051,069	4,641.00	8,126,855,100	1.00
18	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,754,400	4,000.48	7,018,452,208	4,314.00	7,568,481,600	0.93
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	972,600	7,507.94	7,302,228,756	7,614.00	7,405,376,400	0.91
20	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	2,900,300	2,658.66	7,710,939,490	2,499.00	7,247,849,700	0.89
21	日本	株式	第一三共	医薬品	1,823,700	3,259.20	5,943,815,216	3,842.00	7,006,655,400	0.86
22	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	31,607,600	221.89	7,013,469,860	221.40	6,997,922,640	0.86
23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,657,800	1,488.43	6,932,853,102	1,468.00	6,837,650,400	0.84
24	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	140,400	48,659.15	6,831,745,390	48,350.00	6,788,340,000	0.84
25	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	381,400	17,730.22	6,762,305,979	17,115.00	6,527,661,000	0.80
26	日本	株式	富士通	電気機器	1,827,100	3,328.98	6,082,386,410	3,318.00	6,062,317,800	0.75
27	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,019,500	2,857.70	5,771,139,150	2,904.00	5,864,628,000	0.72
28	日本	株式	日本電気	電気機器	1,404,100	3,737.04	5,247,190,818	3,785.00	5,314,518,500	0.65
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,176,200	4,505.77	5,299,691,886	4,438.00	5,219,975,600	0.64
30	日本	株式	丸紅	卸売業	1,709,200	2,766.71	4,728,864,279	2,945.00	5,033,594,000	0.62

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.23
		建設業	2.18
		食料品	2.99
		繊維製品	0.38
		パルプ・紙	0.13
		化学	4.67
		医薬品	3.98
		石油・石炭製品	0.40
		ゴム製品	0.62
		ガラス・土石製品	0.59
		鉄鋼	0.75
		非鉄金属	0.86
		金属製品	0.47
		機械	5.68
		電気機器	16.82
		輸送用機器	7.09
		精密機器	1.98
		その他製品	2.99
		電気・ガス業	1.18
		陸運業	2.30
		海運業	0.63

		空運業	0.35
		倉庫・運輸関連業	0.15
		情報・通信業	7.61
		卸売業	6.78
		小売業	4.65
		銀行業	8.77
		証券、商品先物取引業	0.82
		保険業	3.32
		その他金融業	1.08
		不動産業	1.85
		サービス業	4.38
合　計			96.94

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	7,151,800	15,786.72	112,903,477,046	20,025.26	143,216,692,373	4.91
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	2,062,600	54,611.37	112,641,413,253	65,990.29	136,111,575,454	4.67
3	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	4,391,500	31,272.75	137,334,297,608	28,766.80	126,329,430,745	4.33
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,763,600	27,683.97	76,507,439,287	29,594.05	81,786,141,452	2.80
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	636,700	82,871.21	52,764,100,195	92,803.34	59,087,888,806	2.02
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1,300,400	24,429.39	31,767,980,073	34,812.22	45,269,815,960	1.55
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	843,700	37,908.00	31,982,987,599	51,567.32	43,507,351,343	1.49
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,706,300	22,213.47	37,902,845,776	24,725.49	42,189,117,579	1.44
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,454,500	22,462.65	32,671,927,675	24,883.75	36,193,421,938	1.24
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	822,200	34,939.96	28,727,641,975	38,034.91	31,272,304,564	1.07
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	388,600	75,729.79	29,428,598,201	72,824.11	28,299,451,711	0.97
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	505,000	49,331.39	24,912,353,063	52,138.48	26,329,936,440	0.90
13	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	235,600	118,131.76	27,831,844,025	103,956.14	24,492,067,974	0.84
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	124,830	134,937.33	16,844,227,015	170,465.80	21,279,246,838	0.73
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サー	239,400	77,782.02	18,621,017,544	83,125.20	19,900,174,939	0.68

				ビス						
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	1,283,500	16,882.55	21,668,755,780	14,774.01	18,962,442,220	0.65
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	129,630	134,066.88	17,379,090,351	145,127.42	18,812,867,947	0.64
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	1,290,300	12,307.28	15,880,088,484	13,969.77	18,025,203,263	0.61
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	687,700	24,152.50	16,609,678,097	24,250.72	16,677,225,095	0.57
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	703,100	23,513.27	16,532,182,418	22,095.55	15,535,384,439	0.53
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	290,100	51,541.43	14,952,170,173	52,985.88	15,371,204,455	0.52
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	516,100	29,423.64	15,185,544,222	26,705.14	13,782,527,605	0.47
23	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	304,900	40,351.76	12,303,254,020	42,928.94	13,089,035,788	0.44
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	2,000,000	5,926.03	11,852,076,282	6,364.80	12,729,617,600	0.43
25	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	115,000	102,182.81	11,751,023,598	108,855.83	12,518,421,025	0.42
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	1,195,000	10,135.69	12,112,158,186	10,285.26	12,290,893,229	0.42
27	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	765,100	15,773.64	12,068,419,505	15,314.25	11,716,932,675	0.40
28	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	454,100	22,383.89	10,164,526,294	25,590.15	11,620,490,248	0.39
29	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	268,700	74,036.32	19,893,561,313	42,897.71	11,526,616,800	0.39
30	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	490,100	20,260.68	9,929,761,936	23,436.42	11,486,190,912	0.39

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.81
		メディア	0.43
		娯楽	1.58
		不動産管理・開発	0.27
		エネルギー設備・サービス	0.15
		石油・ガス・消耗燃料	3.46
		化学	1.49
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.14
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.53
		建設関連製品	0.65
		建設・土木	0.37
		電気設備	1.18
		コングロマリット	0.68

		機械	1.69
		商社・流通業	0.43
		商業サービス・用品	0.64
		航空貨物・物流サービス	0.35
		旅客航空輸送	0.05
		海上運輸	0.04
		陸上運輸	0.88
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.08
		自動車	1.93
		家庭用耐久財	0.20
		繊維・アパレル・贅沢品	0.81
		ホテル・レストラン・レジャー	1.94
		販売	0.06
		大規模小売り	3.31
		専門小売り	1.53
		生活必需品流通・小売り	1.88
		飲料	1.21
		食品	1.06
		タバコ	0.71
		家庭用品	0.92
		パーソナルケア用品	0.47
		ヘルスケア機器・用品	2.07
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.37
		バイオテクノロジー	1.55
		医薬品	3.99
		銀行	6.26
		金融サービス	3.35
		保険	3.28
		情報技術サービス	1.33
		ソフトウェア	9.10
		通信機器	0.71
		コンピュータ・周辺機器	4.62
		電子装置・機器・部品	0.53
		半導体・半導体製造装置	9.06
		各種電気通信サービス	1.03
		無線通信サービス	0.23
		電力	1.66
		ガス	0.08
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08

		消費者金融	0.46
		資本市場	3.59
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.13
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.75
		専門サービス	0.97
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.77
合　　計			98.68

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	216,880	16,782.43	3,639,774,611	20,025.26	4,343,079,538	4.76
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	62,549	63,120.08	3,948,098,203	65,990.29	4,127,626,749	4.53
3	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	133,170	28,562.51	3,803,669,604	28,766.80	3,830,875,622	4.20
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	83,810	27,775.54	2,327,868,192	29,594.05	2,480,278,085	2.72
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	19,307	85,241.53	1,645,758,341	92,803.34	1,791,754,153	1.96
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	39,430	29,953.73	1,181,075,731	34,812.22	1,372,645,988	1.50
7	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	25,585	42,910.66	1,097,869,395	51,567.32	1,319,349,987	1.44
8	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	51,740	21,976.14	1,137,045,613	24,725.49	1,279,297,277	1.40
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	44,110	22,210.65	979,711,798	24,883.75	1,097,622,442	1.20
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	24,930	36,410.61	907,716,747	38,034.91	948,210,354	1.04
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	11,786	73,911.77	871,124,166	72,824.11	858,305,038	0.94
12	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	15,315	50,719.92	776,775,725	52,138.48	798,500,944	0.87
13	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	7,146	105,682.58	755,207,759	103,956.14	742,870,619	0.81
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	3,785	164,043.45	620,904,463	170,465.80	645,213,084	0.70
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	7,259	81,810.23	593,860,509	83,125.20	603,405,889	0.66
16	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗	38,920	15,438.68	600,873,803	14,774.01	575,004,481	0.63

				燃料						
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	3,931	145,033.90	570,128,294	145,127.42	570,495,903	0.62
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	39,130	13,915.10	544,498,113	13,969.77	546,637,374	0.60
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	20,860	22,682.54	473,157,872	24,250.72	505,870,169	0.55
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	21,320	22,187.63	473,040,301	22,095.55	471,077,224	0.51
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	8,797	52,183.08	459,054,623	52,985.88	466,116,807	0.51
22	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	15,650	26,558.40	415,638,991	26,705.14	417,935,588	0.45
23	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア	9,210	42,798.09	394,170,413	42,928.94	395,375,597	0.43
24	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	60,660	6,012.32	364,707,774	6,364.80	386,089,302	0.42
25	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	3,472	102,525.67	355,969,147	108,855.83	377,947,459	0.41
26	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	36,240	10,145.71	367,680,618	10,285.26	372,738,051	0.40
27	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	23,080	15,338.75	354,018,350	15,314.25	353,452,890	0.38
28	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	13,770	24,414.73	336,190,955	25,590.15	352,376,460	0.38
29	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	8,150	54,762.67	446,315,816	42,897.71	349,616,401	0.38
30	アメリカ	株式	ORACLE CORPORATION	ソフトウェア	14,860	21,629.41	321,413,119	23,436.42	348,265,246	0.38

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.68
		メディア	0.42
		娯楽	1.52
		不動産管理・開発	0.26
		エネルギー設備・サービス	0.15
		石油・ガス・消耗燃料	3.36
		化学	1.45
		建設資材	0.32
		容器・包装	0.19
		金属・鉱業	1.09
		紙製品・林産品	0.06
		航空宇宙・防衛	2.44
		建設関連製品	0.63
		建設・土木	0.36
		電気設備	1.14
		コングロマリット	0.65
		機械	1.63

		商社・流通業	0.43
		商業サービス・用品	0.63
		航空貨物・物流サービス	0.34
		旅客航空輸送	0.05
		海上運輸	0.03
		陸上運輸	0.86
		運送インフラ	0.09
		自動車用部品	0.08
		自動車	1.87
		家庭用耐久財	0.19
		繊維・アパレル・贅沢品	0.79
		ホテル・レストラン・レジャー	1.87
		販売	0.06
		大規模小売り	3.20
		専門小売り	1.48
		生活必需品流通・小売り	1.83
		飲料	1.18
		食品	1.03
		タバコ	0.69
		家庭用品	0.90
		パーソナルケア用品	0.46
		ヘルスケア機器・用品	2.02
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.34
		バイオテクノロジー	1.51
		医薬品	3.86
		銀行	6.07
		金融サービス	3.23
		保険	3.23
		情報技術サービス	1.28
		ソフトウェア	8.81
		通信機器	0.69
		コンピュータ・周辺機器	4.48
		電子装置・機器・部品	0.51
		半導体・半導体製造装置	8.77
		各種電気通信サービス	1.00
		無線通信サービス	0.22
		電力	1.62
		ガス	0.09
		総合公益事業	0.73
		水道	0.08
		消費者金融	0.44

		資本市場	3.46
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.13
		ヘルスケア・テクノロジー	0.07
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.72
		専門サービス	0.94
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.73
合　　計			95.78

（参考）新興国株式マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	3,127,000	4,592.78	14,361,624,310	4,679.89	14,634,026,036	9.09
2	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	819,700	9,070.96	7,435,469,191	9,362.57	7,674,498,629	4.76
3	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	8,253,100	657.34	5,425,109,507	659.06	5,439,357,989	3.37
4	香港	株式	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	2,182,780	2,260.27	4,933,689,189	2,165.95	4,727,801,072	2.93
5	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	601,240	5,759.47	3,462,829,755	5,896.10	3,544,977,176	2.20
6	インド	株式	HDFC BANK LIMITED	銀行	718,500	3,212.49	2,308,174,065	3,276.75	2,354,344,875	1.46
7	香港	株式	XIAOMI CORPORATION	コンピュータ・周辺機器	2,174,000	941.84	2,047,578,561	948.17	2,061,338,972	1.28
8	インド	株式	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	773,000	2,341.24	1,809,778,520	2,410.26	1,863,130,980	1.15
9	インド	株式	ICICI BANK LTD	銀行	668,400	2,361.13	1,578,179,292	2,476.05	1,654,991,820	1.02
10	香港	株式	MEITUAN-CLASS B	ホテル・レストラン・レジャー	624,540	2,585.93	1,615,022,967	2,569.43	1,604,714,310	0.99
11	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	12,208,000	121.96	1,488,899,888	128.74	1,571,740,934	0.97
12	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	69,220	19,979.50	1,382,981,682	22,281.20	1,542,304,664	0.95
13	アメリカ	株式	PDD HOLDINGS INC ADR	大規模小売り	88,150	15,775.34	1,390,596,706	14,140.98	1,246,527,590	0.77
14	台湾	株式	HON HAI PRECISION INDUSTRY	電子装置・機器・部品	1,589,649	711.42	1,130,909,999	754.97	1,200,149,387	0.74
15	台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	193,538	6,412.47	1,241,056,619	6,097.89	1,180,174,596	0.73
16	香港	株式	BYD CO LTD-H	自動車	156,000	7,097.58	1,107,222,480	7,446.04	1,161,582,240	0.72
17	インド	株式	INFOSYS LTD	情報技術サービス	426,800	2,562.92	1,093,854,256	2,695.52	1,150,447,936	0.71

18	インド	株式	BHARTI AIRTEL LIMITED	無線通信サービス	329,500	3,142.28	1,035,381,260	3,168.12	1,043,895,540	0.64
19	南アフリカ	株式	NASPERS LTD-N SHS	大規模小売り	20,880	41,091.16	857,983,487	42,391.47	885,134,052	0.54
20	サウジアラビア	株式	AL RAJHI BANK	銀行	249,400	3,691.20	920,585,280	3,502.79	873,597,073	0.54
21	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	8,270,000	100.13	828,128,028	104.72	866,045,978	0.53
22	香港	株式	NETEASE, INC.	娯楽	221,050	3,002.25	663,649,131	3,671.66	811,622,211	0.50
23	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	8,920,000	82.89	739,439,456	84.91	757,434,664	0.47
24	香港	株式	JD.COM, INC.	大規模小売り	311,567	2,411.70	751,409,249	2,417.21	753,123,491	0.46
25	香港	株式	TRIP.COM GROUP LTD	ホテル・レストラン・レジャー	80,000	8,777.52	702,201,920	9,362.57	749,005,600	0.46
26	サウジアラビア	株式	SAUDI ARABIAN OIL CO	石油・ガス・消耗燃料	767,940	961.59	738,445,700	961.25	738,182,325	0.45
27	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	841,000	852.81	717,213,210	850.97	715,670,816	0.44
28	アメリカ	株式	NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	銀行	403,700	1,845.85	745,170,493	1,725.00	696,383,025	0.43
29	インド	株式	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	113,500	5,848.51	663,805,885	5,946.77	674,958,395	0.41
30	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	銀行	683,990	944.54	646,061,002	951.14	650,572,844	0.40

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	5.79
		メディア	0.03
		娯楽	0.99
		不動産管理・開発	1.47
		エネルギー設備・サービス	0.08
		石油・ガス・消耗燃料	3.96
		化学	1.19
		建設資材	0.67
		容器・包装	0.02
		金属・鉱業	3.15
		紙製品・林産品	0.08
		航空宇宙・防衛	0.81
		建設関連製品	0.02
		建設・土木	0.53
		電気設備	1.02
		コングロマリット	0.92
		機械	0.74
		商社・流通業	0.08
		商業サービス・用品	0.03
		航空貨物・物流サービス	0.20
		旅客航空輸送	0.34

		海上運輸	0.37
		陸上運輸	0.14
		運送インフラ	0.64
		自動車用部品	0.53
		自動車	3.03
		家庭用耐久財	0.35
		繊維・アパレル・贅沢品	0.70
		ホテル・レストラン・レジャー	2.25
		大規模小売り	4.96
		専門小売り	0.76
		生活必需品流通・小売り	1.11
		飲料	0.87
		食品	1.25
		タバコ	0.33
		家庭用品	0.03
		パーソナルケア用品	0.52
		ヘルスケア機器・用品	0.07
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	0.56
		バイオテクノロジー	0.75
		医薬品	1.07
		銀行	17.15
		金融サービス	0.98
		保険	2.77
		情報技術サービス	1.88
		ソフトウェア	0.15
		通信機器	0.21
		コンピュータ・周辺機器	5.15
		電子装置・機器・部品	1.98
		半導体・半導体製造装置	11.78
		各種電気通信サービス	1.09
		無線通信サービス	1.53
		電力	1.11
		ガス	0.28
		総合公益事業	0.10
		水道	0.15
		消費者金融	0.70
		資本市場	0.81
		各種消費者サービス	0.12
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.69
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.43
		その他の業種	0.02

新株予約権証券	—	—	0.00
投資信託受益証券	—	—	3.37
投資証券	—	—	0.08
合　　計			95.27

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC DEL	機械	122,820	41,880.58	5,143,773,885	50,612.02	6,216,169,193	1.66
2	アメリカ	株式	EMERSON ELEC	電気設備	359,400	14,133.88	5,079,718,737	17,252.89	6,200,688,810	1.65
3	アメリカ	株式	FRANKLIN RESOURCES INC	資本市場	1,975,000	2,509.77	4,956,808,229	3,136.36	6,194,322,850	1.65
4	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	270,200	18,893.47	5,105,016,290	22,154.54	5,986,157,059	1.60
5	アメリカ	株式	PENTAIR PLC	機械	414,000	11,567.62	4,788,995,162	14,326.57	5,931,201,884	1.58
6	アメリカ	株式	NORDSON CORP	機械	196,600	25,710.86	5,054,755,798	30,064.51	5,910,683,433	1.58
7	アメリカ	株式	STANLEY BLACK & DECKER INC	機械	614,200	8,279.23	5,085,106,798	9,571.67	5,878,920,390	1.57
8	アメリカ	株式	CINCINNATI FINANCIAL CORP	保険	271,000	18,403.58	4,987,371,688	21,576.18	5,847,145,837	1.56
9	アメリカ	株式	ECOLAB INC	化学	152,700	33,348.27	5,092,281,488	38,023.40	5,806,173,531	1.55
10	アメリカ	株式	EVERSOURCE ENERGY	電力	626,700	8,119.57	5,088,537,179	9,220.62	5,778,567,756	1.54
11	アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESS	専門サービス	123,750	41,023.80	5,076,696,439	46,631.14	5,770,604,120	1.54
12	アメリカ	株式	GRAINGER(W.W.) INC	商社・流通業	36,610	141,418.23	5,177,321,631	156,205.41	5,718,680,199	1.53
13	アメリカ	株式	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	資本市場	85,370	59,609.21	5,088,838,708	66,981.55	5,718,215,427	1.53
14	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	資本市場	77,250	64,988.20	5,020,338,507	73,963.56	5,713,685,551	1.52
15	アメリカ	株式	PPG INDUSTRIES	化学	356,700	14,496.15	5,170,777,096	16,014.16	5,712,254,332	1.52
16	アメリカ	株式	T ROWE PRICE GROUP INC	資本市場	419,200	12,182.24	5,106,799,042	13,568.37	5,687,864,770	1.52
17	アメリカ	株式	GENUINE PARTS CO	販売	312,800	16,102.87	5,036,980,165	18,180.85	5,686,970,474	1.52
18	アメリカ	株式	CINTAS CORP	商業サービス・用品	174,900	28,861.22	5,047,827,731	32,334.78	5,655,353,459	1.51
19	アメリカ	株式	DOVER CORP	機械	218,400	22,990.13	5,021,046,419	25,850.56	5,645,762,653	1.51
20	アメリカ	株式	KIMBERLY-CLARK CORP	家庭用品	272,300	20,141.76	5,484,602,681	20,694.26	5,635,047,216	1.50
21	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS	化学	109,660	46,581.14	5,108,088,313	51,181.75	5,612,590,979	1.50
22	アメリカ	株式	C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	航空貨物・物流サービス	400,900	12,848.42	5,150,935,567	13,825.90	5,542,806,116	1.48
23	アメリカ	株式	EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	航空貨物・物流サービス	339,200	15,094.77	5,120,147,105	16,296.15	5,527,655,742	1.47
24	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	情報技術サービス	147,980	34,011.71	5,033,054,077	37,217.73	5,507,479,730	1.47
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	205,200	24,510.46	5,029,548,060	26,705.14	5,479,896,657	1.46

26	アメリカ	株式	ILLINOIS TOOL WORKS INC	機械	153,500	32,857.87	5,043,683,270	35,353.17	5,426,712,378	1.45
27	アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS	航空宇宙・防衛	136,700	39,304.24	5,372,889,912	39,593.02	5,412,366,381	1.44
28	アメリカ	株式	LINDE PLC	化学	81,050	63,871.26	5,176,766,374	66,767.18	5,411,480,717	1.44
29	アメリカ	株式	CHUBB LTD	保険	127,690	40,265.22	5,141,466,646	42,319.36	5,403,759,142	1.44
30	アメリカ	株式	ALBEMARLE CORP	化学	652,900	7,910.47	5,164,749,210	8,271.08	5,400,192,245	1.44

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	2.74
		化学	8.91
		容器・包装	1.33
		金属・鉱業	1.36
		航空宇宙・防衛	1.44
		建設関連製品	1.41
		電気設備	1.65
		機械	9.36
		商社・流通業	2.96
		商業サービス・用品	1.51
		航空貨物・物流サービス	2.96
		ホテル・レストラン・レジャー	1.36
		販売	1.52
		専門小売り	1.44
		生活必需品流通・小売り	4.25
		飲料	4.03
		食品	5.44
		家庭用品	6.96
		パーソナルケア用品	1.43
		ヘルスケア機器・用品	4.00
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.60
		バイオテクノロジー	1.46
		医薬品	1.38
		保険	6.86
		情報技術サービス	1.47
		ソフトウェア	1.43
		電力	2.98
		ガス	1.35
		総合公益事業	1.28
		資本市場	6.23
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.34
		専門サービス	1.54
投資証券	—	—	4.19

合　　計	99.35

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	24,500,000,000	92.93	22,767,850,000	93.33	22,868,055,000	0.4	2033/6/20	2.00
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	23,500,000,000	94.08	22,108,800,000	94.47	22,200,450,000	0.5	2033/3/20	1.94
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	98.00	18,620,950,000	98.34	18,685,360,000	0.2	2028/3/20	1.64
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６２回	18,000,000,000	99.70	17,946,710,000	99.76	17,958,420,000	0.4	2026/7/1	1.57
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	98.11	16,680,060,000	98.57	16,756,900,000	0.4	2028/9/20	1.47
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	97.78	14,178,390,000	98.24	14,246,105,000	0.3	2028/9/20	1.25
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	95.75	13,406,120,000	96.36	13,491,380,000	0.1	2029/9/20	1.18
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,500,000,000	94.68	12,782,550,000	95.20	12,852,675,000	0.1	2030/9/20	1.12
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	95.74	12,446,980,000	96.07	12,489,490,000	0.8	2033/9/20	1.09
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	97.73	11,385,545,000	98.07	11,425,271,500	0.1	2028/3/20	1.00
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５９回	11,000,000,000	95.31	10,484,776,000	95.49	10,503,900,000	0.1	2030/6/20	0.92
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	94.42	10,386,200,000	94.85	10,434,380,000	0.5	2032/12/20	0.91
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	10,500,000,000	98.39	10,330,950,000	98.86	10,380,510,000	0.6	2029/3/20	0.91
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６４回	10,000,000,000	99.69	9,969,300,000	99.69	9,969,000,000	0.4	2026/9/1	0.87
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.49	9,849,600,000	0.1	2027/9/20	0.86
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	98.16	9,816,000,000	98.49	9,849,600,000	0.1	2027/9/20	0.86
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	97.50	9,750,600,000	98.00	9,800,300,000	0.3	2028/12/20	0.86
18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	95.06	9,506,800,000	95.33	9,533,700,000	0.8	2034/3/20	0.83
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	93.78	9,378,200,000	94.10	9,410,600,000	0.6	2033/12/20	0.82
20	日本	国債証券	国庫債券　利付	9,000,000,000	98.37	8,854,110,000	98.88	8,899,650,000	0.7	2029/9/20	0.78

			（５年）第１７４回								
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	98.38	8,854,830,000	98.69	8,882,820,000	0.1	2027/6/20	0.77
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	98.18	8,836,200,000	98.50	8,865,540,000	0.005	2027/6/20	0.77
23	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	97.95	8,815,680,000	98.47	8,862,480,000	0.6	2029/9/20	0.77
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７５回	9,000,000,000	97.50	8,775,620,000	97.47	8,772,570,000	1.1	2034/6/20	0.77
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６７回	8,600,000,000	97.61	8,394,460,000	98.12	8,439,008,000	0.4	2029/3/20	0.74
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６０回	9,000,000,000	89.34	8,041,446,000	89.03	8,013,240,000	0.7	2037/3/20	0.70
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６３回	8,000,000,000	99.66	7,972,810,000	99.72	7,978,240,000	0.4	2026/8/1	0.70
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	9,200,000,000	86.75	7,981,000,000	85.98	7,910,160,000	0.7	2038/9/20	0.69
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７７回	8,000,000,000	97.57	7,806,320,000	97.65	7,812,480,000	1.2	2034/12/20	0.68
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	96.47	7,717,840,000	97.00	7,760,720,000	0.1	2029/3/20	0.68

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	84.62
地方債証券	5.17
特殊債券	5.77
社債券	4.58
合　　計	100.15

（参考）外国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	72,220,000	14,460.32	10,443,244,084	14,445.16	10,432,298,306	4.5	2026/7/15	1.05
2	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	60,000,000	16,554.36	9,932,620,099	16,582.01	9,949,209,040	2.75	2030/2/25	1.00
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	68,750,000	14,431.11	9,921,392,454	14,388.12	9,891,834,991	4.375	2034/5/15	1.00
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,250,000	14,553.91	9,787,504,999	14,529.74	9,771,253,470	4.5	2027/5/15	0.98
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	69,100,000	13,969.43	9,652,882,284	13,960.44	9,646,668,898	2.375	2027/5/15	0.97
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	70,300,000	13,305.16	9,353,530,137	13,310.22	9,357,086,241	1.25	2028/5/31	0.94
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,550,000	13,778.92	9,307,662,739	13,778.36	9,307,283,720	1.25	2026/12/31	0.94
8	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000	2,016.68	9,292,876,320	2,015.32	9,286,611,446	1.85	2027/5/15	0.93
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,100,000	14,505.93	9,298,303,063	14,482.59	9,283,343,025	4.875	2026/5/31	0.93
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	61,400,000	14,781.51	9,075,851,706	14,766.06	9,066,362,634	4.625	2031/5/31	0.91
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	66,900,000	13,138.81	8,789,866,628	13,144.71	8,793,814,763	1	2028/7/31	0.88

12	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	52,500,000	16,581.09	8,705,072,723	16,578.31	8,703,612,860	3.1	2026/8/28	0.88
13	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	46,050,000	18,466.56	8,503,851,934	18,568.79	8,550,929,425	4.75	2035/4/25	0.86
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,245.59	8,507,644,363	13,236.04	8,501,508,492	2.875	2032/5/15	0.85
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,700,000	13,976.74	8,344,116,541	13,970.56	8,340,425,831	2	2026/11/15	0.84
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	59,400,000	14,032.38	8,335,234,926	14,021.98	8,329,059,675	2.625	2027/5/31	0.84
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	42,950,000	19,190.03	8,242,118,916	19,302.89	8,290,593,703	5.75	2033/2/1	0.83
18	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	41,900,000	19,224.38	8,055,016,100	19,217.02	8,051,931,987	5.5	2031/1/4	0.81
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,500,000	12,198.62	7,868,111,694	12,212.08	7,876,797,968	0.625	2030/5/15	0.79
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	58,950,000	13,277.62	7,827,161,153	13,281.84	7,829,645,277	1.25	2028/6/30	0.79
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,400,000	13,978.43	7,744,050,653	13,971.96	7,740,470,350	2.875	2028/5/15	0.78
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,150,000	14,056.26	7,752,031,431	14,018.05	7,730,955,204	4	2034/2/15	0.78
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	55,950,000	13,434.42	7,516,559,301	13,437.23	7,518,131,373	0.5	2027/5/31	0.76
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,800,000	13,688.72	7,090,759,072	13,664.27	7,078,095,842	3.5	2033/2/15	0.71
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	51,350,000	13,584.19	6,975,483,563	13,580.54	6,973,607,819	2.375	2029/3/31	0.70
26	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,350,000	19,487.41	6,693,925,622	19,532.43	6,709,392,025	5.75	2032/10/25	0.67
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	47,400,000	14,150.40	6,707,289,614	14,140.28	6,702,494,867	3.625	2030/3/31	0.67
28	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	36,800,000	18,053.22	6,643,585,291	18,184.12	6,691,758,357	4.5	2041/4/25	0.67
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,250,000	13,081.76	6,573,588,512	13,075.02	6,570,201,513	2.75	2032/8/15	0.66
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	46,550,000	13,988.26	6,511,537,699	13,956.79	6,496,887,687	3.875	2033/8/15	0.65

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.97
合　　計	98.97

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,600,000	14,567.74	1,252,826,469	14,529.74	1,249,558,065	4.5	2027/5/15	1.64
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	6,420,000	15,058.95	966,784,819	14,986.08	962,106,548	5.25	2028/11/15	1.26
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	4,600,000	15,218.56	700,054,155	15,132.76	696,107,102	6.125	2027/11/15	0.91
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	14,033.07	645,521,670	13,971.96	642,710,534	2.875	2028/5/15	0.84
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,502.09	580,083,840	14,471.91	578,876,541	4.875	2026/4/30	0.76
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	14,874.86	580,119,793	14,617.41	570,079,241	4.625	2035/2/15	0.75
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	14,722.44	574,175,531	14,501.08	565,542,243	4.25	2031/2/28	0.74
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	13,916.48	542,742,793	14,042.21	547,646,462	1.875	2026/6/30	0.72

9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	14,012.43	546,484,831	13,931.50	543,328,683	2.875	2028/8/15	0.71
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	12,328.77	517,808,698	12,445.31	522,703,275	1.875	2032/2/15	0.68
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,350,000	15,685.48	525,463,865	15,322.71	513,310,989	5.375	2031/2/15	0.67
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,867.62	485,367,025	14,042.91	491,501,966	1.625	2026/5/15	0.64
13	イギリス	国債証券	UK TREASURY	2,700,000	18,219.01	491,913,280	17,942.58	484,449,857	3.25	2033/1/31	0.63
14	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	23,000,000	2,014.02	463,226,658	2,015.32	463,524,443	1.85	2027/5/15	0.61
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,149.75	460,241,569	13,188.26	461,589,429	1.25	2028/9/30	0.60
16	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,800,000	16,406.40	459,379,470	16,437.31	460,244,760	3	2033/5/25	0.60
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,100,000	14,869.49	460,954,458	14,728.97	456,598,126	4.625	2029/4/30	0.60
18	フランス	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	2,700,000	16,468.16	444,640,346	16,626.79	448,923,394	2.75	2029/2/25	0.59
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,030.27	450,908,291	14,776.17	443,285,353	4.625	2030/9/30	0.58
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	15,262.26	457,867,921	14,562.34	436,870,247	4.5	2033/11/15	0.57
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,200,000	13,531.17	432,997,456	13,580.54	434,577,313	2.375	2029/3/31	0.57
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	13,784.54	413,536,332	13,947.52	418,425,653	1.5	2026/8/15	0.55
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	13,649.10	409,473,112	13,906.06	417,181,839	0.75	2026/5/31	0.55
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,000,000	13,112.68	393,380,447	13,329.32	399,879,889	0.375	2027/7/31	0.52
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	14,436.14	404,211,973	14,208.28	397,832,012	4.25	2034/11/15	0.52
26	ドイツ	国債証券	BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,400,000	16,526.43	396,634,516	16,539.87	396,956,911	2.9	2026/6/18	0.52
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	14,081.99	394,295,877	14,010.74	392,300,872	3.125	2028/11/15	0.51
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,700,000	14,527.64	392,246,304	14,482.59	391,030,049	4.875	2026/5/31	0.51
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,800,000	13,676.28	382,935,902	13,942.14	390,379,989	0.75	2026/4/30	0.51
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,900,000	14,172.59	411,005,370	13,410.25	388,897,438	4.5	2054/11/15	0.51

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	100.13
合　　計	100.13

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	10,900,000	2,117.41	230,798,332	2,129.09	232,071,121	—	2026/7/1	1.41
2	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	24,550,000	719.78	176,706,503	735.69	180,612,759	7.5	2027/6/3	1.10
3	ブラジル	国債証券	LETRA TESOURO NACIONAL	6,900,000	2,250.56	155,289,088	2,261.78	156,062,917	—	2026/1/1	0.95

4	マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,500,000	3,436.49	154,642,219	3,447.63	155,143,516	3.9	2026/11/30	0.94
5	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	23,800,000	632.52	150,541,260	633.01	150,657,550	8.75	2048/2/28	0.92
6	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	600,000	2,400.92	144,062,986	2,505.46	150,327,960	10	2027/1/1	0.91
7	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	88,000,000	163.39	143,791,440	169.61	149,263,400	6.67	2050/12/17	0.91
8	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,300,000	726.05	140,128,275	741.61	143,132,595	8.5	2029/3/1	0.87
9	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,800,000	682.15	135,066,694	705.16	139,621,784	7.75	2031/5/29	0.85
10	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	17,500,000	772.67	135,218,232	788.18	137,933,183	8	2030/1/31	0.84
11	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,000,000	837.20	133,952,309	838.28	134,125,996	10.5	2026/12/21	0.81
12	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	15,100,000,000	0.88	133,099,856	0.88	133,325,631	6.625	2034/2/15	0.81
13	タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT BOND	25,600,000	486.55	124,559,241	503.87	128,991,413	3.3	2038/6/17	0.78
14	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	16,500,000	744.26	122,803,764	762.28	125,776,674	8.25	2032/3/31	0.76
15	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,900,000	3,130.63	122,094,716	3,198.26	124,732,505	1.25	2030/10/25	0.76
16	インドネシア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	13,400,000,000	0.92	124,494,268	0.93	124,626,700	7.5	2035/6/15	0.76
17	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	70,000,000	172.90	121,033,200	177.41	124,188,757	7.1	2029/4/18	0.75
18	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	18,100,000	677.99	122,716,696	682.07	123,455,512	9	2040/1/31	0.75
19	インド	国債証券	INDIA GOVERNMENT BOND	67,000,000	175.83	117,809,014	179.49	120,263,365	7.1	2034/4/8	0.73
20	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000	3,565.35	117,656,778	3,629.83	119,784,561	0.25	2026/10/25	0.73
21	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	5,900,000	2,037.46	120,210,391	2,028.62	119,688,811	1.91	2029/7/15	0.73
22	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	19,600,000	600.01	117,602,297	608.96	119,356,678	7.75	2042/11/13	0.72
23	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,100,000	3,745.63	116,114,581	3,836.97	118,946,209	4.75	2029/7/25	0.72
24	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	16,000,000	722.67	115,628,747	740.05	118,408,269	8.5	2029/5/31	0.72
25	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000	3,474.96	114,673,970	3,526.13	116,362,570	2.75	2029/10/25	0.71
26	ブラジル	国債証券	NOTA DO TESOURO NACIONAL	480,000	2,266.25	108,789,182	2,399.90	115,195,282	10	2029/1/1	0.70
27	マレーシア	国債証券	MALAYSIA GOVERNMENT	3,200,000	3,438.65	110,036,850	3,466.50	110,928,225	3.899	2027/11/16	0.67
28	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	18,400,000	596.53	109,761,723	602.78	110,912,639	8	2053/7/31	0.67
29	南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	14,800,000	725.85	107,427,279	745.04	110,266,266	8.875	2035/2/28	0.67

30	メキシコ	国債証券	MEX BONOS DESARR FIX RT	16,000,000	657.50	105,200,293	683.95	109,432,295	7.75	2034/11/23	0.66

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	96.95
合　　計	96.95

（参考）新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,900,000	9,657.48	1,245,815,017	9,784.74	1,262,231,792	4.125	2035/7/9	2.68
2	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,920,000	11,128.48	881,376,278	11,321.41	896,656,308	0.75	2030/7/9	1.90
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	8,000,000	10,238.64	819,091,388	10,342.95	827,436,654	5	2038/1/9	1.76
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	7,700,000	8,596.23	661,909,903	8,922.81	687,056,939	5.5	2035/7/31	1.46
5	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,700,000	15,089.27	558,303,088	15,083.59	558,093,194	6.25	2031/1/25	1.18
6	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,700,000	13,079.32	483,934,944	13,161.94	486,992,038	4.875	2032/9/23	1.03
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,200,000	15,198.43	486,349,888	15,202.91	486,493,298	8.6	2027/9/24	1.03
8	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,500,000	13,383.50	468,422,736	13,401.81	469,063,548	3.875	2030/6/12	0.99
9	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,200,000	8,944.17	465,097,020	9,016.90	468,879,236	3.5	2041/7/9	0.99
10	アメリカ	国債証券	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	4,000,000	10,901.29	436,051,957	11,449.92	457,997,024	8.875	2050/5/29	0.97
11	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,200,000	14,249.44	455,982,222	14,218.64	454,996,678	5.125	2034/9/18	0.96
12	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,200,000	14,063.68	450,037,876	14,022.50	448,720,125	5.5	2054/4/30	0.95
13	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000	13,163.29	447,552,062	13,058.62	443,993,113	5.5	2054/3/18	0.94
14	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,200,000	13,739.58	439,666,720	13,794.97	441,439,199	6	2036/5/7	0.93
15	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000	14,233.33	441,233,529	14,234.95	441,283,481	5	2034/1/16	0.93
16	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	14,496.70	434,901,026	14,619.35	438,580,501	6.875	2037/5/13	0.93
17	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,000,000	14,172.46	425,173,832	14,308.37	429,251,338	7.375	2055/5/13	0.91
18	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,700,000	15,770.62	425,806,918	15,731.85	424,760,047	9.125	2030/7/13	0.90
19	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,500,000	11,902.36	416,582,778	11,905.24	416,683,487	4.4	2050/4/16	0.88
20	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	14,797.10	414,318,839	14,834.61	415,369,234	5.625	2035/1/13	0.88
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	3,000,000	13,530.25	405,907,625	13,625.20	408,756,251	6.4	2035/2/14	0.86
22	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	15,663.90	407,261,498	15,657.36	407,091,487	9.375	2029/3/14	0.86
23	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,300,000	12,189.38	402,249,730	12,303.76	406,024,159	2.659	2031/5/24	0.86

24	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,800,000	14,422.98	403,843,694	14,451.53	404,643,041	4.75	2030/1/16	0.86
25	アメリカ	国債証券	HUNGARY	2,900,000	13,661.89	396,194,962	13,549.67	392,940,622	5.5	2036/3/26	0.83
26	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000	15,658.37	391,459,479	15,654.18	391,354,670	9.875	2028/1/15	0.83
27	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	2,800,000	13,946.75	390,509,218	13,919.42	389,743,830	3.75	2030/4/16	0.82
28	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,900,000	13,358.23	387,388,779	13,260.50	384,554,564	6.5	2035/1/3	0.81
29	アメリカ	国債証券	ROMANIA	2,800,000	13,252.77	371,077,578	13,687.07	383,238,029	6.375	2034/1/30	0.81
30	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,700,000	14,040.97	379,106,259	14,086.98	380,348,557	6.125	2034/3/15	0.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.35
合　　計	97.35

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	社債券	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	320,000	14,334.03	45,868,914	15,323.01	49,033,644	10.875	2032/1/15	0.72
2	アメリカ	社債券	ECHOSTAR CORP	260,000	14,981.87	38,952,875	14,578.20	37,903,329	10.75	2029/11/30	0.56
3	アメリカ	社債券	DIRECTV HOLDINGS/FING	220,000	13,925.63	30,636,407	14,150.05	31,130,117	5.875	2027/8/15	0.46
4	アメリカ	社債券	RAKUTEN GROUP INC	200,000	15,053.51	30,107,030	15,428.21	30,856,429	9.75	2029/4/15	0.45
5	アメリカ	社債券	GTCR W-2 MERGER SUB LLC	200,000	15,236.55	30,473,105	15,228.59	30,457,193	7.5	2031/1/15	0.45
6	アメリカ	社債券	ILIAD HOLDING SAS	200,000	15,315.82	30,631,649	15,168.40	30,336,802	8.5	2031/4/15	0.44
7	アメリカ	社債券	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	210,000	13,962.73	29,321,742	14,265.18	29,956,882	5.625	2031/9/30	0.44
8	アメリカ	社債券	ARDONAGH GROUP FINANCE	200,000	14,822.92	29,645,852	14,849.48	29,698,963	8.875	2032/2/15	0.43
9	アメリカ	社債券	1261229 BC LTD	200,000	13,898.38	27,796,769	14,293.94	28,587,896	10	2032/4/15	0.42
10	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	200,000	13,990.24	27,980,482	14,162.02	28,324,041	11.25	2028/5/15	0.41
11	アメリカ	社債券	AMERICAN AIRLINES/AADVAN	200,000	13,757.44	27,514,890	14,147.84	28,295,681	5.75	2029/4/20	0.41
12	アメリカ	社債券	OPTICS BIDCO S P A	200,000	14,099.69	28,199,383	13,998.98	27,997,965	7.2	2036/7/18	0.41
13	アメリカ	社債券	NISSAN MOTOR CO	200,000	13,839.03	27,678,079	13,935.82	27,871,653	4.345	2027/9/17	0.41
14	アメリカ	社債券	ALLIED UNI HLD / ALL FIN	200,000	13,851.80	27,703,607	13,792.27	27,584,552	4.625	2028/6/1	0.40
15	アメリカ	社債券	MELCO RESORTS FINANCE	200,000	13,870.21	27,740,438	13,763.38	27,526,762	5.75	2028/7/21	0.40
16	アメリカ	社債券	OLYMPUS WTR US HLDG CORP	200,000	13,297.61	26,595,232	13,609.12	27,218,247	4.25	2028/10/1	0.40
17	アメリカ	社債券	ALCOA NEDERLAND HOLDING	200,000	13,646.78	27,293,578	13,598.34	27,196,684	4.125	2029/3/31	0.40
18	アメリカ	社債券	MOZART DEBT MERGER SUB	200,000	13,288.47	26,576,956	13,551.22	27,102,441	3.875	2029/4/1	0.40
19	アメリカ	社債券	ORGANON FINANCE 1 LLC	200,000	13,298.84	26,597,699	13,481.01	26,962,024	4.125	2028/4/30	0.39

20	アメリカ	社債券	CLOUD SOFTWARE GRP INC	180,000	14,681.97	26,427,556	14,745.99	26,542,799	9	2029/9/30	0.39
21	アメリカ	社債券	VMED O2 UK FINAN	200,000	12,584.65	25,169,300	13,207.76	26,415,539	4.75	2031/7/15	0.39
22	アメリカ	社債券	QUIKRETE HOLDINGS INC	180,000	14,290.23	25,722,430	14,622.78	26,321,020	6.375	2032/3/1	0.38
23	アメリカ	社債券	CARNIVAL CORP	180,000	14,224.06	25,603,311	14,434.00	25,981,211	5.75	2027/3/1	0.38
24	アメリカ	社債券	SIRIUS XM RADIO INC	190,000	13,328.71	25,324,559	13,663.09	25,959,877	4	2028/7/15	0.38
25	アメリカ	社債券	HUB INTERNATIONAL LTD	170,000	14,735.71	25,050,711	14,993.38	25,488,752	7.25	2030/6/15	0.37
26	アメリカ	社債券	ORGANON & CO/ORGANON FOR	200,000	12,287.21	24,574,435	12,418.69	24,837,389	7.875	2034/5/15	0.36
27	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	180,000	12,485.34	22,473,614	13,099.70	23,579,464	4.5	2032/5/1	0.34
28	アメリカ	社債券	TENET HEALTHCARE CORP	170,000	13,561.00	23,053,704	13,801.39	23,462,365	4.25	2029/6/1	0.34
29	アメリカ	社債券	EMERALD DEBT MERGER	160,000	14,489.66	23,183,466	14,564.41	23,303,061	6.625	2030/12/15	0.34
30	アメリカ	社債券	CVS HEALTH CORP	160,000	14,492.90	23,188,649	14,515.41	23,224,671	7	2055/3/10	0.34

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	97.45
合　　計	97.45

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人　投資証券	38,768	119,272	4,623,971,686	131,600	5,101,868,800	7.45
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	34,136	105,489	3,601,000,836	117,000	3,993,912,000	5.83
3	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人　投資証券	34,464	91,794	3,163,603,816	98,600	3,398,150,400	4.96
4	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	21,179	141,686	3,000,783,426	144,700	3,064,601,300	4.47
5	日本	投資証券	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	18,412	150,943	2,779,168,145	151,700	2,793,100,400	4.08
6	日本	投資証券	ＧＬＰ投資法人　投資証券	21,869	129,933	2,841,521,073	127,100	2,779,549,900	4.06
7	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人　投資証券	34,735	81,321	2,824,697,617	77,000	2,674,595,000	3.90
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人　投資証券	9,912	244,497	2,423,458,568	239,900	2,377,888,800	3.47
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人　投資証券	13,243	162,026	2,145,710,490	179,000	2,370,497,000	3.46
10	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人　投資証券	36,619	66,638	2,440,224,068	61,300	2,244,744,700	3.27
11	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人　投資証券	14,695	142,639	2,096,081,112	151,200	2,221,884,000	3.24
12	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人　投資証券	13,064	157,156	2,053,086,960	148,100	1,934,778,400	2.82
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人　投資証券	24,417	76,991	1,879,911,612	74,700	1,823,949,900	2.66
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	4,545	332,823	1,512,683,199	359,500	1,633,927,500	2.38
15	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人　投	19,853	79,081	1,569,998,573	77,100	1,530,666,300	2.23

			資証券						
16	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	14,488	105,888	1,534,111,994	101,600	1,471,980,800	2.15
17	日本	投資証券	産業ファンド投資法人　投資証券	12,169	122,397	1,489,455,346	118,000	1,435,942,000	2.09
18	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	11,475	124,718	1,431,148,621	114,900	1,318,477,500	1.92
19	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	13,253	90,125	1,194,427,238	91,600	1,213,974,800	1.77
20	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	9,692	120,137	1,164,370,062	115,100	1,115,549,200	1.62
21	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人　投資証券	8,253	147,041	1,213,532,157	134,300	1,108,377,900	1.61
22	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,816	130,126	1,017,068,732	130,600	1,020,769,600	1.49
23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人　投資証券	12,330	86,860	1,070,988,246	82,400	1,015,992,000	1.48
24	日本	投資証券	イオンリート投資法人　投資証券	8,071	130,780	1,055,532,670	125,100	1,009,682,100	1.47
25	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,365	305,896	1,029,343,379	283,500	953,977,500	1.39
26	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人　投資証券	9,816	99,543	977,121,859	94,100	923,685,600	1.34
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,873	144,830	850,587,443	151,300	888,584,900	1.29
28	日本	投資証券	ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,693	120,209	804,562,125	131,300	878,790,900	1.28
29	日本	投資証券	森トラストリート投資法人　投資証券	12,811	67,613	866,198,349	66,300	849,369,300	1.24
30	日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人投資証券	4,456	159,102	708,962,743	185,000	824,360,000	1.20

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.47
合　　計	97.47

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	392,240	15,894.25	6,234,362,446	15,714.92	6,164,020,260	6.86
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	257,830	15,969.16	4,117,329,251	22,022.18	5,677,978,901	6.32
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	41,190	112,066.25	4,616,009,042	127,674.55	5,258,914,883	5.85
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	133,950	21,604.16	2,893,877,949	24,783.04	3,319,689,038	3.69
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	129,830	22,218.09	2,884,575,603	23,483.90	3,048,914,750	3.39
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	370,500	7,751.17	2,871,808,637	8,108.51	3,004,204,141	3.34
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	66,720	40,265.84	2,686,537,455	44,027.09	2,937,487,939	3.27
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	859,800	3,242.52	2,787,922,529	3,009.77	2,587,805,233	2.88
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	446,400	4,152.45	1,853,657,911	4,556.36	2,033,960,399	2.26
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	89,770	21,455.29	1,926,041,469	21,697.03	1,947,742,805	2.16
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	60,170	28,830.47	1,734,729,531	29,640.09	1,783,444,661	1.98
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	124,400	12,715.22	1,581,773,837	14,070.48	1,750,368,458	1.94
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	185,130	7,618.77	1,410,462,894	9,229.26	1,708,612,996	1.90
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	144,760	9,512.95	1,377,096,017	10,068.02	1,457,446,952	1.62
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	241,400	4,990.59	1,204,730,262	4,819.64	1,163,462,303	1.29

16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	49,540	20,201.79	1,000,796,781	22,407.75	1,110,080,059	1.23
17	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	27,230	39,080.17	1,064,153,230	40,582.84	1,105,070,995	1.23
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	50,760	16,928.90	859,311,224	17,611.12	893,940,791	0.99
19	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	288,100	2,786.37	802,754,748	3,071.62	884,935,018	0.98
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	92,780	8,157.42	756,846,205	9,076.75	842,141,635	0.93
21	香港	投資証券	LINK REIT	1,095,000	628.16	687,842,347	755.60	827,390,760	0.92
22	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	573,700	1,686.79	967,715,231	1,360.78	780,680,174	0.86
23	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	116,400	6,418.24	747,084,108	6,646.79	773,686,822	0.86
24	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	45,240	15,594.82	705,509,706	16,819.84	760,929,639	0.84
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	127,700	5,786.37	738,919,773	5,944.70	759,139,263	0.84
26	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	2,206,000	301.35	664,791,408	340.69	751,571,846	0.83
27	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	295,200	2,791.74	824,122,261	2,520.60	744,081,828	0.82
28	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	81,020	9,078.72	735,558,567	9,056.61	733,767,069	0.81
29	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	134,500	5,168.93	695,221,418	5,395.12	725,644,312	0.80
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	69,230	9,076.78	628,386,063	10,414.74	721,013,094	0.80

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.35
合　　計	99.35

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	28,500	18,034.10	513,971,978	15,714.92	447,875,223	6.74
2	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	18,730	18,323.28	343,195,094	22,022.18	412,475,448	6.21
3	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	2,993	120,363.08	360,246,700	127,674.55	382,129,940	5.75
4	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	9,730	21,956.00	213,631,887	24,783.04	241,139,040	3.63
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	9,430	23,893.92	225,319,756	23,483.90	221,453,178	3.33
6	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	26,910	8,814.91	237,209,360	8,108.51	218,200,090	3.28
7	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	4,846	48,302.91	234,075,920	44,027.09	213,355,314	3.21
8	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	62,300	3,105.13	193,449,798	3,009.77	187,509,032	2.82
9	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	32,410	4,773.60	154,712,590	4,556.36	147,671,722	2.22
10	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	6,520	24,502.49	159,756,298	21,697.03	141,464,666	2.13
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,367	32,425.42	141,601,812	29,640.09	129,438,305	1.95
12	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	9,030	15,489.04	139,866,070	14,070.48	127,056,489	1.91
13	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	13,440	9,075.31	121,972,295	9,229.26	124,041,261	1.86
14	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	10,510	10,761.47	113,103,113	10,068.02	105,814,918	1.59
15	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	17,520	5,258.44	92,128,017	4,819.64	84,440,180	1.27
16	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,590	23,141.48	83,077,947	22,407.75	80,443,831	1.21
17	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,976	43,218.54	85,399,851	40,582.84	80,191,711	1.20
18	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	3,680	19,531.79	71,876,991	17,611.12	64,808,946	0.97
19	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	20,910	3,304.69	69,101,149	3,071.62	64,227,668	0.96
20	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	6,730	8,681.11	58,423,909	9,076.75	61,086,583	0.92
21	香港	投資証券	LINK REIT	78,820	672.34	52,994,185	755.60	59,557,022	0.89
22	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,440	7,341.68	61,963,830	6,646.79	56,098,941	0.84

23	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	41,200	1,626.72	67,021,094	1,360.78	56,064,185	0.84
24	オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	162,000	322.20	52,197,603	340.69	55,192,493	0.83
25	アメリカ	投資証券	UDR INC	9,260	6,357.61	58,871,518	5,944.70	55,048,000	0.82
26	アメリカ	投資証券	CAMDEN PROPERTY TRUST	3,250	17,713.27	57,568,142	16,819.84	54,664,486	0.82
27	アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21,560	3,126.29	67,402,923	2,520.60	54,344,188	0.81
28	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,870	10,257.93	60,214,055	9,056.61	53,162,339	0.80
29	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	5,020	10,549.98	52,960,935	10,414.74	52,282,041	0.78
30	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	9,670	5,635.38	54,494,201	5,395.12	52,170,859	0.78

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.73
合　　計	97.73

②【投資不動産物件】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド
該当事項はありません。

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
該当事項はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）
該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物(2025 年 06 月限)	買建	625	日本円	17,208,656,330	17,484,375,000	2.16

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	668	米ドル	192,974,200	27,763,198,149	197,819,850	28,460,341,803	0.97
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	39	カナダドル	11,987,220	1,247,749,736	12,242,100	1,274,280,189	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	406	ユーロ	21,535,970	3,522,638,618	21,842,800	3,572,826,796	0.12
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	35	豪ドル	7,227,850	669,154,352	7,368,375	682,164,155	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	88	英ポンド	7,610,740	1,477,396,845	7,690,320	1,492,844,906	0.05
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	44	スイスフラン	5,354,880	937,104,000	5,366,680	939,169,000	0.03

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	83	米ドル	24,241,750	3,487,660,573	24,579,412.5	3,536,240,074	3.88
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	5	カナダドル	1,543,120	160,623,362	1,569,500	163,369,255	0.17
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	50	ユーロ	2,682,370	438,755,262	2,690,000	440,003,300	0.48
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	4	豪ドル	831,925	77,019,616	842,100	77,961,617	0.08
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	11	英ポンド	951,385	184,682,855	961,290	186,605,611	0.20
	スイス	ユーレックス・チュー	SMI 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	6	スイスフラン	729,480	127,659,000	731,820	128,068,500	0.14

		リッヒ取引所									

（参考）新興国株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	MSCI エマージング・マーケット指数先物(2025 年 06 月限)	買建	847	米ドル	48,450,085	6,970,513,656	49,354,690	7,100,659,102	4.41
	香港	香港先物取引所	MSCI China A 50 Connect 指数先物(2025 年 06 月限)	買建	46	米ドル	2,426,855	349,151,629	2,403,040	345,725,358	0.21

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ マーカンタイル取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2025 年 06 月限)	買建	52	米ドル	14,908,862.5	2,144,938,049	15,399,150	2,215,475,705	0.59

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
REIT 指数先物取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2025 年 06 月限)	買建	993	日本円	1,631,809,740	1,724,841,000	2.51

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025 年 06 月限)	買建	100	米ドル	3,582,700	515,443,052	3,606,000	518,795,205	0.57

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国／地域	取引所	名称	買建／売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額（円）	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ ボード オブ トレード	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数先物(2025 年 06 月限)	買建	45	米ドル	1,604,630	230,858,120	1,622,700	233,457,842	3.51

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

インデックス・ブレンド（タイプＩ）

2025 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 1 計算期間　(2017 年 4 月 24 日)	1	1	1.0002	1.0002
第 2 計算期間　(2018 年 4 月 23 日)	67	67	1.0242	1.0242
第 3 計算期間　(2019 年 4 月 22 日)	163	163	1.0487	1.0487
第 4 計算期間　(2020 年 4 月 22 日)	138	138	1.0282	1.0282
第 5 計算期間　(2021 年 4 月 22 日)	124	124	1.1365	1.1365
第 6 計算期間　(2022 年 4 月 22 日)	172	172	1.1581	1.1581
第 7 計算期間　(2023 年 4 月 24 日)	166	166	1.1255	1.1255
第 8 計算期間　(2024 年 4 月 22 日)	132	132	1.2047	1.2047
第 9 計算期間　(2025 年 4 月 22 日)	120	120	1.1740	1.1740
2024 年 5 月末日	135	—	1.2166	—
6 月末日	130	—	1.2367	—

7月末日	131	—	1.2226	—
8月末日	134	—	1.2252	—
9月末日	136	—	1.2335	—
10月末日	137	—	1.2406	—
11月末日	136	—	1.2360	—
12月末日	134	—	1.2451	—
2025年 1月末日	134	—	1.2409	—
2月末日	131	—	1.2217	—
3月末日	124	—	1.2059	—
4月末日	124	—	1.1971	—
5月末日	124	—	1.2103	—

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年 4月24日)	1	1	0.9998	0.9998
第2計算期間 (2018年 4月23日)	78	78	1.0402	1.0402
第3計算期間 (2019年 4月22日)	90	90	1.0690	1.0690
第4計算期間 (2020年 4月22日)	87	87	1.0281	1.0281
第5計算期間 (2021年 4月22日)	91	91	1.2027	1.2027
第6計算期間 (2022年 4月22日)	93	93	1.2528	1.2528
第7計算期間 (2023年 4月24日)	104	104	1.2191	1.2191
第8計算期間 (2024年 4月22日)	100	100	1.3608	1.3608
第9計算期間 (2025年 4月22日)	79	79	1.3257	1.3257
2024年 5月末日	96	—	1.3877	—
6月末日	96	—	1.4206	—
7月末日	93	—	1.3951	—
8月末日	92	—	1.3924	—
9月末日	91	—	1.4036	—
10月末日	93	—	1.4261	—
11月末日	92	—	1.4205	—
12月末日	87	—	1.4393	—
2025年 1月末日	88	—	1.4345	—
2月末日	85	—	1.4043	—
3月末日	83	—	1.3826	—
4月末日	81	—	1.3636	—

5月末日	81	—	1.3924	—

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年 4月24日)	2	2	0.9986	0.9986
第2計算期間 (2018年 4月23日)	182	182	1.0534	1.0534
第3計算期間 (2019年 4月22日)	215	215	1.0904	1.0904
第4計算期間 (2020年 4月22日)	291	291	1.0231	1.0231
第5計算期間 (2021年 4月22日)	328	328	1.2629	1.2629
第6計算期間 (2022年 4月22日)	588	588	1.3542	1.3542
第7計算期間 (2023年 4月24日)	612	612	1.3215	1.3215
第8計算期間 (2024年 4月22日)	677	677	1.5262	1.5262
第9計算期間 (2025年 4月22日)	565	565	1.4862	1.4862
2024年 5月末日	674	—	1.5694	—
6月末日	682	—	1.6165	—
7月末日	670	—	1.5790	—
8月末日	672	—	1.5716	—
9月末日	680	—	1.5863	—
10月末日	683	—	1.6241	—
11月末日	674	—	1.6191	—
12月末日	666	—	1.6457	—
2025年 1月末日	657	—	1.6422	—
2月末日	624	—	1.6001	—
3月末日	599	—	1.5703	—
4月末日	588	—	1.5414	—
5月末日	603	—	1.5889	—

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年 4月24日)	3	3	0.9989	0.9989
第2計算期間 (2018年 4月23日)	31	31	1.0646	1.0646
第3計算期間 (2019年 4月22日)	51	51	1.1052	1.1052
第4計算期間 (2020年 4月22日)	76	76	1.0179	1.0179
第5計算期間 (2021年 4月22日)	95	95	1.3104	1.3104
第6計算期間 (2022年 4月22日)	131	131	1.4273	1.4273

第7計算期間 (2023年 4月24日)	164	164	1.3981	1.3981
第8計算期間 (2024年 4月22日)	247	247	1.6637	1.6637
第9計算期間 (2025年 4月22日)	218	218	1.6181	1.6181
2024年 5月末日	247	—	1.7228	—
6月末日	254	—	1.7821	—
7月末日	248	—	1.7326	—
8月末日	247	—	1.7188	—
9月末日	250	—	1.7362	—
10月末日	256	—	1.7901	—
11月末日	248	—	1.7850	—
12月末日	295	—	1.8210	—
2025年 1月末日	293	—	1.8182	—
2月末日	280	—	1.7643	—
3月末日	233	—	1.7291	—
4月末日	227	—	1.6881	—
5月末日	236	—	1.7518	—

インデックス・ブレンド（タイプV）

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間 (2017年 4月24日)	2	2	0.9965	0.9965
第2計算期間 (2018年 4月23日)	114	114	1.0820	1.0820
第3計算期間 (2019年 4月22日)	194	194	1.1290	1.1290
第4計算期間 (2020年 4月22日)	210	210	1.0107	1.0107
第5計算期間 (2021年 4月22日)	291	291	1.3953	1.3953
第6計算期間 (2022年 4月22日)	450	450	1.5745	1.5745
第7計算期間 (2023年 4月24日)	495	495	1.5541	1.5541
第8計算期間 (2024年 4月22日)	655	655	1.9525	1.9525
第9計算期間 (2025年 4月22日)	646	646	1.8988	1.8988
2024年 5月末日	687	—	2.0488	—
6月末日	727	—	2.1371	—
7月末日	703	—	2.0588	—
8月末日	700	—	2.0299	—
9月末日	710	—	2.0521	—
10月末日	739	—	2.1455	—
11月末日	734	—	2.1396	—
12月末日	753	—	2.1998	—

2025年 1月末日	743	—	2.1975	—
2月末日	718	—	2.1157	—
3月末日	703	—	2.0675	—
4月末日	681	—	2.0009	—
5月末日	716	—	2.1027	—

②【分配の推移】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	0.0000円
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	0.0000円
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	0.0000円
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	0.0000円
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	0.0000円
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0000円
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	0.0000円
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	0.0000円
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	0.0000円
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	0.0000円
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	0.0000円

第７計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	0.0000円
第８計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	0.0000円
第９計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

	計算期間	１口当たりの分配金
第１計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0000円
第２計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	0.0000円
第３計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	0.0000円
第４計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	0.0000円
第５計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	0.0000円
第６計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	0.0000円
第７計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	0.0000円
第８計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	0.0000円
第９計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	0.0000円

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

	計算期間	１口当たりの分配金
第１計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0000円
第２計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	0.0000円
第３計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	0.0000円
第４計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	0.0000円
第５計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	0.0000円
第６計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	0.0000円
第７計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	0.0000円
第８計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	0.0000円
第９計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	0.0000円

③【収益率の推移】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

	計算期間	収益率
第１計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	0.0%
第２計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	2.4%
第３計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	2.4%
第４計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△2.0%
第５計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	10.5%
第６計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	1.9%
第７計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.8%
第８計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	7.0%

第９計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	△2.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

	計算期間	収益率
第１計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.0%
第２計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	4.0%
第３計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	2.8%
第４計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△3.8%
第５計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	17.0%
第６計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	4.2%
第７計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.7%
第８計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	11.6%
第９計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	△2.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

	計算期間	収益率
第１計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.1%
第２計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	5.5%
第３計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	3.5%
第４計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△6.2%
第５計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	23.4%
第６計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	7.2%
第７計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.4%
第８計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	15.5%
第９計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	△2.6%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

	計算期間	収益率
第１計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.1%
第２計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	6.6%
第３計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	3.8%
第４計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△7.9%
第５計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	28.7%

第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	8.9%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△2.0%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	19.0%
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	△2.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	△0.4%
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	8.6%
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	4.3%
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	△10.5%
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	38.1%
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	12.8%
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	△1.3%
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	25.6%
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	△2.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	1,871,229	22,136	1,849,093
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	84,588,270	20,341,137	66,096,226
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	139,749,676	50,154,666	155,691,236
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	68,957,367	89,937,465	134,711,138
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	42,575,201	67,408,880	109,877,459
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	93,234,946	54,593,007	148,519,398
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	24,380,356	24,898,762	148,000,992
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	45,769,544	83,585,103	110,185,433
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	13,515,652	20,764,757	102,936,328

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	1,140,737	―	1,140,737
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	81,863,323	7,157,724	75,846,336

第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	64,162,109	55,040,537	84,967,908
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	40,391,880	40,547,332	84,812,456
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	17,569,304	26,503,725	75,878,035
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	20,564,865	22,133,898	74,309,002
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	16,158,530	4,344,778	86,122,754
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	18,805,479	31,028,386	73,899,847
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	2,089,679	15,832,600	60,156,926

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	2,616,123	11,615	2,604,508
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	222,742,777	52,396,644	172,950,641
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	90,227,074	65,793,755	197,383,960
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	148,863,569	61,665,955	284,581,574
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	85,112,865	109,242,029	260,452,410
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	264,299,332	90,012,863	434,738,879
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	80,101,350	51,667,115	463,173,114
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	131,883,227	151,047,196	444,009,145
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	21,537,665	84,927,657	380,619,153

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	3,911,186	6,532	3,904,654
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	40,547,035	15,185,160	29,266,529
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	19,627,025	2,057,321	46,836,233
第4計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月22日	42,459,087	14,139,356	75,155,964
第5計算期間	2020年 4月23日～2021年 4月22日	27,057,101	29,534,780	72,678,285
第6計算期間	2021年 4月23日～2022年 4月22日	30,084,394	10,365,196	92,397,483
第7計算期間	2022年 4月23日～2023年 4月24日	31,413,750	6,420,341	117,390,892
第8計算期間	2023年 4月25日～2024年 4月22日	79,837,816	48,322,770	148,905,938
第9計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月22日	34,570,775	48,230,156	135,246,557

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2017年 1月10日～2017年 4月24日	2,529,296	151,621	2,377,675
第2計算期間	2017年 4月25日～2018年 4月23日	107,829,976	4,387,951	105,819,700
第3計算期間	2018年 4月24日～2019年 4月22日	119,681,763	53,143,123	172,358,340

第 4 計算期間	2019 年 4 月 23 日～2020 年 4 月 22 日	84,060,552	47,829,633	208,589,259
第 5 計算期間	2020 年 4 月 23 日～2021 年 4 月 22 日	47,688,078	47,012,851	209,264,486
第 6 計算期間	2021 年 4 月 23 日～2022 年 4 月 22 日	103,473,634	26,532,080	286,206,040
第 7 計算期間	2022 年 4 月 23 日～2023 年 4 月 24 日	61,172,084	28,473,497	318,904,627
第 8 計算期間	2023 年 4 月 25 日～2024 年 4 月 22 日	71,674,879	54,919,786	335,659,720
第 9 計算期間	2024 年 4 月 23 日～2025 年 4 月 22 日	33,864,952	29,014,696	340,509,976

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年5月30日現在）

基準価額・純資産の推移（日次：設定来）

基準価額（分配後、1万口あたり）（左軸）　純資産総額（右軸）

タイプⅠ

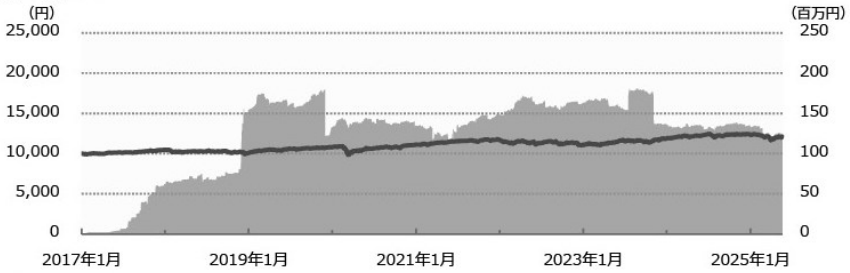

タイプⅡ

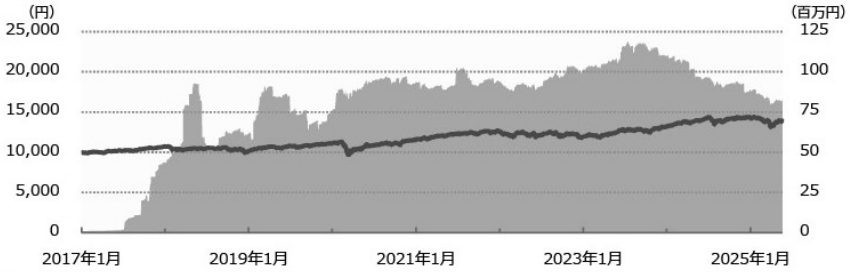

タイプⅢ

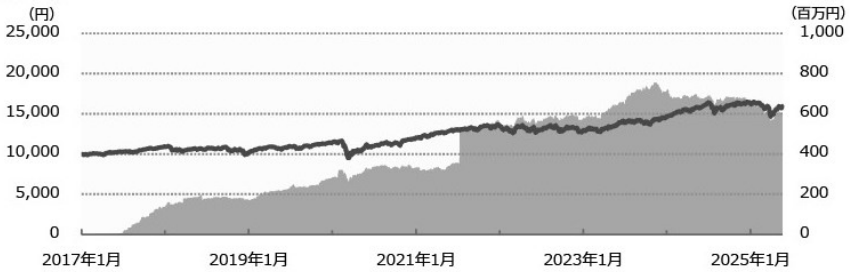

タイプⅣ

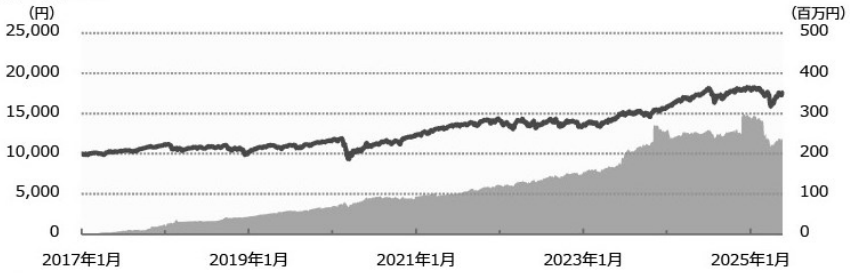

タイプⅤ

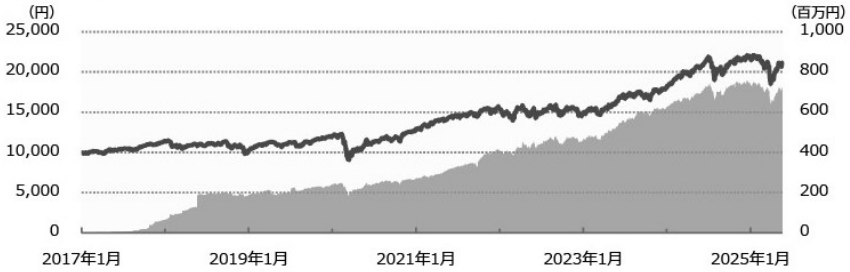

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

タイプⅠ

2025年4月	0　円
2024年4月	0　円
2023年4月	0　円
2022年4月	0　円
2021年4月	0　円
設定来累計	0　円

タイプⅡ

2025年4月	0　円
2024年4月	0　円
2023年4月	0　円
2022年4月	0　円
2021年4月	0　円
設定来累計	0　円

タイプⅢ

2025年4月	0　円
2024年4月	0　円
2023年4月	0　円
2022年4月	0　円
2021年4月	0　円
設定来累計	0　円

タイプⅣ

2025年4月	0　円
2024年4月	0　円
2023年4月	0　円
2022年4月	0　円
2021年4月	0　円
設定来累計	0　円

タイプⅤ

2025年4月	0　円
2024年4月	0　円
2023年4月	0　円
2022年4月	0　円
2021年4月	0　円
設定来累計	0　円

主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率（%）				
	タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
国内株式マザーファンド	8.5	10.0	12.0	13.4	17.7
外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	12.1	21.8	31.8	37.8	47.9
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	4.5	4.0	3.0	2.0	1.4
新興国株式マザーファンド	1.5	3.0	4.0	6.0	7.8
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド	—	—	—	—	—
国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	33.9	24.2	18.7	14.2	4.0
外国債券マザーファンド	4.5	6.5	2.5	2.5	4.5
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	8.9	8.0	7.4	7.9	2.0
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド	—	—	—	0.5	0.4
新興国債券マザーファンド	6.0	6.0	7.0	7.0	4.4
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1.0	1.0	2.0	2.0	3.0
海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1.5	2.6	3.6	4.6	5.5
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	—	—	—	—	—

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6
2	ソニーグループ	電気機器	0.3	0.3	0.4	0.4	0.6
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	0.3	0.3	0.4	0.4	0.6
4	日立製作所	電気機器	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.6	1.1	1.6	1.9	2.4
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.6	1.0	1.5	1.8	2.2
3	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.5	0.9	1.4	1.6	2.1
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.3	0.6	0.9	1.1	1.3
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0

・「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
3	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
5	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0

・「新興国株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR	半導体・半導体製造装置	0.1	0.3	0.4	0.5	0.7
2	TENCENT HOLDINGS LTD	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.1	0.1	0.2	0.3	0.4
3	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	—	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3
4	ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	大規模小売り	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2
5	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2

・「国内債券NOMURA-BPI総合　マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	0.7	0.5	0.4	0.3	0.1
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	0.7	0.5	0.4	0.3	0.1
3	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	0.6	0.4	0.3	0.2	0.1
4	国庫債券　利付（２年）第４６２回	国債証券	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	0.5	0.4	0.3	0.2	0.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
2	FRANCE (GOVT OF)	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
3	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
2	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0

・「新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	—	—	—	0.0	0.0
2	MEX BONOS DESARR FIX RT	国債証券	—	—	—	0.0	0.0
3	LETRA TESOURO NACIONAL	国債証券	—	—	—	0.0	0.0
4	MALAYSIAN GOVERNMENT	国債証券	—	—	—	0.0	0.0
5	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	国債証券	—	—	—	0.0	0.0

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
2	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
3	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
4	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
5	OMAN GOV INTERNTL BOND	国債証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

・「米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
2	ECHOSTAR CORP	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
3	DIRECTV HOLDINGS/FING	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4	RAKUTEN GROUP INC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5	GTCR W-2 MERGER SUB LLC	社債券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	日本ビルファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
2	ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	投資証券	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
3	日本都市ファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
4	野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1
5	ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	投資証券	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率（%）				
			タイプⅠ	タイプⅡ	タイプⅢ	タイプⅣ	タイプⅤ
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4
2	WELLTOWER INC	投資証券	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3
3	EQUINIX INC	投資証券	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資証券	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2

年間収益率の推移（暦年ベース）

タイプⅠ

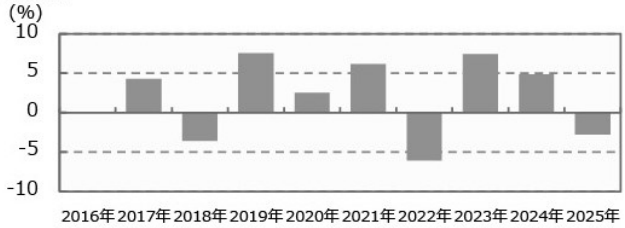

タイプⅡ

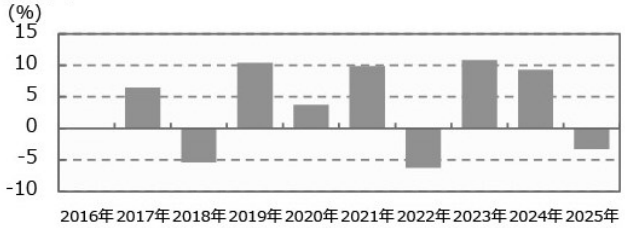

タイプⅢ

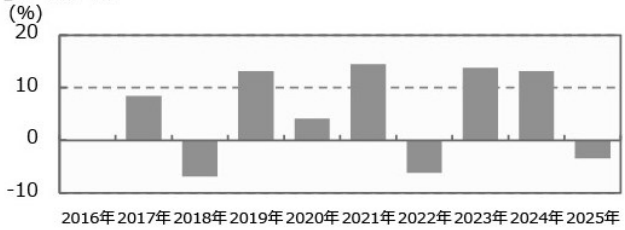

タイプⅣ

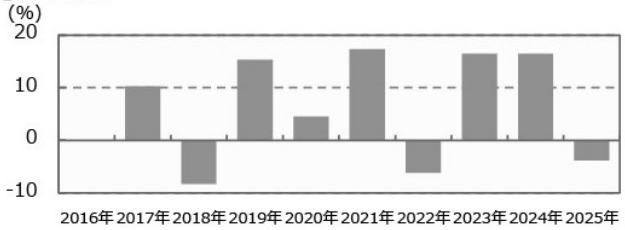

タイプⅤ

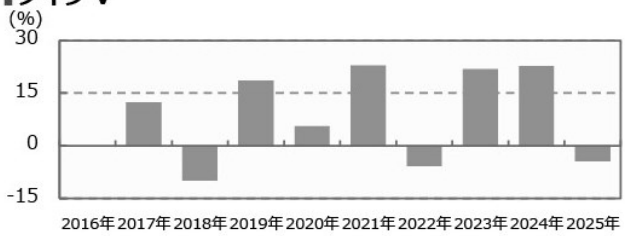

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・ファンドにベンチマークはありません。
・2017年は設定日（2017年1月10日）から年末までの収益率。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

(2)申込締切時間

原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

※申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所　　・ロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所　　・ニューヨークの銀行

(4)販売単位

１万口以上１口単位（当初元本１口＝１円）または１万円以上１円単位とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7)スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。

(8)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(9)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付け（スイッチングの申込みを含みます。）を取り消す場合があります。

(10)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

１口単位または１円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
REIT	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。

（不動産投資信託）	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします(2017年１月10日設定)。

（４）【計算期間】

原則として、毎年４月23日から翌年４月22日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（ａ）ファンドの繰上償還条項
委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドにつき受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（ｂ）信託期間の終了
（ⅰ）委託者は、上記「（ａ）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
（ⅱ）上記（ⅰ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れてい

る受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iii)上記(ｉ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(iv)上記(ｉ)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ｉ)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ｖ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ｃ) 運用報告書

各ファンドにつき、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(ｄ) 信託約款の変更等

(ｉ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii)委託者は、上記(ｉ)の事項（上記(ｉ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ｖ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ii)から(ｖ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(ｉ)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（ｅ）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（ｆ）受託者の辞任および解任に伴う取扱い

（ⅰ）受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「（ｄ）信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（ⅱ）委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ｇ）反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｈ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

（ｉ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、１年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

累積投資契約を結んでいる場合には、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期計算期間（2024 年 4 月 23 日から 2025 年 4 月 22 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年6月２７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプＩ）の２０２４年４月２３日から２０２５年４月２２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプＩ）の２０２５年４月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅠ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 4月22日現在）	第９期 （2025年 4月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,100,060	20,746,089
親投資信託受益証券	96,871,972	100,003,806
派生商品評価勘定	－	228,804
未収入金	3,399,000	216,487
未収利息	70	277
流動資産合計	133,371,102	121,195,463
資産合計	133,371,102	121,195,463
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	81,552	－
未払金	115,157	－
未払解約金	65,593	914
未払受託者報酬	22,888	21,711
未払委託者報酬	343,184	325,509
その他未払費用	2,223	2,125
流動負債合計	630,597	350,259
負債合計	630,597	350,259
純資産の部		
元本等		
元本	110,185,433	102,936,328
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,555,072	17,908,876
（分配準備積立金）	8,229,090	8,170,301
元本等合計	132,740,505	120,845,204
純資産合計	132,740,505	120,845,204
負債純資産合計	133,371,102	121,195,463

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 4月25日 至　2024年 4月22日	第９期 自　2024年 4月23日 至　2025年 4月22日
営業収益		
受取利息	1,728	59,856
有価証券売買等損益	11,357,981	△2,192,314
為替差損益	△875,880	△22,619
営業収益合計	10,483,829	△2,155,077
営業費用		

支払利息	11,594	-
受託者報酬	50,411	43,821
委託者報酬	755,960	657,158
その他費用	62,148	114,545
営業費用合計	880,113	815,524
営業利益又は営業損失（△）	9,603,716	△2,970,601
経常利益又は経常損失（△）	9,603,716	△2,970,601
当期純利益又は当期純損失（△）	9,603,716	△2,970,601
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,387,227	480,157
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,566,973	22,555,072
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,704,072	3,060,082
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,704,072	3,060,082
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,932,462	4,255,520
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,932,462	4,255,520
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,555,072	17,908,876

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 4月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 4月22日現在	第9期 2025年 4月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 110,185,433口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 102,936,328口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.2047円 （10,000口当たり純資産額）（12,047円）	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.1740円 （10,000口当たり純資産額）（11,740円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2023年 4月25日 至 2024年 4月22日	第9期 自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.分配金の計算過程 項目	1.分配金の計算過程 項目

費用控除後の配当等収益額	A	1,829,193 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,347,787 円
収益調整金額	C	14,325,982 円
分配準備積立金額	D	4,052,110 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	22,555,072 円
当ファンドの期末残存口数	F	110,185,433 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2,046 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

２.その他費用

その他費用のうち 51,277 円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

費用控除後の配当等収益額	A	1,361,700 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	10,937,905 円
分配準備積立金額	D	6,808,601 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,108,206 円
当ファンドの期末残存口数	F	102,936,328 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,856 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

２.その他費用

その他費用のうち 104,313 円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第９期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2024 年 4 月 22 日現在	第９期 2025 年 4 月 22 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日	
期首元本額	148,000,992 円	期首元本額	110,185,433 円
期中追加設定元本額	45,769,544 円	期中追加設定元本額	13,515,652 円
期中一部解約元本額	83,585,103 円	期中一部解約元本額	20,764,757 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,831,807	△4,028,442
合計	5,831,807	△4,028,442

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期(2025 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	2,437,870	－	2,519,422	△81,552	5,308,586	－	5,079,782	228,804
米ドル	2,437,870	－	2,519,422	△81,552	5,308,586	－	5,079,782	228,804
合計	2,437,870	－	2,519,422	△81,552	5,308,586	－	5,079,782	228,804

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	2,681,080	7,830,094	
		外国債券マザーファンド	2,681,405	7,754,891	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	2,119,776	13,529,470	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	32,266,233	38,884,037	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,145,550	3,048,193	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	168,757	599,880	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	2,422,341	7,099,154	
		新興国株式マザーファンド	963,537	1,818,579	
		新興国債券マザーファンド	2,273,543	5,398,982	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	14,303,715	14,040,526	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：82.8%	61,025,937	100,003,806 100.0%	
合計				100,003,806	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年6月２７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅡ）の２０２４年４月２３日から２０２５年４月２２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅡ）の２０２５年４月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅡ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 4月22日現在）	第９期 （2025年 4月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,149,804	10,095,564
親投資信託受益証券	78,898,532	69,565,004
派生商品評価勘定	－	156,593
未収入金	2,689,000	168,464
未収利息	51	135
流動資産合計	105,737,387	79,985,760
資産合計	105,737,387	79,985,760
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	68,380	－
未払金	86,976	－
未払解約金	4,724,427	1,843
未払受託者報酬	17,965	14,417
未払委託者報酬	275,422	220,995
その他未払費用	1,727	1,384
流動負債合計	5,174,897	238,639
負債合計	5,174,897	238,639
純資産の部		
元本等		
元本	73,899,847	60,156,926
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,662,643	19,590,195
（分配準備積立金）	14,793,703	12,713,068
元本等合計	100,562,490	79,747,121
純資産合計	100,562,490	79,747,121
負債純資産合計	105,737,387	79,985,760

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 4月25日 至　2024年 4月22日	第９期 自　2024年 4月23日 至　2025年 4月22日
営業収益		
受取利息	1,120	29,672
有価証券売買等損益	13,243,993	△928,483
為替差損益	△659,485	△9,520
営業収益合計	12,585,628	△908,331
営業費用		

支払利息	6,545	-
受託者報酬	36,502	30,105
委託者報酬	559,542	461,518
その他費用	66,939	120,942
営業費用合計	669,528	612,565
営業利益又は営業損失（△）	11,916,100	△1,520,896
経常利益又は経常損失（△）	11,916,100	△1,520,896
当期純利益又は当期純損失（△）	11,916,100	△1,520,896
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,316,121	733,576
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,871,643	26,662,643
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,212,901	877,404
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,212,901	877,404
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,021,880	5,695,380
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,021,880	5,695,380
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	26,662,643	19,590,195

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 4月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 4月22日現在	第9期 2025年 4月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 73,899,847口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 60,156,926口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3608円 （10,000口当たり純資産額）（13,608円）	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.3257円 （10,000口当たり純資産額）（13,257円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2023年 4月25日 至 2024年 4月22日	第9期 自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.分配金の計算過程 項目	1.分配金の計算過程 項目

費用控除後の配当等収益額	A	1,658,007 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,447,383 円
収益調整金額	C	11,868,940 円
分配準備積立金額	D	7,688,313 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,662,643 円
当ファンドの期末残存口数	F	73,899,847 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,607 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

２.その他費用

その他費用のうち 57,483 円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

費用控除後の配当等収益額	A	1,040,395 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	6,955,795 円
分配準備積立金額	D	11,672,673 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,668,863 円
当ファンドの期末残存口数	F	60,156,926 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,269 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

２.その他費用

その他費用のうち 112,107 円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第９期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2024 年 4 月 22 日現在	第９期 2025 年 4 月 22 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日	
期首元本額	86,122,754 円	期首元本額	73,899,847 円
期中追加設定元本額	18,805,479 円	期中追加設定元本額	2,089,679 円
期中一部解約元本額	31,028,386 円	期中一部解約元本額	15,832,600 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	7,944,185	△2,931,704
合計	7,944,185	△2,931,704

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期(2025 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,838,655	－	1,907,035	△68,380	3,515,128	－	3,358,535	156,593
米ドル	1,838,655	－	1,907,035	△68,380	3,515,128	－	3,358,535	156,593
合計	1,838,655	－	1,907,035	△68,380	3,515,128	－	3,358,535	156,593

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	2,185,806	6,383,646	
		外国債券マザーファンド	2,323,640	6,720,199	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	2,565,522	16,374,444	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	15,026,889	18,108,903	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	909,331	2,419,638	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	223,050	792,875	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	1,467,659	4,301,268	
		新興国株式マザーファンド	1,274,688	2,405,846	
		新興国債券マザーファンド	1,504,043	3,571,650	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	8,645,615	8,486,535	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：87.2%	36,126,243	69,565,004 100.0%	
合計				69,565,004	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年6月２７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅢ）の２０２４年４月２３日から２０２５年４月２２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅢ）の２０２５年４月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅢ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 4月22日現在）	第９期 （2025年 4月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	100,571,392	45,845,026
親投資信託受益証券	565,435,753	518,676,132
派生商品評価勘定	－	1,415,180
未収入金	14,326,000	1,787,995
未収利息	213	613
流動資産合計	680,333,358	567,724,946
資産合計	680,333,358	567,724,946
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	364,808	－
未払金	400,002	－
未払解約金	3,897	287,128
未払受託者報酬	115,704	106,108
未払委託者報酬	1,812,742	1,662,290
その他未払費用	11,514	10,550
流動負債合計	2,708,667	2,066,076
負債合計	2,708,667	2,066,076
純資産の部		
元本等		
元本	444,009,145	380,619,153
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	233,615,546	185,039,717
（分配準備積立金）	114,072,579	101,307,734
元本等合計	677,624,691	565,658,870
純資産合計	677,624,691	565,658,870
負債純資産合計	680,333,358	567,724,946

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 4月25日 至　2024年 4月22日	第９期 自　2024年 4月23日 至　2025年 4月22日
営業収益		
受取利息	6,089	169,050
有価証券売買等損益	105,729,596	△8,219,949
為替差損益	△3,893,620	1,408,384
営業収益合計	101,842,065	△6,642,515
営業費用		

支払利息	31,041	-
受託者報酬	227,125	218,172
委託者報酬	3,558,185	3,417,904
その他費用	76,823	133,618
営業費用合計	3,893,174	3,769,694
営業利益又は営業損失（△）	97,948,891	△10,412,209
経常利益又は経常損失（△）	97,948,891	△10,412,209
当期純利益又は当期純損失（△）	97,948,891	△10,412,209
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	16,079,179	6,136,890
期首剰余金又は期首欠損金（△）	148,931,483	233,615,546
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,158,198	12,655,152
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,158,198	12,655,152
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,343,847	44,681,882
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,343,847	44,681,882
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	233,615,546	185,039,717

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 4月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 4月22日現在	第9期 2025年 4月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 444,009,145口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 380,619,153口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.5262円 （10,000口当たり純資産額）（15,262円）	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.4862円 （10,000口当たり純資産額）（14,862円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2023年 4月25日 至 2024年 4月22日	第9期 自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.分配金の計算過程 項目	1.分配金の計算過程 項目

費用控除後の配当等収益額	A	11,543,431 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	55,917,476 円
収益調整金額	C	119,542,967 円
分配準備積立金額	D	46,611,672 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	233,615,546 円
当ファンドの期末残存口数	F	444,009,145 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,261 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

費用控除後の配当等収益額	A	8,308,955 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	83,731,983 円
分配準備積立金額	D	92,998,779 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	185,039,717 円
当ファンドの期末残存口数	F	380,619,153 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,861 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第９期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2024 年 4 月 22 日現在	第９期 2025 年 4 月 22 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	２．時価の算定方法 同左

派生商品評価勘定 　デリバティブ取引については、（その他の注記）の　3　デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第８期 自　2023年　4月25日 至　2024年　4月22日	第９期 自　2024年　4月23日 至　2025年　4月22日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１　元本の移動

第８期 自　2023年　4月25日 至　2024年　4月22日		第９期 自　2024年　4月23日 至　2025年　4月22日	
期首元本額	463,173,114円	期首元本額	444,009,145円
期中追加設定元本額	131,883,227円	期中追加設定元本額	21,537,665円
期中一部解約元本額	151,047,196円	期中一部解約元本額	84,927,657円

２　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第８期 自　2023年　4月25日 至　2024年　4月22日	第９期 自　2024年　4月23日 至　2025年　4月22日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	70,360,666	△21,737,382
合計	70,360,666	△21,737,382

３　デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第８期(2024年　4月22日現在)				第９期(2025年　4月22日現在)			
	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち１年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	9,267,355	－	9,632,163	△364,808	30,821,388	－	29,406,208	1,415,180
米ドル	9,267,355	－	9,632,163	△364,808	30,821,388	－	29,406,208	1,415,180
合計	9,267,355	－	9,632,163	△364,808	30,821,388	－	29,406,208	1,415,180

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	19,438,224	56,769,333	
		外国債券マザーファンド	8,792,366	25,428,401	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	26,928,495	171,871,119	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	78,100,031	94,118,347	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	8,614,080	22,921,205	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	3,170,980	11,271,882	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	8,610,233	25,234,009	
		新興国株式マザーファンド	12,076,834	22,793,816	
		新興国債券マザーファンド	13,137,689	31,198,070	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	58,139,721	57,069,950	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：91.7%	237,008,653	518,676,132 100.0%	
合計				518,676,132	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年6月２７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプⅣ）の２０２４年４月２３日から２０２５年４月２２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプⅣ）の２０２５年４月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプⅣ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 4月22日現在）	第９期 （2025年 4月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,291,557	7,639,315
親投資信託受益証券	214,149,163	210,581,569
派生商品評価勘定	－	555,153
未収入金	5,302,000	834,009
未収利息	62	102
流動資産合計	248,742,782	219,610,148
資産合計	248,742,782	219,610,148
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	136,403	－
未払金	156,524	－
未払解約金	20,535	9,152
未払受託者報酬	40,817	44,092
未払委託者報酬	653,090	705,393
その他未払費用	4,023	4,354
流動負債合計	1,011,392	762,991
負債合計	1,011,392	762,991
純資産の部		
元本等		
元本	148,905,938	135,246,557
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	98,825,452	83,600,600
（分配準備積立金）	44,900,597	35,871,758
元本等合計	247,731,390	218,847,157
純資産合計	247,731,390	218,847,157
負債純資産合計	248,742,782	219,610,148

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 4月25日 至　2024年 4月22日	第９期 自　2024年 4月23日 至　2025年 4月22日
営業収益		
受取利息	1,769	48,961
有価証券売買等損益	40,101,497	△5,001,356
為替差損益	△1,217,092	740,783
営業収益合計	38,886,174	△4,211,612
営業費用		

支払利息	4,539	-
受託者報酬	72,828	85,430
委託者報酬	1,165,262	1,366,774
その他費用	68,206	114,136
営業費用合計	1,310,835	1,566,340
営業利益又は営業損失（△）	37,575,339	△5,777,952
経常利益又は経常損失（△）	37,575,339	△5,777,952
当期純利益又は当期純損失（△）	37,575,339	△5,777,952
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,589,171	3,644,303
期首剰余金又は期首欠損金（△）	46,730,154	98,825,452
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,925,603	26,859,939
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,925,603	26,859,939
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,816,473	32,662,536
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,816,473	32,662,536
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	98,825,452	83,600,600

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 4月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 4月22日現在	第9期 2025年 4月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 148,905,938口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 135,246,557口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6637円 （10,000口当たり純資産額）（16,637円）	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.6181円 （10,000口当たり純資産額）（16,181円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2023年 4月25日 至 2024年 4月22日	第9期 自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.分配金の計算過程 項目	1.分配金の計算過程 項目

費用控除後の配当等収益額	A	4,375,141円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	24,559,588円
収益調整金額	C	53,924,855円
分配準備積立金額	D	15,965,868円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,825,452円
当ファンドの期末残存口数	F	148,905,938口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,636円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

２.その他費用

その他費用のうち5,940円は、ＬＥＩ取得費用であります。

費用控除後の配当等収益額	A	3,345,491円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	47,728,842円
分配準備積立金額	D	32,526,267円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	83,600,600円
当ファンドの期末残存口数	F	135,246,557口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	6,181円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

２.その他費用

その他費用のうち5,940円は、ＬＥＩ取得費用であります。

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第8期 自 2023年 4月25日 至 2024年 4月22日	第9期 自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第8期 2024年 4月22日現在	第9期 2025年 4月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法	２．時価の算定方法

親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日	
期首元本額	117,390,892 円	期首元本額	148,905,938 円
期中追加設定元本額	79,837,816 円	期中追加設定元本額	34,570,775 円
期中一部解約元本額	48,322,770 円	期中一部解約元本額	48,230,156 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	28,415,494	△10,585,373
合計	28,415,494	△10,585,373

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期(2025 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち 1 年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,383,332	－	3,519,735	△136,403	12,003,791	－	11,448,638	555,153
米ドル	3,383,332	－	3,519,735	△136,403	12,003,791	－	11,448,638	555,153
合計	3,383,332	－	3,519,735	△136,403	12,003,791	－	11,448,638	555,153

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	9,043,958	26,412,879	
		外国債券マザーファンド	3,746,557	10,835,417	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	12,454,342	79,489,837	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	21,168,088	25,509,662	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	3,336,855	8,879,037	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	1,535,439	5,458,025	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	2,223,831	6,517,381	
		新興国株式マザーファンド	6,959,101	13,134,607	
		新興国債券マザーファンド	5,120,646	12,159,998	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	21,477,395	21,082,210	
		海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	773,099	1,102,516	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：96.2%	87,839,311	210,581,569 100.0%	
合計				210,581,569	

(注 1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年6月２７日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックス・ブレンド（タイプＶ）の２０２４年４月２３日から２０２５年４月２２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックス・ブレンド（タイプＶ）の２０２５年４月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【インデックス・ブレンド（タイプＶ）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第８期 （2024年 4月22日現在）	第９期 （2025年 4月22日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,101,655	4,145,831
親投資信託受益証券	629,046,005	639,202,079
派生商品評価勘定	－	1,375,138
未収入金	7,845,000	3,924,748
未収利息	44	55
流動資産合計	657,992,704	648,647,851
資産合計	657,992,704	648,647,851
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	393,422	－
未払金	239,847	－
未払解約金	168,492	9,442
未払受託者報酬	103,991	119,592
未払委託者報酬	1,698,464	1,953,281
その他未払費用	10,341	11,899
流動負債合計	2,614,557	2,094,214
負債合計	2,614,557	2,094,214
純資産の部		
元本等		
元本	335,659,720	340,509,976
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	319,718,427	306,043,661
（分配準備積立金）	190,997,147	187,466,571
元本等合計	655,378,147	646,553,637
純資産合計	655,378,147	646,553,637
負債純資産合計	657,992,704	648,647,851

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第８期 自　2023年 4月25日 至　2024年 4月22日	第９期 自　2024年 4月23日 至　2025年 4月22日
営業収益		
受取利息	1,080	18,740
有価証券売買等損益	139,116,413	△15,836,107
為替差損益	△2,658,791	1,742,762
営業収益合計	136,458,702	△14,074,605
営業費用		

支払利息	2,730	-
受託者報酬	195,474	235,568
委託者報酬	3,192,593	3,847,582
その他費用	70,207	103,424
営業費用合計	3,461,004	4,186,574
営業利益又は営業損失（△）	132,997,698	△18,261,179
経常利益又は経常損失（△）	132,997,698	△18,261,179
当期純利益又は当期純損失（△）	132,997,698	△18,261,179
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,948,034	4,757,607
期首剰余金又は期首欠損金（△）	176,720,485	319,718,427
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,295,404	37,112,294
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,295,404	37,112,294
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,347,126	27,768,274
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,347,126	27,768,274
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	319,718,427	306,043,661

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 4月23日から2025年4月22日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第8期 2024年 4月22日現在	第9期 2025年 4月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 335,659,720口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 340,509,976口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.9525円 （10,000口当たり純資産額）（19,525円）	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　1.8988円 （10,000口当たり純資産額）（18,988円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第8期 自 2023年 4月25日 至 2024年 4月22日	第9期 自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.分配金の計算過程 項目	1.分配金の計算過程 項目

費用控除後の配当等収益額	A	13,588,775 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	98,380,318 円
収益調整金額	C	128,721,280 円
分配準備積立金額	D	79,028,054 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	319,718,427 円
当ファンドの期末残存口数	F	335,659,720 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	9,525 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

費用控除後の配当等収益額	A	11,987,542 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	118,577,090 円
分配準備積立金額	D	175,479,029 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	306,043,661 円
当ファンドの期末残存口数	F	340,509,976 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,987 円
10,000 口当たり分配金額	H	0 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第８期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第９期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第８期 2024 年 4 月 22 日現在	第９期 2025 年 4 月 22 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	２．時価の算定方法 同左

派生商品評価勘定 　デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 　これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1　元本の移動

第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日		第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日	
期首元本額	318,904,627 円	期首元本額	335,659,720 円
期中追加設定元本額	71,674,879 円	期中追加設定元本額	33,864,952 円
期中一部解約元本額	54,919,786 円	期中一部解約元本額	29,014,696 円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 8 期 自 2023 年 4 月 25 日 至 2024 年 4 月 22 日	第 9 期 自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	110,547,070	△29,898,416
合計	110,547,070	△29,898,416

3　デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 8 期(2024 年 4 月 22 日現在)				第 9 期(2025 年 4 月 22 日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち 1 年超				うち 1 年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	8,925,246	－	9,318,668	△393,422	25,436,177	－	24,061,039	1,375,138
米ドル	8,925,246	－	9,318,668	△393,422	25,436,177	－	24,061,039	1,375,138
合計	8,925,246	－	9,318,668	△393,422	25,436,177	－	24,061,039	1,375,138

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	35,692,306	104,239,379	
		外国債券マザーファンド	15,616,591	45,164,742	
		外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド	46,781,937	298,585,712	
		国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	16,181,767	19,500,647	
		Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	12,294,592	32,714,679	
		海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド	6,336,828	22,525,522	
		外国株式為替ヘッジ型マザーファンド	5,434,517	15,926,938	
		新興国株式マザーファンド	27,580,243	52,054,950	
		新興国債券マザーファンド	10,846,255	25,756,601	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	19,849,420	19,484,190	
		海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド	2,278,045	3,248,719	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：98.9%	198,892,501	639,202,079 100.0%	
合計				639,202,079	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

「インデックス・ブレンド（タイプⅠ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅡ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅢ）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」および「海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」、
「インデックス・ブレンド（タイプⅣ）」、「インデックス・ブレンド（タイプⅤ）」は「国内株式マザーファンド」、「外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド」、「外国株式為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国株式マザーファンド」、「国内債券ＮＯ

ＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」、「海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド」および「海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,810,880,159
株式	709,073,105,690
派生商品評価勘定	74,518,466
未収配当金	8,611,496,607
未収利息	372,041
その他未収収益	149,462,360
差入委託証拠金	3,236,244,351
流動資産合計	748,956,079,674
資産合計	748,956,079,674
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,406,952,082
未払金	593,910,136
未払解約金	233,260,451
未払利息	6,038,568
有価証券貸借取引受入金	16,233,875,771
流動負債合計	18,474,037,008
負債合計	18,474,037,008
純資産の部	
元本等	
元本	250,125,994,005
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	480,356,048,661
元本等合計	730,482,042,666
純資産合計	730,482,042,666
負債純資産合計	748,956,079,674

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
２.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま

	す。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025 年 4 月 22 日現在	
１．　計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	2.9205 円
(10,000 口当たり純資産額)	(29,205 円)
２．　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	15,431,395,870 円

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024 年 4 月 23 日 至 2025 年 4 月 22 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025 年 4 月 22 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在	
期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	227,026,756,421円
同期中における追加設定元本額	50,510,951,739円
同期中における一部解約元本額	27,411,714,155円
期末元本額	250,125,994,005円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	71,617,438円
バランスセレクト５０	201,899,458円
バランスセレクト７０	346,647,646円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,442,140,973円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,198,217,375円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	13,108,249,596円
野村資産設計ファンド２０１５	21,157,921円
野村資産設計ファンド２０２０	22,984,462円
野村資産設計ファンド２０２５	33,890,057円
野村資産設計ファンド２０３０	61,547,928円
野村資産設計ファンド２０３５	65,263,492円
野村資産設計ファンド２０４０	117,634,231円
野村日本株インデックス（野村投資一任口座向け）	18,693,405,015円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,495,191,780円
のむラップ・ファンド（普通型）	16,448,080,331円
のむラップ・ファンド（積極型）	12,530,116,822円
野村資産設計ファンド２０４５	27,761,856円
野村インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	2,563,753,025円
マイ・ロード	1,887,876,689円
ネクストコア	10,846,052円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	813,798,661円
野村ＴＯＰＩＸインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,062,012,529円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	707,456,046円
野村資産設計ファンド２０５０	30,229,320円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	5,351,203円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	4,155,185円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	3,973,195円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	3,963,236円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	506,085,469円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	2,690,189,327円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,681,080円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,185,806円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	19,438,224円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	9,043,958円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	35,692,306円
野村６資産均等バランス	5,745,911,076円
世界６資産分散ファンド	102,382,738円
野村資産設計ファンド２０６０	32,127,716円
はじめてのＮＩＳＡ・日本株式インデックス（ＴＯＰＩＸ）	1,008,433,617円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）日本株式	4,232,067,635円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	129,181,165円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	88,587,982円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	172,362,317円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	82,029,322円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	778,089円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	3,163,546円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	436,180円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,166,234,121円

野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,675,685 円
野村・国内株式インデックスファンド・ＶＡＳ（適格機関投資家専用）	20,011,061 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,991,151 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	62,890,459 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	100,905,073 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,001,995,342 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	15,356,129 円
ノムラ日本株式インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,040,800,759 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（適格機関投資家専用）	5,579,321,473 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	1,118,187 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	117,937,378 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	4,835,851 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	22,411,762 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	36,232,134 円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	83,056,426 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	6,842,492,531 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	21,976,762,090 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	30,945,650,548 円
野村国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ（確定拠出年金向け）	42,347,425,654 円
マイバランスＤＣ３０	3,140,734,176 円
マイバランスＤＣ５０	6,012,377,106 円
マイバランスＤＣ７０	7,682,345,165 円
野村ＤＣ国内株式インデックスファンド・ＴＯＰＩＸ	14,510,143,838 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	712,206,641 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	22,914,633 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	2,414,257,905 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	2,070,943,167 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	2,095,657,446 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	19,126,469 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	9,929,203 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	202,326,067 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	63,023,860 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	71,844,907 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	55,169,122 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	1,332,622,922 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	1,105,986,579 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	879,723,902 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,258,712,678 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	56,008,221 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	516,243,191 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	193,339,312 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	228,357,407 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	230,799,772 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	22,097,427 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	

株式	日本円	極洋	11,600	4,360.00	50,576,000	
		ニッスイ	275,900	885.00	244,171,500	貸付有価証券 1,100株
		マルハニチロ	40,900	3,329.00	136,156,100	
		ユキグニファクトリー	23,500	1,191.00	27,988,500	貸付有価証券 1,300株（800株）
		カネコ種苗	7,800	1,410.00	10,998,000	
		サカタのタネ	34,200	3,360.00	114,912,000	貸付有価証券 800株
		ホクト	24,600	1,892.00	46,543,200	
		住石ホールディングス	34,600	741.00	25,638,600	貸付有価証券 15,800株
		日鉄鉱業	11,100	6,290.00	69,819,000	貸付有価証券 100株
		ＩＮＰＥＸ	834,000	1,820.50	1,518,297,000	
		石油資源開発	151,300	1,032.00	156,141,600	貸付有価証券 4,900株
		Ｋ＆Ｏエナジーグループ	12,500	2,689.00	33,612,500	貸付有価証券 600株（100株）
		ショーボンドホールディングス	36,300	5,160.00	187,308,000	
		ミライト・ワン	87,400	2,174.00	190,007,600	
		タマホーム	17,300	3,860.00	66,778,000	貸付有価証券 7,300株（3,000株）
		第一カッター興業	7,100	1,395.00	9,904,500	
		安藤・間	159,900	1,372.00	219,382,800	
		東急建設	86,400	805.00	69,552,000	
		コムシスホールディングス	97,900	3,105.00	303,979,500	貸付有価証券 100株
		ビーアールホールディングス	40,400	331.00	13,372,400	貸付有価証券 400株（100株）
		高松コンストラクショングループ	20,500	2,879.00	59,019,500	
		東建コーポレーション	5,900	13,020.00	76,818,000	貸付有価証券 2,700株
		ヤマウラ	14,000	1,232.00	17,248,000	貸付有価証券 6,400株
		オリエンタル白石	102,200	384.00	39,244,800	貸付有価証券 700株
		大成建設	175,300	6,998.00	1,226,749,400	貸付有価証券 13,300株
		大林組	637,200	2,113.50	1,346,722,200	
		清水建設	527,500	1,419.50	748,786,250	
		長谷工コーポレーション	177,100	2,046.00	362,346,600	貸付有価証券 300株
		松井建設	18,000	945.00	17,010,000	貸付有価証券

				100株（100株）
鹿島建設	428,000	3,319.00	1,420,532,000	貸付有価証券 35,600株
不動テトラ	12,100	2,310.00	27,951,000	
鉄建建設	12,700	2,702.00	34,315,400	
西松建設	30,800	5,080.00	156,464,000	
三井住友建設	155,600	501.00	77,955,600	貸付有価証券 2,800株
大豊建設	26,600	786.00	20,907,600	貸付有価証券 3,900株
奥村組	34,100	4,430.00	151,063,000	貸付有価証券 300株
東鉄工業	21,300	3,130.00	66,669,000	
淺沼組	77,300	758.00	58,593,400	
戸田建設	237,500	860.80	204,440,000	
熊谷組	31,900	4,215.00	134,458,500	貸付有価証券 100株
矢作建設工業	26,300	1,380.00	36,294,000	
ピーエス・コンストラクション	14,000	1,489.00	20,846,000	貸付有価証券 100株
日本ハウスホールディングス	41,200	345.00	14,214,000	貸付有価証券 19,300株
新日本建設	27,100	1,566.00	42,438,600	
東亜道路工業	33,400	1,512.00	50,500,800	貸付有価証券 700株
日本道路	19,400	1,980.00	38,412,000	
東亜建設工業	58,300	1,343.00	78,296,900	
日本国土開発	59,100	473.00	27,954,300	貸付有価証券 1,000株
若築建設	5,700	4,000.00	22,800,000	
東洋建設	55,600	1,311.00	72,891,600	貸付有価証券 3,800株
五洋建設	252,600	784.80	198,240,480	貸付有価証券 9,700株
世紀東急工業	27,500	1,528.00	42,020,000	貸付有価証券 12,300株（600株）
福田組	7,300	5,440.00	39,712,000	貸付有価証券 100株
住友林業	166,800	4,086.00	681,544,800	貸付有価証券 2,000株
大和ハウス工業	582,400	5,135.00	2,990,624,000	貸付有価証券 6,400株
ライト工業	36,800	2,611.00	96,084,800	
積水ハウス	585,500	3,175.00	1,858,962,500	

日特建設	18,400	1,046.00	19,246,400	貸付有価証券 200株
北陸電気工事	13,200	1,186.00	15,655,200	貸付有価証券 900株
ユアテック	35,600	1,704.00	60,662,400	
日本リーテック	15,100	1,547.00	23,359,700	
四電工	24,200	1,260.00	30,492,000	
中電工	30,000	3,450.00	103,500,000	
関電工	105,800	2,797.00	295,922,600	
きんでん	132,400	3,530.00	467,372,000	
東京エネシス	20,600	1,035.00	21,321,000	
トーエネック	32,000	947.00	30,304,000	
住友電設	15,700	4,875.00	76,537,500	
日本電設工業	36,200	2,105.00	76,201,000	貸付有価証券 200株
エクシオグループ	199,600	1,642.00	327,743,200	
新日本空調	25,000	1,783.00	44,575,000	貸付有価証券 400株
九電工	41,700	4,897.00	204,204,900	
三機工業	40,200	3,325.00	133,665,000	
日揮ホールディングス	191,100	1,086.50	207,630,150	貸付有価証券 15,300株
中外炉工業	6,300	3,500.00	22,050,000	貸付有価証券 200株
太平電業	12,600	4,810.00	60,606,000	
高砂熱学工業	46,500	5,778.00	268,677,000	貸付有価証券 2,800株（800株）
朝日工業社	18,000	1,934.00	34,812,000	貸付有価証券 800株
明星工業	32,500	1,349.00	43,842,500	貸付有価証券 200株
大氣社	49,400	2,262.00	111,742,800	
ダイダン	25,400	3,780.00	96,012,000	
日比谷総合設備	15,700	3,175.00	49,847,500	貸付有価証券 200株
飛島ホールディングス	19,800	1,790.00	35,442,000	
フィル・カンパニー	3,800	767.00	2,914,600	貸付有価証券 300株（300株）
テスホールディングス	46,800	316.00	14,788,800	貸付有価証券 5,300株
インフロニア・ホールディングス	202,300	1,225.50	247,918,650	貸付有価証券 3,200株
レイズネクスト	27,900	1,488.00	41,515,200	

		ニップン	63,800	2,315.00	147,697,000	貸付有価証券 29,800株（27,000株）
		日清製粉グループ本社	192,500	1,892.50	364,306,250	貸付有価証券 100株
		日東富士製粉	3,500	6,980.00	24,430,000	
		昭和産業	16,400	3,040.00	49,856,000	
		中部飼料	26,800	1,430.00	38,324,000	貸付有価証券 100株
		フィード・ワン	28,300	930.00	26,319,000	貸付有価証券 1,200株
		日本甜菜製糖	10,200	2,377.00	24,245,400	貸付有価証券 600株
		ＤＭ三井製糖	19,200	3,465.00	66,528,000	
		ウェルネオシュガー	10,900	2,395.00	26,105,500	貸付有価証券 500株
		森永製菓	81,100	2,580.00	209,238,000	
		中村屋	4,800	3,285.00	15,768,000	
		江崎グリコ	55,400	4,846.00	268,468,400	貸付有価証券 13,200株
		名糖産業	8,600	2,110.00	18,146,000	貸付有価証券 4,000株
		井村屋グループ	10,600	2,468.00	26,160,800	
		不二家	13,300	2,465.00	32,784,500	貸付有価証券 4,400株（2,400株）
		山崎製パン	129,700	3,333.00	432,290,100	貸付有価証券 4,000株
		モロゾフ	18,800	1,817.00	34,159,600	貸付有価証券 8,700株
		亀田製菓	12,300	4,105.00	50,491,500	
		寿スピリッツ	114,600	2,040.50	233,841,300	貸付有価証券 11,100株（500株）
		カルビー	88,700	2,919.00	258,915,300	貸付有価証券 1,000株
		森永乳業	72,100	3,577.00	257,901,700	
		六甲バター	14,200	1,326.00	18,829,200	貸付有価証券 900株
		ヤクルト本社	277,000	3,015.00	835,155,000	貸付有価証券 12,200株（400株）
		明治ホールディングス	249,200	3,578.00	891,637,600	
		雪印メグミルク	52,100	2,681.00	139,680,100	
		プリマハム	26,000	2,323.00	60,398,000	貸付有価証券 200株
		日本ハム	80,200	5,497.00	440,859,400	貸付有価証券 100株
		丸大食品	19,500	1,883.00	36,718,500	貸付有価証券 300株

		Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	21,400	2,748.00	58,807,200	
		柿安本店	8,200	3,030.00	24,846,000	貸付有価証券 3,800株
		伊藤ハム米久ホールディングス	29,600	4,570.00	135,272,000	
		サッポロホールディングス	63,800	8,149.00	519,906,200	貸付有価証券 3,500株（2,300株）
		アサヒグループホールディングス	1,455,300	2,022.50	2,943,344,250	貸付有価証券 500株
		キリンホールディングス	807,200	2,156.50	1,740,726,800	貸付有価証券 700株
		シマダヤ	5,600	1,868.00	10,460,800	貸付有価証券 2,600株（2,500株）
		宝ホールディングス	130,700	1,177.00	153,833,900	貸付有価証券 5,000株
		オエノンホールディングス	62,800	448.00	28,134,400	貸付有価証券 500株（400株）
		養命酒製造	6,400	3,205.00	20,512,000	
		コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールデ	121,400	2,570.00	311,998,000	
		ライフドリンク　カンパニー	42,300	1,796.00	75,970,800	貸付有価証券 100株
		サントリー食品インターナショナル	136,500	4,772.00	651,378,000	貸付有価証券 100株
		ダイドーグループホールディングス	21,900	2,997.00	65,634,300	貸付有価証券 1,200株
		伊藤園	64,900	3,340.00	216,766,000	貸付有価証券 12,000株
		キーコーヒー	21,700	2,138.00	46,394,600	貸付有価証券 400株（400株）
		日清オイリオグループ	27,300	5,010.00	136,773,000	
		不二製油	38,700	3,169.00	122,640,300	貸付有価証券 200株
		Ｊ－オイルミルズ	22,200	2,090.00	46,398,000	
		キッコーマン	642,100	1,538.50	987,870,850	貸付有価証券 21,900株
		味の素	897,900	2,913.00	2,615,582,700	貸付有価証券 100株
		ブルドックソース	10,300	1,778.00	18,313,400	貸付有価証券 1,800株（1,100株）
		キユーピー	104,100	3,325.00	346,132,500	貸付有価証券 500株
		ハウス食品グループ本社	65,200	2,895.00	188,754,000	貸付有価証券 1,600株（1,500株）
		カゴメ	82,900	3,037.00	251,767,300	貸付有価証券 1,300株
		アリアケジャパン	19,300	6,220.00	120,046,000	貸付有価証券 800株

エバラ食品工業	5,200	2,782.00	14,466,400	
ニチレイ	151,300	2,021.50	305,852,950	貸付有価証券 200株
東洋水産	89,800	9,108.00	817,898,400	貸付有価証券 500株
イートアンドホールディングス	10,000	2,112.00	21,120,000	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
ヨシムラ・フード・ホールディングス	10,600	901.00	9,550,600	貸付有価証券 4,900株（4,700株）
日清食品ホールディングス	245,000	3,229.00	791,105,000	貸付有価証券 11,200株
フジッコ	19,900	1,660.00	33,034,000	貸付有価証券 4,100株（3,100株）
ロック・フィールド	21,700	1,612.00	34,980,400	貸付有価証券 10,100株（2,700株）
日本たばこ産業	1,177,600	4,262.00	5,018,931,200	
ケンコーマヨネーズ	12,100	1,924.00	23,280,400	
わらべや日洋ホールディングス	13,000	2,365.00	30,745,000	
なとり	12,200	2,098.00	25,595,600	貸付有価証券 5,600株（100株）
ファーマフーズ	25,700	895.00	23,001,500	貸付有価証券 2,500株
ユーグレナ	120,400	451.00	54,300,400	貸付有価証券 55,300株（11,900株）
紀文食品	16,800	1,113.00	18,698,400	貸付有価証券 100株
ピックルスホールディングス	11,400	929.00	10,590,600	貸付有価証券 400株
理研ビタミン	16,700	2,536.00	42,351,200	
片倉工業	18,100	2,147.00	38,860,700	
グンゼ	28,000	2,533.00	70,924,000	
東洋紡	85,200	862.00	73,442,400	貸付有価証券 1,400株
ユニチカ	63,800	155.00	9,889,000	貸付有価証券 29,800株（6,000株）
富士紡ホールディングス	7,500	4,585.00	34,387,500	
倉敷紡績	13,200	5,980.00	78,936,000	貸付有価証券 400株
シキボウ	14,100	963.00	13,578,300	貸付有価証券 3,200株（3,100株）
日本毛織	50,500	1,447.00	73,073,500	貸付有価証券 800株
帝国繊維	22,300	2,587.00	57,690,100	貸付有価証券 300株（100株）
帝人	189,400	1,166.50	220,935,100	貸付有価証券 800株

		東レ	1,440,900	904.00	1,302,573,600	貸付有価証券 2,700株
		セーレン	38,100	2,200.00	83,820,000	
		小松マテーレ	28,600	780.00	22,308,000	貸付有価証券 200株（100株）
		ワコールホールディングス	40,800	4,935.00	201,348,000	
		ホギメディカル	26,500	4,245.00	112,492,500	貸付有価証券 400株
		ＴＳＩホールディングス	62,300	1,034.00	64,418,200	貸付有価証券 1,900株
		ワールド	30,400	2,643.00	80,347,200	貸付有価証券 5,300株
		三陽商会	10,200	2,770.00	28,254,000	
		オンワードホールディングス	127,900	560.00	71,624,000	貸付有価証券 20,500株
		ルックホールディングス	6,300	2,448.00	15,422,400	
		ゴールドウイン	34,900	8,103.00	282,794,700	貸付有価証券 100株
		特種東海製紙	9,600	3,805.00	36,528,000	貸付有価証券 200株
		王子ホールディングス	746,600	675.60	504,402,960	貸付有価証券 400株
		日本製紙	102,700	1,142.00	117,283,400	貸付有価証券 700株
		北越コーポレーション	110,700	1,141.00	126,308,700	貸付有価証券 50,100株（9,100株）
		大王製紙	99,500	932.00	92,734,000	貸付有価証券 1,400株
		レンゴー	179,500	794.60	142,630,700	貸付有価証券 19,000株
		トーモク	11,400	2,486.00	28,340,400	貸付有価証券 200株
		ザ・パック	14,600	3,280.00	47,888,000	
		北の達人コーポレーション	83,100	135.00	11,218,500	貸付有価証券 39,100株（1,000株）
		クラレ	263,000	1,599.00	420,537,000	貸付有価証券 300株
		旭化成	1,333,700	946.50	1,262,347,050	貸付有価証券 9,500株
		レゾナック・ホールディングス	176,900	2,417.50	427,655,750	貸付有価証券 6,500株
		住友化学	1,585,600	319.40	506,440,640	
		住友精化	9,300	4,745.00	44,128,500	
		日産化学	101,400	4,070.00	412,698,000	貸付有価証券 100株
		ラサ工業	7,000	2,660.00	18,620,000	

クレハ	40,800	2,460.00	100,368,000	貸付有価証券 1,300株
多木化学	7,700	3,140.00	24,178,000	貸付有価証券 200株（100株）
テイカ	14,100	1,270.00	17,907,000	貸付有価証券 100株（100株）
石原産業	32,700	1,664.00	54,412,800	
日本曹達	41,800	2,595.00	108,471,000	貸付有価証券 100株
東ソー	263,200	1,940.00	510,608,000	貸付有価証券 1,100株
トクヤマ	63,700	2,607.50	166,097,750	貸付有価証券 200株
セントラル硝子	24,900	2,833.00	70,541,700	
東亜合成	91,500	1,339.50	122,564,250	貸付有価証券 1,700株
大阪ソーダ	68,900	1,577.00	108,655,300	貸付有価証券 11,400株
関東電化工業	42,400	829.00	35,149,600	貸付有価証券 1,500株
デンカ	71,700	1,897.00	136,014,900	貸付有価証券 2,000株（800株）
信越化学工業	1,753,100	3,725.00	6,530,297,500	貸付有価証券 5,600株
日本カーバイド工業	10,400	1,666.00	17,326,400	
堺化学工業	13,800	2,438.00	33,644,400	
第一稀元素化学工業	21,500	664.00	14,276,000	
エア・ウォーター	186,000	1,873.00	348,378,000	
日本酸素ホールディングス	191,300	4,564.00	873,093,200	貸付有価証券 6,400株
日本化学工業	7,200	2,026.00	14,587,200	貸付有価証券 100株
日本パーカライジング	87,800	1,142.00	100,267,600	貸付有価証券 100株
高圧ガス工業	28,600	919.00	26,283,400	貸付有価証券 1,100株（400株）
四国化成ホールディングス	22,300	1,730.00	38,579,000	貸付有価証券 900株（200株）
戸田工業	4,500	1,031.00	4,639,500	貸付有価証券 100株
ステラ　ケミファ	10,700	3,665.00	39,215,500	
保土谷化学工業	12,400	1,446.00	17,930,400	貸付有価証券 1,100株
日本触媒	126,300	1,659.50	209,594,850	
大日精化工業	13,300	2,879.00	38,290,700	
カネカ	48,600	3,407.00	165,580,200	

三菱瓦斯化学	159,900	2,103.50	336,349,650	貸付有価証券 2,000株
三井化学	177,400	2,961.50	525,370,100	
東京応化工業	94,100	2,835.50	266,820,550	
大阪有機化学工業	16,500	2,236.00	36,894,000	
三菱ケミカルグループ	1,441,200	654.00	942,544,800	貸付有価証券 8,100株
ＫＨネオケム	35,500	2,409.00	85,519,500	貸付有価証券 200株
ダイセル	224,200	1,164.00	260,968,800	貸付有価証券 2,700株
住友ベークライト	62,100	3,129.00	194,310,900	
積水化学工業	392,600	2,424.00	951,662,400	貸付有価証券 600株
日本ゼオン	152,000	1,359.00	206,568,000	
アイカ工業	49,700	3,282.00	163,115,400	
ＵＢＥ	101,600	2,028.00	206,044,800	貸付有価証券 1,100株
積水樹脂	25,800	1,833.00	47,291,400	貸付有価証券 300株
旭有機材	13,100	3,600.00	47,160,000	貸付有価証券 2,000株（200株）
ニチバン	12,200	2,061.00	25,144,200	貸付有価証券 400株
リケンテクノス	35,300	988.00	34,876,400	
大倉工業	9,100	3,840.00	34,944,000	
積水化成品工業	27,700	335.00	9,279,500	貸付有価証券 600株
群栄化学工業	4,600	3,125.00	14,375,000	
ダイキョーニシカワ	43,500	553.00	24,055,500	貸付有価証券 100株
森六	10,900	2,144.00	23,369,600	
恵和	12,800	877.00	11,225,600	貸付有価証券 1,700株（1,400株）
日本化薬	133,600	1,329.50	177,621,200	
カーリット	19,500	1,047.00	20,416,500	貸付有価証券 1,100株
日本精化	13,100	2,081.00	27,261,100	
扶桑化学工業	18,300	3,250.00	59,475,000	貸付有価証券 3,200株
トリケミカル研究所	21,500	2,331.00	50,116,500	貸付有価証券 400株
ＡＤＥＫＡ	68,700	2,414.00	165,841,800	
日油	226,300	2,057.00	465,499,100	

ハリマ化成グループ	15,400	830.00	12,782,000	
花王	480,100	6,030.00	2,895,003,000	
第一工業製薬	7,100	2,552.00	18,119,200	貸付有価証券 1,600株（1,400株）
石原ケミカル	8,400	2,056.00	17,270,400	
三洋化成工業	12,100	3,570.00	43,197,000	
大日本塗料	21,900	1,237.00	27,090,300	貸付有価証券 200株
日本ペイントホールディングス	872,300	1,042.50	909,372,750	貸付有価証券 37,700株
関西ペイント	165,100	2,122.00	350,342,200	貸付有価証券 6,300株（1,800株）
中国塗料	44,500	1,916.00	85,262,000	貸付有価証券 100株
藤倉化成	25,000	470.00	11,750,000	
太陽ホールディングス	34,400	4,640.00	159,616,000	貸付有価証券 800株（400株）
ＤＩＣ	70,000	2,600.00	182,000,000	貸付有価証券 5,900株
サカタインクス	43,900	1,750.00	76,825,000	
ａｒｔｉｅｎｃｅ	35,300	2,812.00	99,263,600	貸付有価証券 200株
富士フイルムホールディングス	1,190,100	2,676.00	3,184,707,600	
資生堂	412,200	2,226.00	917,557,200	貸付有価証券 34,900株
ライオン	251,200	1,817.00	456,430,400	貸付有価証券 200株
高砂香料工業	13,300	6,410.00	85,253,000	
マンダム	39,100	1,360.00	53,176,000	貸付有価証券 500株
ミルボン	31,700	2,709.00	85,875,300	
コーセー	40,100	5,953.00	238,715,300	貸付有価証券 900株
コタ	20,000	1,420.00	28,400,000	貸付有価証券 1,300株（100株）
ポーラ・オルビスホールディングス	101,200	1,285.00	130,042,000	貸付有価証券 5,400株
ノエビアホールディングス	17,600	4,135.00	72,776,000	貸付有価証券 200株
新日本製薬	11,300	2,468.00	27,888,400	
Ｉ－ｎｅ	6,500	1,614.00	10,491,000	貸付有価証券 3,000株（200株）
アクシージア	12,400	443.00	5,493,200	貸付有価証券 4,500株（4,500株）
エステー	13,500	1,506.00	20,331,000	貸付有価証券 500株（100株）

コニシ	62,200	1,148.00	71,405,600	貸付有価証券 100株（100株）
長谷川香料	37,700	2,789.00	105,145,300	
小林製薬	51,700	5,483.00	283,471,100	貸付有価証券 100株
荒川化学工業	18,200	1,045.00	19,019,000	貸付有価証券 100株
メック	16,200	1,993.00	32,286,600	
日本高純度化学	4,900	2,887.00	14,146,300	
タカラバイオ	62,000	811.00	50,282,000	貸付有価証券 2,400株（400株）
ＪＣＵ	21,800	3,115.00	67,907,000	
ＯＡＴアグリオ	8,100	2,055.00	16,645,500	貸付有価証券 300株
デクセリアルズ	170,900	1,461.50	249,770,350	貸付有価証券 500株
アース製薬	18,000	5,280.00	95,040,000	貸付有価証券 500株
北興化学工業	17,700	1,188.00	21,027,600	貸付有価証券 1,200株
大成ラミックグループ	5,700	2,472.00	14,090,400	
クミアイ化学工業	78,400	776.00	60,838,400	貸付有価証券 2,900株（100株）
日本農薬	30,200	844.00	25,488,800	
アキレス	10,700	1,323.00	14,156,100	
有沢製作所	29,700	1,244.00	36,946,800	貸付有価証券 400株
日東電工	624,200	2,404.50	1,500,888,900	貸付有価証券 2,800株
レック	25,300	1,420.00	35,926,000	貸付有価証券 200株（100株）
三光合成	24,800	569.00	14,111,200	
ＺＡＣＲＯＳ	15,600	3,920.00	61,152,000	
前澤化成工業	13,900	1,761.00	24,477,900	貸付有価証券 3,000株（200株）
未来工業	7,100	3,770.00	26,767,000	貸付有価証券 600株（400株）
ＪＳＰ	16,200	1,907.00	30,893,400	貸付有価証券 7,500株
エフピコ	43,600	3,175.00	138,430,000	貸付有価証券 100株
天馬	16,400	3,575.00	58,630,000	貸付有価証券 600株（600株）
信越ポリマー	42,600	1,379.00	58,745,400	
ニフコ	73,800	3,423.00	252,617,400	
バルカー	15,100	2,886.00	43,578,600	

ユニ・チャーム	1,233,700	1,352.00	1,667,962,400	貸付有価証券 53,200株
協和キリン	232,100	2,200.00	510,620,000	貸付有価証券 500株
武田薬品工業	1,756,400	4,300.00	7,552,520,000	
アステラス製薬	1,731,500	1,349.50	2,336,659,250	貸付有価証券 1,200株
住友ファーマ	175,700	619.00	108,758,300	貸付有価証券 26,400株（4,100株）
塩野義製薬	654,800	2,399.00	1,570,865,200	貸付有価証券 700株
日本新薬	51,700	3,600.00	186,120,000	
中外製薬	617,900	8,313.00	5,136,602,700	貸付有価証券 18,200株
科研製薬	33,800	4,140.00	139,932,000	貸付有価証券 200株
エーザイ	257,600	4,038.00	1,040,188,800	貸付有価証券 8,700株
ロート製薬	208,600	2,392.00	498,971,200	貸付有価証券 16,100株（12,700株）
小野薬品工業	403,700	1,708.00	689,519,600	貸付有価証券 9,900株
久光製薬	43,900	4,526.00	198,691,400	貸付有価証券 5,100株
持田製薬	24,800	3,075.00	76,260,000	
参天製薬	352,400	1,414.50	498,469,800	
扶桑薬品工業	7,700	2,305.00	17,748,500	貸付有価証券 3,500株
ツムラ	67,800	4,397.00	298,116,600	貸付有価証券 500株（500株）
キッセイ薬品工業	31,700	3,835.00	121,569,500	
生化学工業	37,600	693.00	26,056,800	
栄研化学	31,200	2,224.00	69,388,800	貸付有価証券 600株
鳥居薬品	10,600	4,510.00	47,806,000	
ＪＣＲファーマ	66,800	449.00	29,993,200	貸付有価証券 3,700株
東和薬品	26,500	2,562.00	67,893,000	
富士製薬工業	14,600	1,352.00	19,739,200	貸付有価証券 700株
ゼリア新薬工業	31,300	2,334.00	73,054,200	
ネクセラファーマ	92,600	853.00	78,987,800	貸付有価証券 29,400株
第一三共	1,825,900	3,233.00	5,903,134,700	
杏林製薬	42,800	1,476.00	63,172,800	

		大幸薬品	44,700	271.00	12,113,700	貸付有価証券 9,200株（300株）
		ダイト	13,600	2,067.00	28,111,200	貸付有価証券 200株
		大塚ホールディングス	487,500	6,632.00	3,233,100,000	
		ペプチドリーム	95,700	1,877.00	179,628,900	貸付有価証券 6,100株
		セルソース	13,100	655.00	8,580,500	
		あすか製薬ホールディングス	18,000	2,393.00	43,074,000	
		サワイグループホールディングス	116,100	2,004.50	232,722,450	貸付有価証券 9,600株
		日本コークス工業	200,300	87.00	17,426,100	貸付有価証券 45,500株（2,600株）
		ニチレキグループ	21,000	2,498.00	52,458,000	
		ユシロ	10,200	1,861.00	18,982,200	
		富士石油	51,800	270.00	13,986,000	貸付有価証券 2,200株
		出光興産	922,500	874.60	806,818,500	貸付有価証券 130,800株
		ＥＮＥＯＳホールディングス	3,348,200	682.00	2,283,472,400	貸付有価証券 161,400株
		コスモエネルギーホールディングス	65,000	5,684.00	369,460,000	貸付有価証券 2,200株
		横浜ゴム	99,800	2,919.00	291,316,200	貸付有価証券 900株
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	113,400	2,553.50	289,566,900	
		ブリヂストン	577,800	5,779.00	3,339,106,200	貸付有価証券 3,400株
		住友ゴム工業	193,600	1,736.00	336,089,600	貸付有価証券 600株
		藤倉コンポジット	19,000	1,304.00	24,776,000	
		オカモト	10,500	5,240.00	55,020,000	
		フコク	11,700	1,542.00	18,041,400	貸付有価証券 100株（100株）
		ニッタ	19,400	3,640.00	70,616,000	
		住友理工	38,300	1,477.00	56,569,100	
		三ツ星ベルト	27,500	3,510.00	96,525,000	貸付有価証券 500株
		バンドー化学	29,300	1,480.00	43,364,000	
		日東紡績	22,200	3,465.00	76,923,000	貸付有価証券 500株
		ＡＧＣ	192,000	4,249.00	815,808,000	貸付有価証券 1,400株
		日本板硝子	101,100	370.00	37,407,000	貸付有価証券 12,300株（3,600株）

日本電気硝子	65,900	3,131.00	206,332,900	
オハラ	9,400	1,009.00	9,484,600	貸付有価証券 200株
住友大阪セメント	34,200	3,978.00	136,047,600	貸付有価証券 200株
太平洋セメント	121,800	3,777.00	460,038,600	
日本ヒューム	17,300	1,839.00	31,814,700	貸付有価証券 8,100株（700株）
日本コンクリート工業	38,300	336.00	12,868,800	貸付有価証券 1,900株
三谷セキサン	7,000	7,150.00	50,050,000	
アジアパイルホールディングス	28,000	904.00	25,312,000	
東海カーボン	182,100	852.10	155,167,410	貸付有価証券 11,600株
日本カーボン	11,300	4,045.00	45,708,500	
東洋炭素	13,900	3,885.00	54,001,500	貸付有価証券 1,700株（1,500株）
ノリタケ	21,800	3,550.00	77,390,000	
ＴＯＴＯ	143,300	3,400.00	487,220,000	貸付有価証券 9,000株
日本碍子	219,300	1,654.50	362,831,850	貸付有価証券 600株
日本特殊陶業	161,300	4,163.00	671,491,900	
ＭＡＲＵＷＡ	8,200	25,760.00	211,232,000	貸付有価証券 200株
品川リフラクトリーズ	24,300	1,549.00	37,640,700	
黒崎播磨	13,400	2,446.00	32,776,400	貸付有価証券 100株
ヨータイ	10,100	1,775.00	17,927,500	貸付有価証券 4,700株（1,100株）
フジミインコーポレーテッド	53,100	1,774.00	94,199,400	
ニチアス	49,900	4,740.00	236,526,000	
ニチハ	24,700	2,889.00	71,358,300	
日本製鉄	1,028,300	2,932.50	3,015,489,750	貸付有価証券 3,200株
神戸製鋼所	408,400	1,603.50	654,869,400	貸付有価証券 22,500株
中山製鋼所	41,800	725.00	30,305,000	貸付有価証券 3,100株
合同製鐵	11,400	3,630.00	41,382,000	貸付有価証券 1,000株
ＪＦＥホールディングス	611,800	1,619.00	990,504,200	貸付有価証券 10,800株
東京製鐵	56,700	1,577.00	89,415,900	貸付有価証券 11,400株

		共英製鋼	19,800	1,886.00	37,342,800	貸付有価証券 700株
		大和工業	38,300	8,162.00	312,604,600	貸付有価証券 2,800株
		東京鐵鋼	9,000	5,650.00	50,850,000	貸付有価証券 1,500株（100株）
		大阪製鐵	9,300	2,705.00	25,156,500	貸付有価証券 3,500株
		淀川製鋼所	18,700	5,890.00	110,143,000	
		中部鋼鈑	13,300	2,144.00	28,515,200	貸付有価証券 600株
		丸一鋼管	61,800	3,322.00	205,299,600	
		モリ工業	25,700	1,030.00	26,471,000	貸付有価証券 700株
		大同特殊鋼	127,900	1,027.00	131,353,300	貸付有価証券 100株
		日本冶金工業	13,700	3,955.00	54,183,500	貸付有価証券 600株
		愛知製鋼	11,700	7,820.00	91,494,000	貸付有価証券 300株
		大平洋金属	18,700	1,782.00	33,323,400	貸付有価証券 6,100株
		新日本電工	121,300	265.00	32,144,500	
		栗本鐵工所	9,400	4,570.00	42,958,000	
		三菱製鋼	15,000	1,420.00	21,300,000	
		日本精線	16,100	1,174.00	18,901,400	貸付有価証券 400株
		エンビプロ・ホールディングス	20,100	481.00	9,668,100	
		ＪＸ金属	83,100	822.00	68,308,200	貸付有価証券 600株
		大紀アルミニウム工業所	28,900	911.00	26,327,900	貸付有価証券 300株
		日本軽金属ホールディングス	59,300	1,429.00	84,739,700	貸付有価証券 400株
		三井金属鉱業	50,700	3,723.00	188,756,100	貸付有価証券 500株
		三菱マテリアル	145,200	2,200.50	319,512,600	貸付有価証券 7,800株
		住友金属鉱山	256,800	3,185.00	817,908,000	貸付有価証券 1,700株
		ＤＯＷＡホールディングス	54,700	4,530.00	247,791,000	貸付有価証券 7,600株
		古河機械金属	24,100	2,071.00	49,911,100	貸付有価証券 100株
		大阪チタニウムテクノロジーズ	35,200	1,480.00	52,096,000	貸付有価証券 16,500株（4,900株）
		東邦チタニウム	42,000	918.00	38,556,000	貸付有価証券

				300株
ＵＡＣＪ	28,500	4,660.00	132,810,000	
ＣＫサンエツ	4,900	3,695.00	18,105,500	貸付有価証券 2,200株
古河電気工業	67,600	4,040.00	273,104,000	貸付有価証券 6,200株
住友電気工業	701,200	2,013.00	1,411,515,600	貸付有価証券 8,200株
フジクラ	217,800	4,432.00	965,289,600	貸付有価証券 3,600株
ＳＷＣＣ	27,200	5,970.00	162,384,000	
平河ヒューテック	13,600	1,154.00	15,694,400	
リョービ	21,600	1,982.00	42,811,200	貸付有価証券 500株
ＡＲＥホールディングス	82,100	1,922.00	157,796,200	
稲葉製作所	11,300	1,707.00	19,289,100	貸付有価証券 5,300株
宮地エンジニアリンググループ	24,400	1,815.00	44,286,000	貸付有価証券 5,900株（300株）
トーカロ	58,600	1,573.00	92,177,800	貸付有価証券 3,700株
ＳＵＭＣＯ	386,600	918.60	355,130,760	貸付有価証券 104,200株（52,800株）
川田テクノロジーズ	13,100	3,115.00	40,806,500	貸付有価証券 200株
ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	15,600	2,434.00	37,970,400	貸付有価証券 400株
東洋製罐グループホールディングス	129,400	2,412.00	312,112,800	貸付有価証券 300株
ホッカンホールディングス	10,900	1,709.00	18,628,100	
コロナ	11,300	948.00	10,712,400	貸付有価証券 500株
横河ブリッジホールディングス	34,900	2,520.00	87,948,000	
三和ホールディングス	200,500	4,431.00	888,415,500	
文化シヤッター	53,100	2,004.00	106,412,400	貸付有価証券 300株
三協立山	25,500	623.00	15,886,500	貸付有価証券 2,500株（1,500株）
アルインコ	15,500	1,007.00	15,608,500	
ＬＩＸＩＬ	296,100	1,618.50	479,237,850	
ノーリツ	28,600	1,759.00	50,307,400	
長府製作所	22,700	1,814.00	41,177,800	
リンナイ	105,900	3,131.00	331,572,900	

日東精工	29,400	583.00	17,140,200	貸付有価証券 500株
岡部	36,300	891.00	32,343,300	
ジーテクト	22,600	1,545.00	34,917,000	貸付有価証券 900株
東プレ	35,800	1,648.00	58,998,400	
高周波熱錬	30,100	919.00	27,661,900	貸付有価証券 100株（100株）
東京製綱	12,000	1,195.00	14,340,000	
サンコール	22,600	305.00	6,893,000	貸付有価証券 200株
パイオラックス	27,300	2,134.00	58,258,200	貸付有価証券 3,500株
エイチワン	20,900	1,090.00	22,781,000	貸付有価証券 100株
日本発條	179,600	1,507.00	270,657,200	貸付有価証券 900株
中央発條	13,200	1,602.00	21,146,400	貸付有価証券 1,100株（500株）
立川ブラインド工業	9,200	1,493.00	13,735,600	貸付有価証券 1,700株
日本製鋼所	60,200	5,884.00	354,216,800	貸付有価証券 600株
三浦工業	92,200	2,919.50	269,177,900	
タクマ	65,200	1,810.00	118,012,000	
ツガミ	42,400	1,675.00	71,020,000	
オークマ	34,800	3,020.00	105,096,000	貸付有価証券 2,600株（1,000株）
芝浦機械	25,600	3,395.00	86,912,000	貸付有価証券 500株
アマダ	276,200	1,342.50	370,798,500	貸付有価証券 2,300株
アイダエンジニアリング	44,500	891.00	39,649,500	
ＦＵＪＩ	86,400	1,986.50	171,633,600	
牧野フライス製作所	22,000	11,550.00	254,100,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
オーエスジー	87,600	1,595.50	139,765,800	貸付有価証券 14,100株（1,900株）
旭ダイヤモンド工業	49,600	725.00	35,960,000	
ＤＭＧ森精機	125,400	2,272.50	284,971,500	貸付有価証券 400株
ソディック	52,400	727.00	38,094,800	
ディスコ	95,700	27,030.00	2,586,771,000	貸付有価証券 1,100株
日東工器	7,600	1,671.00	12,699,600	
日進工具	16,600	700.00	11,620,000	

冨士ダイス	14,700	690.00	10,143,000	貸付有価証券 100株
リケンＮＰＲ	24,900	2,272.00	56,572,800	貸付有価証券 9,600株（9,200株）
島精機製作所	31,600	824.00	26,038,400	貸付有価証券 9,900株（1,600株）
オプトラン	32,600	1,319.00	42,999,400	貸付有価証券 15,100株（2,600株）
イワキポンプ	13,200	2,293.00	30,267,600	貸付有価証券 100株（100株）
フリュー	18,700	932.00	17,428,400	貸付有価証券 8,700株
ヤマシンフィルタ	42,000	504.00	21,168,000	貸付有価証券 19,700株（300株）
日阪製作所	21,100	981.00	20,699,100	
やまびこ	32,500	2,022.00	65,715,000	貸付有価証券 400株（400株）
野村マイクロ・サイエンス	32,900	2,135.00	70,241,500	貸付有価証券 12,900株（2,900株）
平田機工	28,500	1,324.00	37,734,000	貸付有価証券 1,200株（100株）
ＰＥＧＡＳＵＳ	21,900	463.00	10,139,700	貸付有価証券 300株
マルマエ	8,600	1,043.00	8,969,800	貸付有価証券 3,400株（600株）
タツモ	14,200	1,579.00	22,421,800	貸付有価証券 3,100株（3,000株）
ナブテスコ	124,700	2,036.00	253,889,200	貸付有価証券 100株
三井海洋開発	25,200	3,990.00	100,548,000	
レオン自動機	20,900	1,120.00	23,408,000	
ＳＭＣ	59,500	42,310.00	2,517,445,000	貸付有価証券 100株
ホソカワミクロン	13,900	3,875.00	53,862,500	
ユニオンツール	8,700	3,385.00	29,449,500	
瑞光	12,700	1,091.00	13,855,700	貸付有価証券 1,400株
オイレス工業	27,000	2,102.00	56,754,000	
日精エー・エス・ビー機械	6,800	4,370.00	29,716,000	
サトー	24,800	1,971.00	48,880,800	
技研製作所	18,700	1,460.00	27,302,000	貸付有価証券 1,200株（500株）
日本エアーテック	9,300	1,040.00	9,672,000	
日精樹脂工業	13,100	821.00	10,755,100	貸付有価証券 700株
ワイエイシイホールディ	20,100	746.00	14,994,600	貸付有価証券

ングス				5,900株（4,500株）
小松製作所	979,800	3,879.00	3,800,644,200	貸付有価証券 2,600株
住友重機械工業	117,600	2,864.50	336,865,200	貸付有価証券 4,100株
日立建機	79,200	4,087.00	323,690,400	貸付有価証券 6,700株（500株）
日工	29,400	668.00	19,639,200	
巴工業	7,800	4,225.00	32,955,000	貸付有価証券 500株（500株）
井関農機	18,600	1,043.00	19,399,800	貸付有価証券 1,000株（600株）
ＴＯＷＡ	60,800	1,234.00	75,027,200	貸付有価証券 28,100株（1,300株）
北川鉄工所	7,800	1,180.00	9,204,000	貸付有価証券 500株
ローツェ	103,900	1,344.00	139,641,600	貸付有価証券 23,900株
クボタ	1,016,500	1,609.00	1,635,548,500	貸付有価証券 6,100株
荏原実業	9,500	3,485.00	33,107,500	
三菱化工機	21,000	1,237.00	25,977,000	貸付有価証券 1,300株
月島ホールディングス	26,900	1,912.00	51,432,800	貸付有価証券 400株（100株）
帝国電機製作所	12,400	2,793.00	34,633,200	貸付有価証券 300株
新東工業	44,200	809.00	35,757,800	
澁谷工業	18,600	2,946.00	54,795,600	
アイチ　コーポレーション	32,900	1,247.00	41,026,300	貸付有価証券 15,400株（14,900株）
小森コーポレーション	49,000	1,132.00	55,468,000	
鶴見製作所	15,200	3,435.00	52,212,000	貸付有価証券 100株
酒井重工業	7,800	1,970.00	15,366,000	
荏原製作所	408,100	1,918.50	782,939,850	貸付有価証券 200株
酉島製作所	17,100	1,873.00	32,028,300	貸付有価証券 400株
ＡＩＲＭＡＮ	20,000	1,907.00	38,140,000	貸付有価証券 100株
ダイキン工業	258,900	15,905.00	4,117,804,500	貸付有価証券 200株
オルガノ	30,700	6,400.00	196,480,000	貸付有価証券 1,800株
トーヨーカネツ	7,100	3,515.00	24,956,500	

		栗田工業	111,200	4,579.00	509,184,800	
		椿本チエイン	90,100	1,656.00	149,205,600	貸付有価証券 200株
		木村化工機	15,200	667.00	10,138,400	貸付有価証券 1,300株
		アネスト岩田	33,800	1,110.00	37,518,000	貸付有価証券 400株（400株）
		ダイフク	335,500	3,487.00	1,169,888,500	貸付有価証券 3,300株
		サムコ	4,700	2,224.00	10,452,800	貸付有価証券 100株
		タダノ	114,400	923.40	105,636,960	貸付有価証券 600株
		フジテック	63,900	5,638.00	360,268,200	
		ＣＫＤ	55,000	1,894.00	104,170,000	貸付有価証券 100株
		平和	66,100	2,200.00	145,420,000	
		理想科学工業	31,800	1,163.00	36,983,400	貸付有価証券 1,700株（200株）
		ＳＡＮＫＹＯ	229,600	2,087.50	479,290,000	貸付有価証券 100株
		日本金銭機械	24,000	986.00	23,664,000	貸付有価証券 8,600株（7,300株）
		マースグループホールディングス	13,400	2,941.00	39,409,400	貸付有価証券 2,200株（300株）
		ガリレイ	29,200	2,797.00	81,672,400	
		ダイコク電機	8,700	2,491.00	21,671,700	貸付有価証券 4,000株（4,000株）
		竹内製作所	36,100	4,130.00	149,093,000	貸付有価証券 4,500株
		アマノ	56,400	3,989.00	224,979,600	
		ＪＵＫＩ	30,800	374.00	11,519,200	貸付有価証券 800株
		ジャノメ	16,400	1,123.00	18,417,200	貸付有価証券 500株
		マックス	24,000	4,095.00	98,280,000	
		グローリー	52,100	2,425.00	126,342,500	貸付有価証券 100株
		新晃工業	56,900	1,173.00	66,743,700	貸付有価証券 8,700株（7,500株）
		大和冷機工業	30,500	1,540.00	46,970,000	貸付有価証券 200株
		セガサミーホールディングス	177,500	2,808.50	498,508,750	貸付有価証券 200株
		ＴＰＲ	25,200	2,057.00	51,836,400	貸付有価証券 600株
		ツバキ・ナカシマ	49,000	387.00	18,963,000	貸付有価証券 13,400株

		ホシザキ	128,000	6,349.00	812,672,000	貸付有価証券 400株
		大豊工業	17,200	564.00	9,700,800	貸付有価証券 1,300株（400株）
		日本精工	368,000	583.30	214,654,400	貸付有価証券 2,400株
		ＮＴＮ	470,300	206.30	97,022,890	貸付有価証券 11,300株
		ジェイテクト	176,900	954.90	168,921,810	貸付有価証券 400株
		不二越	14,700	2,913.00	42,821,100	貸付有価証券 1,500株（1,000株）
		日本トムソン	54,100	478.00	25,859,800	貸付有価証券 600株（500株）
		ＴＨＫ	114,700	3,293.00	377,707,100	
		ＹＵＳＨＩＮ	18,400	627.00	11,536,800	貸付有価証券 200株（100株）
		前澤給装工業	14,200	1,224.00	17,380,800	
		イーグル工業	22,000	1,798.00	39,556,000	
		ＰＩＬＬＡＲ	18,400	3,290.00	60,536,000	
		キッツ	64,400	1,030.00	66,332,000	
		マキタ	247,300	4,080.00	1,008,984,000	
		三井Ｅ＆Ｓ	106,200	1,549.00	164,503,800	貸付有価証券 49,800株（19,400株）
		カナデビア	162,900	858.00	139,768,200	
		三菱重工業	3,476,200	2,528.50	8,789,571,700	
		ＩＨＩ	159,400	10,145.00	1,617,113,000	貸付有価証券 8,800株
		スター精密	33,500	1,546.00	51,791,000	
		キオクシアホールディングス	89,300	1,764.00	157,525,200	貸付有価証券 36,200株
		日清紡ホールディングス	149,500	813.40	121,603,300	貸付有価証券 300株
		イビデン	114,000	3,450.00	393,300,000	貸付有価証券 4,700株
		コニカミノルタ	443,900	398.90	177,071,710	貸付有価証券 200株
		ブラザー工業	265,600	2,330.00	618,848,000	
		ミネベアミツミ	345,800	1,957.00	676,730,600	貸付有価証券 2,500株
		日立製作所	5,056,600	3,365.00	17,015,459,000	貸付有価証券 100株
		三菱電機	2,021,900	2,508.50	5,071,936,150	
		富士電機	120,900	5,860.00	708,474,000	

		安川電機	215,900	2,605.50	562,527,450	貸付有価証券 8,900株
		シンフォニアテクノロジー	19,700	5,730.00	112,881,000	
		明電舎	33,500	3,450.00	115,575,000	
		山洋電気	8,600	8,680.00	74,648,000	
		デンヨー	15,100	2,414.00	36,451,400	貸付有価証券 500株（100株）
		ＰＨＣホールディングス	37,200	959.00	35,674,800	貸付有価証券 1,800株
		ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	139,900	2,310.00	323,169,000	貸付有価証券 16,000株
		ソシオネクスト	198,300	1,405.00	278,611,500	貸付有価証券 5,200株
		東芝テック	29,700	2,526.00	75,022,200	
		芝浦メカトロニクス	14,400	6,330.00	91,152,000	貸付有価証券 900株（200株）
		マブチモーター	86,300	2,076.50	179,201,950	
		ニデック	877,700	2,094.00	1,837,903,800	
		ユー・エム・シー・エレクトロニクス	12,500	265.00	3,312,500	貸付有価証券 1,000株（800株）
		トレックス・セミコンダクター	9,400	1,158.00	10,885,200	貸付有価証券 200株
		東光高岳	10,800	2,080.00	22,464,000	
		ダブル・スコープ	61,000	212.00	12,932,000	貸付有価証券 28,600株（16,200株）
		ダイヘン	18,500	5,810.00	107,485,000	
		ヤーマン	38,600	920.00	35,512,000	貸付有価証券 16,900株（5,700株）
		ＪＶＣケンウッド	156,900	1,003.50	157,449,150	貸付有価証券 500株
		ミマキエンジニアリング	16,500	1,339.00	22,093,500	
		大崎電気工業	42,600	816.00	34,761,600	貸付有価証券 500株
		オムロン	182,200	4,055.00	738,821,000	貸付有価証券 12,300株
		日東工業	26,800	2,978.00	79,810,400	貸付有価証券 2,200株（1,000株）
		ＩＤＥＣ	29,300	2,185.00	64,020,500	貸付有価証券 900株（700株）
		ジーエス・ユアサ　コーポレーション	88,700	2,385.00	211,549,500	貸付有価証券 4,800株
		ＢＵＦＦＡＬＯ	4,500	1,933.00	8,698,500	貸付有価証券 100株
		テクノメディカ	3,900	1,796.00	7,004,400	貸付有価証券 200株

		ダイヤモンドエレクトリックホールディング	8,100	559.00	4,527,900	貸付有価証券 1,000株（500株）
		日本電気	1,405,700	3,225.00	4,533,382,500	
		富士通	1,829,200	2,879.50	5,267,181,400	貸付有価証券 6,400株
		沖電気工業	96,300	886.00	85,321,800	貸付有価証券 1,300株
		電気興業	8,000	1,923.00	15,384,000	貸付有価証券 100株
		サンケン電気	20,300	6,231.00	126,489,300	貸付有価証券 9,500株
		アイホン	12,100	2,475.00	29,947,500	
		ルネサスエレクトロニクス	1,514,400	1,580.00	2,392,752,000	貸付有価証券 31,000株
		セイコーエプソン	255,000	1,840.00	469,200,000	貸付有価証券 900株
		ワコム	139,700	466.00	65,100,200	貸付有価証券 500株
		アルバック	43,600	4,407.00	192,145,200	貸付有価証券 100株
		アクセル	9,900	1,047.00	10,365,300	
		ＥＩＺＯ	25,900	1,935.00	50,116,500	貸付有価証券 100株
		日本信号	45,300	888.00	40,226,400	貸付有価証券 200株
		京三製作所	46,300	457.00	21,159,100	貸付有価証券 100株
		能美防災	26,900	3,300.00	88,770,000	
		ホーチキ	12,700	2,366.00	30,048,200	貸付有価証券 100株
		エレコム	47,500	1,662.00	78,945,000	
		パナソニック　ホールディングス	2,348,400	1,520.50	3,570,742,200	
		シャープ	287,200	834.30	239,610,960	貸付有価証券 86,800株
		アンリツ	140,000	1,211.00	169,540,000	貸付有価証券 100株
		富士通ゼネラル	56,400	2,770.00	156,228,000	貸付有価証券 1,600株
		ソニーグループ	6,789,300	3,347.00	22,723,787,100	貸付有価証券 100株
		ＴＤＫ	1,716,800	1,332.00	2,286,777,600	貸付有価証券 2,300株
		帝国通信工業	8,700	2,363.00	20,558,100	貸付有価証券 500株
		タムラ製作所	79,200	436.00	34,531,200	貸付有価証券 1,800株
		アルプスアルパイン	161,400	1,408.50	227,331,900	貸付有価証券

				200株
日本電波工業	18,700	713.00	13,333,100	貸付有価証券 100株
鈴木	10,600	1,507.00	15,974,200	
メイコー	19,700	5,530.00	108,941,000	
日本トリム	4,500	4,070.00	18,315,000	
フォスター電機	20,200	1,147.00	23,169,400	貸付有価証券 1,600株
ＳＭＫ	4,800	2,236.00	10,732,800	
ヨコオ	17,600	1,137.00	20,011,200	貸付有価証券 600株
ホシデン	48,700	1,668.00	81,231,600	貸付有価証券 3,300株（2,800株）
ヒロセ電機	28,900	15,180.00	438,702,000	
日本航空電子工業	51,700	2,222.00	114,877,400	
ＴＯＡ	20,100	906.00	18,210,600	貸付有価証券 200株（100株）
マクセル	38,000	1,682.00	63,916,000	
古野電気	23,500	2,264.00	53,204,000	貸付有価証券 1,300株
スミダコーポレーション	26,800	865.00	23,182,000	
アイコム	7,700	2,668.00	20,543,600	貸付有価証券 3,500株
リオン	8,200	2,354.00	19,302,800	
横河電機	217,500	2,886.00	627,705,000	貸付有価証券 100株
新電元工業	7,600	1,904.00	14,470,400	貸付有価証券 3,200株（200株）
アズビル	536,400	1,161.00	622,760,400	
日本光電工業	176,200	1,699.50	299,451,900	貸付有価証券 8,000株
チノー	8,200	1,901.00	15,588,200	貸付有価証券 3,800株
日本電子材料	12,100	1,648.00	19,940,800	貸付有価証券 3,000株（700株）
堀場製作所	37,300	9,059.00	337,900,700	
アドバンテスト	620,300	5,391.00	3,344,037,300	貸付有価証券 1,100株
エスペック	17,500	2,150.00	37,625,000	
キーエンス	196,900	57,280.00	11,278,432,000	
日置電機	10,300	5,660.00	58,298,000	
シスメックス	509,600	2,638.50	1,344,579,600	貸付有価証券 7,200株
日本マイクロニクス	32,400	2,859.00	92,631,600	貸付有価証券

				1,500株
メガチップス	15,200	4,100.00	62,320,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	12,300	3,200.00	39,360,000	貸付有価証券 100株
コーセル	24,300	1,035.00	25,150,500	貸付有価証券 900株（200株）
イリソ電子工業	19,800	2,463.00	48,767,400	
オプテックスグループ	36,100	1,446.00	52,200,600	
千代田インテグレ	6,800	2,606.00	17,720,800	
レーザーテック	76,300	11,860.00	904,918,000	貸付有価証券 21,000株
スタンレー電気	123,300	2,615.00	322,429,500	貸付有価証券 1,900株
ウシオ電機	87,000	1,615.00	140,505,000	貸付有価証券 700株
日本セラミック	18,000	2,556.00	46,008,000	
古河電池	14,500	1,380.00	20,010,000	貸付有価証券 400株
山一電機	16,100	1,844.00	29,688,400	貸付有価証券 2,400株
図研	18,000	4,905.00	88,290,000	
日本電子	45,500	4,385.00	199,517,500	
カシオ計算機	157,500	1,097.00	172,777,500	貸付有価証券 5,600株
ファナック	952,400	3,410.00	3,247,684,000	貸付有価証券 7,600株
日本シイエムケイ	57,700	366.00	21,118,200	貸付有価証券 13,400株（1,900株）
エンプラス	5,700	3,710.00	21,147,000	貸付有価証券 1,200株（1,100株）
大真空	24,000	485.00	11,640,000	貸付有価証券 1,500株（1,000株）
ローム	356,600	1,212.50	432,377,500	貸付有価証券 12,200株
浜松ホトニクス	315,900	1,165.50	368,181,450	貸付有価証券 8,200株
三井ハイテック	87,100	617.00	53,740,700	貸付有価証券 23,000株
京セラ	1,222,900	1,634.00	1,998,218,600	貸付有価証券 29,200株
太陽誘電	86,300	1,974.00	170,356,200	貸付有価証券 10,000株
村田製作所	1,733,700	2,028.50	3,516,810,450	貸付有価証券 4,900株
双葉電子工業	37,500	511.00	19,162,500	貸付有価証券 1,600株（600株）
ニチコン	46,400	1,082.00	50,204,800	

日本ケミコン	24,200	896.00	21,683,200	貸付有価証券 1,100株（900株）
ＫＯＡ	32,800	836.00	27,420,800	
市光工業	35,500	378.00	13,419,000	貸付有価証券 400株
小糸製作所	203,900	1,731.50	353,052,850	
ミツバ	36,900	799.00	29,483,100	貸付有価証券 4,600株（2,000株）
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	82,200	9,051.00	743,992,200	
キヤノン電子	18,600	2,217.00	41,236,200	
キヤノン	981,600	4,150.00	4,073,640,000	貸付有価証券 100株
リコー	503,200	1,440.00	724,608,000	貸付有価証券 2,100株
象印マホービン	58,800	1,362.00	80,085,600	貸付有価証券 300株
東京エレクトロン	416,500	19,180.00	7,988,470,000	貸付有価証券 400株
イノテック	14,100	1,162.00	16,384,200	
トヨタ紡織	82,900	1,877.00	155,603,300	貸付有価証券 500株
ユニプレス	35,300	949.00	33,499,700	
豊田自動織機	167,900	12,750.00	2,140,725,000	
モリタホールディングス	31,100	2,097.00	65,216,700	
三櫻工業	27,300	584.00	15,943,200	貸付有価証券 1,800株（700株）
デンソー	1,928,200	1,743.50	3,361,816,700	貸付有価証券 3,300株
東海理化電機製作所	55,500	2,052.00	113,886,000	
川崎重工業	148,300	7,760.00	1,150,808,000	貸付有価証券 15,400株
名村造船所	56,200	1,730.00	97,226,000	貸付有価証券 5,200株（2,300株）
日本車輌製造	7,600	2,013.00	15,298,800	貸付有価証券 500株
三菱ロジスネクスト	31,400	1,881.00	59,063,400	貸付有価証券 10,300株
日産自動車	2,460,100	314.10	772,717,410	貸付有価証券 977,300株
いすゞ自動車	607,900	1,827.00	1,110,633,300	貸付有価証券 26,800株
トヨタ自動車	10,462,400	2,459.00	25,727,041,600	
日野自動車	296,000	453.30	134,176,800	貸付有価証券 34,100株
三菱自動車工業	752,400	365.20	274,776,480	貸付有価証券 312,700株（42,600

				株)
武蔵精密工業	48,200	2,136.00	102,955,200	貸付有価証券 7,100株
日産車体	29,900	1,023.00	30,587,700	貸付有価証券 11,000株
新明和工業	56,700	1,278.00	72,462,600	貸付有価証券 400株
極東開発工業	26,600	2,300.00	61,180,000	貸付有価証券 2,600株（2,000株）
トピー工業	15,900	2,030.00	32,277,000	貸付有価証券 100株（100株）
ティラド	4,400	3,625.00	15,950,000	
タチエス	36,300	1,522.00	55,248,600	
ＮＯＫ	76,500	1,866.00	142,749,000	
フタバ産業	59,300	774.00	45,898,200	貸付有価証券 100株
カヤバ	33,400	2,795.00	93,353,000	貸付有価証券 1,000株
大同メタル工業	38,500	473.00	18,210,500	貸付有価証券 700株（500株）
プレス工業	77,000	530.00	40,810,000	貸付有価証券 4,200株
太平洋工業	45,100	1,213.00	54,706,300	貸付有価証券 2,300株
アイシン	416,800	1,536.00	640,204,800	貸付有価証券 6,000株
マツダ	604,500	818.80	494,964,600	
本田技研工業	4,663,200	1,386.00	6,463,195,200	貸付有価証券 140,800株
スズキ	1,590,500	1,619.50	2,575,814,750	貸付有価証券 95,900株
ＳＵＢＡＲＵ	593,500	2,405.00	1,427,367,500	貸付有価証券 200株
ヤマハ発動機	830,900	1,073.50	891,971,150	貸付有価証券 27,800株
エクセディ	32,200	4,160.00	133,952,000	
豊田合成	56,400	2,518.00	142,015,200	貸付有価証券 200株
愛三工業	37,300	1,962.00	73,182,600	貸付有価証券 2,700株（1,000株）
ヨロズ	20,300	1,003.00	20,360,900	貸付有価証券 9,500株（100株）
エフ・シー・シー	34,500	2,777.00	95,806,500	
シマノ	85,300	20,325.00	1,733,722,500	
テイ・エス　テック	80,100	1,562.50	125,156,250	貸付有価証券 600株
ジャムコ	11,900	1,799.00	21,408,100	貸付有価証券

				400株
リガク・ホールディングス	99,500	811.00	80,694,500	貸付有価証券 3,700株
テルモ	1,307,600	2,679.00	3,503,060,400	貸付有価証券 1,500株
日機装	50,900	1,135.00	57,771,500	
日本エム・ディ・エム	15,600	552.00	8,611,200	貸付有価証券 400株
島津製作所	283,300	3,582.00	1,014,780,600	貸付有価証券 6,300株
ＪＭＳ	18,200	456.00	8,299,200	
長野計器	12,900	1,775.00	22,897,500	
ブイ・テクノロジー	9,600	1,856.00	17,817,600	
東京計器	13,800	3,310.00	45,678,000	貸付有価証券 6,400株（4,200株）
愛知時計電機	9,400	1,956.00	18,386,400	
インターアクション	11,900	1,146.00	13,637,400	貸付有価証券 300株
東京精密	40,300	7,514.00	302,814,200	
マニー	78,700	1,093.50	86,058,450	貸付有価証券 900株
ニコン	310,400	1,452.50	450,856,000	貸付有価証券 39,100株
トプコン	111,700	3,203.00	357,775,100	貸付有価証券 5,700株
オリンパス	1,089,900	1,758.00	1,916,044,200	貸付有価証券 9,600株
理研計器	27,900	2,492.00	69,526,800	貸付有価証券 400株（400株）
タムロン	27,100	3,040.00	82,384,000	貸付有価証券 800株
ＨＯＹＡ	381,800	15,600.00	5,956,080,000	貸付有価証券 6,900株
ノーリツ鋼機	18,600	4,280.00	79,608,000	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	24,600	1,591.00	39,138,600	
朝日インテック	239,900	2,143.50	514,225,650	
シチズン時計	181,100	801.00	145,061,100	貸付有価証券 53,100株
メニコン	73,300	1,403.00	102,839,900	貸付有価証券 1,100株
松風	19,800	2,165.00	42,867,000	貸付有価証券 200株
セイコーグループ	30,500	3,550.00	108,275,000	貸付有価証券 100株
ニプロ	164,000	1,290.50	211,642,000	貸付有価証券 45,100株（39,400

				株)
三井松島ホールディングス	13,500	4,115.00	55,552,500	
パラマウントベッドホールディングス	42,400	2,286.00	96,926,400	貸付有価証券 600株
トランザクション	13,000	2,675.00	34,775,000	貸付有価証券 4,400株
ニホンフラッシュ	16,600	826.00	13,711,600	貸付有価証券 800株（800株）
前田工繊	40,100	2,071.00	83,047,100	貸付有価証券 200株
アートネイチャー	20,300	794.00	16,118,200	貸付有価証券 400株（400株）
フルヤ金属	16,800	2,420.00	40,656,000	貸付有価証券 200株
バンダイナムコホールディングス	534,300	4,942.00	2,640,510,600	
ＳＨＯＥＩ	55,300	1,639.00	90,636,700	貸付有価証券 900株
フランスベッドホールディングス	28,300	1,290.00	36,507,000	貸付有価証券 3,700株（2,000株）
パイロットコーポレーション	30,100	3,873.00	116,577,300	
萩原工業	13,200	1,460.00	19,272,000	貸付有価証券 3,200株
フジシールインターナショナル	44,300	2,540.00	112,522,000	貸付有価証券 100株
タカラトミー	82,700	3,008.00	248,761,600	
広済堂ホールディングス	74,300	486.00	36,109,800	貸付有価証券 25,100株（11,000株）
プロネクサス	20,400	1,209.00	24,663,600	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	258,000	3,837.00	989,946,000	
大日本印刷	408,100	1,912.00	780,287,200	
共同印刷	22,200	1,007.00	22,355,400	
ＮＩＳＳＨＡ	33,700	1,135.00	38,249,500	貸付有価証券 100株（100株）
ＴＡＫＡＲＡ ＆ ＣＯＭＰＡＮＹ	10,600	3,390.00	35,934,000	
アシックス	702,700	2,788.50	1,959,478,950	貸付有価証券 100株
ツツミ	4,600	2,248.00	10,340,800	
ローランド	14,500	3,065.00	44,442,500	貸付有価証券 1,500株
小松ウオール工業	13,100	1,466.00	19,204,600	
ヤマハ	351,700	988.50	347,655,450	貸付有価証券 15,700株

		河合楽器製作所	6,000	2,702.00	16,212,000	貸付有価証券 100株
		クリナップ	19,300	650.00	12,545,000	貸付有価証券 2,600株（300株）
		ピジョン	125,300	1,721.00	215,641,300	
		キングジム	17,400	873.00	15,190,200	貸付有価証券 8,100株（600株）
		リンテック	37,300	2,601.00	97,017,300	
		イトーキ	39,300	1,692.00	66,495,600	貸付有価証券 4,900株（800株）
		任天堂	1,242,600	10,175.00	12,643,455,000	
		三菱鉛筆	27,000	2,515.00	67,905,000	貸付有価証券 7,200株（1,700株）
		タカラスタンダード	45,300	1,802.00	81,630,600	
		コクヨ	93,700	2,862.00	268,169,400	
		ナカバヤシ	21,200	506.00	10,727,200	貸付有価証券 700株
		グローブライド	19,400	1,862.00	36,122,800	
		オカムラ	59,200	1,940.00	114,848,000	貸付有価証券 1,100株
		美津濃	58,700	2,451.00	143,873,700	貸付有価証券 700株
		グリムス	8,800	2,323.00	20,442,400	
		東京電力ホールディングス	1,655,800	426.20	705,701,960	貸付有価証券 200株
		中部電力	725,200	1,701.00	1,233,565,200	貸付有価証券 600株
		関西電力	960,100	1,654.50	1,588,485,450	
		中国電力	341,900	816.60	279,195,540	貸付有価証券 300株
		北陸電力	201,200	756.00	152,107,200	貸付有価証券 21,200株
		東北電力	518,200	979.00	507,317,800	
		四国電力	183,300	1,080.00	197,964,000	
		九州電力	453,700	1,251.00	567,578,700	
		北海道電力	206,000	642.40	132,334,400	貸付有価証券 91,400株（700株）
		沖縄電力	50,300	958.00	48,187,400	貸付有価証券 7,300株
		電源開発	148,200	2,518.00	373,167,600	
		エフオン	14,300	325.00	4,647,500	
		イーレックス	38,300	819.00	31,367,700	貸付有価証券 2,500株
		レノバ	53,700	588.00	31,575,600	貸付有価証券 13,100株（5,500株）

東京瓦斯	372,100	4,773.00	1,776,033,300	貸付有価証券 1,800株
大阪瓦斯	386,600	3,572.00	1,380,935,200	
東邦瓦斯	77,500	4,160.00	322,400,000	貸付有価証券 700株
北海道瓦斯	58,700	525.00	30,817,500	貸付有価証券 500株（500株）
広島ガス	41,700	353.00	14,720,100	貸付有価証券 4,300株（1,600株）
西部ガスホールディングス	20,500	1,740.00	35,670,000	
静岡ガス	44,900	1,180.00	52,982,000	
メタウォーター	26,100	1,923.00	50,190,300	
ＳＢＳホールディングス	17,500	2,839.00	49,682,500	貸付有価証券 600株
東武鉄道	207,300	2,671.00	553,698,300	
相鉄ホールディングス	65,000	2,273.00	147,745,000	
東急	551,900	1,788.00	986,797,200	貸付有価証券 35,600株
京浜急行電鉄	243,500	1,586.50	386,312,750	貸付有価証券 11,900株（8,300株）
小田急電鉄	325,500	1,644.00	535,122,000	貸付有価証券 13,800株
京王電鉄	104,100	3,970.00	413,277,000	貸付有価証券 900株
京成電鉄	342,600	1,436.00	491,973,600	貸付有価証券 400株
富士急行	24,200	2,164.00	52,368,800	
東日本旅客鉄道	1,085,400	3,257.00	3,535,147,800	貸付有価証券 3,000株
西日本旅客鉄道	485,300	3,130.00	1,518,989,000	
東海旅客鉄道	758,100	3,019.00	2,288,703,900	
東京地下鉄	329,100	2,089.50	687,654,450	貸付有価証券 1,500株
西武ホールディングス	214,300	3,490.00	747,907,000	貸付有価証券 50,300株
鴻池運輸	33,500	2,545.00	85,257,500	
西日本鉄道	56,900	2,218.50	126,232,650	貸付有価証券 100株
ハマキョウレックス	67,200	1,324.00	88,972,800	
サカイ引越センター	24,900	2,539.00	63,221,100	
近鉄グループホールディングス	210,500	3,199.00	673,389,500	貸付有価証券 6,000株
阪急阪神ホールディングス	260,700	4,246.00	1,106,932,200	
南海電気鉄道	87,600	2,436.50	213,437,400	貸付有価証券

				600株
京阪ホールディングス	108,300	3,542.00	383,598,600	貸付有価証券 2,700株
神戸電鉄	5,300	2,475.00	13,117,500	貸付有価証券 2,300株
名古屋鉄道	217,200	1,802.00	391,394,400	貸付有価証券 4,800株
山陽電気鉄道	14,800	2,051.00	30,354,800	貸付有価証券 6,900株
ヤマトホールディングス	238,800	2,003.00	478,316,400	貸付有価証券 100株
山九	47,400	6,130.00	290,562,000	貸付有価証券 400株
丸全昭和運輸	12,100	5,850.00	70,785,000	貸付有価証券 200株（200株）
センコーグループホールディングス	129,300	1,666.00	215,413,800	貸付有価証券 14,100株
トナミホールディングス	4,300	10,160.00	43,688,000	貸付有価証券 700株（500株）
ニッコンホールディングス	111,700	2,950.00	329,515,000	貸付有価証券 26,500株（26,400株）
福山通運	21,000	3,620.00	76,020,000	貸付有価証券 2,500株（2,500株）
セイノーホールディングス	96,700	2,267.50	219,267,250	貸付有価証券 34,900株（9,300株）
神奈川中央交通	5,600	3,755.00	21,028,000	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	60,900	1,290.00	78,561,000	貸付有価証券 14,500株（4,800株）
九州旅客鉄道	150,500	3,798.00	571,599,000	
ＳＧホールディングス	329,900	1,499.50	494,685,050	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	211,300	2,555.00	539,871,500	貸付有価証券 100株
日本郵船	407,100	4,476.00	1,822,179,600	貸付有価証券 3,800株
商船三井	373,800	4,908.00	1,834,610,400	貸付有価証券 112,500株
川崎汽船	447,200	1,835.50	820,835,600	貸付有価証券 198,900株（198,500株）
ＮＳユナイテッド海運	12,300	3,805.00	46,801,500	貸付有価証券 1,100株（300株）
飯野海運	72,100	1,019.00	73,469,900	貸付有価証券 14,100株（9,700株）
乾汽船	24,900	1,419.00	35,333,100	貸付有価証券 11,700株（7,700株）
日本航空	450,400	2,591.50	1,167,211,600	
ＡＮＡホールディングス	534,700	2,727.50	1,458,394,250	貸付有価証券 10,100株

日新	13,400	4,650.00	62,310,000	
三菱倉庫	200,000	930.10	186,020,000	貸付有価証券 46,300株（41,600株）
三井倉庫ホールディングス	20,200	9,130.00	184,426,000	貸付有価証券 2,600株（2,600株）
住友倉庫	58,300	2,753.00	160,499,900	
澁澤倉庫	9,000	3,240.00	29,160,000	
日本トランスシティ	39,500	850.00	33,575,000	
中央倉庫	11,600	1,467.00	17,017,200	貸付有価証券 5,400株
安田倉庫	13,400	1,750.00	23,450,000	
上組	90,700	3,432.00	311,282,400	
キユーソー流通システム	13,100	1,767.00	23,147,700	貸付有価証券 1,300株（1,300株）
エーアイテイー	12,300	1,769.00	21,758,700	貸付有価証券 600株（600株）
内外トランスライン	7,900	4,055.00	32,034,500	貸付有価証券 3,700株（200株）
日本コンセプト	7,100	1,696.00	12,041,600	
クロスキャット	11,300	999.00	11,288,700	貸付有価証券 200株（200株）
システナ	282,100	367.00	103,530,700	
デジタルアーツ	12,500	6,890.00	86,125,000	貸付有価証券 100株
日鉄ソリューションズ	67,300	3,530.00	237,569,000	貸付有価証券 31,600株
キューブシステム	10,400	993.00	10,327,200	貸付有価証券 400株
コア	8,700	1,788.00	15,555,600	
手間いらず	2,900	3,400.00	9,860,000	
ラクーンホールディングス	14,700	862.00	12,671,400	貸付有価証券 6,900株（700株）
ソリトンシステムズ	10,200	1,228.00	12,525,600	
ソフトクリエイトホールディングス	14,200	2,000.00	28,400,000	
ＴＩＳ	208,600	4,089.00	852,965,400	貸付有価証券 200株
グリーホールディングス	66,100	525.00	34,702,500	貸付有価証券 900株
ＧＭＯペパボ	2,400	1,419.00	3,405,600	
コーエーテクモホールディングス	148,400	2,342.50	347,627,000	貸付有価証券 7,600株
三菱総合研究所	9,400	5,010.00	47,094,000	
ファインデックス	15,700	705.00	11,068,500	貸付有価証券

				600株（100株）
ブレインパッド	14,800	1,016.00	15,036,800	貸付有価証券 800株（400株）
ＫＬａｂ	52,100	121.00	6,304,100	貸付有価証券 13,900株
ポールトゥウィンホールディングス	28,100	358.00	10,059,800	貸付有価証券 1,200株（600株）
ネクソン	423,800	2,118.00	897,608,400	貸付有価証券 2,100株
アイスタイル	60,300	454.00	27,376,200	貸付有価証券 11,200株（3,700株）
エムアップホールディングス	24,200	1,860.00	45,012,000	
エイチームホールディングス	13,100	1,025.00	13,427,500	貸付有価証券 6,100株
セルシス	28,000	1,302.00	36,456,000	
エニグモ	22,000	293.00	6,446,000	貸付有価証券 1,800株
コロプラ	67,100	462.00	31,000,200	貸付有価証券 600株
ブロードリーフ	79,300	667.00	52,893,100	貸付有価証券 200株
デジタルハーツホールディングス	14,100	959.00	13,521,900	貸付有価証券 200株（100株）
メディアドゥ	8,900	1,663.00	14,800,700	
じげん	49,300	446.00	21,987,800	貸付有価証券 23,100株
ブイキューブ	27,100	172.00	4,661,200	貸付有価証券 9,900株（7,200株）
フィックスターズ	19,800	1,684.00	33,343,200	貸付有価証券 9,300株（6,400株）
ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	11,200	1,550.00	17,360,000	貸付有価証券 5,200株
オプティム	20,300	634.00	12,870,200	貸付有価証券 9,500株（4,700株）
セレス	8,900	2,129.00	18,948,100	貸付有価証券 4,100株（100株）
ＳＨＩＦＴ	196,900	1,283.00	252,622,700	貸付有価証券 44,200株
セック	3,400	4,395.00	14,943,000	貸付有価証券 200株
テクマトリックス	42,600	2,068.00	88,096,800	
プロシップ	8,700	2,114.00	18,391,800	貸付有価証券 4,000株
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	49,000	2,923.50	143,251,500	貸付有価証券 600株
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	45,100	8,898.00	401,299,800	貸付有価証券 900株

		システムリサーチ	13,500	1,716.00	23,166,000	貸付有価証券 100株
		インターネットイニシアティブ	107,900	2,645.50	285,449,450	
		さくらインターネット	30,800	3,400.00	104,720,000	貸付有価証券 14,400株
		ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	6,000	2,199.00	13,194,000	
		ＳＲＡホールディングス	11,200	4,440.00	49,728,000	
		朝日ネット	21,200	707.00	14,988,400	貸付有価証券 1,100株
		ｅＢＡＳＥ	27,800	521.00	14,483,800	貸付有価証券 800株
		アバントグループ	27,700	1,794.00	49,693,800	
		アドソル日進	16,600	993.00	16,483,800	貸付有価証券 1,100株
		フリービット	10,300	1,527.00	15,728,100	貸付有価証券 4,800株
		コムチュア	26,100	1,656.00	43,221,600	
		アステリア	15,400	490.00	7,546,000	貸付有価証券 2,400株（300株）
		アイル	11,100	2,255.00	25,030,500	
		マークラインズ	11,700	2,235.00	26,149,500	
		メディカル・データ・ビジョン	23,600	424.00	10,006,400	貸付有価証券 6,900株
		ｇｕｍｉ	36,400	471.00	17,144,400	貸付有価証券 16,800株（1,200株）
		テラスカイ	7,600	2,470.00	18,772,000	貸付有価証券 3,400株（3,000株）
		デジタル・インフォメーション・テクノロジ	11,400	2,529.00	28,830,600	貸付有価証券 1,600株
		ネオジャパン	5,200	1,483.00	7,711,600	
		ＰＲ　ＴＩＭＥＳ	4,000	2,016.00	8,064,000	貸付有価証券 1,400株（1,400株）
		ラクス	93,400	2,123.00	198,288,200	貸付有価証券 1,800株
		ダブルスタンダード	7,000	1,424.00	9,968,000	貸付有価証券 400株
		オープンドア	13,800	595.00	8,211,000	貸付有価証券 6,400株（900株）
		アカツキ	9,600	3,345.00	32,112,000	
		Ｕｂｉｃｏｍホールディングス	6,300	1,192.00	7,509,600	貸付有価証券 1,200株
		カナミックネットワーク	24,800	406.00	10,068,800	貸付有価証券 1,700株（1,400株）
		チェンジホールディングス	48,900	1,307.00	63,912,300	貸付有価証券 20,800株（7,000株）

オークネット	18,200	1,226.00	22,313,200	
マクロミル	38,900	1,275.00	49,597,500	貸付有価証券 5,800株（1,400株）
オロ	8,300	2,435.00	20,210,500	貸付有価証券 3,900株
ユーザーローカル	9,500	1,575.00	14,962,500	貸付有価証券 200株
ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ	15,900	2,725.00	43,327,500	貸付有価証券 7,400株
マネーフォワード	48,500	4,147.00	201,129,500	貸付有価証券 10,400株
Ｓｕｎ　Ａｓｔｅｒｉｓｋ	14,100	556.00	7,839,600	貸付有価証券 1,000株
プラスアルファ・コンサルティング	25,000	1,584.00	39,600,000	貸付有価証券 6,500株
電算システムホールディングス	8,700	2,609.00	22,698,300	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	60,300	1,217.00	73,385,100	貸付有価証券 28,200株（1,400株）
ビジョナル	23,400	8,290.00	193,986,000	貸付有価証券 200株
ハイマックス	6,200	1,228.00	7,613,600	貸付有価証券 500株（300株）
野村総合研究所	427,800	5,359.00	2,292,580,200	貸付有価証券 16,900株
日本システム技術	18,300	1,885.00	34,495,500	貸付有価証券 1,000株（400株）
インテージホールディングス	11,200	1,730.00	19,376,000	
東邦システムサイエンス	9,200	1,180.00	10,856,000	貸付有価証券 200株（200株）
ソースネクスト	102,100	191.00	19,501,100	貸付有価証券 28,500株（6,900株）
シンプレクス・ホールディングス	38,800	3,080.00	119,504,000	貸付有価証券 2,200株（1,500株）
ＨＥＲＯＺ	7,800	936.00	7,300,800	貸付有価証券 3,500株（3,100株）
ラクスル	47,800	1,136.00	54,300,800	貸付有価証券 300株
メルカリ	108,800	2,320.00	252,416,000	貸付有価証券 3,500株（200株）
ＩＰＳ	5,700	2,075.00	11,827,500	貸付有価証券 2,200株
システムサポートホールディングス	6,900	1,932.00	13,330,800	
ボードルア	2,600	5,750.00	14,950,000	貸付有価証券 200株
イーソル	13,200	578.00	7,629,600	貸付有価証券 200株（200株）

		ウイングアーク１ｓｔ	20,600	3,895.00	80,237,000	貸付有価証券 2,700株
		ヒト・コミュニケーションズ・ホールディン	6,600	958.00	6,322,800	貸付有価証券 2,900株
		サーバーワークス	3,500	2,248.00	7,868,000	
		Ｓａｎｓａｎ	55,800	1,949.00	108,754,200	
		ギフティ	17,400	1,543.00	26,848,200	貸付有価証券 1,000株
		メドレー	21,700	3,345.00	72,586,500	貸付有価証券 10,100株
		ベース	9,700	2,931.00	28,430,700	
		ＪＭＤＣ	24,100	3,127.00	75,360,700	貸付有価証券 500株
		フォーカスシステムズ	13,200	1,066.00	14,071,200	
		クレスコ	30,900	1,178.00	36,400,200	
		フジ・メディア・ホールディングス	189,600	3,100.00	587,760,000	貸付有価証券 89,000株（12,900株）
		オービック	366,500	4,904.00	1,797,316,000	
		ジャストシステム	28,400	3,425.00	97,270,000	
		ＴＤＣソフト	33,300	1,202.00	40,026,600	貸付有価証券 1,000株（900株）
		ＬＩＮＥヤフー	3,158,900	552.70	1,745,924,030	
		トレンドマイクロ	103,700	9,591.00	994,586,700	貸付有価証券 100株
		ＩＤホールディングス	13,300	1,905.00	25,336,500	
		日本オラクル	37,800	16,470.00	622,566,000	貸付有価証券 4,800株
		アルファシステムズ	6,200	3,295.00	20,429,000	
		フューチャー	49,100	1,798.00	88,281,800	貸付有価証券 1,300株（1,000株）
		ＣＡＣ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	12,100	2,051.00	24,817,100	
		オービックビジネスコンサルタント	33,300	7,406.00	246,619,800	貸付有価証券 200株
		アイティフォー	23,200	1,496.00	34,707,200	
		東計電算	5,500	4,290.00	23,595,000	
		大塚商会	223,700	3,108.00	695,259,600	
		サイボウズ	27,200	2,947.00	80,158,400	貸付有価証券 1,400株（1,300株）
		電通総研	19,200	6,260.00	120,192,000	貸付有価証券 500株
		ＡＣＣＥＳＳ	20,600	727.00	14,976,200	貸付有価証券 7,500株
		デジタルガレージ	31,600	4,520.00	142,832,000	

		ＥＭシステムズ	31,100	743.00	23,107,300	貸付有価証券 600株
		ウェザーニューズ	15,700	3,680.00	57,776,000	貸付有価証券 100株
		ＣＩＪ	54,100	426.00	23,046,600	貸付有価証券 900株（700株）
		ビジネスエンジニアリング	4,600	3,905.00	17,963,000	
		ＷＯＷＯＷ	14,900	1,080.00	16,092,000	
		スカラ	18,300	412.00	7,539,600	貸付有価証券 600株
		ＡＮＹＣＯＬＯＲ	26,900	3,605.00	96,974,500	貸付有価証券 500株（500株）
		ＩＭＡＧＩＣＡ　ＧＲＯＵＰ	19,800	550.00	10,890,000	貸付有価証券 100株
		システムソフト	68,700	69.00	4,740,300	貸付有価証券 25,800株
		アルゴグラフィックス	18,100	5,100.00	92,310,000	
		マーベラス	36,600	467.00	17,092,200	貸付有価証券 6,000株（100株）
		エイベックス	37,100	1,294.00	48,007,400	貸付有価証券 2,600株
		ＢＩＰＲＯＧＹ	66,700	4,609.00	307,420,300	貸付有価証券 200株
		都築電気	11,200	2,339.00	26,196,800	貸付有価証券 400株
		ＴＢＳホールディングス	97,500	4,879.00	475,702,500	貸付有価証券 6,100株
		日本テレビホールディングス	174,800	3,447.00	602,535,600	貸付有価証券 32,300株
		朝日放送グループホールディングス	18,500	691.00	12,783,500	貸付有価証券 8,600株（300株）
		テレビ朝日ホールディングス	47,900	2,670.00	127,893,000	貸付有価証券 20,400株（4,000株）
		スカパーＪＳＡＴホールディングス	153,400	1,129.00	173,188,600	
		テレビ東京ホールディングス	12,200	4,005.00	48,861,000	貸付有価証券 100株
		ビジョン	29,800	1,253.00	37,339,400	貸付有価証券 13,900株
		Ｕ－ＮＥＸＴ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ	66,400	2,086.00	138,510,400	貸付有価証券 100株
		日本通信	158,800	159.00	25,249,200	貸付有価証券 8,900株（8,900株）
		日本電信電話	58,714,900	149.90	8,801,363,510	貸付有価証券 673,500株
		ＫＤＤＩ	2,903,700	2,570.50	7,463,960,850	貸付有価証券 3,100株
		ソフトバンク	31,618,900	215.10	6,801,225,390	

光通信	22,800	39,770.00	906,756,000	
エムティーアイ	13,300	810.00	10,773,000	貸付有価証券 500株
ＧＭＯインターネットグループ	64,300	3,453.00	222,027,900	
ファイバーゲート	7,600	1,027.00	7,805,200	貸付有価証券 1,900株
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	101,100	3,820.00	386,202,000	貸付有価証券 5,700株
学研ホールディングス	36,100	990.00	35,739,000	貸付有価証券 300株
ゼンリン	33,700	1,137.00	38,316,900	貸付有価証券 100株
アイネット	11,400	1,930.00	22,002,000	貸付有価証券 900株（100株）
松竹	11,300	13,740.00	155,262,000	貸付有価証券 4,900株（4,900株）
東宝	123,500	8,303.00	1,025,420,500	貸付有価証券 2,800株
東映	32,600	5,340.00	174,084,000	
ＮＴＴデータグループ	516,100	2,587.00	1,335,150,700	貸付有価証券 1,500株
ピー・シー・エー	13,000	1,828.00	23,764,000	貸付有価証券 1,200株（200株）
ビジネスブレイン太田昭和	8,400	2,678.00	22,495,200	
ＤＴＳ	34,600	3,920.00	135,632,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	99,200	7,183.00	712,553,600	貸付有価証券 13,700株
シーイーシー	23,900	2,110.00	50,429,000	
カプコン	392,300	3,861.00	1,514,670,300	貸付有価証券 100株
アイ・エス・ビー	9,300	1,308.00	12,164,400	
ＳＣＳＫ	161,200	3,685.00	594,022,000	貸付有価証券 700株
ＮＳＷ	8,800	3,120.00	27,456,000	
アイネス	15,400	1,660.00	25,564,000	
ＴＫＣ	34,600	4,040.00	139,784,000	
富士ソフト	39,700	9,804.00	389,218,800	
ＮＳＤ	76,000	3,517.00	267,292,000	
コナミグループ	73,900	19,875.00	1,468,762,500	
福井コンピュータホールディングス	13,700	3,545.00	48,566,500	
ＪＢＣＣホールディングス	52,300	1,179.00	61,661,700	
ミロク情報サービス	17,900	1,805.00	32,309,500	貸付有価証券

				200株
ソフトバンクグループ	973,700	6,659.00	6,483,868,300	貸付有価証券 1,100株
リョーサン菱洋ホールディングス	31,800	2,268.00	72,122,400	貸付有価証券 2,100株
高千穂交易	8,200	3,920.00	32,144,000	貸付有価証券 3,800株（100株）
伊藤忠食品	4,700	9,600.00	45,120,000	
あらた	31,800	3,185.00	101,283,000	
トーメンデバイス	3,000	5,250.00	15,750,000	貸付有価証券 200株
東京エレクトロン　デバイス	20,800	2,863.00	59,550,400	貸付有価証券 4,000株
円谷フィールズホールディングス	33,700	1,825.00	61,502,500	貸付有価証券 11,600株（7,800株）
双日	231,800	3,215.00	745,237,000	
アルフレッサ　ホールディングス	194,100	2,138.00	414,985,800	
横浜冷凍	52,300	884.00	46,233,200	貸付有価証券 1,400株
ラサ商事	11,500	1,389.00	15,973,500	
アルコニックス	29,700	1,544.00	45,856,800	
神戸物産	161,100	4,443.00	715,767,300	貸付有価証券 1,200株
あい　ホールディングス	37,500	2,079.00	77,962,500	
ダイワボウホールディングス	92,200	2,325.50	214,411,100	
マクニカホールディングス	158,200	1,827.00	289,031,400	貸付有価証券 7,000株
ラクト・ジャパン	8,900	3,750.00	33,375,000	貸付有価証券 3,300株
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,700	1,362.00	39,089,400	
八洲電機	16,800	1,638.00	27,518,400	貸付有価証券 3,400株
メディアスホールディングス	13,500	964.00	13,014,000	貸付有価証券 6,300株
レスター	17,700	2,143.00	37,931,100	貸付有価証券 100株
ＴＯＫＡＩホールディングス	113,100	993.00	112,308,300	
三洋貿易	21,300	1,352.00	28,797,600	貸付有価証券 100株
ビューティガレージ	5,600	1,429.00	8,002,400	貸付有価証券 2,600株
ウイン・パートナーズ	15,200	1,325.00	20,140,000	貸付有価証券 6,900株（200株）

シップヘルスケアホールディングス	82,300	2,097.50	172,624,250	
明治電機工業	7,800	1,481.00	11,551,800	
コメダホールディングス	54,500	2,952.00	160,884,000	
アセンテック	8,000	1,174.00	9,392,000	貸付有価証券 3,100株（900株）
フルサト・マルカホールディングス	16,700	2,271.00	37,925,700	
ヤマエグループホールディングス	22,400	2,649.00	59,337,600	貸付有価証券 100株
小野建	22,200	1,463.00	32,478,600	
佐鳥電機	13,200	1,561.00	20,605,200	貸付有価証券 200株（100株）
伯東	11,900	3,885.00	46,231,500	貸付有価証券 3,900株（2,100株）
コンドーテック	16,000	1,426.00	22,816,000	
ナガイレーベン	26,300	2,059.00	54,151,700	貸付有価証券 100株（100株）
三菱食品	19,200	5,250.00	100,800,000	貸付有価証券 1,300株
松田産業	15,800	3,750.00	59,250,000	
第一興商	80,600	1,717.00	138,390,200	貸付有価証券 1,800株
メディパルホールディングス	225,900	2,373.50	536,173,650	
ＳＰＫ	8,500	2,088.00	17,748,000	
萩原電気ホールディングス	8,900	3,070.00	27,323,000	
アズワン	64,600	2,300.50	148,612,300	貸付有価証券 2,100株
スズデン	8,900	1,906.00	16,963,400	
シモジマ	13,900	1,238.00	17,208,200	貸付有価証券 6,400株
ドウシシャ	19,300	2,284.00	44,081,200	
高速	12,400	2,112.00	26,188,800	貸付有価証券 700株
たけびし	8,800	1,763.00	15,514,400	
リックス	4,800	2,912.00	13,977,600	
丸文	18,600	879.00	16,349,400	貸付有価証券 100株
ハピネット	15,900	5,310.00	84,429,000	
橋本総業ホールディングス	8,200	1,210.00	9,922,000	貸付有価証券 3,800株（300株）
日本ライフライン	55,800	1,535.00	85,653,000	
タカショー	16,800	421.00	7,072,800	貸付有価証券 3,600株（1,200株）

ＩＤＯＭ	70,800	1,054.00	74,623,200	貸付有価証券 5,500株
進和	12,700	3,015.00	38,290,500	
ダイトロン	9,000	3,105.00	27,945,000	
シークス	29,700	994.00	29,521,800	貸付有価証券 1,000株
オーハシテクニカ	9,700	1,926.00	18,682,200	
白銅	5,800	2,166.00	12,562,800	貸付有価証券 2,700株
伊藤忠商事	1,399,800	6,914.00	9,678,217,200	貸付有価証券 5,900株
丸紅	1,711,200	2,372.50	4,059,822,000	貸付有価証券 2,500株
長瀬産業	93,000	2,385.00	221,805,000	貸付有価証券 400株
蝶理	11,200	3,040.00	34,048,000	貸付有価証券 100株
豊田通商	625,400	2,414.50	1,510,028,300	貸付有価証券 1,700株
三共生興	27,100	628.00	17,018,800	貸付有価証券 600株（100株）
兼松	87,100	2,336.00	203,465,600	
三井物産	3,059,500	2,671.00	8,171,924,500	
日本紙パルプ商事	99,500	590.00	58,705,000	貸付有価証券 6,700株（6,200株）
カメイ	22,100	1,853.00	40,951,300	貸付有価証券 200株（200株）
スターゼン	43,100	1,275.00	54,952,500	貸付有価証券 1,400株（1,200株）
山善	70,100	1,399.00	98,069,900	貸付有価証券 32,900株（32,400株）
椿本興業	11,500	2,160.00	24,840,000	貸付有価証券 5,300株
住友商事	1,247,900	3,288.00	4,103,095,200	貸付有価証券 10,200株
内田洋行	8,400	7,630.00	64,092,000	
三菱商事	3,848,600	2,528.50	9,731,185,100	
第一実業	19,600	2,202.00	43,159,200	
キヤノンマーケティングジャパン	40,900	4,759.00	194,643,100	
西華産業	10,000	4,175.00	41,750,000	貸付有価証券 300株
佐藤商事	14,400	1,414.00	20,361,600	
東京産業	21,100	693.00	14,622,300	
ユアサ商事	17,900	4,320.00	77,328,000	

		神鋼商事	13,700	1,788.00	24,495,600	
		阪和興業	34,300	4,545.00	155,893,500	
		正栄食品工業	13,800	4,320.00	59,616,000	貸付有価証券 6,400株
		カナデン	15,600	1,456.00	22,713,600	
		ＲＹＯＤＥＮ	16,800	2,412.00	40,521,600	貸付有価証券 7,400株
		岩谷産業	206,900	1,314.00	271,866,600	貸付有価証券 4,400株
		極東貿易	12,400	1,548.00	19,195,200	
		アステナホールディングス	39,200	470.00	18,424,000	貸付有価証券 200株
		三愛オブリ	48,600	1,693.00	82,279,800	貸付有価証券 700株
		稲畑産業	56,400	3,035.00	171,174,000	貸付有価証券 800株
		ＧＳＩクレオス	11,200	1,922.00	21,526,400	
		明和産業	29,700	680.00	20,196,000	
		ワキタ	30,600	1,770.00	54,162,000	貸付有価証券 12,600株
		東邦ホールディングス	56,300	4,718.00	265,623,400	貸付有価証券 23,200株（18,300株）
		サンゲツ	52,300	2,890.00	151,147,000	貸付有価証券 600株
		ミツウロコグループホールディングス	26,600	1,827.00	48,598,200	貸付有価証券 200株
		シナネンホールディングス	5,300	6,960.00	36,888,000	貸付有価証券 400株
		伊藤忠エネクス	51,600	1,544.00	79,670,400	
		サンリオ	169,200	6,171.00	1,044,133,200	貸付有価証券 1,300株
		サンワテクノス	9,400	2,068.00	19,439,200	貸付有価証券 700株（600株）
		新光商事	28,000	891.00	24,948,000	貸付有価証券 300株
		トーホー	8,900	3,395.00	30,215,500	
		三信電気	8,400	1,924.00	16,161,600	貸付有価証券 200株
		東陽テクニカ	19,200	1,387.00	26,630,400	
		モスフードサービス	30,600	3,890.00	119,034,000	
		加賀電子	42,200	2,463.00	103,938,600	貸付有価証券 600株
		ソーダニッカ	20,300	1,026.00	20,827,800	貸付有価証券 9,500株
		立花エレテック	12,400	2,291.00	28,408,400	

フォーバル	8,200	1,411.00	11,570,200	貸付有価証券 3,800株（100株）
ＰＡＬＴＡＣ	32,500	3,774.00	122,655,000	
三谷産業	36,400	338.00	12,303,200	貸付有価証券 17,000株（300株）
コーア商事ホールディングス	18,600	674.00	12,536,400	貸付有価証券 8,700株
ＫＰＰグループホールディングス	43,100	639.00	27,540,900	貸付有価証券 1,100株（1,100株）
ヤマタネ	8,300	4,505.00	37,391,500	貸付有価証券 200株
泉州電業	13,600	4,145.00	56,372,000	
トラスコ中山	43,700	1,877.00	82,024,900	
オートバックスセブン	72,500	1,449.00	105,052,500	貸付有価証券 2,700株
モリト	16,600	1,408.00	23,372,800	貸付有価証券 200株
加藤産業	25,800	5,130.00	132,354,000	
イエローハット	73,500	1,394.00	102,459,000	貸付有価証券 3,100株（800株）
ＪＫホールディングス	16,000	1,014.00	16,224,000	
日伝	11,900	2,906.00	34,581,400	貸付有価証券 2,200株
杉本商事	18,500	1,192.00	22,052,000	貸付有価証券 100株（100株）
因幡電機産業	58,400	3,713.00	216,839,200	
東テク	20,800	2,518.00	52,374,400	
ミスミグループ本社	314,700	2,089.50	657,565,650	
スズケン	68,700	4,898.00	336,492,600	
ジェコス	12,400	1,035.00	12,834,000	貸付有価証券 100株
インターメスティック	11,800	1,614.00	19,045,200	
サンエー	35,300	2,807.00	99,087,100	貸付有価証券 3,400株
カワチ薬品	16,300	3,000.00	48,900,000	貸付有価証券 200株
エービーシー・マート	91,100	2,637.00	240,230,700	貸付有価証券 8,100株
ハードオフコーポレーション	8,200	1,921.00	15,752,200	
アスクル	48,800	1,464.00	71,443,200	貸付有価証券 6,000株
ゲオホールディングス	23,400	1,910.00	44,694,000	
アダストリア	28,700	2,839.00	81,479,300	貸付有価証券 600株（600株）
くら寿司	24,400	3,380.00	82,472,000	貸付有価証券

				11,400株（400株）
キャンドゥ	7,400	3,840.00	28,416,000	貸付有価証券 3,200株（700株）
パルグループホールディングス	47,700	4,180.00	199,386,000	貸付有価証券 1,700株
エディオン	90,700	1,855.00	168,248,500	貸付有価証券 41,800株（6,500株）
サーラコーポレーション	43,700	921.00	40,247,700	
ハローズ	8,300	4,415.00	36,644,500	
フジオフードグループ本社	26,000	1,207.00	31,382,000	貸付有価証券 12,100株
あみやき亭	15,100	1,464.00	22,106,400	貸付有価証券 7,000株
大黒天物産	7,500	7,990.00	59,925,000	貸付有価証券 3,500株
ハニーズホールディングス	18,500	1,637.00	30,284,500	貸付有価証券 8,600株
アルペン	20,000	2,411.00	48,220,000	貸付有価証券 9,400株
クオールホールディングス	25,800	2,354.00	60,733,200	貸付有価証券 100株
ジンズホールディングス	15,900	8,950.00	142,305,000	貸付有価証券 5,200株
ビックカメラ	124,600	1,458.50	181,729,100	貸付有価証券 20,200株
ＤＣＭホールディングス	107,800	1,327.00	143,050,600	貸付有価証券 40,100株
ＭｏｎｏｔａＲＯ	295,200	2,786.50	822,574,800	貸付有価証券 5,000株
Ｊ．フロント　リテイリング	239,000	1,664.00	397,696,000	貸付有価証券 50,500株
ドトール・日レスホールディングス	36,900	2,805.00	103,504,500	
マツキヨココカラ＆カンパニー	367,100	2,648.50	972,264,350	貸付有価証券 20,700株
ブロンコビリー	12,200	3,895.00	47,519,000	貸付有価証券 5,700株
ＺＯＺＯ	464,400	1,436.00	666,878,400	貸付有価証券 700株
トレジャー・ファクトリー	14,300	1,935.00	27,670,500	貸付有価証券 300株
物語コーポレーション	40,400	3,790.00	153,116,000	貸付有価証券 14,900株
三越伊勢丹ホールディングス	311,300	1,698.00	528,587,400	貸付有価証券 35,700株
Ｈａｍｅｅ	9,600	1,206.00	11,577,600	貸付有価証券 4,500株
ウエルシアホールディングス	108,000	2,515.00	271,620,000	貸付有価証券 50,600株（47,600

				株）
クリエイトＳＤホールディングス	29,500	3,115.00	91,892,500	貸付有価証券 13,800株（100株）
シュッピン	20,500	1,079.00	22,119,500	貸付有価証券 8,900株
オイシックス・ラ・大地	33,600	1,568.00	52,684,800	貸付有価証券 13,200株（7,100株）
ネクステージ	47,600	1,674.00	79,682,400	貸付有価証券 21,900株
ジョイフル本田	57,800	2,075.00	119,935,000	貸付有価証券 26,500株
エターナルホスピタリティグループ	7,700	2,863.00	22,045,100	貸付有価証券 3,500株（3,000株）
ホットランドホールディングス	15,900	2,225.00	35,377,500	貸付有価証券 7,400株
すかいらーくホールディングス	284,600	3,008.00	856,076,800	貸付有価証券 38,100株
ＳＦＰホールディングス	11,800	2,266.00	26,738,800	貸付有価証券 3,500株（100株）
綿半ホールディングス	16,200	1,649.00	26,713,800	
ヨシックスホールディングス	6,900	2,838.00	19,582,200	貸付有価証券 2,600株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	88,900	957.00	85,077,300	貸付有価証券 4,800株
ＢＥＥＮＯＳ	13,000	4,000.00	52,000,000	貸付有価証券 300株
あさひ	17,400	1,384.00	24,081,600	貸付有価証券 4,000株
日本調剤	13,700	2,804.00	38,414,800	貸付有価証券 6,400株
コスモス薬品	41,200	9,097.00	374,796,400	貸付有価証券 100株
セブン＆アイ・ホールディングス	2,300,300	2,055.00	4,727,116,500	貸付有価証券 31,700株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	156,600	1,464.00	229,262,400	貸付有価証券 63,200株
ツルハホールディングス	36,500	11,365.00	414,822,500	貸付有価証券 17,100株（11,700株）
サンマルクホールディングス	19,800	2,583.00	51,143,400	貸付有価証券 300株
トリドールホールディングス	58,500	4,457.00	260,734,500	貸付有価証券 20,700株
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	22,400	253.00	5,667,200	貸付有価証券 2,700株（2,200株）
ＪＭホールディングス	15,000	2,566.00	38,490,000	貸付有価証券 200株
アレンザホールディングス	15,600	1,041.00	16,239,600	貸付有価証券 7,200株

		串カツ田中ホールディングス	6,200	1,419.00	8,797,800	貸付有価証券 2,900株
		バロックジャパンリミテッド	24,300	743.00	18,054,900	貸付有価証券 9,100株（1,700株）
		クスリのアオキホールディングス	54,100	3,329.00	180,098,900	貸付有価証券 24,800株
		力の源ホールディングス	15,600	1,300.00	20,280,000	貸付有価証券 7,300株（3,400株）
		ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥ	111,100	5,050.00	561,055,000	貸付有価証券 1,000株
		メディカルシステムネットワーク	20,300	484.00	9,825,200	
		ノジマ	67,900	2,513.00	170,632,700	貸付有価証券 100株
		カッパ・クリエイト	32,700	1,494.00	48,853,800	貸付有価証券 14,600株（1,100株）
		良品計画	248,000	4,824.00	1,196,352,000	貸付有価証券 17,500株
		アドヴァングループ	17,800	807.00	14,364,600	貸付有価証券 200株（200株）
		アルビス	6,800	3,015.00	20,502,000	
		Ｇ－７ホールディングス	22,700	1,483.00	33,664,100	
		イオン北海道	51,300	870.00	44,631,000	貸付有価証券 24,000株（800株）
		コジマ	40,100	970.00	38,897,000	貸付有価証券 2,700株
		コーナン商事	23,000	3,810.00	87,630,000	
		エコス	7,700	2,492.00	19,188,400	
		ワタミ	25,100	1,209.00	30,345,900	貸付有価証券 500株
		パン・パシフィック・インターナショナルホ	420,700	4,416.00	1,857,811,200	貸付有価証券 9,300株
		西松屋チェーン	46,100	2,201.00	101,466,100	貸付有価証券 21,000株
		ゼンショーホールディングス	118,300	8,962.00	1,060,204,600	貸付有価証券 900株
		幸楽苑	18,100	1,064.00	19,258,400	貸付有価証券 7,400株
		サイゼリヤ	30,800	4,365.00	134,442,000	貸付有価証券 4,100株
		ＶＴホールディングス	81,200	498.00	40,437,600	貸付有価証券 1,500株
		魚力	7,300	2,480.00	18,104,000	貸付有価証券 3,300株
		フジ・コーポレーション	9,500	1,913.00	18,173,500	
		ユナイテッドアローズ	22,200	2,198.00	48,795,600	
		ハイデイ日高	33,700	3,240.00	109,188,000	

		コロワイド	117,500	1,843.50	216,611,250	貸付有価証券 53,900株（700株）
		壱番屋	82,200	995.00	81,789,000	貸付有価証券 6,700株（5,100株）
		スギホールディングス	111,900	2,950.50	330,160,950	
		薬王堂ホールディングス	10,200	2,023.00	20,634,600	
		ダブルエー	4,200	1,295.00	5,439,000	貸付有価証券 1,900株（1,900株）
		スクロール	31,000	1,004.00	31,124,000	
		ヨンドシーホールディングス	19,700	1,745.00	34,376,500	貸付有価証券 300株
		木曽路	31,500	2,288.00	72,072,000	貸付有価証券 11,200株（1,700株）
		ＳＲＳホールディングス	34,300	1,223.00	41,948,900	貸付有価証券 16,000株
		千趣会	42,100	267.00	11,240,700	貸付有価証券 1,000株
		リテールパートナーズ	30,900	1,403.00	43,352,700	
		上新電機	20,600	2,200.00	45,320,000	
		日本瓦斯	99,600	2,547.50	253,731,000	貸付有価証券 800株
		ロイヤルホールディングス	36,700	2,699.00	99,053,300	貸付有価証券 16,300株
		チヨダ	19,900	1,196.00	23,800,400	
		ライフコーポレーション	43,700	2,100.00	91,770,000	貸付有価証券 4,200株（500株）
		リンガーハット	26,900	2,331.00	62,703,900	貸付有価証券 12,500株
		ＭｒＭａｘＨＤ	26,200	685.00	17,947,000	貸付有価証券 200株（200株）
		ＡＯＫＩホールディングス	44,600	1,259.00	56,151,400	貸付有価証券 500株（500株）
		オークワ	30,900	974.00	30,096,600	貸付有価証券 2,200株（800株）
		コメリ	28,000	3,035.00	84,980,000	貸付有価証券 600株
		青山商事	44,500	2,040.00	90,780,000	
		しまむら	48,900	9,733.00	475,943,700	貸付有価証券 3,100株
		高島屋	278,700	1,068.50	297,790,950	貸付有価証券 79,900株（56,900株）
		松屋	35,300	900.00	31,770,000	貸付有価証券 3,700株
		エイチ・ツー・オー　リテイリング	101,400	1,906.50	193,319,100	
		近鉄百貨店	11,900	2,028.00	24,133,200	貸付有価証券 500株

		丸井グループ	138,200	2,872.50	396,979,500	貸付有価証券 1,100株
		アクシアル　リテイリング	56,800	1,117.00	63,445,600	
		イオン	770,100	4,202.00	3,235,960,200	貸付有価証券 127,100株
		イズミ	31,600	3,233.00	102,162,800	
		平和堂	34,100	2,721.00	92,786,100	貸付有価証券 14,400株
		フジ	38,400	2,128.00	81,715,200	貸付有価証券 16,700株
		ヤオコー	24,700	9,953.00	245,839,100	
		ゼビオホールディングス	28,200	1,325.00	37,365,000	貸付有価証券 100株
		ケーズホールディングス	139,800	1,318.00	184,256,400	貸付有価証券 200株
		シルバーライフ	5,600	717.00	4,015,200	
		Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	18,300	3,150.00	57,645,000	貸付有価証券 500株（500株）
		ブックオフグループホールディングス	15,100	1,512.00	22,831,200	貸付有価証券 7,100株
		ギフトホールディングス	10,300	3,585.00	36,925,500	貸付有価証券 4,800株（100株）
		アインホールディングス	20,900	5,291.00	110,581,900	貸付有価証券 9,700株
		Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	11,800	3,430.00	40,474,000	貸付有価証券 200株
		ヤマダホールディングス	640,400	444.50	284,657,800	貸付有価証券 3,700株
		アークランズ	61,900	1,785.00	110,491,500	貸付有価証券 27,500株（1,000株）
		ニトリホールディングス	75,800	17,735.00	1,344,313,000	貸付有価証券 100株
		グルメ杵屋	16,900	1,011.00	17,085,900	貸付有価証券 7,800株
		ケーユーホールディングス	12,200	1,074.00	13,102,800	
		吉野家ホールディングス	81,500	3,421.00	278,811,500	貸付有価証券 38,200株
		松屋フーズホールディングス	9,800	6,400.00	62,720,000	貸付有価証券 200株
		サガミホールディングス	33,500	1,732.00	58,022,000	貸付有価証券 100株
		王将フードサービス	41,100	3,375.00	138,712,500	
		ミニストップ	17,300	1,894.00	32,766,200	貸付有価証券 8,100株
		アークス	35,000	2,911.00	101,885,000	貸付有価証券 100株

		バローホールディングス	39,700	2,476.00	98,297,200	
		ベルク	10,400	7,130.00	74,152,000	
		大庄	12,500	1,145.00	14,312,500	貸付有価証券 2,100株
		ファーストリテイリング	117,100	45,940.00	5,379,574,000	貸付有価証券 500株
		サンドラッグ	70,300	4,730.00	332,519,000	貸付有価証券 100株
		サックスバー　ホールディングス	19,800	850.00	16,830,000	貸付有価証券 400株
		ベルーナ	50,100	956.00	47,895,600	貸付有価証券 300株
		いよぎんホールディングス	253,700	1,538.00	390,190,600	貸付有価証券 1,800株
		しずおかフィナンシャルグループ	427,000	1,490.50	636,443,500	貸付有価証券 2,600株
		ちゅうぎんフィナンシャルグループ	163,200	1,494.00	243,820,800	
		楽天銀行	89,900	5,684.00	510,991,600	
		京都フィナンシャルグループ	244,000	2,218.50	541,314,000	貸付有価証券 2,000株
		めぶきフィナンシャルグループ	944,400	656.40	619,904,160	貸付有価証券 23,300株
		東京きらぼしフィナンシャルグループ	24,800	5,190.00	128,712,000	
		九州フィナンシャルグループ	341,000	650.40	221,786,400	貸付有価証券 200株
		ゆうちょ銀行	1,597,500	1,383.50	2,210,141,250	
		富山第一銀行	61,500	1,080.00	66,420,000	貸付有価証券 1,700株（300株）
		コンコルディア・フィナンシャルグループ	1,031,200	856.70	883,429,040	貸付有価証券 5,300株
		西日本フィナンシャルホールディングス	119,300	1,949.00	232,515,700	貸付有価証券 3,000株
		三十三フィナンシャルグループ	17,300	2,210.00	38,233,000	貸付有価証券 400株
		第四北越フィナンシャルグループ	60,900	2,892.00	176,122,800	
		ひろぎんホールディングス	272,700	1,114.00	303,787,800	貸付有価証券 100株
		おきなわフィナンシャルグループ	15,200	2,380.00	36,176,000	貸付有価証券 400株
		十六フィナンシャルグループ	27,200	4,440.00	120,768,000	
		北國フィナンシャルホールディングス	19,000	5,220.00	99,180,000	貸付有価証券 200株（100株）
		プロクレアホールディングス	22,100	1,591.00	35,161,100	貸付有価証券 1,500株（500株）

あいちフィナンシャルグループ	36,200	2,582.00	93,468,400	貸付有価証券 200株
あおぞら銀行	133,700	1,866.00	249,484,200	貸付有価証券 29,100株
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	12,434,400	1,633.00	20,305,375,200	貸付有価証券 72,300株
りそなホールディングス	2,377,200	1,004.00	2,386,708,800	
三井住友トラストグループ	690,200	3,286.00	2,267,997,200	貸付有価証券 8,200株
三井住友フィナンシャルグループ	4,002,500	3,143.00	12,579,857,500	
千葉銀行	592,900	1,175.50	696,953,950	貸付有価証券 600株
群馬銀行	336,700	1,130.00	380,471,000	貸付有価証券 2,900株
武蔵野銀行	29,500	2,966.00	87,497,000	
千葉興業銀行	45,800	1,147.00	52,532,600	貸付有価証券 1,200株
筑波銀行	85,100	227.00	19,317,700	貸付有価証券 12,200株（2,000株）
七十七銀行	62,100	4,137.00	256,907,700	貸付有価証券 100株
秋田銀行	13,000	2,325.00	30,225,000	
山形銀行	21,500	1,247.00	26,810,500	貸付有価証券 100株
岩手銀行	12,300	2,788.00	34,292,400	
東邦銀行	167,300	341.00	57,049,300	貸付有価証券 12,200株
ふくおかフィナンシャルグループ	168,800	3,476.00	586,748,800	
スルガ銀行	130,600	1,217.00	158,940,200	貸付有価証券 24,900株（1,300株）
八十二銀行	436,100	985.20	429,645,720	
山梨中央銀行	21,700	1,871.00	40,600,700	貸付有価証券 400株
大垣共立銀行	36,900	2,165.00	79,888,500	貸付有価証券 200株
福井銀行	17,300	1,667.00	28,839,100	貸付有価証券 400株
清水銀行	7,700	1,345.00	10,356,500	貸付有価証券 800株
滋賀銀行	29,300	5,810.00	170,233,000	貸付有価証券 700株
南都銀行	29,200	3,775.00	110,230,000	貸付有価証券 500株
百五銀行	182,400	654.00	119,289,600	貸付有価証券 15,000株
紀陽銀行	69,300	2,376.00	164,656,800	貸付有価証券

				2,500株
ほくほくフィナンシャルグループ	109,000	2,331.50	254,133,500	
山陰合同銀行	121,300	1,185.00	143,740,500	貸付有価証券 300株
百十四銀行	19,000	3,130.00	59,470,000	
四国銀行	28,400	1,156.00	32,830,400	貸付有価証券 600株
阿波銀行	27,200	2,629.00	71,508,800	貸付有価証券 200株
大分銀行	11,500	3,365.00	38,697,500	貸付有価証券 100株
宮崎銀行	12,300	3,040.00	37,392,000	
佐賀銀行	11,200	2,083.00	23,329,600	
琉球銀行	44,400	1,022.00	45,376,800	貸付有価証券 100株
セブン銀行	694,400	252.30	175,197,120	貸付有価証券 8,400株
みずほフィナンシャルグループ	2,616,400	3,323.00	8,694,297,200	
山口フィナンシャルグループ	190,100	1,552.50	295,130,250	貸付有価証券 800株
名古屋銀行	12,100	7,060.00	85,426,000	
北洋銀行	264,300	459.00	121,313,700	貸付有価証券 2,100株
愛媛銀行	28,300	1,015.00	28,724,500	貸付有価証券 1,000株
京葉銀行	87,100	784.00	68,286,400	貸付有価証券 700株
栃木銀行	88,700	298.00	26,432,600	貸付有価証券 1,000株（1,000株）
北日本銀行	6,800	2,867.00	19,495,600	
東和銀行	35,600	586.00	20,861,600	貸付有価証券 2,400株
トモニホールディングス	185,200	536.00	99,267,200	貸付有価証券 200株
フィデアホールディングス	20,000	1,460.00	29,200,000	貸付有価証券 900株（200株）
池田泉州ホールディングス	268,900	456.00	122,618,400	貸付有価証券 47,600株（42,000株）
ＦＰＧ	68,400	2,256.00	154,310,400	貸付有価証券 700株
ジャパンインベストメントアドバイザー	31,400	1,594.00	50,051,600	貸付有価証券 6,300株（5,900株）
ＳＢＩホールディングス	312,100	3,609.00	1,126,368,900	貸付有価証券 4,000株
ジャフコ　グループ	57,800	2,045.00	118,201,000	貸付有価証券

				5,800株
大和証券グループ本社	1,386,100	923.50	1,280,063,350	貸付有価証券 2,500株
野村ホールディングス	3,259,700	778.70	2,538,328,390	貸付有価証券 9,400株
岡三証券グループ	153,200	632.00	96,822,400	貸付有価証券 9,100株
丸三証券	64,500	858.00	55,341,000	貸付有価証券 27,800株（6,300株）
東洋証券	48,900	446.00	21,809,400	貸付有価証券 16,200株（5,200株）
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	230,100	460.00	105,846,000	貸付有価証券 2,800株
水戸証券	53,200	492.00	26,174,400	貸付有価証券 2,700株（1,500株）
いちよし証券	39,100	698.00	27,291,800	貸付有価証券 1,100株（900株）
松井証券	133,600	737.00	98,463,200	貸付有価証券 12,000株
マネックスグループ	189,800	706.00	133,998,800	貸付有価証券 1,200株
極東証券	24,100	1,295.00	31,209,500	貸付有価証券 8,800株
岩井コスモホールディングス	22,100	2,255.00	49,835,500	
アイザワ証券グループ	28,000	1,271.00	35,588,000	貸付有価証券 10,900株（900株）
スパークス・グループ	21,500	1,382.00	29,713,000	
かんぽ生命保険	225,600	2,650.00	597,840,000	貸付有価証券 2,800株
ＦＰパートナー	8,500	2,400.00	20,400,000	貸付有価証券 3,900株（400株）
ＳＯＭＰＯホールディングス	947,700	4,523.00	4,286,447,100	
アニコム　ホールディングス	65,800	554.00	36,453,200	貸付有価証券 1,500株
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホール	1,420,500	2,978.00	4,230,249,000	
第一生命ホールディングス	3,646,300	889.80	3,244,477,740	
東京海上ホールディングス	1,892,500	5,189.00	9,820,182,500	貸付有価証券 24,200株
Ｔ＆Ｄホールディングス	520,500	2,712.50	1,411,856,250	
全国保証	101,400	3,110.00	315,354,000	貸付有価証券 500株
ジェイリース	14,600	1,335.00	19,491,000	貸付有価証券 100株
ＳＢＩアルヒ	19,700	784.00	15,444,800	貸付有価証券 3,800株

		プレミアグループ	32,800	2,065.00	67,732,000	
		ネットプロテクションズホールディングス	64,700	459.00	29,697,300	貸付有価証券 13,800株
		クレディセゾン	122,800	3,160.00	388,048,000	貸付有価証券 3,800株
		芙蓉総合リース	53,500	3,939.00	210,736,500	
		みずほリース	145,600	1,031.00	150,113,600	
		東京センチュリー	144,900	1,471.00	213,147,900	
		日本証券金融	71,200	1,659.00	118,120,800	貸付有価証券 600株（500株）
		アイフル	321,000	343.00	110,103,000	貸付有価証券 500株
		リコーリース	18,400	5,490.00	101,016,000	貸付有価証券 3,200株
		イオンフィナンシャルサービス	111,300	1,132.50	126,047,250	貸付有価証券 39,700株
		アコム	461,200	395.40	182,358,480	貸付有価証券 1,500株
		ジャックス	23,200	3,635.00	84,332,000	貸付有価証券 500株
		オリエントコーポレーション	63,300	750.00	47,475,000	貸付有価証券 4,200株
		オリックス	1,112,700	2,774.50	3,087,186,150	貸付有価証券 700株
		三菱ＨＣキャピタル	971,700	991.00	962,954,700	貸付有価証券 700株
		日本取引所グループ	1,153,200	1,527.50	1,761,513,000	貸付有価証券 24,500株
		イー・ギャランティ	31,700	1,758.00	55,728,600	
		ＮＥＣキャピタルソリューション	9,500	3,810.00	36,195,000	貸付有価証券 300株
		ｒｏｂｏｔ　ｈｏｍｅ	53,700	166.00	8,914,200	貸付有価証券 25,100株
		大東建託	66,000	15,550.00	1,026,300,000	
		いちご	164,000	376.00	61,664,000	貸付有価証券 6,100株
		日本駐車場開発	230,800	243.00	56,084,400	貸付有価証券 2,800株
		スター・マイカ・ホールディングス	20,000	983.00	19,660,000	
		ＳＲＥホールディングス	7,200	3,435.00	24,732,000	貸付有価証券 100株
		ヒューリック	452,100	1,477.50	667,977,750	貸付有価証券 18,500株
		野村不動産ホールディングス	607,600	877.10	532,925,960	貸付有価証券 13,100株
		三重交通グループホールディングス	41,500	509.00	21,123,500	貸付有価証券 18,400株

ディア・ライフ	33,000	1,101.00	36,333,000	貸付有価証券 100株
地主	17,100	2,025.00	34,627,500	
ＪＰＭＣ	11,200	1,196.00	13,395,200	
フージャースホールディングス	29,900	1,201.00	35,909,900	貸付有価証券 100株
オープンハウスグループ	71,100	6,222.00	442,384,200	貸付有価証券 1,000株
東急不動産ホールディングス	582,800	1,009.00	588,045,200	貸付有価証券 28,400株
飯田グループホールディングス	185,700	2,250.00	417,825,000	貸付有価証券 100株
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	11,700	1,374.00	16,075,800	貸付有価証券 5,400株
シーアールイー	8,600	1,696.00	14,585,600	貸付有価証券 2,200株（900株）
ケイアイスター不動産	10,500	4,890.00	51,345,000	貸付有価証券 100株
グッドコムアセット	15,700	1,217.00	19,106,900	貸付有価証券 7,300株（2,300株）
ジェイ・エス・ビー	8,100	3,440.00	27,864,000	貸付有価証券 300株
ロードスターキャピタル	11,000	2,505.00	27,555,000	
霞ヶ関キャピタル	8,000	12,720.00	101,760,000	貸付有価証券 3,700株
パーク２４	151,100	2,057.00	310,812,700	貸付有価証券 23,500株（13,200株）
パラカ	6,100	1,833.00	11,181,300	
三井不動産	2,662,000	1,438.50	3,829,287,000	
三菱地所	1,104,700	2,543.50	2,809,804,450	貸付有価証券 4,200株
平和不動産	31,500	4,820.00	151,830,000	
東京建物	169,300	2,543.50	430,614,550	貸付有価証券 400株
京阪神ビルディング	32,300	1,538.00	49,677,400	貸付有価証券 1,200株
住友不動産	315,400	5,351.00	1,687,705,400	貸付有価証券 6,700株
テーオーシー	34,500	641.00	22,114,500	貸付有価証券 16,000株
レオパレス２１	169,700	589.00	99,953,300	
スターツコーポレーション	31,800	3,885.00	123,543,000	
フジ住宅	24,400	679.00	16,567,600	貸付有価証券 400株（300株）
空港施設	27,300	660.00	18,018,000	

		明和地所	15,500	905.00	14,027,500	貸付有価証券 7,200株（200株）
		ゴールドクレスト	13,200	3,425.00	45,210,000	
		エスリード	9,100	4,280.00	38,948,000	貸付有価証券 200株
		日神グループホールディングス	31,100	501.00	15,581,100	貸付有価証券 14,600株（200株）
		日本エスコン	50,800	1,076.00	54,660,800	貸付有価証券 1,000株
		ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	113,600	495.00	56,232,000	貸付有価証券 500株
		イオンモール	117,200	2,724.00	319,252,800	貸付有価証券 100株
		カチタス	52,100	2,121.00	110,504,100	貸付有価証券 800株
		トーセイ	32,200	2,417.00	77,827,400	
		サンフロンティア不動産	32,300	1,928.00	62,274,400	
		ＦＪネクストホールディングス	20,400	1,215.00	24,786,000	貸付有価証券 100株
		グランディハウス	18,100	551.00	9,973,100	貸付有価証券 200株
		日本空港ビルデング	68,600	3,789.00	259,925,400	
		ＬＩＦＵＬＬ	49,400	144.00	7,113,600	貸付有価証券 4,100株
		ＭＩＸＩ	38,000	3,120.00	118,560,000	貸付有価証券 500株
		ジェイエイシーリクルートメント	73,100	834.00	60,965,400	貸付有価証券 100株
		日本M&Aセンターホールディングス	297,600	583.00	173,500,800	貸付有価証券 36,900株
		メンバーズ	7,900	1,116.00	8,816,400	貸付有価証券 300株（300株）
		ＵＴグループ	26,400	1,907.00	50,344,800	
		アイティメディア	10,800	1,516.00	16,372,800	貸付有価証券 5,000株（400株）
		ケアネット	41,400	740.00	30,636,000	貸付有価証券 3,100株
		Ｅ・Ｊホールディングス	11,800	1,583.00	18,679,400	
		オープンアップグループ	67,600	1,772.00	119,787,200	
		コシダカホールディングス	61,700	1,023.00	63,119,100	貸付有価証券 27,900株
		パソナグループ	24,500	2,155.00	52,797,500	貸付有価証券 11,400株（7,200株）
		リンクアンドモチベーション	48,100	522.00	25,108,200	貸付有価証券 2,700株
		エス・エム・エス	77,300	1,145.00	88,508,500	貸付有価証券 900株

		パーソルホールディングス	1,844,600	248.80	458,936,480	貸付有価証券 600株
		クックパッド	55,300	186.00	10,285,800	貸付有価証券 25,900株（1,000株）
		学情	10,300	1,673.00	17,231,900	貸付有価証券 500株（500株）
		スタジオアリス	10,100	2,131.00	21,523,100	貸付有価証券 4,300株（200株）
		ＮＪＳ	5,000	3,980.00	19,900,000	貸付有価証券 2,300株
		綜合警備保障	338,000	1,142.00	385,996,000	
		カカクコム	145,900	2,570.50	375,035,950	貸付有価証券 9,100株
		アイロムグループ	2,700	2,788.00	7,527,600	貸付有価証券 1,200株（300株）
		セントケア・ホールディング	12,900	789.00	10,178,100	貸付有価証券 5,000株
		ルネサンス	15,700	1,052.00	16,516,400	貸付有価証券 5,200株
		ディップ	35,400	1,975.00	69,915,000	貸付有価証券 13,700株（9,300株）
		デジタルホールディングス	10,300	1,333.00	13,729,900	貸付有価証券 800株
		新日本科学	21,400	1,264.00	27,049,600	
		エムスリー	399,800	1,812.50	724,637,500	貸付有価証券 22,300株
		ワールドホールディングス	8,000	1,963.00	15,704,000	
		ディー・エヌ・エー	80,900	3,584.00	289,945,600	貸付有価証券 34,900株（6,000株）
		博報堂ＤＹホールディングス	229,400	1,045.50	239,837,700	
		ぐるなび	37,700	292.00	11,008,400	貸付有価証券 1,600株（100株）
		タカミヤ	27,400	380.00	10,412,000	貸付有価証券 500株
		ファンコミュニケーションズ	28,300	416.00	11,772,800	貸付有価証券 900株
		ライク	10,500	1,480.00	15,540,000	貸付有価証券 4,900株
		エスプール	64,000	297.00	19,008,000	貸付有価証券 2,700株
		ＷＤＢホールディングス	10,300	1,873.00	19,291,900	
		アドウェイズ	24,700	290.00	7,163,000	貸付有価証券 300株（300株）
		バリューコマース	17,800	769.00	13,688,200	
		インフォマート	190,900	365.00	69,678,500	貸付有価証券 35,300株（4,000株）

		ＪＰホールディングス	51,700	656.00	33,915,200	貸付有価証券 100株
		ＣＬホールディングス	4,800	816.00	3,916,800	貸付有価証券 2,200株（100株）
		プレステージ・インターナショナル	94,700	649.00	61,460,300	貸付有価証券 800株
		プロトコーポレーション	21,600	2,091.00	45,165,600	貸付有価証券 800株
		アミューズ	12,300	1,628.00	20,024,400	貸付有価証券 100株（100株）
		ドリームインキュベータ	4,900	2,738.00	13,416,200	貸付有価証券 2,300株（800株）
		クイック	14,100	1,915.00	27,001,500	貸付有価証券 200株
		電通グループ	215,200	2,893.00	622,573,600	貸付有価証券 500株
		テイクアンドギヴ・ニーズ	9,700	880.00	8,536,000	
		ぴあ	6,900	2,638.00	18,202,200	貸付有価証券 3,200株（100株）
		イオンファンタジー	8,700	2,377.00	20,679,900	貸付有価証券 1,000株
		シーティーエス	27,800	814.00	22,629,200	貸付有価証券 300株
		Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	59,200	2,714.00	160,668,800	貸付有価証券 1,000株
		アルプス技研	16,800	2,643.00	44,402,400	貸付有価証券 100株
		日本空調サービス	21,700	994.00	21,569,800	
		オリエンタルランド	1,192,600	3,124.00	3,725,682,400	貸付有価証券 121,200株
		ダスキン	44,200	3,774.00	166,810,800	貸付有価証券 400株
		明光ネットワークジャパン	24,600	731.00	17,982,600	貸付有価証券 6,900株（1,600株）
		ファルコホールディングス	8,000	2,320.00	18,560,000	
		ラウンドワン	191,100	856.00	163,581,600	
		リゾートトラスト	159,700	1,450.50	231,644,850	貸付有価証券 3,600株
		ビー・エム・エル	24,900	2,953.00	73,529,700	
		リソー教育	126,400	237.00	29,956,800	貸付有価証券 19,700株
		早稲田アカデミー	11,200	2,243.00	25,121,600	貸付有価証券 5,200株
		ユー・エス・エス	416,100	1,440.50	599,392,050	
		東京個別指導学院	24,000	306.00	7,344,000	貸付有価証券 100株

		サイバーエージェント	447,300	1,173.00	524,682,900	貸付有価証券 700株
		楽天グループ	1,428,200	754.00	1,076,862,800	貸付有価証券 95,500株
		クリーク・アンド・リバー社	10,200	1,495.00	15,249,000	貸付有価証券 100株
		ＳＢＩグローバルアセットマネジメント	39,600	644.00	25,502,400	貸付有価証券 18,500株（100株）
		テー・オー・ダブリュー	36,000	314.00	11,304,000	
		ＧＭＯインターネット	3,700	2,822.00	10,441,400	貸付有価証券 1,700株
		山田コンサルティンググループ	10,300	1,695.00	17,458,500	
		セントラルスポーツ	7,600	2,436.00	18,513,600	貸付有価証券 3,500株
		フルキャストホールディングス	15,600	1,576.00	24,585,600	
		エン・ジャパン	32,900	1,605.00	52,804,500	貸付有価証券 100株
		テクノプロ・ホールディングス	123,100	3,170.00	390,227,000	貸付有価証券 1,400株
		アイ・アールジャパンホールディングス	10,500	662.00	6,951,000	貸付有価証券 800株
		ＫｅｅＰｅｒ技研	12,500	4,135.00	51,687,500	貸付有価証券 5,800株（1,100株）
		Ｇｕｎｏｓｙ	16,100	572.00	9,209,200	貸付有価証券 200株
		イー・ガーディアン	9,700	2,129.00	20,651,300	貸付有価証券 900株（100株）
		ジャパンマテリアル	61,900	1,024.00	63,385,600	貸付有価証券 17,700株
		ベクトル	27,600	858.00	23,680,800	貸付有価証券 1,100株
		チャーム・ケア・コーポレーション	16,900	1,207.00	20,398,300	
		キャリアリンク	7,400	2,186.00	16,176,400	貸付有価証券 2,900株
		ＩＢＪ	15,500	642.00	9,951,000	貸付有価証券 3,600株
		アサンテ	10,000	1,645.00	16,450,000	貸付有価証券 4,700株
		バリューＨＲ	18,100	1,604.00	29,032,400	貸付有価証券 8,500株（100株）
		Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ	16,400	2,825.00	46,330,000	貸付有価証券 1,800株
		ライドオンエクスプレスホールディングス	8,000	1,017.00	8,136,000	貸付有価証券 3,700株
		シグマクシス・ホールディングス	59,000	1,022.00	60,298,000	

		ウィルグループ	17,000	976.00	16,592,000	貸付有価証券 7,900株
		メドピア	16,200	447.00	7,241,400	貸付有価証券 200株（200株）
		リクルートホールディングス	1,578,500	7,026.00	11,090,541,000	
		エラン	26,800	725.00	19,430,000	貸付有価証券 4,900株（1,200株）
		日本郵政	2,266,000	1,315.00	2,979,790,000	
		ベルシステム２４ホールディングス	21,700	1,146.00	24,868,200	貸付有価証券 3,000株
		鎌倉新書	17,300	467.00	8,079,100	貸付有価証券 6,900株（6,800株）
		エアトリ	14,800	914.00	13,527,200	貸付有価証券 6,900株（200株）
		アトラエ	14,200	684.00	9,712,800	貸付有価証券 6,600株（6,600株）
		ストライク	10,000	2,978.00	29,780,000	貸付有価証券 600株（100株）
		ソラスト	55,800	445.00	24,831,000	貸付有価証券 300株
		セラク	6,100	1,423.00	8,680,300	
		インソース	43,900	856.00	37,578,400	貸付有価証券 2,300株
		ベイカレント	148,700	7,393.00	1,099,339,100	貸付有価証券 600株
		Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	4,400	759.00	3,339,600	貸付有価証券 700株（700株）
		アイモバイル	25,700	534.00	13,723,800	貸付有価証券 900株
		ＭＳ－Ｊａｐａｎ	11,000	912.00	10,032,000	貸付有価証券 2,000株（1,200株）
		ジャパンエレベーターサービスホールディン	78,700	3,175.00	249,872,500	貸付有価証券 1,000株（300株）
		エル・ティー・エス	2,700	2,084.00	5,626,800	貸付有価証券 100株（100株）
		ミダックホールディングス	12,300	2,379.00	29,261,700	貸付有価証券 300株
		キュービーネットホールディングス	11,600	1,078.00	12,504,800	貸付有価証券 5,400株
		オープングループ	32,200	317.00	10,207,400	
		マネジメントソリューションズ	9,900	1,851.00	18,324,900	貸付有価証券 4,600株
		プロレド・パートナーズ	4,900	383.00	1,876,700	貸付有価証券 1,100株（700株）
		フロンティア・マネジメント	6,100	678.00	4,135,800	貸付有価証券 2,800株（100株）
		アンビスホールディングス	43,300	464.00	20,091,200	貸付有価証券 15,300株（12,500

				株)
カーブスホールディングス	55,300	681.00	37,659,300	
フォーラムエンジニアリング	23,600	1,016.00	23,977,600	
Ｆａｓｔ　Ｆｉｔｎｅｓｓ　Ｊａｐａｎ	6,900	1,454.00	10,032,600	
Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ	5,700	2,862.00	16,313,400	貸付有価証券 2,700株
ダイレクトマーケティングミックス	24,500	237.00	5,806,500	貸付有価証券 1,600株（1,200株）
ポピンズ	3,700	1,141.00	4,221,700	貸付有価証券 200株
ＬＩＴＡＬＩＣＯ	18,400	1,246.00	22,926,400	貸付有価証券 900株
リログループ	112,600	1,874.50	211,068,700	
東祥	16,900	529.00	8,940,100	貸付有価証券 200株
ビーウィズ	5,200	1,660.00	8,632,000	貸付有価証券 2,400株（600株）
サンウェルズ	7,800	556.00	4,336,800	貸付有価証券 3,600株（3,600株）
ＴＲＥホールディングス	46,500	1,527.00	71,005,500	貸付有価証券 200株
人・夢・技術グループ	8,300	1,765.00	14,649,500	
ＮＩＳＳＯホールディングス	17,500	667.00	11,672,500	貸付有価証券 8,200株
大栄環境	44,100	3,020.00	133,182,000	貸付有価証券 1,300株（400株）
ＧＥＮＯＶＡ	6,900	969.00	6,686,100	貸付有価証券 3,000株
日本管財ホールディングス	21,200	2,769.00	58,702,800	
Ｍ＆Ａ総研ホールディングス	21,800	1,230.00	26,814,000	貸付有価証券 9,600株（4,200株）
エイチ・アイ・エス	64,700	1,757.00	113,677,900	貸付有価証券 17,300株（4,700株）
ラックランド	8,400	1,664.00	13,977,600	貸付有価証券 1,500株（100株）
共立メンテナンス	63,500	2,952.00	187,452,000	貸付有価証券 19,800株（9,500株）
イチネンホールディングス	19,600	1,629.00	31,928,400	
建設技術研究所	20,800	2,404.00	50,003,200	
スペース	14,700	1,087.00	15,978,900	貸付有価証券 100株
燦ホールディングス	16,900	1,175.00	19,857,500	
スバル興業	7,800	3,160.00	24,648,000	貸付有価証券

						400株（400株）
		タナベコンサルティンググループ	17,400	637.00	11,083,800	
		ナガワ	5,400	6,310.00	34,074,000	貸付有価証券 2,500株
		東京都競馬	14,800	4,220.00	62,456,000	
		カナモト	31,400	3,180.00	99,852,000	貸付有価証券 1,900株
		ニシオホールディングス	16,700	3,995.00	66,716,500	
		トランス・コスモス	25,800	3,110.00	80,238,000	
		乃村工藝社	88,200	846.00	74,617,200	貸付有価証券 4,700株
		藤田観光	9,000	8,900.00	80,100,000	
		ＫＮＴ－ＣＴホールディングス	12,100	1,197.00	14,483,700	貸付有価証券 200株（100株）
		トーカイ	17,900	2,148.00	38,449,200	
		セコム	412,100	5,327.00	2,195,256,700	
		セントラル警備保障	10,900	2,690.00	29,321,000	貸付有価証券 100株
		丹青社	42,800	1,055.00	45,154,000	貸付有価証券 1,500株
		メイテックグループホールディングス	74,600	2,884.50	215,183,700	
		応用地質	18,300	2,577.00	47,159,100	
		船井総研ホールディングス	40,500	2,283.00	92,461,500	貸付有価証券 200株（200株）
		学究社	8,100	2,243.00	18,168,300	
		イオンディライト	21,400	5,400.00	115,560,000	
		ナック	20,600	600.00	12,360,000	貸付有価証券 9,600株（200株）
		ダイセキ	48,800	3,730.00	182,024,000	貸付有価証券 10,100株
		ステップ	7,400	2,345.00	17,353,000	
	小計	銘柄数：1,680 組入時価比率：97.1%			709,073,105,690 100.0%	
合計					709,073,105,690	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2)備考欄の貸付有価証券の( )内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

該当事項はありません。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在

	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	22,714,711,331	－	21,382,695,000	△1,332,433,616
合計	22,714,711,331	－	21,382,695,000	△1,332,433,616

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	12,249,339,769
コール・ローン	4,799,393,802
株式	2,390,278,413,840
投資証券	46,920,722,836
派生商品評価勘定	231,458,390
未収配当金	2,400,298,020
未収利息	64,204
差入委託証拠金	16,482,417,852
流動資産合計	2,473,362,108,713
資産合計	2,473,362,108,713
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,028,624,547
未払金	542,941,530
未払解約金	306,208,375
その他未払費用	5,783,600
流動負債合計	1,883,558,052
負債合計	1,883,558,052
純資産の部	
元本等	
元本	387,227,409,635
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,084,251,141,026
元本等合計	2,471,478,550,661
純資産合計	2,471,478,550,661
負債純資産合計	2,473,362,108,713

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	6.3825円
(10,000口当たり純資産額)	(63,825円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在

期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	340,979,695,150円
同期中における追加設定元本額	74,590,013,374円
同期中における一部解約元本額	28,342,298,889円
期末元本額	387,227,409,635円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	15,033,462円
バランスセレクト５０	57,359,967円
バランスセレクト７０	79,858,437円
野村外国株式インデックスファンド	435,338,491円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,844,231,805円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,811,414,475円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	5,587,755,546円
野村資産設計ファンド２０１５	5,325,368円
野村資産設計ファンド２０２０	5,780,688円
野村資産設計ファンド２０２５	8,537,747円
野村資産設計ファンド２０３０	15,575,697円
野村資産設計ファンド２０３５	16,416,007円
野村資産設計ファンド２０４０	29,658,915円
野村外国株インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	32,577,168,102円
のむラップ・ファンド（保守型）	1,488,027,921円
のむラップ・ファンド（普通型）	22,397,371,645円
のむラップ・ファンド（積極型）	27,942,204,796円
野村資産設計ファンド２０４５	7,008,992円
野村インデックスファンド・外国株式	10,231,945,065円
マイ・ロード	1,590,165,669円

ネクストコア	5,801,909 円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	159,200,067 円
野村外国株インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	4,459,389,384 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	175,173,860 円
野村資産設計ファンド２０５０	7,646,747 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	1,353,385 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	1,044,973 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,006,383 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	998,816 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	608,720,393 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,080,329,026 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,119,776 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,565,522 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	26,928,495 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	12,454,342 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	46,781,937 円
野村６資産均等バランス	2,449,354,927 円
野村つみたて外国株投信	20,913,914,222 円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	5,114,558,082 円
世界６資産分散ファンド	43,639,270 円
野村資産設計ファンド２０６０	8,099,814 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	4,804,516,444 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	6,849,520,512 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジなし）連動型上場投信	7,954,863,798 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	8,014,263,423 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	55,236,464 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	37,749,529 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	220,072,518 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	174,558,644 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	332,712 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	1,653,346 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	410,342 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,328,690 円
野村外国株式インデックスファンド（適格機関投資家専用）	370,241,382 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,234,210 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	17,870,793 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	43,147,160 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,462,326,976 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	6,556,350 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国株式（適格機関投資家専用）	1,094,212,823 円
野村ＦｏＦｓ用・外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩインデックスファンド（適格機関投資家専用）	11,581,769,085 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	476,628 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	663,096,670 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	995,049 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	6,525,813 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	8,594,057 円
野村外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ（確定拠出年金向け）	121,541,828,279 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	1,450,328,242 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	6,205,832,582 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,254,820,179 円
マイバランスＤＣ３０	657,952,977 円
マイバランスＤＣ５０	1,719,145,392 円
マイバランスＤＣ７０	1,809,835,471 円
野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ	53,867,240,729 円

野村ＤＣ運用戦略ファンド	381,932,125 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	9,209,638 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	613,753,005 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	462,219,530 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	588,153,006 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	24,459,561 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	12,696,841 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	86,245,531 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	15,951,466 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	18,109,230 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	13,956,227 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	350,554,847 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	293,998,893 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	214,543,013 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	298,089,927 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	14,120,397 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	122,257,147 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	103,021,020 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	64,895,339 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	98,384,785 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	5,233,137 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	288,827,576 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	280,000	37.80	10,584,000.00	
		HALLIBURTON CO	254,000	21.92	5,567,680.00	
		SCHLUMBERGER LTD	402,000	34.62	13,917,240.00	
		CHENIERE ENERGY INC	63,400	223.34	14,159,756.00	
		CHEVRON CORP	487,600	133.73	65,206,748.00	
		CONOCOPHILLIPS	371,000	87.55	32,481,050.00	
		COTERRA ENERGY INC	213,000	24.81	5,284,530.00	
		DEVON ENERGY CORP	179,000	29.48	5,276,920.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	54,000	132.35	7,146,900.00	
		EOG RESOURCES INC	159,300	109.11	17,381,223.00	
		EQT CORP	163,000	47.68	7,771,840.00	
		EXPAND ENERGY CORP	59,500	102.24	6,083,280.00	
		EXXON MOBIL CORP	1,255,400	105.35	132,256,390.00	
		HESS CORP	78,500	126.32	9,916,120.00	
		KINDER MORGAN INC	576,000	25.79	14,855,040.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	91,800	126.72	11,632,896.00	

OCCIDENTAL PETE CORP	198,000	39.02	7,725,960.00	
ONEOK INC	176,800	81.82	14,465,776.00	
OVINTIV INC	75,000	32.65	2,448,750.00	
PHILLIPS 66	119,400	97.01	11,582,994.00	
TARGA RESOURCES CORP	60,000	164.54	9,872,400.00	
TEXAS PACIFIC LAND CORP	5,510	1,248.97	6,881,824.70	
VALERO ENERGY CORP	90,500	108.84	9,850,020.00	
WILLIAMS COS	347,000	56.44	19,584,680.00	
AIR PRODUCTS	63,300	257.58	16,304,814.00	
ALBEMARLE CORP	33,300	53.02	1,765,566.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	50,000	75.13	3,756,500.00	
CORTEVA INC	194,000	59.12	11,469,280.00	
DOW INC	205,000	28.12	5,764,600.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	119,000	60.11	7,153,090.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	34,000	76.94	2,615,960.00	
ECOLAB INC	72,500	231.51	16,784,475.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	73,000	72.71	5,307,830.00	
LINDE PLC	136,000	443.85	60,363,600.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	77,000	56.30	4,335,100.00	
PPG INDUSTRIES	65,400	99.40	6,500,760.00	
RPM INTERNATIONAL INC	35,800	100.76	3,607,208.00	
SHERWIN-WILLIAMS	68,000	322.30	21,916,400.00	
WESTLAKE CORPORATION	9,400	90.74	852,956.00	
CRH PLC	196,000	82.71	16,211,160.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	17,400	485.07	8,440,218.00	
VULCAN MATERIALS CO	38,300	234.17	8,968,711.00	
AMCOR PLC	403,000	9.31	3,751,930.00	
AVERY DENNISON CORP	22,100	169.03	3,735,563.00	
BALL CORP	84,000	47.30	3,973,200.00	
CROWN HOLDINGS INC	33,700	84.22	2,838,214.00	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	144,000	45.06	6,488,640.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	25,500	182.07	4,642,785.00	
SMURFIT WESTROCK PLC	150,000	40.78	6,117,000.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	415,000	32.95	13,674,250.00	
NEWMONT CORP	328,000	55.21	18,108,880.00	
NUCOR CORP	66,000	106.67	7,040,220.00	

RELIANCE INC	16,000	271.85	4,349,600.00	
STEEL DYNAMICS	41,600	113.55	4,723,680.00	
AXON ENTERPRISE INC	20,500	541.93	11,109,565.00	
BOEING CO	214,600	159.34	34,194,364.00	
GENERAL DYNAMICS	66,500	273.18	18,166,470.00	
GENERAL ELECTRIC CO	309,100	178.35	55,127,985.00	
HEICO CORP	12,000	237.26	2,847,120.00	
HEICO CORP-CLASS A	22,300	190.91	4,257,293.00	
HOWMET AEROSPACE INC	109,000	119.47	13,022,230.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	53,700	214.12	11,498,244.00	
LOCKHEED MARTIN	60,600	458.33	27,774,798.00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	39,400	531.33	20,934,402.00	
RTX CORP	380,200	126.12	47,950,824.00	
TEXTRON INC	54,000	64.58	3,487,320.00	
TRANSDIGM GROUP INC	15,990	1,306.55	20,891,734.50	
ALLEGION PLC	24,300	123.27	2,995,461.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	34,100	114.08	3,890,128.00	
CARLISLE COS INC	13,300	347.46	4,621,218.00	
CARRIER GLOBAL CORP	228,000	58.18	13,265,040.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	35,000	49.94	1,747,900.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	189,000	74.45	14,071,050.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	9,400	541.02	5,085,588.00	
MASCO CORP	63,000	60.05	3,783,150.00	
OWENS CORNING INC	25,200	134.42	3,387,384.00	
SMITH (A.O.) CORP	36,000	61.71	2,221,560.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	64,700	322.37	20,857,339.00	
AECOM	37,700	92.25	3,477,825.00	
EMCOR GROUP INC	13,500	362.71	4,896,585.00	
QUANTA SERVICES INC	41,800	253.77	10,607,586.00	
AMETEK INC	65,500	155.25	10,168,875.00	
EATON CORP PLC	113,400	259.47	29,423,898.00	
EMERSON ELEC	162,200	96.42	15,639,324.00	
GE VERNOVA INC	78,300	313.08	24,514,164.00	
HUBBELL INC	15,700	329.22	5,168,754.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	32,400	226.93	7,352,532.00	

VERTIV HOLDINGS CO	100,000	67.57	6,757,000.00	
3M CORP	156,600	126.09	19,745,694.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	185,700	194.23	36,068,511.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	46,000	42.28	1,944,880.00	
CATERPILLAR INC DEL	137,900	284.74	39,265,646.00	
CNH INDUSTRIAL NV	247,000	10.95	2,704,650.00	
CUMMINS INC	39,700	274.21	10,886,137.00	
DEERE & COMPANY	74,200	441.56	32,763,752.00	
DOVER CORP	38,700	158.02	6,115,374.00	
FORTIVE CORP	101,000	64.00	6,464,000.00	
GRACO INC	47,000	76.64	3,602,080.00	
IDEX CORP	22,000	160.66	3,534,520.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	85,000	227.61	19,346,850.00	
INGERSOLL-RAND INC	113,000	69.72	7,878,360.00	
NORDSON CORP	14,900	177.11	2,638,939.00	
OTIS WORLDWIDE CORP	115,500	97.05	11,209,275.00	
PACCAR	148,000	87.29	12,918,920.00	
PARKER HANNIFIN CORP	36,600	547.29	20,030,814.00	
PENTAIR PLC	45,100	78.96	3,561,096.00	
SNAP-ON INC	14,500	292.36	4,239,220.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	42,000	56.37	2,367,540.00	
WABTEC CORP	49,900	167.06	8,336,294.00	
XYLEM INC	70,700	108.52	7,672,364.00	
AERCAP HOLDINGS NV	56,300	94.50	5,320,350.00	
FASTENAL CO	162,000	80.29	13,006,980.00	
FERGUSON ENTERPRISES INC	57,400	160.66	9,221,884.00	
GRAINGER(W.W.) INC	12,400	978.78	12,136,872.00	
UNITED RENTALS INC	18,600	570.60	10,613,160.00	
WATSCO INC	10,100	494.91	4,998,591.00	
CINTAS CORP	103,300	200.41	20,702,353.00	
COPART INC	245,000	58.73	14,388,850.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	61,900	238.37	14,755,103.00	
ROLLINS INC	81,000	54.73	4,433,130.00	
VERALTO CORP	72,200	87.20	6,295,840.00	
WASTE CONNECTIONS INC	73,600	194.57	14,320,352.00	
WASTE MANAGEMENT INC	115,300	227.57	26,238,821.00	

C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	32,500	89.27	2,901,275.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	40,400	104.79	4,233,516.00	
FEDEX CORPORATION	65,200	205.12	13,373,824.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	207,900	96.25	20,010,375.00	
DELTA AIR LINES INC	42,000	39.47	1,657,740.00	
SOUTHWEST AIRLINES	44,000	24.04	1,057,760.00	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	24,000	65.30	1,567,200.00	
CSX CORP	556,000	27.46	15,267,760.00	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	670,000	4.07	2,726,900.00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	22,400	127.12	2,847,488.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	65,300	218.94	14,296,782.00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	55,800	149.87	8,362,746.00	
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	30,000	52.45	1,573,500.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	541,000	72.92	39,449,720.00	
UNION PAC CORP	173,200	216.05	37,419,860.00	
APTIV PLC	65,000	50.99	3,314,350.00	
FORD MOTOR COMPANY	1,106,000	9.47	10,473,820.00	
GENERAL MOTORS CO	314,000	44.39	13,938,460.00	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	206,000	11.15	2,296,900.00	
TESLA INC	825,200	227.50	187,733,000.00	
DR HORTON INC	81,900	120.76	9,890,244.00	
GARMIN LTD	43,100	186.83	8,052,373.00	
LENNAR CORP-A	67,300	103.71	6,979,683.00	
NVR INC	890	7,133.84	6,349,117.60	
PULTEGROUP INC	59,300	93.11	5,521,423.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	44,700	103.55	4,628,685.00	
LULULEMON ATHLETICA INC	32,200	253.91	8,175,902.00	
NIKE INC-B	340,000	56.12	19,080,800.00	
AIRBNB INC-CLASS A	122,200	111.61	13,638,742.00	
BOOKING HOLDINGS INC	9,450	4,437.63	41,935,603.50	
CARNIVAL CORP	293,000	17.24	5,051,320.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	392,000	46.53	18,239,760.00	
DARDEN RESTAURANTS INC	33,800	197.07	6,660,966.00	
DOMINOS PIZZA INC	10,100	468.27	4,729,527.00	
DOORDASH INC-A	99,900	171.82	17,164,818.00	
DRAFTKINGS INC	130,000	32.44	4,217,200.00	

EXPEDIA GROUP INC	36,000	146.67	5,280,120.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	51,400	221.50	11,385,100.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	69,500	204.59	14,219,005.00	
HYATT HOTELS CORP-CL A	12,900	104.22	1,344,438.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	99,000	32.56	3,223,440.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	67,300	215.69	14,515,937.00	
MCDONALD'S CORP	204,700	308.72	63,194,984.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	28.92	1,879,800.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	73,700	189.51	13,966,887.00	
STARBUCKS CORP	326,000	80.68	26,301,680.00	
WYNN RESORTS LTD	28,400	74.96	2,128,864.00	
YUM BRANDS INC	80,700	140.51	11,339,157.00	
GENUINE PARTS CO	40,900	111.82	4,573,438.00	
LKQ CORP	76,000	41.21	3,131,960.00	
POOL CORP	10,500	296.56	3,113,880.00	
AMAZON.COM INC	2,703,100	167.32	452,282,692.00	
EBAY INC	137,000	65.63	8,991,310.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	28,000	31.70	887,600.00	
MERCADOLIBRE INC	13,100	2,056.43	26,939,233.00	
AUTOZONE	4,830	3,569.24	17,239,429.20	
BEST BUY COMPANY INC	55,100	62.11	3,422,261.00	
BURLINGTON STORES INC	18,700	217.54	4,067,998.00	
CARMAX INC	45,000	62.33	2,804,850.00	
CARVANA CO	32,600	195.83	6,384,058.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	17,300	176.39	3,051,547.00	
HOME DEPOT	283,700	346.90	98,415,530.00	
LOWES COS INC	161,300	212.77	34,319,801.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	16,590	1,368.50	22,703,415.00	
ROSS STORES INC	94,300	135.49	12,776,707.00	
TJX COS INC	321,100	123.98	39,809,978.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	155,000	49.59	7,686,450.00	
ULTA BEAUTY INC	13,000	365.67	4,753,710.00	
WILLIAMS SONOMA INC	34,700	137.87	4,784,089.00	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	105,000	22.27	2,338,350.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	126,790	957.77	121,435,658.30	

DOLLAR GENERAL CORP	63,000	95.61	6,023,430.00	
DOLLAR TREE INC	60,000	79.65	4,779,000.00	
KROGER CO	194,000	72.31	14,028,140.00	
SYSCO CORP	138,000	71.44	9,858,720.00	
TARGET CORP	129,500	93.78	12,144,510.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	201,000	10.87	2,184,870.00	
WALMART INC	1,262,000	92.41	116,621,420.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	55,000	34.19	1,880,450.00	
COCA COLA CO	1,169,000	72.77	85,068,130.00	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	58,000	88.47	5,131,260.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	47,200	187.26	8,838,672.00	
KEURIG DR PEPPER INC	353,000	35.31	12,464,430.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	52,000	57.93	3,012,360.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	211,000	58.01	12,240,110.00	
PEPSICO INC	391,900	141.73	55,543,987.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	138,000	48.09	6,636,420.00	
BUNGE GLOBAL SA	41,000	78.80	3,230,800.00	
CONAGRA BRANDS INC	135,000	25.39	3,427,650.00	
GENERAL MILLS	155,000	57.67	8,938,850.00	
HERSHEY CO/THE	41,700	166.47	6,941,799.00	
HORMEL FOODS CORP	86,000	30.40	2,614,400.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	29,300	115.90	3,395,870.00	
KELLANOVA	78,000	82.41	6,427,980.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	258,000	29.94	7,724,520.00	
MCCORMICK & CO INC.	71,000	74.67	5,301,570.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	380,000	67.76	25,748,800.00	
THE CAMPBELL'S COMPANY	52,000	37.57	1,953,640.00	
TYSON FOODS INC-CL A	84,000	60.79	5,106,360.00	
ALTRIA GROUP INC	487,000	57.63	28,065,810.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	444,100	162.18	72,024,138.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	69,800	103.14	7,199,172.00	
CLOROX CO	35,200	138.64	4,880,128.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	220,700	94.70	20,900,290.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	96,300	140.07	13,488,741.00	
PROCTER & GAMBLE CO	672,700	165.75	111,500,025.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	68,000	54.39	3,698,520.00	

		KENVUE INC	548,000	22.27	12,203,960.00
		ABBOTT LABORATORIES	495,400	129.89	64,347,506.00
		ALIGN TECHNOLOGY INC	21,100	172.22	3,633,842.00
		BAXTER INTERNATIONAL INC.	143,000	28.54	4,081,220.00
		BECTON,DICKINSON	82,500	196.61	16,220,325.00
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	421,000	93.58	39,397,180.00
		COOPER COS INC/THE	58,000	78.70	4,564,600.00
		DEXCOM INC	110,000	66.11	7,272,100.00
		EDWARDS LIFESCIENCES CORP	171,000	69.20	11,833,200.00
		GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	129,000	60.48	7,801,920.00
		HOLOGIC INC	62,400	56.94	3,553,056.00
		IDEXX LABORATORIES INC	23,000	406.65	9,352,950.00
		INSULET CORP	19,900	238.57	4,747,543.00
		INTUITIVE SURGICAL INC	101,700	468.32	47,628,144.00
		MEDTRONIC PLC	368,000	81.80	30,102,400.00
		RESMED INC	42,600	210.87	8,983,062.00
		SOLVENTUM CORP	44,000	63.94	2,813,360.00
		STERIS PLC	28,000	218.78	6,125,840.00
		STRYKER CORP	98,400	339.59	33,415,656.00
		ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	57,000	96.17	5,481,690.00
		CARDINAL HEALTH INC	70,200	131.17	9,208,134.00
		CENCORA INC	49,200	281.16	13,833,072.00
		CENTENE CORP	146,000	58.01	8,469,460.00
		CVS HEALTH CORP	358,000	65.17	23,330,860.00
		DAVITA INC	12,300	133.50	1,642,050.00
		ELEVANCE HEALTH INC	66,600	406.69	27,085,554.00
		HCA HEALTHCARE INC	54,100	317.61	17,182,701.00
		HUMANA INC	34,900	245.91	8,582,259.00
		LABCORP HOLDINGS INC	24,200	212.22	5,135,724.00
		MCKESSON CORP	36,500	682.49	24,910,885.00
		MOLINA HEALTHCARE INC	16,700	302.09	5,044,903.00
		QUEST DIAGNOSTICS INC	31,700	161.86	5,130,962.00
		THE CIGNA GROUP	79,900	324.77	25,949,123.00
		UNITEDHEALTH GROUP INC	262,900	425.33	111,819,257.00
		UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	15,900	157.05	2,497,095.00
		ABBVIE INC	504,800	170.16	85,896,768.00

ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	37,000	232.75	8,611,750.00	
AMGEN INC	153,500	273.68	42,009,880.00	
BIOGEN INC	41,800	116.49	4,869,282.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	55,000	58.65	3,225,750.00	
EXACT SCIENCES CORP	49,000	43.10	2,111,900.00	
GILEAD SCIENCES INC	356,000	104.33	37,141,480.00	
INCYTE CORP	47,000	56.80	2,669,600.00	
MODERNA INC	89,000	25.13	2,236,570.00	
NATERA INC	35,600	142.23	5,063,388.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	27,700	100.68	2,788,836.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	30,700	561.49	17,237,743.00	
UNITED THERAPEUTICS CORP	12,300	284.25	3,496,275.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	73,800	477.52	35,240,976.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	582,000	48.94	28,483,080.00	
ELI LILLY & CO.	230,500	818.02	188,553,610.00	
JOHNSON & JOHNSON	687,700	156.92	107,913,884.00	
MERCK & CO INC	722,100	77.85	56,215,485.00	
PFIZER INC	1,625,000	22.04	35,815,000.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	108,000	32.19	3,476,520.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	311,000	13.31	4,139,410.00	
VIATRIS INC	324,000	7.57	2,452,680.00	
ZOETIS INC	129,800	146.85	19,061,130.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,957,000	36.92	72,252,440.00	
CITIGROUP	542,000	62.69	33,977,980.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	125,000	34.49	4,311,250.00	
FIFTH THIRD BANCORP	187,000	33.32	6,230,840.00	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,690	1,684.73	4,531,923.70	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	411,000	13.47	5,536,170.00	
JPMORGAN CHASE & CO	804,200	228.99	184,153,758.00	
KEYCORP	260,000	13.79	3,585,400.00	
M & T BANK CORP	48,300	156.77	7,571,991.00	
PNC FINANCIAL	112,900	150.13	16,949,677.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	252,000	19.09	4,810,680.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	375,000	35.31	13,241,250.00	
US BANCORP	444,000	37.81	16,787,640.00	
WELLS FARGO CO	939,000	64.01	60,105,390.00	

APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	112,900	119.63	13,506,227.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	380,100	506.92	192,680,292.00	
BLOCK INC	156,000	52.39	8,172,840.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	76,000	26.99	2,051,240.00	
CORPAY INC	19,100	298.26	5,696,766.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	91,000	45.61	4,150,510.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	154,000	76.37	11,760,980.00	
FISERV INC	163,200	207.46	33,857,472.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	73,400	67.47	4,952,298.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	21,400	168.72	3,610,608.00	
MASTERCARD INC	234,100	509.32	119,231,812.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	271,000	60.28	16,337,235.00	
TOAST INC-CLASS A	118,000	33.08	3,903,440.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	494,000	320.10	158,129,400.00	
AFLAC INC	152,100	104.97	15,965,937.00	
ALLSTATE CORP	76,400	186.95	14,282,980.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	20,000	125.46	2,509,200.00	
AMERICAN INTL GROUP	176,000	79.38	13,970,880.00	
AON PLC	55,300	355.95	19,684,035.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	107,800	89.79	9,679,362.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	71,000	319.40	22,677,400.00	
ASSURANT INC	14,600	183.87	2,684,502.00	
BROWN & BROWN INC	69,800	113.42	7,916,716.00	
CHUBB LTD	109,900	279.78	30,747,822.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	44,200	127.72	5,645,224.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,900	395.17	2,726,673.00	
EVEREST GROUP LTD	12,400	342.87	4,251,588.00	
FNF GROUP	75,000	59.57	4,467,750.00	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	84,000	114.22	9,594,480.00	
LOEWS CORP	53,000	83.34	4,417,020.00	
MARKEL GROUP INC	3,710	1,718.60	6,376,006.00	
MARSH & MCLENNAN COS	140,900	212.10	29,884,890.00	
METLIFE INC	168,000	70.40	11,827,200.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	65,000	70.26	4,566,900.00	
PROGRESSIVE CO	167,300	257.41	43,064,693.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	103,100	96.87	9,987,297.00	

TRAVELERS COS INC/THE	64,700	249.59	16,148,473.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	28,900	315.76	9,125,464.00	
WR BERKLEY CORP	88,000	67.33	5,925,040.00	
ACCENTURE PLC-CL A	178,700	279.23	49,898,401.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	41,600	71.92	2,991,872.00	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	87,600	102.11	8,944,836.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	144,000	68.06	9,800,640.00	
EPAM SYSTEMS INC	15,400	145.61	2,242,394.00	
GARTNER INC	22,100	392.47	8,673,587.00	
GODADDY INC - CLASS A	40,100	165.21	6,624,921.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	264,100	236.22	62,385,702.00	
MONGODB INC	20,700	151.67	3,139,569.00	
OKTA INC	47,000	92.46	4,345,620.00	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	84,000	137.00	11,508,000.00	
TWILIO INC - A	40,700	81.56	3,319,492.00	
VERISIGN INC	25,300	241.34	6,105,902.00	
WIX.COM LTD	16,000	146.50	2,344,000.00	
ADOBE INC	124,300	343.22	42,662,246.00	
ANSYS INC	25,200	297.94	7,508,088.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	60,300	228.13	13,756,239.00	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	45,800	192.84	8,832,072.00	
AUTODESK INC.	62,000	254.27	15,764,740.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	42.41	2,035,680.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	78,000	251.56	19,621,680.00	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	24,700	207.36	5,121,792.00	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	70,000	362.69	25,388,300.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	13,400	312.90	4,192,860.00	
DATADOG INC - CLASS A	80,200	88.92	7,131,384.00	
DOCUSIGN INC	56,000	71.89	4,025,840.00	
DYNATRACE INC	84,000	42.17	3,542,280.00	
FAIR ISAAC CORP	6,950	1,816.08	12,621,756.00	
FORTINET INC	187,600	92.72	17,394,272.00	
GEN DIGITAL INC	154,000	23.56	3,628,240.00	
HUBSPOT INC	14,100	519.06	7,318,746.00	
INTUIT INC	80,000	568.84	45,507,200.00	

MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	16,500	160.51	2,648,415.00	
MICROSOFT CORP	2,017,500	359.12	724,524,600.00	
MICROSTRATEGY INC-CL A	64,600	317.76	20,527,296.00	
MONDAY.COM LTD	10,100	229.03	2,313,203.00	
NUTANIX INC - A	72,000	58.54	4,214,880.00	
ORACLE CORPORATION	479,300	122.82	58,867,626.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	601,000	90.80	54,570,800.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	188,300	160.05	30,137,415.00	
PTC INC	34,600	139.62	4,830,852.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	30,500	539.27	16,447,735.00	
SALESFORCE INC	273,400	236.26	64,593,484.00	
SAMSARA INC-CL A	75,000	35.50	2,662,500.00	
SERVICENOW INC	58,840	755.99	44,482,451.60	
SYNOPSYS INC	44,000	402.36	17,703,840.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	12,500	555.53	6,944,125.00	
WORKDAY INC-CLASS A	61,700	214.10	13,209,970.00	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	73,000	70.49	5,145,770.00	
ZSCALER INC	28,300	193.70	5,481,710.00	
ARISTA NETWORKS INC	304,000	67.67	20,571,680.00	
CISCO SYSTEMS	1,138,000	54.37	61,873,060.00	
F5 INC	16,700	250.80	4,188,360.00	
JUNIPER NETWORKS INC	99,000	34.04	3,369,960.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	48,100	412.35	19,834,035.00	
APPLE INC	4,295,400	193.16	829,699,464.00	
DELL TECHNOLOGIES-C	91,700	82.39	7,555,163.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	377,000	14.82	5,587,140.00	
HP INC	270,000	23.75	6,412,500.00	
NETAPP INC	58,400	81.68	4,770,112.00	
PURE STORAGE INC - CLASS A	90,000	40.21	3,618,900.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	58,000	73.93	4,287,940.00	
SUPER MICRO COMPUTER INC	151,000	29.51	4,456,010.00	
WESTERN DIGITAL CORP	95,000	35.96	3,416,200.00	
AMPHENOL CORP-CL A	343,000	63.59	21,811,370.00	
CDW CORPORATION	37,700	148.42	5,595,434.00	
CORNING INC	233,000	40.70	9,483,100.00	
JABIL INC	31,000	129.75	4,022,250.00	

KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	48,800	131.88	6,435,744.00	
TE CONNECTIVITY PLC	84,600	128.75	10,892,250.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	13,300	453.35	6,029,555.00	
TRIMBLE INC	68,000	56.22	3,822,960.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	14,900	222.05	3,308,545.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	463,500	85.56	39,657,060.00	
ANALOG DEVICES INC	140,800	174.99	24,638,592.00	
APPLIED MATERIALS	233,400	135.55	31,638,537.00	
BROADCOM INC	1,271,900	166.21	211,402,499.00	
ENTEGRIS INC	41,100	67.52	2,775,072.00	
FIRST SOLAR INC	30,100	122.45	3,685,745.00	
INTEL CORP	1,224,000	18.84	23,060,160.00	
KLA CORP	38,000	620.80	23,590,400.00	
LAM RESEARCH CORP	370,000	62.39	23,084,300.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	244,000	49.38	12,048,720.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	157,000	39.43	6,190,510.00	
MICRON TECHNOLOGY	316,000	66.74	21,089,840.00	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	14,200	508.19	7,216,298.00	
NVIDIA CORP	6,995,200	96.91	677,904,832.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	73,400	171.50	12,588,100.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	124,000	34.74	4,307,760.00	
QUALCOMM INC	317,300	136.14	43,197,222.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	44,200	56.78	2,509,676.00	
TERADYNE INC	44,900	69.81	3,134,469.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	260,600	145.61	37,945,966.00	
AT & T INC	2,050,000	26.33	53,976,500.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	1,202,000	42.93	51,601,860.00	
T-MOBILE US INC	149,200	253.48	37,819,216.00	
ALLIANT ENERGY CORP	72,000	59.29	4,268,880.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	153,500	105.53	16,198,855.00	
CONSTELLATION ENERGY	89,100	192.61	17,161,551.00	
DUKE ENERGY CORP	221,800	120.17	26,653,706.00	
EDISON INTERNATIONAL	113,000	55.81	6,306,530.00	
ENTERGY CORP	123,000	80.51	9,902,730.00	
EVERGY INC	63,000	66.95	4,217,850.00	
EVERSOURCE ENERGY	105,000	56.38	5,919,900.00	

EXELON CORPORATION	284,000	46.23	13,129,320.00	
FIRSTENERGY CORP	158,000	41.80	6,604,400.00	
NEXTERA ENERGY INC	587,000	64.68	37,967,160.00	
NRG ENERGY INC	58,700	93.09	5,464,383.00	
PG&E CORP	616,000	16.84	10,373,440.00	
PPL CORPORATION	206,000	35.31	7,273,860.00	
SOUTHERN CO.	311,000	90.23	28,061,530.00	
XCEL ENERGY INC	166,000	68.97	11,449,020.00	
ATMOS ENERGY CORP	44,000	156.54	6,887,760.00	
AMEREN CORPORATION	76,800	96.48	7,409,664.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	186,000	36.49	6,787,140.00	
CMS ENERGY CORP	83,000	72.10	5,984,300.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	100,200	110.96	11,118,192.00	
DOMINION ENERGY INC	240,000	52.06	12,494,400.00	
DTE ENERGY COMPANY	57,800	131.78	7,616,884.00	
NISOURCE INC	134,000	38.11	5,106,740.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	144,000	80.25	11,556,000.00	
SEMPRA	179,000	70.46	12,612,340.00	
WEC ENERGY GROUP INC	89,800	106.96	9,605,008.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	55,500	147.13	8,165,715.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	76,000	40.18	3,053,680.00	
ALLY FINANCIAL INC	73,000	30.09	2,196,570.00	
AMERICAN EXPRESS CO	161,000	242.51	39,044,110.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	109,800	165.16	18,134,568.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	71,800	165.31	11,869,258.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	112,000	47.23	5,289,760.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	28,000	451.15	12,632,200.00	
ARES MANAGEMENT CORP - A	54,200	137.08	7,429,736.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	207,000	74.04	15,326,280.00	
BLACKROCK INC	42,050	854.00	35,910,700.00	
BLACKSTONE INC	204,900	120.22	24,633,078.00	
CARLYLE GROUP INC/THE	65,000	34.78	2,260,700.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	29,700	214.39	6,367,383.00	
CME GROUP INC	102,300	260.33	26,631,759.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	56,400	175.00	9,870,000.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	10,500	413.03	4,336,815.00	

FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	17.35	1,301,250.00	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	17,000	80.22	1,363,740.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	89,700	501.36	44,971,992.00	
INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	30,800	153.51	4,728,108.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	163,000	155.03	25,269,890.00	
KKR & CO INC-A	179,000	97.95	17,533,050.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	23,200	293.36	6,805,952.00	
MOODYS CORP	46,900	413.30	19,383,770.00	
MORGAN STANLEY	345,100	106.30	36,684,130.00	
MSCI INC	22,600	533.48	12,056,648.00	
NASDAQ INC	121,000	70.66	8,549,860.00	
NORTHERN TRUST CORP	55,600	86.78	4,824,968.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	54,400	130.84	7,117,696.00	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	172,000	39.85	6,854,200.00	
S&P GLOBAL INC	90,700	448.99	40,723,393.00	
SCHWAB(CHARLES)CORP	492,000	74.95	36,875,400.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	32,000	69.67	2,229,440.00	
STATE STREET CORP	82,600	80.63	6,660,038.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	65,100	83.55	5,439,105.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	33,300	129.46	4,311,018.00	
VISTRA CORP	97,300	106.52	10,364,396.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	43,300	210.08	9,096,464.00	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	82,900	100.26	8,311,554.00	
AVANTOR INC	185,000	14.96	2,767,600.00	
BIO TECHNE CORP	42,000	47.51	1,995,420.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	236.88	1,208,088.00	
DANAHER CORP	185,700	184.96	34,347,072.00	
ILLUMINA INC	46,000	72.00	3,312,000.00	
IQVIA HOLDINGS INC	51,500	141.22	7,272,830.00	
METTLER-TOLEDO INTL	6,020	970.15	5,840,303.00	
REVVITY INC	35,700	89.77	3,204,789.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	109,300	421.85	46,108,205.00	
WATERS CORP	16,800	316.23	5,312,664.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	20,900	205.88	4,302,892.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	116,900	284.85	33,298,965.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	35,100	111.95	3,929,445.00	

BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	32,900	228.08	7,503,832.00	
DAYFORCE INC	44,000	52.33	2,302,520.00	
EQUIFAX INC	34,900	215.29	7,513,621.00	
JACOBS SOLUTIONS INC	36,600	115.68	4,233,888.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	37,200	138.24	5,142,528.00	
PAYCHEX INC	92,500	140.39	12,986,075.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	14,000	206.20	2,886,800.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	63,000	73.55	4,633,650.00	
TRUNSUNION	58,000	70.71	4,101,180.00	
VERISK ANALYTICS INC	40,800	284.35	11,601,480.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	26,800	322.43	8,641,124.00	
COMCAST CORP-CL A	1,090,000	33.60	36,624,000.00	
FOX CORP-CLASS A	61,000	47.21	2,879,810.00	
FOX CORP-CLASS B	39,000	43.95	1,714,050.00	
INTERPUBRIC GROUP	104,000	23.50	2,444,000.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	109,000	25.35	2,763,150.00	
OMNICOM GROUP	57,000	72.09	4,109,130.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	128,000	47.56	6,087,680.00	
DISNEY (WALT) CO	517,400	84.00	43,461,600.00	
ELECTRONIC ARTS	70,000	141.93	9,935,100.00	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	60,000	83.22	4,993,200.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	47,200	123.48	5,828,256.00	
NETFLIX INC	122,100	987.91	120,623,811.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	138,000	59.91	8,267,580.00	
ROKU INC	35,000	59.17	2,070,950.00	
SEA LTD-ADR	104,500	116.53	12,177,385.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	44,300	558.82	24,755,726.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	50,300	205.16	10,319,548.00	
WARNER BROS DISCOVERY INC	665,000	7.94	5,280,100.00	
ALPHABET INC-CL A	1,669,000	147.67	246,461,230.00	
ALPHABET INC-CL C	1,422,600	149.86	213,190,836.00	
META PLATFORMS INC-CLASS A	622,700	484.66	301,797,782.00	
PINTEREST INC- CLASS A	164,000	24.21	3,970,440.00	
REDDIT INC-CL A	19,200	94.15	1,807,680.00	
SNAP INC-A	295,000	7.61	2,244,950.00	

		CBRE GROUP INC	88,600	115.56	10,238,616.00	
		COSTAR GROUP INC	120,000	77.81	9,337,200.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	340,000	4.20	1,428,000.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	46,000	60.29	2,773,340.00	
	小計	銘柄数：556 組入時価比率：72.2%			12,657,825,348.10 (1,784,247,061,068) 74.5%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	162,000	26.96	4,367,520.00	
		CAMECO CORP	128,000	54.81	7,015,680.00	
		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	601,000	39.62	23,811,620.00	
		CENOVUS ENERGY INC	397,000	16.40	6,510,800.00	
		ENBRIDGE INC	625,000	62.26	38,912,500.00	
		IMPERIAL OIL	48,000	89.62	4,301,760.00	
		KEYERA CORP	68,000	41.57	2,826,760.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	163,000	52.03	8,480,890.00	
		SUNCOR ENERGY INC	355,000	47.81	16,972,550.00	
		TC ENERGY CORP	296,000	67.07	19,852,720.00	
		TOURMALINE OIL CORP	98,000	61.63	6,039,740.00	
		NUTRIEN LTD	138,000	72.73	10,036,740.00	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	42,000	68.64	2,882,880.00	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	144,500	170.85	24,687,825.00	
		BARRICK GOLD	490,000	28.32	13,876,800.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	211,000	16.00	3,376,000.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	55,800	239.73	13,376,934.00	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	230,000	11.93	2,743,900.00	
		KINROSS GOLD CORP	361,000	20.67	7,461,870.00	
		LUNDIN MINING CORP	220,000	10.66	2,345,200.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	109,000	37.28	4,063,520.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	135,000	45.28	6,112,800.00	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	128,000	117.84	15,083,520.00	
		WEST FRASER TIMBER	14,200	100.36	1,425,112.00	
		CAE INC	92,000	32.09	2,952,280.00	
		STANTEC INC	34,000	119.14	4,050,760.00	
		WSP GLOBAL INC	36,900	244.50	9,022,050.00	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	22,700	112.72	2,558,744.00	

ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	112,000	29.84	3,342,080.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	62,000	65.08	4,034,960.00	
RB GLOBAL INC	51,100	131.36	6,712,496.00	
AIR CANADA	43,000	13.87	596,410.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	150,900	136.49	20,596,341.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	266,000	101.18	26,913,880.00	
TFI INTERNATIONAL INC	20,900	106.38	2,223,342.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	78,000	44.62	3,480,360.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	43,000	56.48	2,428,640.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	85,000	86.95	7,390,750.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	14,200	147.92	2,100,464.00	
DOLLARAMA INC	79,100	168.00	13,288,800.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	219,000	71.95	15,757,050.00	
EMPIRE CO LTD A	39,000	49.50	1,930,500.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	43,600	215.43	9,392,748.00	
METRO INC/CN	58,000	103.76	6,018,080.00	
WESTON(GEORGE)LTD	17,400	257.80	4,485,720.00	
SAPUTO INC	70,000	26.45	1,851,500.00	
BANK OF MONTREAL	210,000	127.75	26,827,500.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	359,000	65.66	23,571,940.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	272,000	80.87	21,996,640.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	112,000	115.20	12,902,400.00	
ROYAL BANK OF CANADA	404,000	159.38	64,389,520.00	
TORONTO DOMINION BANK	497,000	84.18	41,837,460.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	5,760	2,030.03	11,692,972.80	
GREAT-WEST LIFECO INC	83,000	52.17	4,330,110.00	
IA FINANCIAL CORP INC	27,900	125.23	3,493,917.00	
INTACT FINANCIAL CORP	51,600	293.66	15,152,856.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	493,000	39.32	19,384,760.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	162,000	49.72	8,054,640.00	
SUN LIFE FINANCIAL INC	164,000	78.26	12,834,640.00	
CGI INC	56,900	144.33	8,212,377.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	348,000	112.92	39,296,160.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	5,790	4,605.31	26,664,744.90	
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	23,900	138.70	3,314,930.00	

		OPEN TEXT CORP	70,000	34.46	2,412,200.00	
		CELESTICA INC	33,500	111.48	3,734,580.00	
		BCE INC	20,000	30.99	619,800.00	
		QUEBECOR INC-CL B	47,000	36.86	1,732,420.00	
		TELUS CORP	148,600	20.98	3,117,628.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	103,000	35.37	3,643,110.00	
		EMERA INC	86,000	60.95	5,241,700.00	
		FORTIS INC	141,000	66.59	9,389,190.00	
		HYDRO ONE LTD	98,000	50.81	4,979,380.00	
		ALTAGAS LTD	84,000	39.48	3,316,320.00	
		CANADIAN UTILITIES LTD A	39,000	37.63	1,467,570.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	100,000	65.43	6,543,000.00	
		BROOKFIELD CORP	394,000	66.42	26,169,480.00	
		IGM FINANCIAL INC	21,000	41.38	868,980.00	
		ONEX CORPORATION	16,900	88.06	1,488,214.00	
		TMX GROUP LTD	76,000	52.05	3,955,800.00	
		BROOKFIELD RENEWABLE CORP	38,000	37.07	1,408,660.00	
		THOMSON REUTERS CORP	44,400	249.37	11,072,028.00	
		FIRSTSERVICE CORP	11,800	236.42	2,789,756.00	
	小計	銘柄数：82			835,600,979.70	
					(85,055,823,723)	
		組入時価比率：3.4%			3.6%	
	ユーロ	TENARIS SA	109,000	14.54	1,585,405.00	
		ENI SPA	612,000	12.27	7,510,464.00	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	13.48	1,631,685.00	
		NESTE OYJ	116,000	7.53	873,480.00	
		OMV AG	38,000	42.84	1,627,920.00	
		REPSOL SA	338,000	10.32	3,489,850.00	
		TOTALENERGIES SE	619,000	51.65	31,971,350.00	
		AIR LIQUIDE SA	165,900	173.18	28,730,562.00	
		AKZO NOBEL	48,000	51.28	2,461,440.00	
		ARKEMA	16,800	61.35	1,030,680.00	
		BASF SE	255,000	41.95	10,697,250.00	
		COVESTRO AG TEND	52,000	59.30	3,083,600.00	
		DSM-FIRMENICH AG	52,300	90.28	4,721,644.00	
		EVONIK INDUSTRIES AG	74,000	18.73	1,386,020.00	

SYENSQO SA	19,300	58.66	1,132,138.00	
SYMRISE AG	39,200	95.32	3,736,544.00	
HEIDELBERG MATERIALS AG	38,900	161.50	6,282,350.00	
ARCELORMITTAL	128,000	23.82	3,048,960.00	
STORA ENSO OYJ-R	163,000	7.55	1,231,302.00	
UPM-KYMMENE OYJ	150,000	22.74	3,411,000.00	
AIRBUS SE	170,600	136.46	23,280,076.00	
DASSAULT AVIATION SA	5,900	303.60	1,791,240.00	
LEONARDO SPA	115,000	45.05	5,180,750.00	
MTU AERO ENGINES AG	15,600	274.20	4,277,520.00	
RHEINMETALL AG	12,530	1,464.00	18,343,920.00	
SAFRAN SA	103,500	212.20	21,962,700.00	
THALES SA	26,400	253.00	6,679,200.00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	128,300	86.58	11,108,214.00	
KINGSPAN GROUP PLC	45,000	70.75	3,183,750.00	
ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	47,792	51.40	2,456,508.80	
BOUYGUES	57,000	37.34	2,128,380.00	
EIFFAGE SA	19,000	113.55	2,157,450.00	
FERROVIAL SE	133,743	39.90	5,336,345.70	
VINCI	140,800	119.70	16,853,760.00	
LEGRAND SA	73,800	93.66	6,912,108.00	
PRYSMIAN SPA	79,000	44.91	3,547,890.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	156,800	205.30	32,191,040.00	
SIEMENS ENERGY AG	185,000	63.80	11,803,000.00	
SIEMENS AG	217,100	187.02	40,602,042.00	
ALSTOM	99,000	19.39	1,919,610.00	
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	133,000	33.48	4,452,840.00	
GEA GROUP AG	41,000	52.95	2,170,950.00	
KNORR-BREMSE AG	22,000	81.05	1,783,100.00	
KONE OYJ	98,000	51.70	5,066,600.00	
METSO CORPORATION	163,000	8.63	1,407,994.00	
RATIONAL AG	1,360	724.00	984,640.00	
WARTSILA OYJ	150,000	15.23	2,284,500.00	
BRENNTAG SE	34,100	55.40	1,889,140.00	
IMCD NV	17,300	119.35	2,064,755.00	
REXEL SA	65,000	22.11	1,437,150.00	

		DHL GROUP	275,000	35.78	9,839,500.00	
		INPOST SA	57,000	13.99	797,430.00	
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	190,000	6.14	1,167,740.00	
		ADP	9,000	104.20	937,800.00	
		AENA SME SA	22,000	218.00	4,796,000.00	
		GETLINK	87,000	16.24	1,412,880.00	
		CONTINENTAL AG	31,000	64.60	2,002,600.00	
		MICHELIN (CGDE)	190,000	30.22	5,741,800.00	
		BAYER MOTOREN WERK	81,000	70.26	5,691,060.00	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	66.15	992,250.00	
		DR ING HC F PORSCHE AG	32,000	43.62	1,395,840.00	
		FERRARI NV	35,900	386.00	13,857,400.00	
		MERCEDES-BENZ GROUP AG	204,000	50.23	10,246,920.00	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	41,000	33.75	1,383,750.00	
		RENAULT SA	52,000	43.89	2,282,280.00	
		STELLANTIS NV	572,000	8.29	4,742,452.00	
		VOLKSWAGEN AG-PREF	60,300	89.54	5,399,262.00	
		ADIDAS AG	49,500	198.65	9,833,175.00	
		HERMES INTERNATIONAL	9,000	2,287.00	20,583,000.00	
		KERING SA	20,900	164.48	3,437,632.00	
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	78,600	485.60	38,168,160.00	
		MONCLER SPA	65,000	53.70	3,490,500.00	
		PUMA SE	30,000	20.62	618,600.00	
		ACCOR SA	54,000	38.95	2,103,300.00	
		AMADEUS IT GROUP SA	128,000	68.04	8,709,120.00	
		DELIVERY HERO SE	47,000	23.60	1,109,200.00	
		FDJ UNITED	24,000	30.24	725,760.00	
		SODEXO	23,500	55.25	1,298,375.00	
		D'IETEREN GROUP	5,400	164.50	888,300.00	
		PROSUS NV	394,000	37.70	14,855,770.00	
		INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	314,000	46.88	14,720,320.00	
		ZALANDO SE	60,000	34.25	2,055,000.00	
		CARREFOUR SUPERMARCHE	164,000	13.20	2,165,620.00	
		JERONIMO MARTINS	82,000	20.94	1,717,080.00	
		KESKO OYJ-B SHS	85,000	19.69	1,673,650.00	

KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	267,000	34.55	9,224,850.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	256,000	57.78	14,791,680.00	
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	158,000	5.62	888,276.00	
HEINEKEN HOLDING NV	35,000	67.80	2,373,000.00	
HEINEKEN NV	83,000	78.92	6,550,360.00	
PERNOD RICARD SA	56,200	92.24	5,183,888.00	
DANONE	184,000	73.74	13,568,160.00	
JDE PEET'S BV	55,000	20.56	1,130,800.00	
KERRY GROUP PLC-A	41,900	93.40	3,913,460.00	
LOTUS BAKERIES	110	8,270.00	909,700.00	
HENKEL AG & CO KGAA	31,000	61.05	1,892,550.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	48,000	67.16	3,223,680.00	
BEIERSDORF AG	28,700	119.15	3,419,605.00	
LOREAL-ORD	68,300	341.85	23,348,355.00	
BIOMERIEUX	11,000	113.70	1,250,700.00	
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	97.92	587,520.00	
ESSILORLUXOTTICA	85,500	247.30	21,144,150.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	228,352	20.94	4,781,690.88	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	77,000	44.66	3,438,820.00	
AMPLIFON SPA	30,000	16.21	486,300.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	58,000	41.58	2,411,640.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	118,000	39.01	4,603,180.00	
ARGENX SE	17,500	524.20	9,173,500.00	
GRIFOLS SA	89,000	8.06	718,052.00	
BAYER AG-REG	275,000	21.03	5,783,250.00	
IPSEN	11,800	90.70	1,070,260.00	
MERCK KGAA	37,600	116.65	4,386,040.00	
ORION OYJ	30,000	49.08	1,472,400.00	
RECORDATI SPA	29,000	48.36	1,402,440.00	
SANOFI	326,100	90.71	29,580,531.00	
UCB SA	35,300	136.30	4,811,390.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	138,000	18.01	2,485,380.00	
AIB GROUP PLC	580,000	5.48	3,181,300.00	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	1,657,000	11.86	19,660,305.00	
BANCO BPM SPA	382,000	9.27	3,543,432.00	

BANCO DE SABADELL SA	1,530,000	2.47	3,791,340.00	
BANCO SANTANDER SA	4,350,000	5.94	25,847,700.00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	296,000	10.17	3,010,320.00	
BNP PARIBAS	289,000	70.74	20,443,860.00	
BPER BANCA	290,000	6.63	1,924,440.00	
CAIXABANK	1,120,000	6.72	7,528,640.00	
COMMERZBANK AG	270,000	22.84	6,166,800.00	
CREDIT AGRICOLE SA	312,000	16.28	5,080,920.00	
ERSTE GROUP BANK AG	90,000	61.65	5,548,500.00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	178,000	17.09	3,042,020.00	
ING GROEP NV	896,000	16.47	14,764,288.00	
INTESA SANPAOLO	4,300,000	4.35	18,741,550.00	
KBC GROEP NV	67,000	79.02	5,294,340.00	
MEDIOBANCA S.P.A.	141,000	15.67	2,210,175.00	
NORDEA BANK ABP	912,000	11.32	10,323,840.00	
SOCIETE GENERALE	205,000	39.51	8,099,550.00	
UNICREDIT SPA	401,000	49.89	20,005,890.00	
ADYEN NV	6,180	1,400.40	8,654,472.00	
EDENRED	68,000	31.30	2,128,400.00	
EURAZEO SE	10,700	58.35	624,345.00	
EXOR NV	27,500	78.30	2,153,250.00	
GROUPE BRUXELLES LAM	25,000	68.85	1,721,250.00	
NEXI SPA	180,000	4.94	890,820.00	
SOFINA SA	4,900	233.20	1,142,680.00	
AEGON LTD	390,000	5.38	2,099,760.00	
AGEAS	43,000	52.80	2,270,400.00	
ALLIANZ SE-REG	110,300	348.20	38,406,460.00	
ASR NEDERLAND NV	43,000	52.82	2,271,260.00	
AXA SA	504,000	39.51	19,913,040.00	
GENERALI	273,000	30.86	8,424,780.00	
HANNOVER RUECK SE	17,500	278.00	4,865,000.00	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	38,400	600.00	23,040,000.00	
NN GROUP NV	79,000	50.92	4,022,680.00	
POSTE ITALIANE SPA	120,000	16.93	2,032,200.00	
SAMPO OYJ-A SHS	680,000	8.84	6,011,200.00	
TALANX AG	17,700	97.20	1,720,440.00	

UNIPOL GRUPPO SPA	117,000	14.49	1,695,330.00	
CAPGEMINI SA	43,000	126.90	5,456,700.00	
DASSAULT SYSTEMES SE	190,000	32.84	6,239,600.00	
NEMETSCHEK SE	16,900	106.70	1,803,230.00	
SAP SE	298,300	226.00	67,415,800.00	
NOKIA OYJ	1,520,000	4.52	6,873,440.00	
ASM INTERNATIONAL NV	13,100	391.80	5,132,580.00	
ASML HOLDING NV	112,500	564.20	63,472,500.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	24,300	93.98	2,283,714.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	378,000	26.62	10,062,360.00	
STMICROELECTRONICS NV	193,000	17.93	3,460,490.00	
CELLNEX TELECOM SA	148,000	34.95	5,172,600.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	1,001,000	31.75	31,781,750.00	
ELISA OYJ	42,000	44.98	1,889,160.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	97,000	10.06	975,820.00	
KONINKLIJKE KPN NV	1,080,000	4.05	4,383,720.00	
ORANGE SA	542,000	12.58	6,818,360.00	
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.32	871,020.00	
TELEFONICA SA	1,140,000	4.32	4,935,060.00	
ACCIONA S.A.	5,800	116.10	673,380.00	
EDP SA	930,000	3.26	3,036,450.00	
ENDESA S.A.	91,000	25.38	2,309,580.00	
ENEL SPA	2,340,000	7.37	17,250,480.00	
FORTUM OYJ	119,000	13.54	1,611,260.00	
IBERDROLA SA	1,654,000	15.46	25,579,110.00	
REDEIA CORP SA	123,000	19.20	2,361,600.00	
TERNA SPA	410,000	8.43	3,457,940.00	
VERBUND AG	21,000	66.75	1,401,750.00	
SNAM SPA	590,000	4.88	2,879,200.00	
E.ON SE	644,000	15.26	9,830,660.00	
ENGIE	518,000	18.67	9,671,060.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	205,000	30.99	6,352,950.00	
AMUNDI SA	17,000	64.75	1,100,750.00	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	57,000	15.18	865,260.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	529,000	20.67	10,937,075.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	54,300	271.40	14,737,020.00	

		EURONEXT NV	23,200	139.30	3,231,760.00	
		EDP RENOVAVEIS SA	87,941	7.64	671,869.24	
		EDP RENOVAVEIS-BONUS RIGHTS	87,941	0.08	7,464.43	
		RWE AG	176,000	34.08	5,998,080.00	
		EUROFINS SCIENTIFIC SE	41,000	49.57	2,032,370.00	
		QIAGEN N.V.	64,000	35.98	2,302,720.00	
		SARTORIUS AG-VORZUG	7,200	209.00	1,504,800.00	
		SARTORIUS STEDIM BIOTECH	8,500	187.15	1,590,775.00	
		BUREAU VERITAS SA	94,000	26.66	2,506,040.00	
		RANDSTAD NV	32,000	32.98	1,055,360.00	
		TELEPERFORMANCE	16,500	89.00	1,468,500.00	
		WOLTERS KLUWER	67,600	150.15	10,150,140.00	
		PUBLICIS GROUPE	65,400	84.84	5,548,536.00	
		BOLLORE SE	210,000	5.34	1,121,400.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	18,700	97.20	1,817,640.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	235,000	23.96	5,630,600.00	
		SCOUT24 SE	22,000	101.20	2,226,400.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	20,000	73.65	1,473,000.00	
		VONOVIA SE	209,000	28.50	5,956,500.00	
	小計	銘柄数：211			1,477,420,312.05	
					(239,164,800,114)	
		組入時価比率：9.7%			10.0%	
	英ポンド	BP PLC	4,580,000	3.59	16,460,520.00	
		SHELL PLC-NEW	1,741,000	24.39	42,462,990.00	
		CRODA INTERNATIONAL PLC	35,000	27.10	948,500.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	368,000	20.24	7,450,160.00	
		ANTOFAGASTA PLC	116,000	15.38	1,784,660.00	
		GLENCORE PLC	2,970,000	2.55	7,595,775.00	
		RIO TINTO PLC-REG	325,000	43.98	14,293,500.00	
		MONDI PLC	115,727	11.08	1,282,255.16	
		BAE SYSTEMS PLC	857,000	17.15	14,701,835.00	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	340,000	4.10	1,394,000.00	
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,417,000	7.14	17,267,048.00	
		DCC PLC	30,000	49.80	1,494,000.00	
		SMITHS GROUP PLC	93,000	17.94	1,668,420.00	
		SPIRAX GROUP PLC	22,000	58.45	1,285,900.00	

ASHTEAD GROUP PLC	127,000	39.41	5,005,070.00	
BUNZLE	91,000	22.88	2,082,080.00	
RENTOKIL INITIAL PLC	750,000	3.50	2,625,000.00	
BARRATT REDROW PLC	420,000	4.44	1,866,060.00	
COMPASS GROUP PLC	489,000	25.52	12,479,280.00	
ENTAIN PLC	162,000	5.69	923,076.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	45,600	75.92	3,461,952.00	
WHITBREAD PLC	46,000	25.37	1,167,020.00	
NEXT PLC	33,800	120.50	4,072,900.00	
JD SPORTS FASHION PLC	610,000	0.75	457,500.00	
KINGFISHER PLC	520,000	2.68	1,395,680.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	580,000	4.11	2,385,540.00	
SAINSBURY	520,000	2.56	1,335,360.00	
TESCO PLC	1,900,000	3.54	6,737,400.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	63,000	37.66	2,372,580.00	
DIAGEO PLC	641,000	20.71	13,275,110.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	88,000	21.94	1,930,720.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	571,000	31.64	18,066,440.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	226,000	29.71	6,714,460.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	196,000	49.10	9,623,600.00	
UNILEVER PLC	708,000	48.06	34,026,480.00	
SMITH & NEPHEW PLC	240,000	9.83	2,360,640.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	442,900	101.24	44,839,196.00	
GSK PLC	1,178,000	13.36	15,743,970.00	
HALEON PLC	2,590,000	3.80	9,854,950.00	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	48,000	18.85	904,800.00	
BARCLAYS PLC	4,160,000	2.77	11,535,680.00	
HSBC HOLDINGS PLC	5,105,000	7.89	40,278,450.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	17,270,000	0.70	12,144,264.00	
NATWEST GROUP PLC	2,210,000	4.58	10,137,270.00	
STANDARD CHARTERED PLC	585,000	10.16	5,946,525.00	
M&G PLC	590,000	1.95	1,154,925.00	
WISE PLC - A	189,000	9.62	1,819,125.00	
ADMIRAL GROUP PLC	77,000	32.02	2,465,540.00	
AVIVA PLC	760,000	5.26	4,002,160.00	

		LEGAL & GENERAL	1,730,000	2.47	4,283,480.00	
		PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	220,000	5.78	1,272,700.00	
		PRUDENTIAL PLC	771,000	7.87	6,070,854.00	
		SAGE GROUP PLC (THE)	279,000	11.72	3,269,880.00	
		HALMA PLC	110,000	26.56	2,921,600.00	
		BT GROUP PLC	1,860,000	1.65	3,082,020.00	
		VODAFONE GROUP PLC	5,640,000	0.70	3,975,072.00	
		SSE PLC	322,000	16.40	5,282,410.00	
		CENTRICA PLC	1,430,000	1.50	2,149,290.00	
		NATIONAL GRID PLC	1,393,000	10.79	15,030,470.00	
		SEVERN TRENT PLC	75,000	27.39	2,054,250.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	190,000	11.12	2,112,800.00	
		3I GROUP PLC	275,000	41.15	11,316,250.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	136,100	113.60	15,460,960.00	
		SCHRODERS PLC	249,176	3.13	781,415.93	
		PEARSON	164,000	11.72	1,922,900.00	
		EXPERIAN PLC	263,000	34.45	9,060,350.00	
		INTERTEK GROUP PLC	48,000	45.52	2,184,960.00	
		RELX PLC	534,000	39.39	21,034,260.00	
		INFORMA PLC	395,000	6.91	2,730,240.00	
		WPP PLC	287,000	5.36	1,540,616.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	251,000	7.98	2,003,984.00	
	小計	銘柄数：72 組入時価比率：4.2%			544,821,128.09 (102,622,507,687) 4.3%	
	スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,970	570.50	1,123,885.00	
		GIVAUDAN-REG	2,640	3,778.00	9,973,920.00	
		SIKA AG-REG	43,700	195.55	8,545,535.00	
		HOLCIM LTD	150,200	87.62	13,160,524.00	
		SIG GROUP AG	88,000	15.33	1,349,040.00	
		GEBERIT AG-REG	9,300	551.20	5,126,160.00	
		ABB LTD	455,000	42.20	19,201,000.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	7,000	266.00	1,862,000.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	11,300	274.00	3,096,200.00	
		VAT GROUP AG	8,100	271.20	2,196,720.00	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,000	182.15	2,367,950.00	

		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	152,700	136.90	20,904,630.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	8,400	133.90	1,124,760.00	
		AVOLTA AG	22,000	35.58	782,760.00	
		BARRY CALLEBAUT AG	960	758.00	727,680.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	273	12,110.00	3,306,030.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	31	116,600.00	3,614,600.00	
		NESTLE SA-REG	748,400	87.98	65,844,232.00	
		ALCON INC	141,000	75.38	10,628,580.00	
		SONOVA HOLDING AG-REG	14,500	237.10	3,437,950.00	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	31,300	96.92	3,033,596.00	
		GALDERMA GROUP AG	28,000	78.55	2,199,400.00	
		NOVARTIS AG-REG	563,000	90.63	51,024,690.00	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	200,700	255.60	51,298,920.00	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	9,300	269.80	2,509,140.00	
		SANDOZ GROUP AG	115,000	32.53	3,740,950.00	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	9,000	98.90	890,100.00	
		BALOISE HOLDING AG	11,300	185.70	2,098,410.00	
		HELVETIA HOLDING AG-REG	9,900	181.10	1,792,890.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	8,200	783.20	6,422,240.00	
		SWISS RE LTD	86,000	141.80	12,194,800.00	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	42,000	559.80	23,511,600.00	
		TEMENOS AG-REG	16,400	63.15	1,035,660.00	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	45,000	58.56	2,635,200.00	
		SWISSCOM AG-REG	7,600	536.00	4,073,600.00	
		BKW AG	6,200	155.80	965,960.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	59,000	49.36	2,912,240.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	6,510	1,058.00	6,887,580.00	
		UBS GROUP AG	934,000	22.99	21,472,660.00	
		LONZA AG-REG	20,800	539.20	11,215,360.00	
		SGS SA-REG	41,500	76.90	3,191,350.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	22,800	112.30	2,560,440.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：2.8%			396,040,942.00 (68,776,469,987) 2.9%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	76,000	278.00	21,128,000.00	

		HOLMEN AB-B SHARES	24,000	371.40	8,913,600.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	180,000	127.80	23,004,000.00	
		SAAB AB-B	93,000	440.05	40,924,650.00	
		ASSA ABLOY AB-B	291,000	275.70	80,228,700.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	450,000	36.03	16,213,500.00	
		SKANSKA AB-B SHS	93,000	208.50	19,390,500.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	43,000	260.70	11,210,100.00	
		LIFCO AB-B SHS	70,000	348.40	24,388,000.00	
		ALFA LAVAL AB	83,000	391.20	32,469,600.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	768,000	149.35	114,700,800.00	
		ATLAS COPCO AB-B SHS	456,000	131.60	60,009,600.00	
		EPIROC AB - A	181,000	190.30	34,444,300.00	
		EPIROC AB - B	103,000	170.30	17,540,900.00	
		INDUTRADE AB	74,000	263.00	19,462,000.00	
		SANDVIK AB	297,000	186.30	55,331,100.00	
		SKF AB-B SHARES	102,000	173.65	17,712,300.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	63,000	314.00	19,782,000.00	
		VOLVO AB-B SHS	459,000	251.40	115,392,600.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	78,000	296.00	23,088,000.00	
		BEIJER REF AB	113,000	136.85	15,464,050.00	
		SECURITAS AB-B SHS	138,857	143.50	19,925,979.50	
		EVOLUTION AB	43,800	822.60	36,029,880.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	139.00	21,545,000.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	176,000	285.60	50,265,600.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	59,143	263.00	15,554,609.00	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	448,000	143.70	64,377,600.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	429,000	113.00	48,477,000.00	
		SWEDBANK AB	241,000	219.40	52,875,400.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	318.20	9,864,200.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	318.80	12,752,000.00	
		INVESTOR AB-B SHS	489,000	277.60	135,746,400.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	478.20	9,564,000.00	
		ERICSSON LM-B	800,000	78.60	62,880,000.00	
		HEXAGON AB-B SHS	587,000	88.60	52,008,200.00	
		TELIA CO AB	680,000	35.58	24,194,400.00	
		TELE 2 AB-B SHS	146,000	135.15	19,731,900.00	

		EQT AB	101,000	250.00	25,250,000.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	230,000	66.92	15,391,600.00	
		SAGAX AB-B	62,000	211.20	13,094,400.00	
	小計	銘柄数：40 組入時価比率：0.9%			1,460,326,468.50 (21,569,021,939) 0.9%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	95,000	220.20	20,919,000.00	
		EQUINOR ASA	238,000	247.00	58,786,000.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	47,000	311.60	14,645,200.00	
		NORSK HYDRO	400,000	52.84	21,136,000.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,100	1,608.00	38,752,800.00	
		MOWI ASA	141,000	189.00	26,649,000.00	
		ORKLA ASA	210,000	121.30	25,473,000.00	
		SALMAR ASA	21,000	504.00	10,584,000.00	
		DNB BANK ASA	256,000	259.90	66,534,400.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	247.60	12,875,200.00	
		TELENOR ASA	165,000	149.40	24,651,000.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.2%			321,005,600.00 (4,359,256,048) 0.2%	
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	100,016	409.90	40,996,558.40	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	26,000	281.60	7,321,600.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	291,000	88.10	25,637,100.00	
		DSV A/S	57,800	1,223.00	70,689,400.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	890	10,680.00	9,505,200.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,220	10,770.00	13,139,400.00	
		PANDORA A/S	24,100	921.20	22,200,920.00	
		CARLSBERG B	27,400	896.20	24,555,880.00	
		COLOPLAST-B	37,400	702.40	26,269,760.00	
		DEMANT A/S	25,000	223.60	5,590,000.00	
		GENMAB A/S	18,500	1,291.50	23,892,750.00	
		ZEALAND PHARMA A/S	16,800	424.50	7,131,600.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	920,000	421.25	387,550,000.00	
		DANSKE BANK AS	202,000	215.20	43,470,400.00	
		TRYG A/S	94,000	151.50	14,241,000.00	

		ORSTED A/S	49,000	286.60	14,043,400.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.6%			736,234,968.40 (15,961,574,114) 0.7%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	890,000	5.65	5,028,500.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	554,000	20.07	11,118,780.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	116,000	34.95	4,054,200.00	
		BHP GROUP LIMITED	1,455,000	36.48	53,078,400.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	122,000	21.61	2,636,420.00	
		FORTESCUE LTD	471,000	15.09	7,107,390.00	
		NORTHERN STAR RESOURCES LTD	317,000	22.35	7,084,950.00	
		RIO TINTO LTD	108,000	111.54	12,046,320.00	
		SOUTH32 LTD	1,250,000	2.69	3,362,500.00	
		REECE LTD	65,000	15.40	1,001,000.00	
		SGH LTD	55,000	47.90	2,634,500.00	
		BRAMBLES LTD	398,000	20.61	8,202,780.00	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	8.53	1,876,600.00	
		TRANSURBAN GROUP	900,000	13.86	12,474,000.00	
		ARISTOCRAT LEISURE LTD	161,000	62.45	10,054,450.00	
		LOTTERY CORP LTD/THE	630,000	5.09	3,206,700.00	
		WESFARMERS LIMITED	324,000	74.51	24,141,240.00	
		COLES GROUP LTD	372,000	21.27	7,912,440.00	
		WOOLWORTHS GROUP LTD	350,000	31.54	11,039,000.00	
		TREASURY WINE ESTATES LTD	250,000	8.65	2,162,500.00	
		COCHLEAR LTD	18,300	261.00	4,776,300.00	
		SONIC HEALTHCARE LTD	128,000	25.38	3,248,640.00	
		CSL LIMITED	137,700	239.35	32,958,495.00	
		ANZ GROUP HOLDINGS LTD	859,000	28.04	24,086,360.00	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	478,000	161.25	77,077,500.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	875,000	33.99	29,741,250.00	
		WESTPAC BANKING CORP	977,000	31.15	30,433,550.00	
		WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	73,000	36.21	2,643,330.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	660,000	7.91	5,220,600.00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	820,000	4.49	3,681,800.00	
		QBE INSURANCE	432,000	21.32	9,210,240.00	
		SUNCORP GROUP LTD	321,000	19.27	6,185,670.00	

		WISETECH GLOBAL LTD	55,000	82.00	4,510,000.00	
		XERO LIMITED	41,000	155.11	6,359,510.00	
		TELSTRA GROUP LTD	1,130,000	4.43	5,005,900.00	
		ORIGIN ENERGY LTD	500,000	10.17	5,085,000.00	
		APA GROUP	350,000	8.18	2,863,000.00	
		ASX LTD	53,000	67.83	3,594,990.00	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	103,400	179.82	18,593,388.00	
		PRO MEDICUS LTD	16,300	207.17	3,376,871.00	
		COMPUTERSHARE LTD	151,000	38.19	5,766,690.00	
		CAR GROUP LTD	108,000	32.68	3,529,440.00	
		REA GROUP LTD	14,500	239.99	3,479,855.00	
	小計	銘柄数：43			481,651,049.00	
					(43,464,190,661)	
		組入時価比率：1.8%			1.8%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	480,000	7.98	3,830,400.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	175,000	33.50	5,862,500.00	
		INFRATIL LTD	240,000	10.63	2,551,200.00	
		CONTACT ENERGY LTD	250,000	9.10	2,275,000.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	360,000	5.66	2,039,400.00	
	小計	銘柄数：5			16,558,500.00	
					(1,396,047,135)	
		組入時価比率：0.1%			0.1%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	790,040	42.15	33,300,186.00	
		SWIRE PACIFIC-A	104,000	64.15	6,671,600.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	390,000	76.05	29,659,500.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	380,000	19.36	7,356,800.00	
		MTR CORP	480,000	25.85	12,408,000.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	590,000	27.35	16,136,500.00	
		SANDS CHINA LTD	664,000	13.04	8,658,560.00	
		WH GROUP LIMITED	2,499,806	6.76	16,898,688.56	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	1,020,000	29.25	29,835,000.00	
		HANG SENG BANK	216,000	99.75	21,546,000.00	
		AIA GROUP LTD	3,100,000	54.25	168,175,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	1,069,600	10.74	11,487,504.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	170,000	49.30	8,381,000.00	

		CLP HLDGS	470,000	64.75	30,432,500.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	390,000	49.15	19,168,500.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	3,300,383	6.90	22,772,642.70	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	343,000	331.40	113,670,200.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	550,040	30.40	16,721,216.00	
		HENDERSON LAND	390,443	20.90	8,160,258.70	
		SINO LAND CO.LTD	1,170,000	7.63	8,927,100.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	430,000	70.90	30,487,000.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	18.54	4,635,000.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	480,000	17.96	8,620,800.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.5%			634,109,555.96 (11,515,429,536) 0.5%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	470,000	7.06	3,318,200.00	
		KEPPEL LTD	430,000	6.21	2,670,300.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	690,000	2.25	1,552,500.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	420,000	6.45	2,709,000.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	2,000,000	0.71	1,430,000.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	520,000	3.13	1,627,600.00	
		DBS GROUP HLDGS	574,000	41.42	23,775,080.00	
		OCBC-ORD	958,000	16.25	15,567,500.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	359,000	35.30	12,672,700.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	2,180,000	3.75	8,175,000.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	280,000	6.34	1,775,200.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	230,000	13.75	3,162,500.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	720,000	2.60	1,872,000.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.4%			80,307,580.00 (8,657,157,124) 0.4%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	240,000	23.68	5,683,200.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	7,300	1,453.00	10,606,900.00	
		BANK HAPOALIM BM	351,000	52.40	18,392,400.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	430,000	50.65	21,779,500.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	350,000	26.78	9,373,000.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	46,000	174.20	8,013,200.00	

		NICE LTD	17,900	540.10	9,667,790.00	
		NOVA LTD	8,600	638.10	5,487,660.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	265.40	3,184,800.00	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.1%			92,188,450.00 (3,489,074,704) 0.1%	
合計					2,390,278,413,840 (2,390,278,413,840)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	4,480.00	0.00 (0) 0.0%	
	合計			0 (0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	45,400	3,438,142.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	92,000	3,352,480.00	
		AMERICAN TOWER CORP	134,100	29,232,459.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	152,000	2,673,680.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	40,000	8,071,600.00	
		BXP INC	43,000	2,690,510.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	30,700	3,401,867.00	
		CROWN CASTLE INC	124,100	12,674,333.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	95,700	14,004,738.00	
		EQUINIX INC	27,400	21,185,680.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	50,000	3,221,500.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100,000	6,750,000.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	17,800	4,821,842.00	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	60,300	8,333,460.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	80,000	3,904,000.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	203,000	3,745,350.00	

		HOST HOTELS & RESORTS INC	192,000	2,593,920.00	
		INVITATION HOMES INC	171,000	5,711,400.00	
		IRON MOUNTAIN INC	86,000	7,018,460.00	
		KIMCO REALTY CORP	195,000	3,917,550.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	33,200	5,140,024.00	
		PROLOGIS INC	262,900	25,929,827.00	
		PUBLIC STORAGE	44,600	12,825,176.00	
		REALTY INCOME CORP	253,000	14,663,880.00	
		REGENCY CENTERS CORP	51,000	3,609,780.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	30,100	6,789,055.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	94,100	13,851,520.00	
		SUN COMMUNITIES INC	36,700	4,446,205.00	
		UDR INC	88,000	3,585,120.00	
		VENTAS INC	121,000	8,084,010.00	
		VICI PROPERTIES INC	296,000	9,516,400.00	
		WELLTOWER INC	176,800	25,397,320.00	
		WEYERHAEUSER CO	208,000	5,135,520.00	
		WP CAREY INC	61,000	3,739,910.00	
	小計	銘柄数：34	3,695,900	293,456,718.00	
				(41,365,658,969)	
		組入時価比率：1.7%		88.1%	
	ユーロ	COVIVIO	17,000	864,450.00	
		GECINA SA	11,700	1,047,735.00	
		KLEPIERRE	59,000	1,829,000.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	35,000	2,499,000.00	
	小計	銘柄数：4	122,700	6,240,185.00	
				(1,010,161,147)	
		組入時価比率：0.0%		2.2%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,037,700.00	
		SEGRO PLC	351,000	2,425,410.00	
	小計	銘柄数：2	531,000	3,463,110.00	
				(652,311,399)	
		組入時価比率：0.0%		1.4%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	588,000	16,546,320.00	
		GPT GROUP	530,000	2,369,100.00	
		SCENTRE GROUP	1,520,000	5,228,800.00	

		STOCKLAND TRUST GROUP	720,000	3,736,800.00	
		VICINITY CENTRES	1,200,000	2,712,000.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.1%	4,558,000	30,593,020.00 (2,760,714,124) 5.9%	
	香港ドル	LINK REIT	760,000	26,562,000.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	760,000	26,562,000.00 (482,365,920) 1.0%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,030,040	2,698,704.80	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,584,022	3,326,446.20	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	2,614,062	6,025,151.00 (649,511,277) 1.4%	
	合計			46,920,722,836 (46,920,722,836)	
合計				46,920,722,836 (46,920,722,836)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	32,818,499,524	－	32,048,458,417	△770,041,107
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	4,237,388,570	－	4,210,263,520	△27,125,050
米ドル	3,322,030,916	－	3,297,985,820	△24,045,096
カナダドル	133,485,430	－	132,318,290	△1,167,140
ユーロ	485,804,264	－	485,605,800	△198,464
スイスフラン	104,320,200	－	104,196,180	△124,020
豪ドル	81,722,700	－	81,207,630	△515,070
香港ドル	110,025,060	－	108,949,800	△1,075,260
合計	－	－	－	△797,166,157

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	201,447,061
コール・ローン	3,045,438,828
株式	71,668,138,830
投資証券	1,419,827,937
派生商品評価勘定	259,890,051
未収入金	3,571,509,933
未収配当金	73,564,525
未収利息	40,740
差入委託証拠金	1,095,161,020
流動資産合計	81,335,018,925
資産合計	81,335,018,925
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	333,055,255
未払解約金	182,598,153
その他未払費用	553,600
流動負債合計	516,207,008
負債合計	516,207,008
純資産の部	
元本等	
元本	27,576,946,871
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	53,241,865,046

元本等合計	80,818,811,917
純資産合計	80,818,811,917
負債純資産合計	81,335,018,925

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9307円
(10,000口当たり純資産額)	(29,307円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日

1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
株式
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
新株予約権証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在

期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	30,660,773,511円
同期中における追加設定元本額	7,979,589,063円
同期中における一部解約元本額	11,063,415,703円
期末元本額	27,576,946,871円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・外国株式・為替ヘッジ型	2,757,589,294円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	792,893,457円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,767,102,340円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,422,341円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,467,659円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	8,610,233円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	2,223,831円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	5,434,517円
野村外国株インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,390,830,085円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	3,565,916,736円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国株式・ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩ指数（為替ヘッジあ	1,557,255,236円

り）連動型上場投信	
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	1,231,429,487 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,408,303,535 円
野村外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	791,511,887 円
ノムラ外国株式インデックスファンド為替ヘッジ型ＶＡ（適格機関投資家専用）	271,961,875 円
先進８ヵ国国債入替型プラス外国株式戦略３０オープン（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）	21,994,358 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	8,900	37.80	336,420.00	
		HALLIBURTON CO	7,200	21.92	157,824.00	
		SCHLUMBERGER LTD	12,240	34.62	423,748.80	
		CHENIERE ENERGY INC	1,870	223.34	417,645.80	
		CHEVRON CORP	14,620	133.73	1,955,132.60	
		CONOCOPHILLIPS	10,970	87.55	960,423.50	
		COTERRA ENERGY INC	6,000	24.81	148,860.00	
		DEVON ENERGY CORP	5,140	29.48	151,527.20	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	1,670	132.35	221,024.50	
		EOG RESOURCES INC	4,880	109.11	532,456.80	
		EQT CORP	4,640	47.68	221,235.20	
		EXPAND ENERGY CORP	1,820	102.24	186,076.80	
		EXXON MOBIL CORP	37,650	105.35	3,966,427.50	
		HESS CORP	2,300	126.32	290,536.00	
		KINDER MORGAN INC	16,700	25.79	430,693.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	2,680	126.72	339,609.60	
		OCCIDENTAL PETE CORP	6,380	39.02	248,947.60	
		ONEOK INC	5,340	81.82	436,918.80	
		OVINTIV INC	2,380	32.65	77,707.00	
		PHILLIPS 66	3,450	97.01	334,684.50	
		TARGA RESOURCES CORP	1,750	164.54	287,945.00	
		TEXAS PACIFIC LAND CORP	169	1,248.97	211,075.93	
		VALERO ENERGY CORP	2,850	108.84	310,194.00	
		WILLIAMS COS	10,470	56.44	590,926.80	
		AIR PRODUCTS	1,867	257.58	480,901.86	

ALBEMARLE CORP	1,130	53.02	59,912.60	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	1,400	75.13	105,182.00	
CORTEVA INC	5,840	59.12	345,260.80	
DOW INC	6,210	28.12	174,625.20	
DUPONT DE NEMOURS INC	3,670	60.11	220,603.70	
EASTMAN CHEMICAL CO.	1,100	76.94	84,634.00	
ECOLAB INC	2,140	231.51	495,431.40	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	2,250	72.71	163,597.50	
LINDE PLC	4,054	443.85	1,799,367.90	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	2,420	56.30	136,246.00	
PPG INDUSTRIES	1,940	99.40	192,836.00	
RPM INTERNATIONAL INC	1,010	100.76	101,767.60	
SHERWIN-WILLIAMS	2,016	322.30	649,756.80	
WESTLAKE CORPORATION	340	90.74	30,851.60	
CRH PLC	5,860	82.71	484,680.60	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	513	485.07	248,840.91	
VULCAN MATERIALS CO	1,200	234.17	281,004.00	
AMCOR PLC	11,500	9.31	107,065.00	
AVERY DENNISON CORP	690	169.03	116,630.70	
BALL CORP	2,860	47.30	135,278.00	
CROWN HOLDINGS INC	920	84.22	77,482.40	
IP(INTERNATIONAL PAPER CO)	4,200	45.06	189,252.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	780	182.07	142,014.60	
SMURFIT WESTROCK PLC	4,590	40.78	187,180.20	
FREEPORT-MCMORAN INC	12,030	32.95	396,388.50	
NEWMONT CORP	9,740	55.21	537,745.40	
NUCOR CORP	2,090	106.67	222,940.30	
RELIANCE INC	431	271.85	117,167.35	
STEEL DYNAMICS	1,330	113.55	151,021.50	
AXON ENTERPRISE INC	654	541.93	354,422.22	
BOEING CO	6,340	159.34	1,010,215.60	
GENERAL DYNAMICS	2,010	273.18	549,091.80	
GENERAL ELECTRIC CO	9,210	178.35	1,642,603.50	
HEICO CORP	380	237.26	90,158.80	
HEICO CORP-CLASS A	670	190.91	127,909.70	
HOWMET AEROSPACE INC	3,360	119.47	401,419.20	

L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	1,710	214.12	366,145.20	
LOCKHEED MARTIN	1,803	458.33	826,368.99	
NORTHROP GRUMMAN CORP	1,194	531.33	634,408.02	
RTX CORP	11,320	126.12	1,427,678.40	
TEXTRON INC	1,460	64.58	94,286.80	
TRANSDIGM GROUP INC	473	1,306.55	617,998.15	
ALLEGION PLC	800	123.27	98,616.00	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,050	114.08	119,784.00	
CARLISLE COS INC	436	347.46	151,492.56	
CARRIER GLOBAL CORP	6,750	58.18	392,715.00	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,130	49.94	56,432.20	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	5,540	74.45	412,453.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	280	541.02	151,485.60	
MASCO CORP	1,900	60.05	114,095.00	
OWENS CORNING INC	690	134.42	92,749.80	
SMITH (A.O.) CORP	1,100	61.71	67,881.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	1,895	322.37	610,891.15	
AECOM	1,300	92.25	119,925.00	
EMCOR GROUP INC	409	362.71	148,348.39	
QUANTA SERVICES INC	1,330	253.77	337,514.10	
AMETEK INC	2,080	155.25	322,920.00	
EATON CORP PLC	3,347	259.47	868,446.09	
EMERSON ELEC	4,910	96.42	473,422.20	
GE VERNOVA INC	2,326	313.08	728,224.08	
HUBBELL INC	500	329.22	164,610.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	1,000	226.93	226,930.00	
VERTIV HOLDINGS CO	3,240	67.57	218,926.80	
3M CORP	4,590	126.09	578,753.10	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5,520	194.23	1,072,149.60	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	1,600	42.28	67,648.00	
CATERPILLAR INC DEL	4,102	284.74	1,168,003.48	
CNH INDUSTRIAL NV	8,600	10.95	94,170.00	
CUMMINS INC	1,229	274.21	337,004.09	
DEERE & COMPANY	2,193	441.56	968,341.08	
DOVER CORP	1,210	158.02	191,204.20	

FORTIVE CORP	3,100	64.00	198,400.00	
GRACO INC	1,610	76.64	123,390.40	
IDEX CORP	650	160.66	104,429.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	2,550	227.61	580,405.50	
INGERSOLL-RAND INC	3,660	69.72	255,175.20	
NORDSON CORP	420	177.11	74,386.20	
OTIS WORLDWIDE CORP	3,390	97.05	328,999.50	
PACCAR	4,680	87.29	408,517.20	
PARKER HANNIFIN CORP	1,084	547.29	593,262.36	
PENTAIR PLC	1,600	78.96	126,336.00	
SNAP-ON INC	416	292.36	121,621.76	
STANLEY BLACK & DECKER INC	1,180	56.37	66,516.60	
WABTEC CORP	1,410	167.06	235,554.60	
XYLEM INC	2,130	108.52	231,147.60	
AERCAP HOLDINGS NV	1,680	94.50	158,760.00	
FASTENAL CO	5,150	80.29	413,493.50	
FERGUSON ENTERPRISES INC	1,690	160.66	271,515.40	
GRAINGER(W.W.) INC	394	978.78	385,639.32	
UNITED RENTALS INC	591	570.60	337,224.60	
WATSCO INC	314	494.91	155,401.74	
CINTAS CORP	3,050	200.41	611,250.50	
COPART INC	7,770	58.73	456,332.10	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	1,830	238.37	436,217.10	
ROLLINS INC	2,270	54.73	124,237.10	
VERALTO CORP	2,270	87.20	197,944.00	
WASTE CONNECTIONS INC	2,310	194.57	449,456.70	
WASTE MANAGEMENT INC	3,390	227.57	771,462.30	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	1,080	89.27	96,411.60	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	1,330	104.79	139,370.70	
FEDEX CORPORATION	1,910	205.12	391,779.20	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	6,170	96.25	593,862.50	
DELTA AIR LINES INC	1,300	39.47	51,311.00	
SOUTHWEST AIRLINES	1,000	24.04	24,040.00	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	840	65.30	54,852.00	
CSX CORP	16,670	27.46	457,758.20	
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	22,500	4.07	91,575.00	

		HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	630	127.12	80,085.60	
		NORFOLK SOUTHERN CORP	1,890	218.94	413,796.60	
		OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,740	149.87	260,773.80	
		U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	790	52.45	41,435.50	
		UBER TECHNOLOGIES INC	16,080	72.92	1,172,553.60	
		UNION PAC CORP	5,150	216.05	1,112,657.50	
		APTIV PLC	1,840	50.99	93,821.60	
		FORD MOTOR COMPANY	32,900	9.47	311,563.00	
		GENERAL MOTORS CO	9,700	44.39	430,583.00	
		RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	5,300	11.15	59,095.00	
		TESLA INC	24,747	227.50	5,629,942.50	
		DR HORTON INC	2,390	120.76	288,616.40	
		GARMIN LTD	1,350	186.83	252,220.50	
		LENNAR CORP-A	2,100	103.71	217,791.00	
		NVR INC	26	7,133.84	185,479.84	
		PULTEGROUP INC	1,850	93.11	172,253.50	
		DECKERS OUTDOOR CORP	1,440	103.55	149,112.00	
		LULULEMON ATHLETICA INC	915	253.91	232,327.65	
		NIKE INC-B	9,970	56.12	559,516.40	
		AIRBNB INC-CLASS A	3,860	111.61	430,814.60	
		BOOKING HOLDINGS INC	281	4,437.63	1,246,974.03	
		CARNIVAL CORP	8,700	17.24	149,988.00	
		CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	11,440	46.53	532,303.20	
		DARDEN RESTAURANTS INC	1,030	197.07	202,982.10	
		DOMINOS PIZZA INC	299	468.27	140,012.73	
		DOORDASH INC-A	2,940	171.82	505,150.80	
		DRAFTKINGS INC	4,180	32.44	135,599.20	
		EXPEDIA GROUP INC	1,030	146.67	151,070.10	
		FLUTTER ENTERTAINMENT PUBLIC LIMITED COM	1,590	221.50	352,185.00	
		HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	2,120	204.59	433,730.80	
		HYATT HOTELS CORP-CL A	390	104.22	40,645.80	
		LAS VEGAS SANDS CORP	3,470	32.56	112,983.20	
		MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	2,054	215.69	443,027.26	
		MCDONALD'S CORP	6,101	308.72	1,883,500.72	
		MGM RESORTS INTERNATIONAL	1,860	28.92	53,791.20	

ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	2,280	189.51	432,082.80	
STARBUCKS CORP	9,600	80.68	774,528.00	
WYNN RESORTS LTD	680	74.96	50,972.80	
YUM BRANDS INC	2,320	140.51	325,983.20	
GENUINE PARTS CO	1,320	111.82	147,602.40	
LKQ CORP	2,560	41.21	105,497.60	
POOL CORP	369	296.56	109,430.64	
AMAZON.COM INC	81,060	167.32	13,562,959.20	
EBAY INC	3,930	65.63	257,925.90	
GLOBAL-E ONLINE LTD	1,040	31.70	32,968.00	
MERCADOLIBRE INC	385	2,056.43	791,725.55	
AUTOZONE	141	3,569.24	503,262.84	
BEST BUY COMPANY INC	1,600	62.11	99,376.00	
BURLINGTON STORES INC	510	217.54	110,945.40	
CARMAX INC	1,510	62.33	94,118.30	
CARVANA CO	1,000	195.83	195,830.00	
DICK S SPORTING GOODS INC	520	176.39	91,722.80	
HOME DEPOT	8,509	346.90	2,951,772.10	
LOWES COS INC	4,790	212.77	1,019,168.30	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	486	1,368.50	665,091.00	
ROSS STORES INC	2,810	135.49	380,726.90	
TJX COS INC	9,530	123.98	1,181,529.40	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	4,760	49.59	236,048.40	
ULTA BEAUTY INC	419	365.67	153,215.73	
WILLIAMS SONOMA INC	1,110	137.87	153,035.70	
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	2,700	22.27	60,129.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	3,802	957.77	3,641,441.54	
DOLLAR GENERAL CORP	2,000	95.61	191,220.00	
DOLLAR TREE INC	1,560	79.65	124,254.00	
KROGER CO	5,720	72.31	413,613.20	
SYSCO CORP	4,440	71.44	317,193.60	
TARGET CORP	3,960	93.78	371,368.80	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	5,600	10.87	60,872.00	
WALMART INC	37,850	92.41	3,497,718.50	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	1,390	34.19	47,524.10	
COCA COLA CO	35,050	72.77	2,550,588.50	

COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	1,640	88.47	145,090.80	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	1,370	187.26	256,546.20	
KEURIG DR PEPPER INC	10,400	35.31	367,224.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	1,730	57.93	100,218.90	
MONSTER BEVERAGE CORP	6,180	58.01	358,501.80	
PEPSICO INC	11,680	141.73	1,655,406.40	
ARCHER DANIELS MIDLAND	4,080	48.09	196,207.20	
BUNGE GLOBAL SA	1,070	78.80	84,316.00	
CONAGRA BRANDS INC	4,700	25.39	119,333.00	
GENERAL MILLS	4,660	57.67	268,742.20	
HERSHEY CO/THE	1,360	166.47	226,399.20	
HORMEL FOODS CORP	2,650	30.40	80,560.00	
JM SMUCKER CO/THE-NEW	910	115.90	105,469.00	
KELLANOVA	2,550	82.41	210,145.50	
KRAFT HEINZ CO/THE	7,550	29.94	226,047.00	
MCCORMICK & CO INC.	2,190	74.67	163,527.30	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	11,280	67.76	764,332.80	
THE CAMPBELL'S COMPANY	1,870	37.57	70,255.90	
TYSON FOODS INC-CL A	2,450	60.79	148,935.50	
ALTRIA GROUP INC	14,330	57.63	825,837.90	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	13,250	162.18	2,148,885.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	2,150	103.14	221,751.00	
CLOROX CO	1,170	138.64	162,208.80	
COLGATE PALMOLIVE CO.	6,520	94.70	617,444.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	2,990	140.07	418,809.30	
PROCTER & GAMBLE CO	20,170	165.75	3,343,177.50	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	1,890	54.39	102,797.10	
KENVUE INC	15,900	22.27	354,093.00	
ABBOTT LABORATORIES	14,770	129.89	1,918,475.30	
ALIGN TECHNOLOGY INC	550	172.22	94,721.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	4,540	28.54	129,571.60	
BECTON,DICKINSON	2,440	196.61	479,728.40	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	12,510	93.58	1,170,685.80	
COOPER COS INC/THE	1,620	78.70	127,494.00	
DEXCOM INC	3,610	66.11	238,657.10	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	5,310	69.20	367,452.00	

GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	4,120	60.48	249,177.60	
HOLOGIC INC	1,880	56.94	107,047.20	
IDEXX LABORATORIES INC	689	406.65	280,181.85	
INSULET CORP	670	238.57	159,841.90	
INTUITIVE SURGICAL INC	3,028	468.32	1,418,072.96	
MEDTRONIC PLC	10,860	81.80	888,348.00	
RESMED INC	1,280	210.87	269,913.60	
SOLVENTUM CORP	1,347	63.94	86,127.18	
STERIS PLC	800	218.78	175,024.00	
STRYKER CORP	2,909	339.59	987,867.31	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	1,820	96.17	175,029.40	
CARDINAL HEALTH INC	2,200	131.17	288,574.00	
CENCORA INC	1,500	281.16	421,740.00	
CENTENE CORP	4,430	58.01	256,984.30	
CVS HEALTH CORP	10,610	65.17	691,453.70	
DAVITA INC	480	133.50	64,080.00	
ELEVANCE HEALTH INC	1,961	406.69	797,519.09	
HCA HEALTHCARE INC	1,664	317.61	528,503.04	
HUMANA INC	1,000	245.91	245,910.00	
LABCORP HOLDINGS INC	730	212.22	154,920.60	
MCKESSON CORP	1,111	682.49	758,246.39	
MOLINA HEALTHCARE INC	520	302.09	157,086.80	
QUEST DIAGNOSTICS INC	990	161.86	160,241.40	
THE CIGNA GROUP	2,348	324.77	762,559.96	
UNITEDHEALTH GROUP INC	7,883	425.33	3,352,876.39	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	430	157.05	67,531.50	
ABBVIE INC	15,140	170.16	2,576,222.40	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,170	232.75	272,317.50	
AMGEN INC	4,569	273.68	1,250,443.92	
BIOGEN INC	1,200	116.49	139,788.00	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,480	58.65	86,802.00	
EXACT SCIENCES CORP	1,720	43.10	74,132.00	
GILEAD SCIENCES INC	10,570	104.33	1,102,768.10	
INCYTE CORP	1,550	56.80	88,040.00	
MODERNA INC	2,820	25.13	70,866.60	
NATERA INC	1,170	142.23	166,409.10	

NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	760	100.68	76,516.80	
REGENERON PHARMACEUTICALS	909	561.49	510,394.41	
UNITED THERAPEUTICS CORP	328	284.25	93,234.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	2,184	477.52	1,042,903.68	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	17,190	48.94	841,278.60	
ELI LILLY & CO.	6,912	818.02	5,654,154.24	
JOHNSON & JOHNSON	20,620	156.92	3,235,690.40	
MERCK & CO INC	21,550	77.85	1,677,667.50	
PFIZER INC	48,100	22.04	1,060,124.00	
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	3,000	32.19	96,570.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	8,900	13.31	118,459.00	
VIATRIS INC	10,400	7.57	78,728.00	
ZOETIS INC	3,800	146.85	558,030.00	
BANK OF AMERICA CORP	58,670	36.92	2,166,096.40	
CITIGROUP	16,040	62.69	1,005,547.60	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	3,970	34.49	136,925.30	
FIFTH THIRD BANCORP	5,960	33.32	198,587.20	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	90	1,684.73	151,625.70	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	12,600	13.47	169,722.00	
JPMORGAN CHASE & CO	24,120	228.99	5,523,238.80	
KEYCORP	8,000	13.79	110,320.00	
M & T BANK CORP	1,460	156.77	228,884.20	
PNC FINANCIAL	3,330	150.13	499,932.90	
REGIONS FINANCIAL CORP	8,400	19.09	160,356.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	11,520	35.31	406,771.20	
US BANCORP	13,100	37.81	495,311.00	
WELLS FARGO CO	28,010	64.01	1,792,920.10	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	3,530	119.63	422,293.90	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	11,400	506.92	5,778,888.00	
BLOCK INC	5,020	52.39	262,997.80	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	2,000	26.99	53,980.00	
CORPAY INC	584	298.26	174,183.84	
EQUITABLE HOLDINGS INC	2,450	45.61	111,744.50	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	4,730	76.37	361,230.10	
FISERV INC	4,820	207.46	999,957.20	
GLOBAL PAYMENTS INC	2,090	67.47	141,012.30	

JACK HENRY & ASSOCIATES INC	600	168.72	101,232.00	
MASTERCARD INC	7,021	509.32	3,575,935.72	
PAYPAL HOLDINGS INC	8,000	60.28	482,280.00	
TOAST INC-CLASS A	3,800	33.08	125,704.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	14,814	320.10	4,741,961.40	
AFLAC INC	4,420	104.97	463,967.40	
ALLSTATE CORP	2,210	186.95	413,159.50	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	500	125.46	62,730.00	
AMERICAN INTL GROUP	5,210	79.38	413,569.80	
AON PLC	1,639	355.95	583,402.05	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,140	89.79	281,940.60	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,106	319.40	672,656.40	
ASSURANT INC	470	183.87	86,418.90	
BROWN & BROWN INC	2,150	113.42	243,853.00	
CHUBB LTD	3,240	279.78	906,487.20	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,440	127.72	183,916.80	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	230	395.17	90,889.10	
EVEREST GROUP LTD	413	342.87	141,605.31	
FNF GROUP	2,210	59.57	131,649.70	
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	2,470	114.22	282,123.40	
LOEWS CORP	1,450	83.34	120,843.00	
MARKEL GROUP INC	115	1,718.60	197,639.00	
MARSH & MCLENNAN COS	4,160	212.10	882,336.00	
METLIFE INC	5,270	70.40	371,008.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,130	70.26	149,653.80	
PROGRESSIVE CO	4,980	257.41	1,281,901.80	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	3,010	96.87	291,578.70	
TRAVELERS COS INC/THE	1,900	249.59	474,221.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	845	315.76	266,817.20	
WR BERKLEY CORP	2,640	67.33	177,751.20	
ACCENTURE PLC-CL A	5,323	279.23	1,486,341.29	
AKAMAI TECHNOLOGIES	1,320	71.92	94,934.40	
CLOUDFLARE INC - CLASS A	2,640	102.11	269,570.40	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	4,460	68.06	303,547.60	
EPAM SYSTEMS INC	440	145.61	64,068.40	
GARTNER INC	650	392.47	255,105.50	

GODADDY INC - CLASS A	1,240	165.21	204,860.40	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	7,870	236.22	1,859,051.40	
MONGODB INC	634	151.67	96,158.78	
OKTA INC	1,560	92.46	144,237.60	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	2,660	137.00	364,420.00	
TWILIO INC - A	1,180	81.56	96,240.80	
VERISIGN INC	780	241.34	188,245.20	
WIX.COM LTD	520	146.50	76,180.00	
ADOBE INC	3,700	343.22	1,269,914.00	
ANSYS INC	720	297.94	214,516.80	
APPLOVIN CORP-CLASS A	1,751	228.13	399,455.63	
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	1,380	192.84	266,119.20	
AUTODESK INC.	1,800	254.27	457,686.00	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	1,210	42.41	51,316.10	
CADENCE DESIGN SYS INC	2,310	251.56	581,103.60	
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	790	207.36	163,814.40	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,079	362.69	754,032.51	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	390	312.90	122,031.00	
DATADOG INC - CLASS A	2,440	88.92	216,964.80	
DOCUSIGN INC	1,580	71.89	113,586.20	
DYNATRACE INC	2,680	42.17	113,015.60	
FAIR ISAAC CORP	219	1,816.08	397,721.52	
FORTINET INC	5,470	92.72	507,178.40	
GEN DIGITAL INC	4,320	23.56	101,779.20	
HUBSPOT INC	426	519.06	221,119.56	
INTUIT INC	2,379	568.84	1,353,270.36	
MANHATTAN ASSOCIATES,INC.	480	160.51	77,044.80	
MICROSOFT CORP	60,501	359.12	21,727,119.12	
MICROSTRATEGY INC-CL A	1,900	317.76	603,744.00	
MONDAY.COM LTD	300	229.03	68,709.00	
NUTANIX INC - A	2,420	58.54	141,666.80	
ORACLE CORPORATION	14,300	122.82	1,756,326.00	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	17,890	90.80	1,624,412.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	5,560	160.05	889,878.00	
PTC INC	970	139.62	135,431.40	

		ROPER TECHNOLOGIES INC	899	539.27	484,803.73	
		SALESFORCE INC	8,157	236.26	1,927,172.82	
		SAMSARA INC-CL A	2,510	35.50	89,105.00	
		SERVICENOW INC	1,751	755.99	1,323,738.49	
		SYNOPSYS INC	1,299	402.36	522,665.64	
		TYLER TECHNOLOGIES INC	349	555.53	193,879.97	
		WORKDAY INC-CLASS A	1,840	214.10	393,944.00	
		ZOOM COMMUNICATIONS INC	2,150	70.49	151,553.50	
		ZSCALER INC	930	193.70	180,141.00	
		ARISTA NETWORKS INC	9,040	67.67	611,736.80	
		CISCO SYSTEMS	33,930	54.37	1,844,774.10	
		F5 INC	562	250.80	140,949.60	
		JUNIPER NETWORKS INC	3,260	34.04	110,970.40	
		MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,405	412.35	579,351.75	
		APPLE INC	128,810	193.16	24,880,939.60	
		DELL TECHNOLOGIES-C	2,920	82.39	240,578.80	
		HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	11,500	14.82	170,430.00	
		HP INC	8,690	23.75	206,387.50	
		NETAPP INC	1,820	81.68	148,657.60	
		PURE STORAGE INC - CLASS A	2,610	40.21	104,948.10	
		SEAGATE TECHNOLOGY	1,960	73.93	144,902.80	
		SUPER MICRO COMPUTER INC	4,646	29.51	137,103.46	
		WESTERN DIGITAL CORP	3,050	35.96	109,678.00	
		AMPHENOL CORP-CL A	10,150	63.59	645,438.50	
		CDW CORPORATION	1,110	148.42	164,746.20	
		CORNING INC	6,730	40.70	273,911.00	
		JABIL INC	990	129.75	128,452.50	
		KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	1,580	131.88	208,370.40	
		TE CONNECTIVITY PLC	2,690	128.75	346,337.50	
		TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	416	453.35	188,593.60	
		TRIMBLE INC	1,910	56.22	107,380.20	
		ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	409	222.05	90,818.45	
		ADVANCED MICRO DEVICES	13,790	85.56	1,179,872.40	
		ANALOG DEVICES INC	4,200	174.99	734,958.00	
		APPLIED MATERIALS	6,900	135.55	935,329.50	
		BROADCOM INC	38,140	166.21	6,339,249.40	

ENTEGRIS INC	1,450	67.52	97,904.00	
FIRST SOLAR INC	890	122.45	108,980.50	
INTEL CORP	36,500	18.84	687,660.00	
KLA CORP	1,130	620.80	701,504.00	
LAM RESEARCH CORP	10,880	62.39	678,803.20	
MARVELL TECHNOLOGY INC	7,250	49.38	358,005.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	4,490	39.43	177,040.70	
MICRON TECHNOLOGY	9,430	66.74	629,358.20	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	408	508.19	207,341.52	
NVIDIA CORP	209,780	96.91	20,329,779.80	
NXP SEMICONDUCTORS NV	2,120	171.50	363,580.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	3,960	34.74	137,570.40	
QUALCOMM INC	9,440	136.14	1,285,161.60	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	1,180	56.78	67,000.40	
TERADYNE INC	1,360	69.81	94,941.60	
TEXAS INSTRUMENTS INC	7,750	145.61	1,128,477.50	
AT & T INC	61,000	26.33	1,606,130.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	35,800	42.93	1,536,894.00	
T-MOBILE US INC	4,430	253.48	1,122,916.40	
ALLIANT ENERGY CORP	2,180	59.29	129,252.20	
AMERICAN ELECTRIC POWER	4,460	105.53	470,663.80	
CONSTELLATION ENERGY	2,630	192.61	506,564.30	
DUKE ENERGY CORP	6,520	120.17	783,508.40	
EDISON INTERNATIONAL	3,600	55.81	200,916.00	
ENTERGY CORP	3,740	80.51	301,107.40	
EVERGY INC	1,770	66.95	118,501.50	
EVERSOURCE ENERGY	3,380	56.38	190,564.40	
EXELON CORPORATION	8,360	46.23	386,482.80	
FIRSTENERGY CORP	4,800	41.80	200,640.00	
NEXTERA ENERGY INC	17,460	64.68	1,129,312.80	
NRG ENERGY INC	1,880	93.09	175,009.20	
PG&E CORP	18,100	16.84	304,804.00	
PPL CORPORATION	6,550	35.31	231,280.50	
SOUTHERN CO.	9,260	90.23	835,529.80	
XCEL ENERGY INC	5,170	68.97	356,574.90	
ATMOS ENERGY CORP	1,430	156.54	223,852.20	

		AMEREN CORPORATION	2,170	96.48	209,361.60	
		CENTERPOINT ENERGY INC	6,030	36.49	220,034.70	
		CMS ENERGY CORP	2,770	72.10	199,717.00	
		CONSOLIDATED EDISON INC	2,860	110.96	317,345.60	
		DOMINION ENERGY INC	7,530	52.06	392,011.80	
		DTE ENERGY COMPANY	1,840	131.78	242,475.20	
		NISOURCE INC	4,360	38.11	166,159.60	
		PUBLIC SVC ENTERPRISE	4,490	80.25	360,322.50	
		SEMPRA	5,690	70.46	400,917.40	
		WEC ENERGY GROUP INC	2,610	106.96	279,165.60	
		AMERICAN WATER WORKS CO INC	1,720	147.13	253,063.60	
		ESSENTIAL UTILITIES INC	2,260	40.18	90,806.80	
		ALLY FINANCIAL INC	2,600	30.09	78,234.00	
		AMERICAN EXPRESS CO	4,785	242.51	1,160,410.35	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	3,200	165.16	528,512.00	
		DISCOVER FINANCIAL SERVICES	2,250	165.31	371,947.50	
		SYNCHRONY FINANCIAL	3,440	47.23	162,471.20	
		AMERIPRISE FINANCIAL INC	848	451.15	382,575.20	
		ARES MANAGEMENT CORP - A	1,650	137.08	226,182.00	
		BANK OF NEWYORK MELLON CORP	6,350	74.04	470,154.00	
		BLACKROCK INC	1,249	854.00	1,066,646.00	
		BLACKSTONE INC	6,110	120.22	734,544.20	
		CARLYLE GROUP INC/THE	2,100	34.78	73,038.00	
		CBOE GLOBAL MARKETS INC	970	214.39	207,958.30	
		CME GROUP INC	3,040	260.33	791,403.20	
		COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	1,750	175.00	306,250.00	
		FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	299	413.03	123,495.97	
		FRANKLIN RESOURCES INC	2,800	17.35	48,580.00	
		FUTU HOLDINGS LTD-ADR	490	80.22	39,307.80	
		GOLDMAN SACHS GROUP	2,669	501.36	1,338,129.84	
		INTERACTIVE BROKERS GRO-CL A	1,010	153.51	155,045.10	
		INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	4,850	155.03	751,895.50	
		KKR & CO INC-A	5,230	97.95	512,278.50	
		LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	640	293.36	187,750.40	
		MOODYS CORP	1,372	413.30	567,047.60	
		MORGAN STANLEY	10,250	106.30	1,089,575.00	

MSCI INC	666	533.48	355,297.68	
NASDAQ INC	3,590	70.66	253,669.40	
NORTHERN TRUST CORP	1,610	86.78	139,715.80	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	1,630	130.84	213,269.20	
ROBINHOOD MARKETS INC -A	5,580	39.85	222,363.00	
S&P GLOBAL INC	2,697	448.99	1,210,926.03	
SCHWAB(CHARLES)CORP	14,610	74.95	1,095,019.50	
SEI INVESTMENTS COMPANY	770	69.67	53,645.90	
STATE STREET CORP	2,460	80.63	198,349.80	
T ROWE PRICE GROUP INC	1,960	83.55	163,758.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	990	129.46	128,165.40	
VISTRA CORP	2,960	106.52	315,299.20	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,340	210.08	281,507.20	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,440	100.26	244,634.40	
AVANTOR INC	5,800	14.96	86,768.00	
BIO TECHNE CORP	1,500	47.51	71,265.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	190	236.88	45,007.20	
DANAHER CORP	5,520	184.96	1,020,979.20	
ILLUMINA INC	1,300	72.00	93,600.00	
IQVIA HOLDINGS INC	1,650	141.22	233,013.00	
METTLER-TOLEDO INTL	176	970.15	170,746.40	
REVVITY INC	940	89.77	84,383.80	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	3,255	421.85	1,373,121.75	
WATERS CORP	517	316.23	163,490.91	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	690	205.88	142,057.20	
AUTOMATIC DATA PROCESS	3,452	284.85	983,302.20	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,050	111.95	117,547.50	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	1,030	228.08	234,922.40	
DAYFORCE INC	1,340	52.33	70,122.20	
EQUIFAX INC	1,030	215.29	221,748.70	
JACOBS SOLUTIONS INC	1,120	115.68	129,561.60	
LEIDOS HOLDINGS INC	1,040	138.24	143,769.60	
PAYCHEX INC	2,900	140.39	407,131.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	460	206.20	94,852.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	1,900	73.55	139,745.00	

		TRUNSUNION	1,530	70.71	108,186.30	
		VERISK ANALYTICS INC	1,272	284.35	361,693.20	
		CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	776	322.43	250,205.68	
		COMCAST CORP-CL A	32,390	33.60	1,088,304.00	
		FOX CORP-CLASS A	1,840	47.21	86,866.40	
		FOX CORP-CLASS B	930	43.95	40,873.50	
		INTERPUBRIC GROUP	3,280	23.50	77,080.00	
		NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	3,700	25.35	93,795.00	
		OMNICOM GROUP	1,760	72.09	126,878.40	
		TRADE DESK INC/THE -CLASS A	4,160	47.56	197,849.60	
		DISNEY (WALT) CO	15,400	84.00	1,293,600.00	
		ELECTRONIC ARTS	2,110	141.93	299,472.30	
		LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	1,840	83.22	153,124.80	
		LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	1,360	123.48	167,932.80	
		NETFLIX INC	3,661	987.91	3,616,738.51	
		ROBLOX CORP -CLASS A	4,180	59.91	250,423.80	
		ROKU INC	1,170	59.17	69,228.90	
		SEA LTD-ADR	3,050	116.53	355,416.50	
		SPOTIFY TECHNOLOGY S.A.	1,300	558.82	726,466.00	
		TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	1,470	205.16	301,585.20	
		WARNER BROS DISCOVERY INC	20,600	7.94	163,564.00	
		ALPHABET INC-CL A	50,050	147.67	7,390,883.50	
		ALPHABET INC-CL C	42,660	149.86	6,393,027.60	
		META PLATFORMS INC-CLASS A	18,675	484.66	9,051,025.50	
		PINTEREST INC- CLASS A	5,590	24.21	135,333.90	
		REDDIT INC-CL A	650	94.15	61,197.50	
		SNAP INC-A	8,900	7.61	67,729.00	
		CBRE GROUP INC	2,750	115.56	317,790.00	
		COSTAR GROUP INC	3,600	77.81	280,116.00	
		HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	9,400	4.20	39,480.00	
		ZILLOW GROUP INC - C	1,570	60.29	94,655.30	
	小計	銘柄数：556			379,474,108.12	
					(53,490,670,280)	
		組入時価比率：66.2%			74.5%	
	カナダドル	ARC RESOURCES LTD	5,400	26.96	145,584.00	
		CAMECO CORP	3,890	54.81	213,210.90	

		CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	18,170	39.62	719,895.40	
		CENOVUS ENERGY INC	12,800	16.40	209,920.00	
		ENBRIDGE INC	18,400	62.26	1,145,584.00	
		IMPERIAL OIL	1,690	89.62	151,457.80	
		KEYERA CORP	1,900	41.57	78,983.00	
		PEMBINA PIPELINE CORP	5,100	52.03	265,353.00	
		SUNCOR ENERGY INC	10,920	47.81	522,085.20	
		TC ENERGY CORP	8,660	67.07	580,826.20	
		TOURMALINE OIL CORP	3,350	61.63	206,460.50	
		NUTRIEN LTD	4,390	72.73	319,284.70	
		CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,290	68.64	88,545.60	
		AGNICO EAGLE MINES LTD	4,340	170.85	741,489.00	
		BARRICK GOLD	14,600	28.32	413,472.00	
		FIRST QUANTUM MINERALS LTD	5,700	16.00	91,200.00	
		FRANCO-NEVADA CORP	1,580	239.73	378,773.40	
		IVANHOE MINES LTD-CL A	5,600	11.93	66,808.00	
		KINROSS GOLD CORP	11,300	20.67	233,571.00	
		LUNDIN MINING CORP	5,500	10.66	58,630.00	
		PAN AMERICAN SILVER CORP	2,700	37.28	100,656.00	
		TECK RESOURCES LTD-CLS B	3,790	45.28	171,611.20	
		WHEATON PRECIOUS METALS CORP	3,990	117.84	470,181.60	
		WEST FRASER TIMBER	390	100.36	39,140.40	
		CAE INC	2,400	32.09	77,016.00	
		STANTEC INC	1,020	119.14	121,522.80	
		WSP GLOBAL INC	1,160	244.50	283,620.00	
		TOROMONT INDUSTRIES LTD	770	112.72	86,794.40	
		ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	3,500	29.84	104,440.00	
		GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	2,280	65.08	148,382.40	
		RB GLOBAL INC	1,560	131.36	204,921.60	
		AIR CANADA	2,000	13.87	27,740.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	4,460	136.49	608,745.40	
		CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	7,840	101.18	793,251.20	
		TFI INTERNATIONAL INC	610	106.38	64,891.80	
		MAGNA INTERNATIONAL INC	2,550	44.62	113,781.00	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	970	56.48	54,785.60	
		RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL	2,620	86.95	227,809.00	

INC				
CANADIAN TIRE CORP LTD A	440	147.92	65,084.80	
DOLLARAMA INC	2,490	168.00	418,320.00	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	6,850	71.95	492,857.50	
EMPIRE CO LTD A	900	49.50	44,550.00	
LOBLAW COMPANIES LTD	1,230	215.43	264,978.90	
METRO INC/CN	1,880	103.76	195,068.80	
WESTON(GEORGE)LTD	430	257.80	110,854.00	
SAPUTO INC	2,200	26.45	58,190.00	
BANK OF MONTREAL	6,140	127.75	784,385.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	10,430	65.66	684,833.80	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	7,880	80.87	637,255.60	
NATIONAL BANK OF CANADA	3,440	115.20	396,288.00	
ROYAL BANK OF CANADA	12,020	159.38	1,915,747.60	
TORONTO DOMINION BANK	14,800	84.18	1,245,864.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	184	2,030.03	373,525.52	
GREAT-WEST LIFECO INC	2,580	52.17	134,598.60	
IA FINANCIAL CORP INC	960	125.23	120,220.80	
INTACT FINANCIAL CORP	1,470	293.66	431,680.20	
MANULIFE FINANCIAL CORP	14,440	39.32	567,780.80	
POWER CORPORATION OF CANADA	5,230	49.72	260,035.60	
SUN LIFE FINANCIAL INC	4,730	78.26	370,169.80	
CGI INC	1,660	144.33	239,587.80	
SHOPIFY INC - CLASS A	10,270	112.92	1,159,688.40	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	169	4,605.31	778,297.39	
DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	790	138.70	109,573.00	
OPEN TEXT CORP	2,190	34.46	75,467.40	
CELESTICA INC	1,120	111.48	124,857.60	
BCE INC	1,020	30.99	31,609.80	
QUEBECOR INC-CL B	1,100	36.86	40,546.00	
TELUS CORP	5,200	20.98	109,096.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	3,240	35.37	114,598.80	
EMERA INC	2,870	60.95	174,926.50	
FORTIS INC	4,310	66.59	287,002.90	
HYDRO ONE LTD	2,450	50.81	124,484.50	
ALTAGAS LTD	2,500	39.48	98,700.00	

		CANADIAN UTILITIES LTD A	800	37.63	30,104.00	
		BROOKFIELD ASSET MGMT-A	3,190	65.43	208,721.70	
		BROOKFIELD CORP	11,510	66.42	764,494.20	
		IGM FINANCIAL INC	500	41.38	20,690.00	
		ONEX CORPORATION	570	88.06	50,194.20	
		TMX GROUP LTD	2,790	52.05	145,219.50	
		BROOKFIELD RENEWABLE CORP	860	37.07	31,880.20	
		THOMSON REUTERS CORP	1,390	249.37	346,624.30	
		FIRSTSERVICE CORP	370	236.42	87,475.40	
	小計	銘柄数：82 組入時価比率：3.2%			25,056,553.01 (2,550,506,530) 3.6%	
	ユーロ	TENARIS SA	4,100	14.54	59,634.50	
		ENI SPA	19,100	12.27	234,395.20	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	4,000	13.48	53,940.00	
		NESTE OYJ	2,900	7.53	21,837.00	
		OMV AG	1,280	42.84	54,835.20	
		REPSOL SA	8,900	10.32	91,892.50	
		TOTALENERGIES SE	18,310	51.65	945,711.50	
		AIR LIQUIDE SA	4,900	173.18	848,582.00	
		AKZO NOBEL	1,640	51.28	84,099.20	
		ARKEMA	500	61.35	30,675.00	
		BASF SE	7,450	41.95	312,527.50	
		COVESTRO AG TEND	1,700	59.30	100,810.00	
		DSM-FIRMENICH AG	1,680	90.28	151,670.40	
		EVONIK INDUSTRIES AG	2,700	18.73	50,571.00	
		SYENSQO SA	650	58.66	38,129.00	
		SYMRISE AG	1,220	95.32	116,290.40	
		HEIDELBERG MATERIALS AG	1,200	161.50	193,800.00	
		ARCELORMITTAL	4,500	23.82	107,190.00	
		STORA ENSO OYJ-R	5,700	7.55	43,057.80	
		UPM-KYMMENE OYJ	4,240	22.74	96,417.60	
		AIRBUS SE	5,030	136.46	686,393.80	
		DASSAULT AVIATION SA	180	303.60	54,648.00	
		LEONARDO SPA	3,600	45.05	162,180.00	
		MTU AERO ENGINES AG	487	274.20	133,535.40	

		RHEINMETALL AG	382	1,464.00	559,248.00	
		SAFRAN SA	3,040	212.20	645,088.00	
		THALES SA	870	253.00	220,110.00	
		COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	3,800	86.58	329,004.00	
		KINGSPAN GROUP PLC	1,420	70.75	100,465.00	
		ACS,ACTIVIDADES CONS Y SERV	1,770	51.40	90,978.00	
		BOUYGUES	1,680	37.34	62,731.20	
		EIFFAGE SA	730	113.55	82,891.50	
		FERROVIAL SE	4,400	39.90	175,560.00	
		VINCI	4,150	119.70	496,755.00	
		LEGRAND SA	2,390	93.66	223,847.40	
		PRYSMIAN SPA	2,430	44.91	109,131.30	
		SCHNEIDER ELECTRIC SE	4,640	205.30	952,592.00	
		SIEMENS ENERGY AG	5,310	63.80	338,778.00	
		SIEMENS AG	6,470	187.02	1,210,019.40	
		ALSTOM	3,360	19.39	65,150.40	
		DAIMLER TRUCK HOLDING AG	4,430	33.48	148,316.40	
		GEA GROUP AG	1,430	52.95	75,718.50	
		KNORR-BREMSE AG	560	81.05	45,388.00	
		KONE OYJ	2,950	51.70	152,515.00	
		METSO CORPORATION	5,800	8.63	50,100.40	
		RATIONAL AG	35	724.00	25,340.00	
		WARTSILA OYJ	4,200	15.23	63,966.00	
		BRENNTAG SE	1,250	55.40	69,250.00	
		IMCD NV	530	119.35	63,255.50	
		REXEL SA	2,300	22.11	50,853.00	
		DHL GROUP	8,190	35.78	293,038.20	
		INPOST SA	1,260	13.99	17,627.40	
		DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	5,100	6.14	31,344.60	
		ADP	230	104.20	23,966.00	
		AENA SME SA	630	218.00	137,340.00	
		GETLINK	3,200	16.24	51,968.00	
		CONTINENTAL AG	1,070	64.60	69,122.00	
		MICHELIN (CGDE)	5,800	30.22	175,276.00	
		BAYER MOTOREN WERK	2,660	70.26	186,891.60	
		BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	320	66.15	21,168.00	

		DR ING HC F PORSCHE AG	1,180	43.62	51,471.60	
		FERRARI NV	1,055	386.00	407,230.00	
		MERCEDES-BENZ GROUP AG	6,020	50.23	302,384.60	
		PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	1,370	33.75	46,237.50	
		RENAULT SA	1,710	43.89	75,051.90	
		STELLANTIS NV	16,500	8.29	136,801.50	
		VOLKSWAGEN AG-PREF	1,800	89.54	161,172.00	
		ADIDAS AG	1,540	198.65	305,921.00	
		HERMES INTERNATIONAL	267	2,287.00	610,629.00	
		KERING SA	648	164.48	106,583.04	
		LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	2,340	485.60	1,136,304.00	
		MONCLER SPA	2,210	53.70	118,677.00	
		PUMA SE	810	20.62	16,702.20	
		ACCOR SA	1,540	38.95	59,983.00	
		AMADEUS IT GROUP SA	3,720	68.04	253,108.80	
		DELIVERY HERO SE	1,740	23.60	41,064.00	
		FDJ UNITED	870	30.24	26,308.80	
		SODEXO	910	55.25	50,277.50	
		D'IETEREN GROUP	220	164.50	36,190.00	
		PROSUS NV	11,490	37.70	433,230.45	
		INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	9,730	46.88	456,142.40	
		ZALANDO SE	1,800	34.25	61,650.00	
		CARREFOUR SUPERMARCHE	3,900	13.20	51,499.50	
		JERONIMO MARTINS	3,100	20.94	64,914.00	
		KESKO OYJ-B SHS	2,300	19.69	45,287.00	
		KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	7,760	34.55	268,108.00	
		ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	7,520	57.78	434,505.60	
		DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	4,700	5.62	26,423.40	
		HEINEKEN HOLDING NV	1,160	67.80	78,648.00	
		HEINEKEN NV	2,340	78.92	184,672.80	
		PERNOD RICARD SA	1,870	92.24	172,488.80	
		DANONE	5,790	73.74	426,954.60	
		JDE PEET'S BV	1,700	20.56	34,952.00	
		KERRY GROUP PLC-A	1,330	93.40	124,222.00	
		LOTUS BAKERIES	3	8,270.00	24,810.00	

HENKEL AG & CO KGAA	970	61.05	59,218.50	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	1,340	67.16	89,994.40	
BEIERSDORF AG	780	119.15	92,937.00	
LOREAL-ORD	2,031	341.85	694,297.35	
BIOMERIEUX	300	113.70	34,110.00	
DIASORIN ITALIA SPA	330	97.92	32,313.60	
ESSILORLUXOTTICA	2,508	247.30	620,228.40	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	7,400	20.94	154,956.00	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	2,670	44.66	119,242.20	
AMPLIFON SPA	900	16.21	14,589.00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	2,060	41.58	85,654.80	
FRESENIUS SE & CO KGAA	3,600	39.01	140,436.00	
ARGENX SE	521	524.20	273,108.20	
GRIFOLS SA	1,800	8.06	14,522.40	
BAYER AG-REG	8,760	21.03	184,222.80	
IPSEN	260	90.70	23,582.00	
MERCK KGAA	1,050	116.65	122,482.50	
ORION OYJ	910	49.08	44,662.80	
RECORDATI SPA	930	48.36	44,974.80	
SANOFI	9,640	90.71	874,444.40	
UCB SA	1,120	136.30	152,656.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	4,100	18.01	73,841.00	
AIB GROUP PLC	18,500	5.48	101,472.50	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S.A.	48,600	11.86	576,639.00	
BANCO BPM SPA	12,400	9.27	115,022.40	
BANCO DE SABADELL SA	43,810	2.47	108,561.18	
BANCO SANTANDER SA	128,200	5.94	761,764.40	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	7,600	10.17	77,292.00	
BNP PARIBAS	8,590	70.74	607,656.60	
BPER BANCA	6,600	6.63	43,797.60	
CAIXABANK	35,500	6.72	238,631.00	
COMMERZBANK AG	8,600	22.84	196,424.00	
CREDIT AGRICOLE SA	10,100	16.28	164,478.50	
ERSTE GROUP BANK AG	2,630	61.65	162,139.50	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	4,500	17.09	76,905.00	

		ING GROEP NV	26,400	16.47	435,019.20	
		INTESA SANPAOLO	127,600	4.35	556,144.60	
		KBC GROEP NV	2,050	79.02	161,991.00	
		MEDIOBANCA S.P.A.	5,000	15.67	78,375.00	
		NORDEA BANK ABP	27,600	11.32	312,432.00	
		SOCIETE GENERALE	6,420	39.51	253,654.20	
		UNICREDIT SPA	11,770	49.89	587,205.30	
		ADYEN NV	190	1,400.40	266,076.00	
		EDENRED	2,140	31.30	66,982.00	
		EURAZEO SE	280	58.35	16,338.00	
		EXOR NV	750	78.30	58,725.00	
		GROUPE BRUXELLES LAM	890	68.85	61,276.50	
		NEXI SPA	6,200	4.94	30,683.80	
		SOFINA SA	100	233.20	23,320.00	
		AEGON LTD	12,000	5.38	64,608.00	
		AGEAS	1,100	52.80	58,080.00	
		ALLIANZ SE-REG	3,279	348.20	1,141,747.80	
		ASR NEDERLAND NV	1,280	52.82	67,609.60	
		AXA SA	14,920	39.51	589,489.20	
		GENERALI	8,290	30.86	255,829.40	
		HANNOVER RUECK SE	480	278.00	133,440.00	
		MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,128	600.00	676,800.00	
		NN GROUP NV	2,580	50.92	131,373.60	
		POSTE ITALIANE SPA	4,400	16.93	74,514.00	
		SAMPO OYJ-A SHS	19,600	8.84	173,264.00	
		TALANX AG	460	97.20	44,712.00	
		UNIPOL GRUPPO SPA	2,400	14.49	34,776.00	
		CAPGEMINI SA	1,370	126.90	173,853.00	
		DASSAULT SYSTEMES SE	5,460	32.84	179,306.40	
		NEMETSCHEK SE	510	106.70	54,417.00	
		SAP SE	8,903	226.00	2,012,078.00	
		NOKIA OYJ	47,300	4.52	213,890.60	
		ASM INTERNATIONAL NV	430	391.80	168,474.00	
		ASML HOLDING NV	3,358	564.20	1,894,583.60	
		BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	730	93.98	68,605.40	
		INFINEON TECHNOLOGIES AG	11,310	26.62	301,072.20	

STMICROELECTRONICS NV	5,500	17.93	98,615.00	
CELLNEX TELECOM SA	4,620	34.95	161,469.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	29,600	31.75	939,800.00	
ELISA OYJ	1,000	44.98	44,980.00	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	2,600	10.06	26,156.00	
KONINKLIJKE KPN NV	33,700	4.05	136,788.30	
ORANGE SA	17,200	12.58	216,376.00	
TELECOM ITALIA SPA	70,000	0.32	22,582.00	
TELEFONICA SA	35,600	4.32	154,112.40	
ACCIONA S.A.	210	116.10	24,381.00	
EDP SA	24,300	3.26	79,339.50	
ENDESA S.A.	2,700	25.38	68,526.00	
ENEL SPA	70,100	7.37	516,777.20	
FORTUM OYJ	4,000	13.54	54,160.00	
IBERDROLA SA	49,200	15.46	760,878.00	
REDEIA CORP SA	3,800	19.20	72,960.00	
TERNA SPA	11,600	8.43	97,834.40	
VERBUND AG	590	66.75	39,382.50	
SNAM SPA	15,100	4.88	73,688.00	
E.ON SE	18,500	15.26	282,402.50	
ENGIE	15,100	18.67	281,917.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	6,580	30.99	203,914.20	
AMUNDI SA	430	64.75	27,842.50	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	1,300	15.18	19,734.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	15,400	20.67	318,395.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	1,630	271.40	442,382.00	
EURONEXT NV	760	139.30	105,868.00	
EDP RENOVAVEIS SA	2,234	7.64	17,067.76	
EDP RENOVAVEIS-BONUS RIGHTS	2,234	0.08	189.62	
RWE AG	5,110	34.08	174,148.80	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,100	49.57	54,527.00	
QIAGEN N.V.	1,575	35.98	56,668.50	
SARTORIUS AG-VORZUG	256	209.00	53,504.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	180	187.15	33,687.00	
BUREAU VERITAS SA	2,800	26.66	74,648.00	
RANDSTAD NV	1,000	32.98	32,980.00	

		TELEPERFORMANCE	610	89.00	54,290.00	
		WOLTERS KLUWER	2,070	150.15	310,810.50	
		PUBLICIS GROUPE	2,030	84.84	172,225.20	
		BOLLORE SE	6,000	5.34	32,040.00	
		CTS EVENTIM AG & CO KGAA	440	97.20	42,768.00	
		UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	6,650	23.96	159,334.00	
		SCOUT24 SE	650	101.20	65,780.00	
		LEG IMMOBILIEN SE	600	73.65	44,190.00	
		VONOVIA SE	6,070	28.50	172,995.00	
	小計	銘柄数：211			44,339,340.90	
					(7,177,652,504)	
		組入時価比率：8.9%			10.0%	
	英ポンド	BP PLC	136,100	3.59	489,143.40	
		SHELL PLC-NEW	51,890	24.39	1,265,597.10	
		CRODA INTERNATIONAL PLC	1,300	27.10	35,230.00	
		ANGLO AMERICAN PLC	10,520	20.24	212,977.40	
		ANTOFAGASTA PLC	3,230	15.38	49,693.55	
		GLENCORE PLC	93,400	2.55	238,870.50	
		RIO TINTO PLC-REG	9,680	43.98	425,726.40	
		MONDI PLC	4,181	11.08	46,325.48	
		BAE SYSTEMS PLC	25,300	17.15	434,021.50	
		MELROSE INDUSTRIES PLC	12,000	4.10	49,200.00	
		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	71,800	7.14	512,939.20	
		DCC PLC	820	49.80	40,836.00	
		SMITHS GROUP PLC	3,400	17.94	60,996.00	
		SPIRAX GROUP PLC	660	58.45	38,577.00	
		ASHTEAD GROUP PLC	3,630	39.41	143,058.30	
		BUNZLE	2,880	22.88	65,894.40	
		RENTOKIL INITIAL PLC	24,300	3.50	85,050.00	
		BARRATT REDROW PLC	10,100	4.44	44,874.30	
		COMPASS GROUP PLC	14,620	25.52	373,102.40	
		ENTAIN PLC	5,700	5.69	32,478.60	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,430	75.92	108,565.60	
		WHITBREAD PLC	1,860	25.37	47,188.20	
		NEXT PLC	1,020	120.50	122,910.00	
		JD SPORTS FASHION PLC	17,000	0.75	12,750.00	

KINGFISHER PLC	16,000	2.68	42,944.00	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	15,000	4.11	61,695.00	
SAINSBURY	14,000	2.56	35,952.00	
TESCO PLC	57,100	3.54	202,476.60	
COCA-COLA HBC AG-DI	1,740	37.66	65,528.40	
DIAGEO PLC	18,600	20.71	385,206.00	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	2,300	21.94	50,462.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	16,750	31.64	529,970.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	7,090	29.71	210,643.90	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	6,160	49.10	302,456.00	
UNILEVER PLC	21,040	48.06	1,011,182.40	
SMITH & NEPHEW PLC	6,200	9.83	60,983.20	
NMC HEALTH PLC	800	0.00	0.00	
ASTRAZENECA PLC	13,210	101.24	1,337,380.40	
GSK PLC	34,900	13.36	466,438.50	
HALEON PLC	74,900	3.80	284,994.50	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	1,300	18.85	24,505.00	
BARCLAYS PLC	125,500	2.77	348,011.50	
HSBC HOLDINGS PLC	152,100	7.89	1,200,069.00	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	507,000	0.70	356,522.40	
NATWEST GROUP PLC	65,500	4.58	300,448.50	
STANDARD CHARTERED PLC	18,600	10.16	189,069.00	
M&G PLC	19,000	1.95	37,192.50	
WISE PLC - A	5,300	9.62	51,012.50	
ADMIRAL GROUP PLC	2,590	32.02	82,931.80	
AVIVA PLC	23,000	5.26	121,118.00	
LEGAL & GENERAL	55,200	2.47	136,675.20	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	5,100	5.78	29,503.50	
PRUDENTIAL PLC	24,100	7.87	189,763.40	
SAGE GROUP PLC (THE)	8,900	11.72	104,308.00	
HALMA PLC	3,400	26.56	90,304.00	
BT GROUP PLC	62,000	1.65	102,734.00	
VODAFONE GROUP PLC	184,000	0.70	129,683.20	
SSE PLC	9,000	16.40	147,645.00	
CENTRICA PLC	51,000	1.50	76,653.00	
NATIONAL GRID PLC	41,000	10.79	442,390.00	

		SEVERN TRENT PLC	2,000	27.39	54,780.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	6,800	11.12	75,616.00	
		3I GROUP PLC	8,720	41.15	358,828.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	4,020	113.60	456,672.00	
		SCHRODERS PLC	5,200	3.13	16,307.20	
		PEARSON	5,900	11.72	69,177.50	
		EXPERIAN PLC	7,630	34.45	262,853.50	
		INTERTEK GROUP PLC	1,420	45.52	64,638.40	
		RELX PLC	15,700	39.39	618,423.00	
		INFORMA PLC	11,300	6.91	78,105.60	
		WPP PLC	8,100	5.36	43,480.80	
		AUTO TRADER GROUP PLC	8,600	7.98	68,662.40	
	小計	銘柄数：72			16,312,402.13	
					(3,072,604,065)	
		組入時価比率：3.8%			4.3%	
	スイスフラン	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	53	570.50	30,236.50	
		GIVAUDAN-REG	78	3,778.00	294,684.00	
		SIKA AG-REG	1,330	195.55	260,081.50	
		HOLCIM LTD	4,370	87.62	382,899.40	
		SIG GROUP AG	2,300	15.33	35,259.00	
		GEBERIT AG-REG	270	551.20	148,824.00	
		ABB LTD	13,350	42.20	563,370.00	
		SCHINDLER HOLDING AG-REG	170	266.00	45,220.00	
		SCHINDLER HOLDING-PART CERT	393	274.00	107,682.00	
		VAT GROUP AG	207	271.20	56,138.40	
		KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	470	182.15	85,610.50	
		CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	4,540	136.90	621,526.00	
		THE SWATCH GROUP AG-B	250	133.90	33,475.00	
		AVOLTA AG	660	35.58	23,482.80	
		BARRY CALLEBAUT AG	29	758.00	21,982.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	8	12,110.00	96,880.00	
		CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	116,600.00	116,600.00	
		NESTLE SA-REG	22,330	87.98	1,964,593.40	
		ALCON INC	4,480	75.38	337,702.40	
		SONOVA HOLDING AG-REG	478	237.10	113,333.80	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,060	96.92	102,735.20	

		GALDERMA GROUP AG	600	78.55	47,130.00	
		NOVARTIS AG-REG	16,780	90.63	1,520,771.40	
		ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	5,986	255.60	1,530,021.60	
		ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	300	269.80	80,940.00	
		SANDOZ GROUP AG	3,690	32.53	120,035.70	
		BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	250	98.90	24,725.00	
		BALOISE HOLDING AG	440	185.70	81,708.00	
		HELVETIA HOLDING AG-REG	310	181.10	56,141.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	267	783.20	209,114.40	
		SWISS RE LTD	2,700	141.80	382,860.00	
		ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,237	559.80	692,472.60	
		TEMENOS AG-REG	590	63.15	37,258.50	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	1,370	58.56	80,227.20	
		SWISSCOM AG-REG	222	536.00	118,992.00	
		BKW AG	180	155.80	28,044.00	
		JULIUS BAER GROUP LTD	1,600	49.36	78,976.00	
		PARTNERS GROUP HOLDING AG	187	1,058.00	197,846.00	
		UBS GROUP AG	27,840	22.99	640,041.60	
		LONZA AG-REG	625	539.20	337,000.00	
		SGS SA-REG	1,460	76.90	112,274.00	
		SWISS PRIME SITE-REG	690	112.30	77,487.00	
	小計	銘柄数：42 組入時価比率：2.6%			11,896,381.90 (2,065,925,680) 2.9%	
	スウェーデンクローナ	BOLIDEN AB	2,300	278.00	639,400.00	
		HOLMEN AB-B SHARES	790	371.40	293,406.00	
		SVENSKA CELLULOSA AB-B	5,200	127.80	664,560.00	
		SAAB AB-B	2,760	440.05	1,214,538.00	
		ASSA ABLOY AB-B	8,220	275.70	2,266,254.00	
		NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	10,700	36.03	385,521.00	
		SKANSKA AB-B SHS	2,900	208.50	604,650.00	
		INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	1,200	260.70	312,840.00	
		LIFCO AB-B SHS	1,860	348.40	648,024.00	
		ALFA LAVAL AB	2,230	391.20	872,376.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	23,300	149.35	3,479,855.00	

		ATLAS COPCO AB-B SHS	13,900	131.60	1,829,240.00	
		EPIROC AB - A	5,100	190.30	970,530.00	
		EPIROC AB - B	3,400	170.30	579,020.00	
		INDUTRADE AB	2,500	263.00	657,500.00	
		SANDVIK AB	8,700	186.30	1,620,810.00	
		SKF AB-B SHARES	3,000	173.65	520,950.00	
		TRELLEBORG AB-B SHS	1,510	314.00	474,140.00	
		VOLVO AB-B SHS	13,790	251.40	3,466,806.00	
		ADDTECH AB-B SHARES	2,650	296.00	784,400.00	
		BEIJER REF AB	2,900	136.85	396,865.00	
		SECURITAS AB-B SHS	3,900	143.50	559,650.00	
		EVOLUTION AB	1,550	822.60	1,275,030.00	
		HENNES&MAURITZ AB-B	5,700	139.00	792,300.00	
		ESSITY AKTIEBOLAG-B	5,450	285.60	1,556,520.00	
		SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	1,700	263.00	447,100.00	
		SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	13,000	143.70	1,868,100.00	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	12,800	113.00	1,446,400.00	
		SWEDBANK AB	6,900	219.40	1,513,860.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,000	318.20	318,200.00	
		INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	1,050	318.80	334,740.00	
		INVESTOR AB-B SHS	14,980	277.60	4,158,448.00	
		LUNDBERGS AB-B SHS	460	478.20	219,972.00	
		ERICSSON LM-B	22,500	78.60	1,768,500.00	
		HEXAGON AB-B SHS	18,500	88.60	1,639,100.00	
		TELIA CO AB	22,000	35.58	782,760.00	
		TELE 2 AB-B SHS	4,600	135.15	621,690.00	
		EQT AB	3,500	250.00	875,000.00	
		FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	7,900	66.92	528,668.00	
		SAGAX AB-B	2,500	211.20	528,000.00	
	小計	銘柄数：40 組入時価比率：0.8%			43,915,723.00 (648,635,228) 0.9%	
	ノルウェークローネ	AKER BP ASA	3,300	220.20	726,660.00	
		EQUINOR ASA	7,300	247.00	1,803,100.00	
		YARA INTERNATIONAL ASA	1,070	311.60	333,412.00	

		NORSK HYDRO	12,600	52.84	665,784.00	
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	760	1,608.00	1,222,080.00	
		MOWI ASA	4,100	189.00	774,900.00	
		ORKLA ASA	6,700	121.30	812,710.00	
		SALMAR ASA	480	504.00	241,920.00	
		DNB BANK ASA	8,100	259.90	2,105,190.00	
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	1,200	247.60	297,120.00	
		TELENOR ASA	5,000	149.40	747,000.00	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.2%			9,729,876.00 (132,131,716) 0.2%	
	デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	2,870	409.90	1,176,413.00	
		ROCKWOOL A/S-B SHS	590	281.60	166,144.00	
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	8,100	88.10	713,610.00	
		DSV A/S	1,840	1,223.00	2,250,320.00	
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	25	10,680.00	267,000.00	
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	32	10,770.00	344,640.00	
		PANDORA A/S	780	921.20	718,536.00	
		CARLSBERG B	730	896.20	654,226.00	
		COLOPLAST-B	1,170	702.40	821,808.00	
		DEMANT A/S	730	223.60	163,228.00	
		GENMAB A/S	587	1,291.50	758,110.50	
		ZEALAND PHARMA A/S	430	424.50	182,535.00	
		NOVO NORDISK A/S-B	27,450	421.25	11,563,312.50	
		DANSKE BANK AS	6,440	215.20	1,385,888.00	
		TRYG A/S	2,700	151.50	409,050.00	
		ORSTED A/S	1,780	286.60	510,148.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.6%			22,084,969.00 (478,802,127) 0.7%	
	豪ドル	SANTOS LTD.	31,200	5.65	176,280.00	
		WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	15,500	20.07	311,085.00	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	3,680	34.95	128,616.00	
		BHP GROUP LIMITED	43,000	36.48	1,568,640.00	
		BLUESCOPE STEEL LTD	4,400	21.61	95,084.00	
		FORTESCUE LTD	14,900	15.09	224,841.00	

NORTHERN STAR RESOURCES LTD	10,200	22.35	227,970.00	
RIO TINTO LTD	3,030	111.54	337,966.20	
SOUTH32 LTD	37,000	2.69	99,530.00	
REECE LTD	2,000	15.40	30,800.00	
SGH LTD	1,700	47.90	81,430.00	
BRAMBLES LTD	12,000	20.61	247,320.00	
QANTAS AIRWAYS LIMITED	6,600	8.53	56,298.00	
TRANSURBAN GROUP	27,500	13.86	381,150.00	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	5,180	62.45	323,491.00	
LOTTERY CORP LTD/THE	22,000	5.09	111,980.00	
WESFARMERS LIMITED	9,800	74.51	730,198.00	
COLES GROUP LTD	12,600	21.27	268,002.00	
WOOLWORTHS GROUP LTD	10,900	31.54	343,786.00	
TREASURY WINE ESTATES LTD	5,600	8.65	48,440.00	
COCHLEAR LTD	510	261.00	133,110.00	
SONIC HEALTHCARE LTD	4,300	25.38	109,134.00	
CSL LIMITED	4,080	239.35	976,548.00	
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	25,700	28.04	720,628.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	14,210	161.25	2,291,362.50	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	25,800	33.99	876,942.00	
WESTPAC BANKING CORP	28,800	31.15	897,120.00	
WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	1,800	36.21	65,178.00	
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	17,900	7.91	141,589.00	
MEDIBANK PRIVATE LTD	26,000	4.49	116,740.00	
QBE INSURANCE	14,000	21.32	298,480.00	
SUNCORP GROUP LTD	8,596	19.27	165,644.92	
WISETECH GLOBAL LTD	1,500	82.00	123,000.00	
XERO LIMITED	1,370	155.11	212,500.70	
TELSTRA GROUP LTD	38,000	4.43	168,340.00	
ORIGIN ENERGY LTD	13,100	10.17	133,227.00	
APA GROUP	11,300	8.18	92,434.00	
ASX LTD	1,860	67.83	126,163.80	
MACQUARIE GROUP LIMITED	3,130	179.82	562,836.60	
PRO MEDICUS LTD	440	207.17	91,154.80	
COMPUTERSHARE LTD	5,000	38.19	190,950.00	
CAR GROUP LTD	3,200	32.68	104,576.00	

		REA GROUP LTD	480	239.99	115,195.20	
	小計	銘柄数：43 組入時価比率：1.6%			14,505,761.72 (1,308,999,937) 1.8%	
	ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	15,800	7.98	126,084.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	4,900	33.50	164,150.00	
		INFRATIL LTD	6,300	10.63	66,969.00	
		CONTACT ENERGY LTD	9,000	9.10	81,900.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	13,000	5.66	73,645.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.1%			512,748.00 (43,229,783) 0.1%	
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	22,916	42.15	965,909.40	
		SWIRE PACIFIC-A	3,500	64.15	224,525.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	12,000	76.05	912,600.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	9,000	19.36	174,240.00	
		MTR CORP	15,000	25.85	387,750.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	21,000	27.35	574,350.00	
		SANDS CHINA LTD	21,200	13.04	276,448.00	
		WH GROUP LIMITED	69,024	6.76	466,602.24	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	35,500	29.25	1,038,375.00	
		HANG SENG BANK	7,300	99.75	728,175.00	
		AIA GROUP LTD	91,000	54.25	4,936,750.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	27,120	10.74	291,268.80	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	4,000	49.30	197,200.00	
		CLP HLDGS	13,000	64.75	841,750.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	13,000	49.15	638,950.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	82,983	6.90	572,582.70	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	10,400	331.40	3,446,560.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	13,916	30.40	423,046.40	
		HENDERSON LAND	10,845	20.90	226,660.50	
		SINO LAND CO.LTD	39,000	7.63	297,570.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	11,000	70.90	779,900.00	
		THE WHARF HOLDINGS LIMITED	8,000	18.54	148,320.00	

		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	12,200	17.96	219,112.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：0.4%			18,768,645.04 (340,838,593) 0.5%	
	シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	13,000	7.06	91,780.00	
		KEPPEL LTD	10,300	6.21	63,963.00	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	22,000	2.25	49,500.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	13,300	6.45	85,785.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	37,000	0.71	26,455.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	15,000	3.13	46,950.00	
		DBS GROUP HLDGS	17,060	41.42	706,625.20	
		OCBC-ORD	29,450	16.25	478,562.50	
		UNITED OVERSEAS BANK	10,400	35.30	367,120.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	67,000	3.75	251,250.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	5,400	6.34	34,236.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	7,700	13.75	105,875.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	25,000	2.60	65,000.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.3%			2,373,101.70 (255,820,363) 0.4%	
	新シェケル	ICL GROUP LTD	5,700	23.68	134,976.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	202	1,453.00	293,506.00	
		BANK HAPOALIM BM	10,800	52.40	565,920.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	14,000	50.65	709,100.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	10,600	26.78	283,868.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	1,270	174.20	221,234.00	
		NICE LTD	450	540.10	243,045.00	
		NOVA LTD	270	638.10	172,287.00	
		AZRIELI GROUP	300	265.40	79,620.00	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.1%			2,703,556.00 (102,322,024) 0.1%	
合計					71,668,138,830 (71,668,138,830)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	246.00	0.00	
	小計	銘柄数：1	246.00	0.00	
				(0)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
	合計			0	
				(0)	
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,490	112,837.70	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	3,080	112,235.20	
		AMERICAN TOWER CORP	3,950	861,060.50	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	5,100	89,709.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,250	252,237.50	
		BXP INC	1,290	80,715.30	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,040	115,242.40	
		CROWN CASTLE INC	3,620	369,710.60	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,770	405,361.80	
		EQUINIX INC	813	628,611.60	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1,690	108,886.70	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,030	204,525.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	608	164,701.12	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,740	240,468.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	2,500	122,000.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	6,500	119,925.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	5,700	77,007.00	
		INVITATION HOMES INC	5,430	181,362.00	
		IRON MOUNTAIN INC	2,450	199,944.50	
		KIMCO REALTY CORP	6,100	122,549.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,010	156,368.20	
		PROLOGIS INC	7,830	772,272.90	
		PUBLIC STORAGE	1,313	377,566.28	
		REALTY INCOME CORP	7,300	423,108.00	
		REGENCY CENTERS CORP	1,560	110,416.80	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	950	214,272.50	

		SIMON PROPERTY GROUP INC	2,910	428,352.00	
		SUN COMMUNITIES INC	1,060	128,419.00	
		UDR INC	3,040	123,849.60	
		VENTAS INC	3,680	245,860.80	
		VICI PROPERTIES INC	9,200	295,780.00	
		WELLTOWER INC	5,260	755,599.00	
		WEYERHAEUSER CO	6,410	158,262.90	
		WP CAREY INC	2,060	126,298.60	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：1.5%	113,734	8,885,516.50 (1,252,502,405) 88.2%	
	ユーロ	COVIVIO	330	16,780.50	
		GECINA SA	280	25,074.00	
		KLEPIERRE	1,700	52,700.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,050	74,970.00	
	小計	銘柄数：4 組入時価比率：0.0%	3,360	169,524.50 (27,442,626) 1.9%	
	英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	5,600	32,284.00	
		SEGRO PLC	12,300	84,993.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	17,900	117,277.00 (22,090,295) 1.6%	
	豪ドル	GOODMAN GROUP	16,800	472,752.00	
		GPT GROUP	13,000	58,110.00	
		SCENTRE GROUP	51,000	175,440.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	20,000	103,800.00	
		VICINITY CENTRES	32,000	72,320.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.1%	132,800	882,422.00 (79,629,761) 5.6%	
	香港ドル	LINK REIT	25,100	877,245.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	25,100	877,245.00 (15,930,769) 1.1%	
	シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	33,006	86,475.72	

		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	57,028	119,758.80	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	90,034	206,234.52 (22,232,081) 1.6%	
	合計			1,419,827,937 (1,419,827,937)	
合計				1,419,827,937 (1,419,827,937)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	4,194,062,691	－	3,962,363,672	△231,699,019
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	79,485,582,193	－	79,327,048,378	158,533,815
米ドル	59,529,793,302	－	59,553,538,749	△23,745,447
カナダドル	2,726,568,554	－	2,671,220,291	55,348,263
ユーロ	7,813,962,496	－	7,815,083,520	△1,121,024
英ポンド	3,412,270,708	－	3,329,621,680	82,649,028
スイスフラン	2,253,130,914	－	2,308,011,837	△54,880,923
スウェーデンクローナ	712,854,945	－	705,978,900	6,876,045
ノルウェークローネ	144,167,352	－	137,701,528	6,465,824
デンマーククローネ	532,828,034	－	532,501,120	326,914
豪ドル	1,499,628,348	－	1,451,361,177	48,267,171
ニュージーランドドル	43,955,132	－	43,777,396	177,736
香港ドル	403,952,112	－	381,887,298	22,064,814
シンガポールドル	304,691,014	－	295,079,642	9,611,372
新シェケル	107,779,282	－	101,285,240	6,494,042
合計	－	－	－	△73,165,204

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	837,728,866
コール・ローン	799,167,235
株式	128,365,448,103
投資信託受益証券	5,016,619,350
投資証券	116,838,593
派生商品評価勘定	25,351,656
未収入金	1,772,345
未収配当金	241,174,214
未収利息	10,690
差入委託証拠金	5,224,177,244
流動資産合計	140,628,288,296
資産合計	140,628,288,296
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	308,858,161
未払解約金	743,302,169
その他未払費用	3,851,900
流動負債合計	1,056,012,230
負債合計	1,056,012,230
純資産の部	
元本等	
元本	73,947,743,587
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	65,624,532,479
元本等合計	139,572,276,066
純資産合計	139,572,276,066
負債純資産合計	140,628,288,296

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 市場価格のない有価証券については基準価額で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3．費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1．　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.8874円
(10,000口当たり純資産額)	(18,874円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資信託受益証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在

期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	60,843,637,802円
同期中における追加設定元本額	24,466,637,646円
同期中における一部解約元本額	11,362,531,861円
期末元本額	73,947,743,587円
期末元本額の内訳＊	
野村資産設計ファンド２０１５	12,745,574円
野村資産設計ファンド２０２０	13,836,549円
野村資産設計ファンド２０２５	20,354,935円
野村資産設計ファンド２０３０	36,685,500円
野村資産設計ファンド２０３５	39,284,793円
野村資産設計ファンド２０４０	70,611,923円
野村資産設計ファンド２０４５	16,606,189円
野村インデックスファンド・新興国株式	3,665,180,251円
ネクストコア	3,247,784円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	548,341,746円
野村資産設計ファンド２０５０	18,047,672円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	3,194,766円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,515,212円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	2,370,203円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	2,377,698円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	963,537円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,274,688円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	12,076,834円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	6,959,101円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	27,580,243円
野村つみたて外国株投信	8,940,593,613円
野村外国株（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	635,012,771円

野村外国株（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	2,186,447,214 円
世界６資産分散ファンド	150,309,201 円
野村資産設計ファンド２０６０	19,273,343 円
はじめてのＮＩＳＡ・全世界株式インデックス（オール・カントリー）	2,928,142,718 円
はじめてのＮＩＳＡ・新興国株式インデックス	1,453,695,532 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国株式・ＭＳＣＩエマージング・マーケット・インデックス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,794,410,465 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国株式	3,761,041,718 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,563,334 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・新興国株式（適格機関投資家専用）	1,112,437,516 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	410,158 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	387,980,221 円
野村新興国株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	45,504,071,486 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	213,669,007 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	11,750,552 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	37,592,814 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	43,112,702 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	32,932,711 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	33,599,199 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	70,969,612 円
野村全世界株式インデックスファンド（確定拠出年金向け）	123,472,502 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	INNER MONGOLIA YITAI COAL CO LTD	155,000	1.98	308,295.00	
		NOVATEK PJSC-SPONS GDR REG S	7,000	0.00	0.00	
		PJSC GAZPROM-ADR	456,300	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	32,050	0.00	0.00	
		ROSNEFT OJSC - GDR	83,900	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR	103,000	0.00	0.00	
		TATNEFT-SPONSORED ADR	19,100	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC	4,007	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR	78	0.00	0.00	
		PHOSAGRO PJSC-GDR REG S	1	0.00	0.00	
		QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	19,800	34.28	678,744.00	
		CIA DE MINAS BUENAVENTUR-ADR	21,600	14.77	319,032.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	103,000	0.00	0.00	
		PJSC ALROSA	176,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL-ADR	48,600	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	2,355	0.00	0.00	

		SEVERSTAL-GDR REG S	15,800	0.00	0.00	
		SOUTHERN COPPER CORP	9,449	86.64	818,661.36	
		H WORLD GROUP LTD-ADR	27,800	34.45	957,710.00	
		YUM CHINA HOLDINGS INC	45,900	41.70	1,914,030.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	5,300	0.00	0.00	
		PDD HOLDINGS INC ADR	86,180	94.36	8,131,944.80	
		VIPSHOP HOLDINGS LTD - ADS	39,400	12.29	484,226.00	
		X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	11,500	0.00	0.00	
		LEGEND BIOTECH CORP-ADR	11,100	32.24	357,864.00	
		BANCO DE CHILE-ADR	27,700	28.40	786,680.00	
		BANCO SANTANDER CHILE-ADR	19,600	24.16	473,536.00	
		BANCOLOMBIA S.A.-SPONS ADR	15,630	40.03	625,668.90	
		COMMERCIAL INTL BANK-GDR REG	260,036	1.46	379,652.56	
		CREDICORP LTD	8,360	184.96	1,546,265.60	
		NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	403,700	10.71	4,323,627.00	
		PJSC SBERBANK OF RUSSIA	811,000	0.00	0.00	
		STATE BANK OF INDIA-GDR	23,210	92.60	2,149,246.00	
		TCS GROUP HOLDING-REG S	9,300	0.00	0.00	
		VTB BANK JSC	35,156	0.00	0.00	
		SHANGHAI BAOSIGHT SOFTWARE CO LTD	54,288	1.52	82,734.91	
		MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	28,650	0.00	0.00	
		ENEL CHILE SA-ADR	73,000	3.21	234,330.00	
		INTER RAO UES PJSC	3,660,000	0.00	0.00	
		QIFU TECHNOLOGY INC-ADR	13,400	35.49	475,566.00	
		MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	133,000	0.00	0.00	
		XP INC - CLASS A	41,700	13.89	579,213.00	
		TAL EDUCATION GROUP-ADR	50,000	9.99	499,500.00	
		TENCENT MUSIC ENTERTAINM-ADR	96,600	11.97	1,156,302.00	
		AUTOHOME INC-ADR	7,500	27.04	202,800.00	
		KANZHUN LTD	32,700	13.62	445,374.00	
		VK CO LTD GDR	7,000	0.00	0.00	
		KE HOLDINGS INC ADR	85,400	19.49	1,664,446.00	
	小計	銘柄数：48 組入時価比率：3.0%			29,595,449.13 (4,171,774,509) 3.2%	
	メキシコペソ	CEMEX SAB - CPO	1,871,985	10.41	19,487,363.85	

		GRUPO MEXICO SAB DE CV- SER B	380,983	99.95	38,079,250.85	
		INDUSTRIAS PENOLES SAB DE CV	26,310	436.76	11,491,155.60	
		ALFA S.A.B.-A	537,968	12.26	6,595,487.68	
		GRUPO CARSO SAB DE CV-SER A1	65,000	129.41	8,411,650.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DE SUR-B	24,600	570.97	14,045,862.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL CENT	43,000	205.46	8,834,780.00	
		GRUPO AEROPORTUARIO DEL-B SH	45,300	377.81	17,114,793.00	
		PROMOTORA Y OPERADORA DE INF	18,600	221.06	4,111,716.00	
		GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA	43,000	121.68	5,232,240.00	
		WALMART DE MEXICO-SER V	603,000	60.79	36,656,370.00	
		ARCA CONTINENTAL SAB DE CV	58,000	214.53	12,442,740.00	
		COCA-COLA FEMSA SAB DE CV	67,000	190.62	12,771,540.00	
		FOMENTO ECONOMICO MEXICA-UBD	211,600	205.90	43,568,440.00	
		GRUMA S.A.B.-B	21,900	376.51	8,245,569.00	
		GRUPO BIMBO SAB-SERIES A	157,000	62.55	9,820,350.00	
		KIMBERLY-CLARK DE MEXICO-A	143,000	32.93	4,708,990.00	
		GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	330,700	150.53	49,780,271.00	
		GRUPO FINANCIERO INBURSA-O	209,000	48.45	10,126,050.00	
		QUALITAS CONTROLADORA SAB CV	31,000	179.48	5,563,880.00	
		AMERICA MOVIL SAB DE CV	2,281,000	15.92	36,313,520.00	
	小計	銘柄数：21			363,402,018.98	
					(2,598,796,858)	
		組入時価比率：1.9%			2.0%	
	レアル	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	460,000	33.17	15,258,200.00	
		PETROBRAS-PETROLEO BRAS-PR	550,000	30.85	16,967,500.00	
		PRIO SA	108,700	34.56	3,756,672.00	
		ULTRAPAR PARTICIPACOES	86,000	17.25	1,483,500.00	
		KLABIN SA-UNIT	83,600	17.90	1,496,440.00	
		GERDAU SA PFD NPV	194,020	14.95	2,900,599.00	
		VALE SA	450,652	52.88	23,830,477.76	
		SUZANO SA	87,960	51.84	4,559,846.40	
		EMBRAER SA	93,000	63.15	5,872,950.00	
		WEG SA	199,648	45.95	9,173,825.60	
		LOCALIZA RENT A CAR	106,595	40.25	4,290,448.75	
		RUMO SA	164,000	18.88	3,096,320.00	
		CCR SA	121,000	12.52	1,514,920.00	

		VIBRA ENERGIA SA	138,000	18.10	2,497,800.00	
		RAIA DROGASIL SA	153,980	20.69	3,185,846.20	
		AMBEV SA	593,956	14.00	8,315,384.00	
		BRF SA	77,000	21.15	1,628,550.00	
		JBS SA	98,100	43.55	4,272,255.00	
		NATURA &CO HOLDING SA	92,500	9.34	863,950.00	
		REDE D'OR SAO LUIZ SA	106,500	29.87	3,181,155.00	
		BANCO BRADESCO S.A.	209,953	11.42	2,397,663.26	
		BANCO BRADESCO SA - PREF	652,042	12.78	8,333,096.76	
		BANCO DO BRASIL SA	208,000	27.43	5,705,440.00	
		ITAU UNIBANCO HOLDING SA-PREF	633,590	32.75	20,750,072.50	
		ITAUSA SA	698,268	9.95	6,947,766.60	
		BB SEGURIDADE PARTICIPACOES	87,000	40.74	3,544,380.00	
		CAIXA SEGURIDADE PARTICIPACO	81,000	15.80	1,279,800.00	
		TOTVS SA	61,000	36.64	2,235,040.00	
		TELEFONICA BRASIL S.A.	118,400	26.41	3,126,944.00	
		TIM SA	82,952	17.84	1,479,863.68	
		CENTRAIS ELECTRICAS BRASILEIRAS-PREF B	29,000	45.60	1,322,400.00	
		CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	162,100	42.13	6,829,273.00	
		CIA ENERGETICA DE MINAS GER-PREF	256,983	10.35	2,659,774.05	
		COMPANHIA PARANAENSE-PREF B	95,000	11.02	1,046,900.00	
		CPFL ENERGIA SA	18,400	38.25	703,800.00	
		ENERGISA SA-UNITS	35,700	42.54	1,518,678.00	
		EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	148,000	34.15	5,054,200.00	
		CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	64,500	109.01	7,031,145.00	
		B3 SA-BRASIL BOLSA BALCAO	679,999	12.18	8,282,387.82	
		BANCO BTG PACTUAL SA - UNIT	158,000	34.73	5,487,340.00	
		ENGIE BRASIL SA	16,600	39.29	652,214.00	
	小計	銘柄数：41 組入時価比率：3.7%			214,534,818.38 (5,207,081,844) 4.1%	
	チリペソ	EMPRESAS CMPC SA	119,000	1,503.70	178,940,300.00	
		LATAM AIRLINES GROUP SA	18,116,000	14.41	261,051,560.00	
		S.A.C.I. FALABELLA	94,000	4,155.00	390,570,000.00	
		EMPRESAS COPEC SA	57,000	6,451.00	367,707,000.00	

		CENCOSUD SA	126,000	2,951.00	371,826,000.00	
		BANCO DE CREDITO E INVERSION	13,134	35,550.00	466,913,700.00	
		ENEL AMERICAS SA	2,325,000	89.90	209,017,500.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%			2,246,026,060.00 (329,170,841) 0.3%	
	コロンビアペソ	BANCOLOMBIA SA	28,900	50,320.00	1,454,248,000.00	
		INTERCONEXION ELECTRICA SA	60,000	19,780.00	1,186,800,000.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.1%			2,641,048,000.00 (86,948,582) 0.1%	
	ユーロ	METLEN ENERGY & METALS SA	12,000	41.30	495,600.00	
		FF GROUP	2,030	0.00	0.00	
		OPAP SA	20,200	18.71	377,942.00	
		JUMBO SA	15,932	26.10	415,825.20	
		ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	283,000	2.07	585,810.00	
		EUROBANK ERGASIAS SERVICES AND HOLDINGS	295,000	2.30	680,565.00	
		NATIONAL BANK OF GREECE	112,000	9.10	1,019,200.00	
		PIRAEUS FINANCIAL HOLDINGS S.A.	121,000	4.70	568,700.00	
		HELLENIC TELECOM	18,000	15.68	282,240.00	
		PUBLIC POWER CORP	31,600	13.00	410,800.00	
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.6%			4,836,682.20 (782,962,114) 0.6%	
	トルコリラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	116,700	123.90	14,459,130.00	
		SASA POLYESTER SANAYI	1,533,598	4.06	6,226,407.88	
		EREGLI DEMIR VE CELIK FABRIK	418,000	20.96	8,761,280.00	
		ASELSAN ELEKTRONIK SANAYI	200,920	127.90	25,697,668.00	
		KOC HLDGS	85,000	150.50	12,792,500.00	
		TURK SISE VE CAM FABRIKALARI AS	150,000	35.04	5,256,000.00	
		PEGASUS HAVA TASIMACILIGI AS	29,325	249.70	7,322,452.50	
		TURK HAVA YOLLARI AO	64,000	315.00	20,160,000.00	
		FORD OTOMOTIVE SANAYI AS	6,200	923.50	5,725,700.00	
		BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	55,500	444.75	24,683,625.00	
		COCA-COLA ICECEK AS	83,600	53.45	4,468,420.00	
		AKBANK T.A.S	411,000	49.78	20,459,580.00	

		HACI OMER SABANCI HOLDING	132,000	76.85	10,144,200.00	
		TURKIYE IS BANKASI AS-C	959,980	10.60	10,175,788.00	
		YAPI VE KREDI BANKASI A.S.	417,000	23.62	9,849,540.00	
		TURKCELL ILETISIM HIZMET AS	179,000	93.50	16,736,500.00	
	小計	銘柄数：16 組入時価比率：0.5%			202,918,791.38 (748,750,048) 0.6%	
	チェココルナ	KOMERCNI BANKA AS	9,050	1,083.00	9,801,150.00	
		MONETA MONEY BANK AS	42,000	138.20	5,804,400.00	
		CEZ AS	21,600	1,147.00	24,775,200.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.2%			40,380,750.00 (261,263,452) 0.2%	
	フォリント	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	59,800	2,856.00	170,788,800.00	
		RICHTER GEDEON NYRT	16,200	10,280.00	166,536,000.00	
		OTP BANK NYRT	29,100	24,400.00	710,040,000.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.3%			1,047,364,800.00 (418,945,920) 0.3%	
	ズロチ	ORLEN SA	64,387	63.70	4,101,451.90	
		KGHM POLSKA MIEDZ S.A.	18,100	114.15	2,066,115.00	
		LPP SA	130	15,610.00	2,029,300.00	
		ALLEGRO.EU SA	62,200	31.10	1,934,420.00	
		DINO POLSKA SA	6,650	508.20	3,379,530.00	
		ZABKA GROUP SA	47,000	20.93	983,710.00	
		BANK PEKAO SA	20,600	176.60	3,637,960.00	
		MBANK	2,040	794.40	1,620,576.00	
		PKO BANK POLSKI SA	110,600	70.68	7,817,208.00	
		SANTANDER BANK POLSKA SA	5,660	574.40	3,251,104.00	
		POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZE	76,900	56.72	4,361,768.00	
		POLSKA GRUPA ENERGETYCZNA SA	73,000	7.39	539,470.00	
		CD PROJEKT RED SA	8,000	221.60	1,772,800.00	
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：1.0%			37,495,412.90 (1,421,826,057) 1.1%	
	香港ドル	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY	367,000	0.00	0.00	

CHINA OILFIELD SERVICES LTD-H	204,000	5.91	1,205,640.00	
CHINA COAL ENERGY CO-H	270,000	8.03	2,168,100.00	
CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	3,040,900	3.89	11,829,101.00	
CHINA SHENHUA ENERGY CO - H	413,000	31.05	12,823,650.00	
COSCO SHIPPING ENERGY TRANSPORTATION-H	126,000	5.46	687,960.00	
PETROCHINA CO LTD-H	2,530,000	5.67	14,345,100.00	
YANKUANG ENERGY GROUP CO-H	484,700	7.89	3,824,283.00	
ANHUI CONCH CEMENT CO.LTD-H	138,000	22.05	3,042,900.00	
CHINA NATIONAL BUILDING MA-H	393,000	4.01	1,575,930.00	
ALUMINUM CORP OF CHINA LTD-H	490,000	4.11	2,013,900.00	
CHINA HONGQIAO GROUP LTD	357,000	13.28	4,740,960.00	
CMOC GROUP LTD-H	405,000	5.53	2,239,650.00	
JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	98,000	12.46	1,221,080.00	
MMG LTD	464,800	2.30	1,069,040.00	
SHANDONG GOLD MINING CO LTD	60,000	23.95	1,437,000.00	
ZHAOJIN MINING INDUSTRY-H	169,000	18.92	3,197,480.00	
ZIJIN MINING GROUP CO-H	703,000	17.22	12,105,660.00	
AVICHINA INDUSTRY&TECH-H	402,000	3.54	1,423,080.00	
CHINA COMMUNICATIONS SERVICES CORP LTD H	370,400	4.05	1,500,120.00	
CHINA RAILWAY GROUP LTD-H	420,000	3.40	1,428,000.00	
CHINA STATE CONSTRUCTION INT	227,250	10.74	2,440,665.00	
CITIC LTD	688,000	8.92	6,136,960.00	
FOSUN INTERNATIONAL LIMITED	225,940	4.00	903,760.00	
CRRC CORP LTD-H	550,000	4.70	2,585,000.00	
HAITIAN INTERNATIONAL HLDGS	103,000	17.16	1,767,480.00	
SINOTRUK HONG KONG LTD	68,000	18.28	1,243,040.00	
WEICHAI POWER CO LTD-H	214,800	15.06	3,234,888.00	
ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC-H	55,200	30.55	1,686,360.00	
BOC AVIATION LTD	28,100	57.25	1,608,725.00	
J&T GLOBAL EXPRESS LTD	373,000	5.49	2,047,770.00	
JD LOGISTICS INC	279,400	11.70	3,268,980.00	
ZTO EXPRESS CAYMAN INC	53,800	148.00	7,962,400.00	
COSCO SHIPPING HOLDINGS CO LTD - H	368,000	11.26	4,143,680.00	
ORIENT OVERSEAS INTERNATIONAL LTD	13,500	106.10	1,432,350.00	
CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	182,000	12.24	2,227,680.00	

JIANGSU EXPRESS CO LTD-H	148,000	9.65	1,428,200.00	
ZHEJIANG EXPRESSWAY-H	157,320	6.62	1,041,458.40	
FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP CO LTD	83,200	49.15	4,089,280.00	
BYD CO LTD-H	152,500	366.00	55,815,000.00	
GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	769,000	15.50	11,919,500.00	
GREAT WALL MOTOR COMPANY-H	273,000	12.00	3,276,000.00	
LI AUTO INC	156,000	89.65	13,985,400.00	
NIO INC.	166,400	27.35	4,551,040.00	
XPENG INC	152,300	73.55	11,201,665.00	
YADEA GROUP HOLDINGS LTD	134,000	14.46	1,937,640.00	
ZHEJIANG LEAPMOTOR TECHNOLOG	51,000	44.95	2,292,450.00	
HAIER SMART HOME CO LTD-H	327,000	21.65	7,079,550.00	
HISENSE HOME APPLIANCES CO LTD	38,000	24.50	931,000.00	
MIDEA GROUP CO LTD	42,900	69.35	2,975,115.00	
ANTA SPORTS PRODUCTS LTD	159,800	89.90	14,366,020.00	
BOSIDENG INTL HLDGS LTD	730,000	3.90	2,847,000.00	
LI NING CO LTD	276,000	14.94	4,123,440.00	
SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	96,100	50.05	4,809,805.00	
HAIDILAO INTERNATIONAL HOLDING LTD.	190,000	17.40	3,306,000.00	
MEITUAN-CLASS B	610,640	136.50	83,352,360.00	
TONGCHENG TRAVEL HOLDINGS LTD	183,200	22.25	4,076,200.00	
TRAVELSKY TECHNOLOGY LTD-H	109,000	10.84	1,181,560.00	
TRIP.COM GROUP LTD	76,800	449.80	34,544,640.00	
ALIBABA GROUP HOLDING LIMITED	2,007,480	108.70	218,213,076.00	
JD.COM, INC.	301,367	139.20	41,950,286.40	
MINISO GROUP HOLDING LTD	68,800	30.55	2,101,840.00	
CHOW TAI FOOK JEWELLERY GROUP LTD	175,800	9.38	1,649,004.00	
POP MART INTERNATIONAL GROUP	69,800	164.50	11,482,100.00	
ZHONGSHENG GROUP HOLDINGS	72,000	11.36	817,920.00	
ALIBABA HEALTH INFORMATION TECHNOLOGY LT	870,000	4.57	3,975,900.00	
JD HEALTH INTERNATIONAL INC	152,900	35.35	5,405,015.00	
ANHUI GUJING DISTILLERY CO LTD	12,300	118.20	1,453,860.00	
CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	209,333	27.90	5,840,390.70	
NONGFU SPRING LTD	258,400	36.65	9,470,360.00	
TSING TAO BREWERY CO-H	78,000	59.85	4,668,300.00	

CHINA FEIHE LTD	405,000	6.20	2,511,000.00	
CHINA HUISHAN DAIRY HOLDINGS CO LTD	144,000	0.00	0.00	
CHINA MENGNIU DAIRY CO	365,000	19.50	7,117,500.00	
TINGYI(CAYMAN ISLN)HLDG CO	278,000	13.76	3,825,280.00	
WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	553,000	4.90	2,709,700.00	
SMOORE INTERNATIONAL HOLDING	266,000	11.50	3,059,000.00	
GIANT BIOGENE HOLDING CO LTD	40,000	72.10	2,884,000.00	
HENGAN INTL GROUP CO LTD	60,000	20.75	1,245,000.00	
SHANDONG WEIGAO GP MEDICAL-H	248,000	5.52	1,368,960.00	
SHANGHAI PHARMACEUTICALS-H	99,000	10.82	1,071,180.00	
SINOPHARM GROUP CO-H	190,000	17.76	3,374,400.00	
AKESO INC	86,000	82.95	7,133,700.00	
BEIGENE LTD	96,620	139.70	13,497,814.00	
INNOVENT BIOLOGICS INC	151,000	47.25	7,134,750.00	
CHINA RESOURCES PHARMACEUTICAL GROUP LTD	179,500	4.87	874,165.00	
CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LIMITED	1,047,520	5.56	5,824,211.20	
HANSOH PHARMACEUTICAL GROUP	130,000	22.10	2,873,000.00	
SINO BIOPHARMACEUTICAL	1,346,500	3.67	4,941,655.00	
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	3,340,000	4.51	15,063,400.00	
BANK OF CHINA LTD-H	8,720,000	4.44	38,716,800.00	
BANK OF COMMUNICATIONS CO-H	1,173,790	6.63	7,782,227.70	
CHINA CITIC BANK-H	1,030,000	6.07	6,252,100.00	
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	11,935,000	6.67	79,606,450.00	
CHINA EVERBRIGHT BANK CO L-H	257,000	3.17	814,690.00	
CHINA MERCHANTS BANK-H	493,692	43.35	21,401,548.20	
CHINA MINSHENG BANKING-H	979,800	3.68	3,605,664.00	
IND & COMM BK OF CHINA-H	8,520,000	5.35	45,582,000.00	
POSTAL SAVINGS BANK OF CHINA-H	1,219,000	4.82	5,875,580.00	
FAR EAST HORIZON LTD	154,000	5.88	905,520.00	
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	885,000	13.68	12,106,800.00	
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	315,000	21.40	6,741,000.00	
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	215,072	10.48	2,253,954.56	
NEW CHINA LIFE INSURANCE C-H	133,000	27.80	3,697,400.00	
PEOPLE S INSURANCE CO GROU-H	1,210,000	4.30	5,203,000.00	
PICC PROPERTY & CASUALTY -H	832,420	13.72	11,420,802.40	

		PING AN INSURANCE GROUP CO-H	822,500	43.80	36,025,500.00	
		KINGDEE INTL SOFTWARE GROUP CO LTD	366,000	11.80	4,318,800.00	
		BYD ELECTRONIC INTERNATIONAL CO LTD	108,000	32.05	3,461,400.00	
		ZTE CORP-H	111,052	21.35	2,370,960.20	
		LENOVO GROUP LTD	992,000	8.08	8,015,360.00	
		XIAOMI CORPORATION	2,044,000	41.95	85,745,800.00	
		AAC TECHNOLOGIES HOLDINGS INC	92,000	33.50	3,082,000.00	
		SUNNY OPTICAL TECHNOLOGY GROUP CO LTD	95,300	61.05	5,818,065.00	
		GCL TECHNOLOGY HOLDINGS LTD	2,705,000	0.78	2,109,900.00	
		HUA HONG SEMICONDUCTOR LTD	70,000	36.15	2,530,500.00	
		XINYI SOLAR HOLDINGS LTD	468,000	2.55	1,193,400.00	
		CHINA TOWER CORP LTD-H	538,000	10.94	5,885,720.00	
		BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	49,000	30.25	1,482,250.00	
		CHINA GAS HOLDINGS LTD	318,000	6.83	2,171,940.00	
		CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	124,000	21.65	2,684,600.00	
		ENN ENERGY HOLDINGS LTD	91,600	60.90	5,578,440.00	
		KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	448,000	7.53	3,373,440.00	
		BEIJING ENTERPRISES WATER GR	405,000	2.41	976,050.00	
		GUANGDONG INVESTMENT	338,000	6.00	2,028,000.00	
		CHINA GALAXY SECURITIES CO-H	460,000	6.95	3,197,000.00	
		CHINA INTERNATIONAL CAPITAL CO LTD-H	172,400	13.40	2,310,160.00	
		CITIC SECURITIES CO LTD-H	190,050	18.92	3,595,746.00	
		GUOTAI HAITONG SECURITIES CO-H	315,960	10.64	3,361,814.40	
		HUATAI SECURITIES CO LTD-H	126,000	10.94	1,378,440.00	
		NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY	186,000	35.35	6,575,100.00	
		CGN POWER CO LTD-H	1,290,000	2.54	3,276,600.00	
		CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	366,000	6.12	2,239,920.00	
		CHINA POWER INTERNATIONAL DEVELOPMENT	490,000	2.97	1,455,300.00	
		CHINA RESOURCES POWER HOLDING	238,000	18.44	4,388,720.00	
		HUANENG POWER INTL INC-H	680,000	4.70	3,196,000.00	
		GENSCRIPT BIOTECH CORP	112,000	10.40	1,164,800.00	
		WUXI APPTEC CO LTD	36,200	51.95	1,880,590.00	
		WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	459,000	20.50	9,409,500.00	

		CHINA LITERATURE LTD	49,800	25.10	1,249,980.00	
		CHINA RUYI HOLDINGS LTD	776,000	2.03	1,575,280.00	
		KINGSOFT CORP LTD	111,000	36.55	4,057,050.00	
		NETEASE, INC.	241,750	158.30	38,269,025.00	
		BAIDU INC-CLASS A	290,410	82.55	23,973,345.50	
		BILIBILI INC	30,120	129.80	3,909,576.00	
		KUAISHOU TECHNOLOGY	328,100	50.05	16,421,405.00	
		TENCENT HOLDINGS LTD	801,400	458.00	367,041,200.00	
		C&D INTERNATIONAL INVESTMENT GROUP LTD	73,000	16.84	1,229,320.00	
		CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	451,000	14.38	6,485,380.00	
		CHINA RESOURCES LAND LTD	420,444	27.35	11,499,143.40	
		CHINA RESOURCES MIXC LIFESTY	71,000	36.20	2,570,200.00	
		CHINA VANKE CO LTD-H	243,000	5.90	1,433,700.00	
		LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD	272,000	10.64	2,894,080.00	
	小計	銘柄数：153 組入時価比率：22.8%			1,756,091,500.06 (31,890,621,641) 24.9%	
	リンギ	PETRONAS DAGANGAN BHD	30,000	19.50	585,000.00	
		PETRONAS CHEMICALS GROUP BHD	330,000	3.14	1,036,200.00	
		PRESS METAL ALUMINIUM HOLDINGS	399,000	4.80	1,915,200.00	
		GAMUDA BERHAD	532,000	3.94	2,096,080.00	
		SIME DARBY BERHAD	440,000	2.03	893,200.00	
		SUNWAY BHD	256,000	4.38	1,121,280.00	
		MISC BHD	210,960	7.17	1,512,583.20	
		GENTING BHD	187,000	3.23	604,010.00	
		MR DIY GROUP M BHD	361,500	1.66	600,090.00	
		IOI CORP	247,000	3.65	901,550.00	
		KUALA LUMPUR KEPONG	73,000	19.92	1,454,160.00	
		NESTLE (MALAYSIA) BERHAD	7,300	80.50	587,650.00	
		PPB GROUP BERHAD	90,740	11.70	1,061,658.00	
		QL RESOURCES BHD	178,500	4.67	833,595.00	
		SD GUTHRIE BHD	238,000	4.64	1,104,320.00	
		IHH HEALTHCARE BHD	260,000	6.89	1,791,400.00	
		AMMB HOLDING	313,000	5.12	1,602,560.00	
		CIMB GROUP HOLDINGS BERHAD	1,038,000	6.86	7,120,680.00	

		HONG LEONG BANK	92,960	19.98	1,857,340.80	
		MALAYAN BANKING	694,000	9.98	6,926,120.00	
		PUBLIC BANK BHD	1,702,000	4.40	7,488,800.00	
		RHB BANK BHD	228,023	6.57	1,498,111.11	
		TELEKOM MALAYSIA	129,000	6.75	870,750.00	
		AXIATA GROUP BERHAD	346,000	1.95	674,700.00	
		CELCOMDIGI BHD	429,000	3.67	1,574,430.00	
		MAXIS BHD	265,000	3.49	924,850.00	
		TENAGA NASIONAL	368,000	13.48	4,960,640.00	
		PETRONAS GAS BERHAD	91,000	16.90	1,537,900.00	
		YTL CORPORATION BERHAD	400,000	1.83	732,000.00	
		YTL POWER INTERNATIONAL BHD	300,000	3.26	978,000.00	
	小計	銘柄数：30			56,844,858.11	
					(1,828,687,716)	
		組入時価比率：1.3%			1.4%	
	バーツ	PTT EXPLOR & PROD PCL-NVDR	164,000	100.50	16,482,000.00	
		PTT PCL-NVDR	1,134,000	30.75	34,870,500.00	
		SIAM CEMENT PCL-NVDR	100,700	149.00	15,004,300.00	
		AIRPORTS OF THAILAND PCL NVDR	544,000	37.25	20,264,000.00	
		BANGKOK EXPRESS AND METRO NVDR	810,000	5.85	4,738,500.00	
		MINOR INTERNATIONAL PCL-NVDR	414,978	26.00	10,789,428.00	
		CENTRAL RETAIL CORP PCL-NVDR	155,025	23.10	3,581,077.50	
		HOME PRODUCT CENTER PCL-NVDR	579,997	8.90	5,161,973.30	
		PTT OIL & RETAIL BUSINE-NVDR	258,000	12.90	3,328,200.00	
		CP ALL PCL-NVDR	744,000	49.75	37,014,000.00	
		CP AXTRA PCL-NVDR	204,013	25.00	5,100,325.00	
		CHAROEN POKPHAND FOODS-NVDR	426,000	24.90	10,607,400.00	
		BANGKOK DUSIT MED SERVI-NVDR	1,438,000	23.60	33,936,800.00	
		BUMRUNGRAD HOSPITAL PU-NVDR	59,000	170.50	10,059,500.00	
		KASIKORNBANK PCL-NVDR	83,000	148.50	12,325,500.00	
		KRUNG THAI BANK-NVDR	504,050	20.20	10,181,810.00	
		SCB X PCL-NVDR	125,000	112.50	14,062,500.00	
		TMBTHANACHART BANK PCL-NVDR	2,373,000	1.82	4,318,860.00	
		DELTA ELECTRONICS THAI-NVDR	384,200	68.00	26,125,600.00	
		TRUE CORP PCL/NEW-NVDR	1,169,966	12.00	14,039,592.00	
		ADVANCED INFO SERVICE-NVDR	157,000	281.00	44,117,000.00	

		KRUNGTHAI CARD PCL-NVDR	134,000	45.50	6,097,000.00	
		GULF DEVELOPMENT PCL-NVDR	608,119	44.50	27,061,295.50	
		CENTRAL PATTANA PCL-NVDR	261,000	48.00	12,528,000.00	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.2%			381,795,161.30 (1,622,629,435) 1.3%	
	フィリピンペソ	AYALA CORPORATION	28,302	556.50	15,750,063.00	
		SM INVESTMENTS CORP	30,500	810.00	24,705,000.00	
		INTERNATIONAL CONTAINER TERMINAL SVCS	119,000	340.00	40,460,000.00	
		JOLLIBEE FOODS CORPORATION	43,000	233.80	10,053,400.00	
		BANK OF THE PHILIPPINE ISLANDS	297,940	135.10	40,251,694.00	
		BDO UNIBANK INC	300,997	163.20	49,122,710.40	
		METROPOLITAN BANK & TRUST	205,095	73.15	15,002,699.25	
		PLDT INC	7,000	1,280.00	8,960,000.00	
		MANILA ELECTRIC COMPANY	37,300	568.00	21,186,400.00	
		AYALA LAND INC	768,000	23.95	18,393,600.00	
		SM PRIME HOLDINGS INC	1,388,975	21.90	30,418,552.50	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.5%			274,304,119.15 (682,962,395) 0.5%	
	ルピア	ALAMTRI RESOURCES INDONESIA TB	2,110,000	1,805.00	3,808,550,000.00	
		UNITED TRACTORS TBK PT	229,050	22,900.00	5,245,245,000.00	
		BARITO PACIFIC TBK PT	2,893,399	765.00	2,213,450,235.00	
		CHANDRA ASRI PACIFIC TBK PT	984,000	7,650.00	7,527,600,000.00	
		AMMAN MINERAL INTERNASIONAL	900,000	6,650.00	5,985,000,000.00	
		PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	2,360,000	4,790.00	11,304,400,000.00	
		GOTO GOJEK TOKOPEDIA TBK PT	105,120,000	79.00	8,304,480,000.00	
		SUMBER ALFARIA TRIJAYA TBK P	1,970,000	1,935.00	3,811,950,000.00	
		INDOFOOD CBP SUKSES MAKMUR T	309,000	10,550.00	3,259,950,000.00	
		INDOFOOD SUKSES MAK TBK	420,000	7,350.00	3,087,000,000.00	
		PT CHAROEN POKPHAND INDONESIA	1,140,000	4,160.00	4,742,400,000.00	
		KALBE FARMA PT	2,300,000	1,225.00	2,817,500,000.00	
		BANK CENTRAL ASIA	6,970,000	8,300.00	57,851,000,000.00	
		BANK MANDIRI	4,340,000	4,610.00	20,007,400,000.00	
		BANK NEGARA INDONESIA PT	1,620,000	3,990.00	6,463,800,000.00	
		BANK RAKYAT INDONESIA	8,850,028	3,620.00	32,037,101,360.00	

		TELKOM INDONESIA PERSERO TBK	6,210,000	2,570.00	15,959,700,000.00	
	小計	銘柄数：17 組入時価比率：1.2%			194,426,526,595.00 (1,633,182,823) 1.3%	
	ウォン	HD HYUNDAI CO LTD	5,100	71,000.00	362,100,000.00	
		S-OIL CORPORATION	3,930	52,400.00	205,932,000.00	
		SK INNOVATION CO LTD	9,340	92,600.00	864,884,000.00	
		LG CHEMICALS LTD	6,350	217,500.00	1,381,125,000.00	
		SKC CO LTD	2,610	97,800.00	255,258,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	710	684,000.00	485,640,000.00	
		POSCO HOLDINGS INC	8,670	251,000.00	2,176,170,000.00	
		HANWHA AEROSPACE CO LTD	3,970	830,000.00	3,295,100,000.00	
		KOREA AEROSPACE INDUSTRIES	10,800	80,500.00	869,400,000.00	
		DOOSAN ENERBILITY CO LTD	59,800	26,050.00	1,557,790,000.00	
		ECOPRO BM CO LTD	5,590	94,900.00	530,491,000.00	
		ECOPRO CO., LTD.	12,311	47,400.00	583,541,400.00	
		ECOPRO MATERIALS CO LTD	2,580	51,500.00	132,870,000.00	
		HD HYUNDAI ELECTRIC CO LTD	3,050	333,500.00	1,017,175,000.00	
		LG ENERGY SOLUTION	5,650	332,500.00	1,878,625,000.00	
		LS ELECTRIC CO., LTD.	1,690	176,600.00	298,454,000.00	
		POSCO FUTURE M CO LTD	3,420	124,400.00	425,448,000.00	
		LG CORP	11,750	63,200.00	742,600,000.00	
		SAMSUNG C&T CORP	10,220	114,500.00	1,170,190,000.00	
		SK INC	4,570	127,300.00	581,761,000.00	
		SK SQUARE CO LTD	11,100	83,700.00	929,070,000.00	
		DOOSAN BOBCAT INC	6,550	44,800.00	293,440,000.00	
		HANWHA OCEAN CO LTD	10,300	77,900.00	802,370,000.00	
		HD HYUNDAI HEAVY INDUSTRIES CO LTD	2,780	352,000.00	978,560,000.00	
		HD KOREA SHIPBUILDING & OFFSHORE ENGINEE	4,910	222,000.00	1,090,020,000.00	
		HYUNDAI ROTEM CO LTD	11,400	113,000.00	1,288,200,000.00	
		SAMSUNG HEAVY INDUSTRIES	81,000	13,990.00	1,133,190,000.00	
		POSCO INTERNATIONAL CORP	5,200	50,900.00	264,680,000.00	
		HYUNDAI GLOVIS CO LTD	5,350	113,500.00	607,225,000.00	
		KOREAN AIR LINES CO LTD	26,500	20,450.00	541,925,000.00	
		HMM COMPANY LIMITED	38,300	18,960.00	726,168,000.00	

		HANKOOK TIRE & TECHNONOGY CO	9,300	38,850.00	361,305,000.00	
		HYUNDAI MOBIS	8,010	244,000.00	1,954,440,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO LTD	16,750	187,300.00	3,137,275,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	4,130	144,200.00	595,546,000.00	
		HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	2,900	142,900.00	414,410,000.00	
		KIA CORP	29,860	88,000.00	2,627,680,000.00	
		COWAY CO LTD	7,930	78,800.00	624,884,000.00	
		LG ELECTRONICS INC	12,030	70,400.00	846,912,000.00	
		HANJIN KAL CORP	1,900	80,800.00	153,520,000.00	
		CJ CHEILJEDANG CORP	820	240,000.00	196,800,000.00	
		ORION CORP/REPUBLIC OF KOREA	2,890	119,600.00	345,644,000.00	
		KT & G CORP	13,000	110,600.00	1,437,800,000.00	
		AMOREPACIFIC CORP	3,730	115,400.00	430,442,000.00	
		LG H&H	1,002	322,000.00	322,644,000.00	
		HLB INC	15,700	53,500.00	839,950,000.00	
		ALTEOGEN INC	5,050	386,500.00	1,951,825,000.00	
		CELLTRION INC	18,910	157,400.00	2,976,434,000.00	
		SK BIOPHARMACEUTICALS CO LTD	3,320	104,900.00	348,268,000.00	
		YUHAN CORPORATION	7,100	115,500.00	820,050,000.00	
		HANA FINANCIAL HOLDINGS	33,200	59,700.00	1,982,040,000.00	
		INDUSTRIAL BK OF KOREA	26,100	14,700.00	383,670,000.00	
		KAKAOBANK CORP	19,300	21,100.00	407,230,000.00	
		KB FINANCIAL GROUP INC	45,200	82,800.00	3,742,560,000.00	
		SHINHAN FINANCIAL GROUP	49,300	48,700.00	2,400,910,000.00	
		WOORI FINANCIAL GROUP INC	86,400	16,990.00	1,467,936,000.00	
		MERITZ FINANCIAL GROUP INC	12,500	117,800.00	1,472,500,000.00	
		DB INSURANCE CO LTD	5,600	85,900.00	481,040,000.00	
		SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	3,640	354,500.00	1,290,380,000.00	
		SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	10,600	80,300.00	851,180,000.00	
		SAMSUNG SDS CO LTD	4,690	116,900.00	548,261,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS	592,720	55,400.00	32,836,688,000.00	
		SAMSUNG ELECTRONICS PFD	100,500	45,600.00	4,582,800,000.00	
		LG INNOTEK CO LTD	1,970	140,500.00	276,785,000.00	
		LG.DISPLAY CO LTD	30,970	8,190.00	253,644,300.00	
		SAMSUNG ELECTRO MECHANICS	7,020	121,200.00	850,824,000.00	
		SAMSUNG SDI CO LTD-RIGHTS	918	31,600.00	29,008,800.00	

		SAMSUNG SDI CO,LTD	6,497	177,800.00	1,155,166,600.00	
		HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	5,400	75,100.00	405,540,000.00	
		SK HYNIX INC	67,760	176,600.00	11,966,416,000.00	
		LG UPLUS CORP	17,400	11,530.00	200,622,000.00	
		SK TELECOM CO LTD	5,500	58,000.00	319,000,000.00	
		KOREA ELECTRIC POWER	36,700	25,300.00	928,510,000.00	
		KOREA INVESTMENT HOLDINGS CO	5,340	72,800.00	388,752,000.00	
		MIRAE ASSET SECURITIES CO LTD	24,737	9,850.00	243,659,450.00	
		NH INVESTMENT & SECURITIES CO LTD	18,700	13,630.00	254,881,000.00	
		SAMSUNG BIOLOGICS CO LTD	2,151	1,072,000.00	2,305,872,000.00	
		HYBE CO LTD	3,330	230,000.00	765,900,000.00	
		KRAFTON INC	3,630	384,500.00	1,395,735,000.00	
		NCSOFT CORPORATION	1,631	136,400.00	222,468,400.00	
		KAKAO CORP	40,170	38,900.00	1,562,613,000.00	
		NAVER CORP	18,320	187,500.00	3,435,000,000.00	
	小計	銘柄数：82 組入時価比率：9.0%			127,262,823,950.00 (12,599,019,571) 9.8%	
	新台湾ドル	FORMOSA CHEMICAL&FIBRE CO	411,998	24.60	10,135,150.80	
		FORMOSA PLASTIC	492,424	34.60	17,037,870.40	
		NAN YA PLASTICS CORP	633,726	30.05	19,043,466.30	
		ASIA CEMENT	314,980	44.85	14,126,853.00	
		TCC GROUP HOLDINGS	929,888	28.70	26,687,785.60	
		CHINA STEEL	1,478,544	20.00	29,570,880.00	
		FORTUNE ELECTRIC CO LTD	14,300	379.50	5,426,850.00	
		VOLTRONIC POWER TECHNOLOGY	8,000	1,295.00	10,360,000.00	
		FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION	313,454	31.50	9,873,801.00	
		AIRTAC INTERNATIONAL GROUP	15,464	793.00	12,262,952.00	
		CHINA AIRLINES LTD	375,000	20.75	7,781,250.00	
		EVA AIRWAYS CORP	303,000	38.45	11,650,350.00	
		EVERGREEN MARINE	147,950	201.50	29,811,925.00	
		WAN HAI LINES LIMITED	86,335	82.10	7,088,103.50	
		YANG MING MARINE TRANSPORT	191,000	69.90	13,350,900.00	
		TAIWAN HIGH SPEED RAIL CORP	247,000	26.25	6,483,750.00	
		CHENG SHIN RUBBER IND CO LTD	222,036	52.00	11,545,872.00	

NIEN MADE ENTERPRISE CO LTD	24,000	342.50	8,220,000.00	
ECLAT TEXTILE COMPANY LTD	24,443	367.50	8,982,802.50	
FENG TAY ENTERPRISE CO LTD	69,592	100.50	6,993,996.00	
POU CHEN CORP	267,468	30.05	8,037,413.40	
HOTAI MOTOR COMPANY LTD	42,580	594.00	25,292,520.00	
PRESIDENT CHAIN STORE CORP	64,816	254.50	16,495,672.00	
UNI-PRESIDENT ENTERPRISES CO	627,836	74.70	46,899,349.20	
PHARMAESSENTIA CORPORATION	32,000	492.00	15,744,000.00	
CHANG HWA COMMERCIAL BANK	895,196	17.70	15,844,969.20	
CTBC FINANCIAL HOLDING	2,022,212	36.30	73,406,295.60	
E.SUN FINANCIAL HOLDINGS CO	1,811,798	27.55	49,915,034.90	
FIRST FINANCIAL HOLDING CO	1,482,015	24.95	36,976,274.25	
HUA NAN FINANCIAL HOLDINGS C	1,036,977	26.95	27,946,530.15	
MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT	1,429,626	37.70	53,896,900.20	
SINOPAC FINANCIAL HOLDINGS	1,240,619	20.80	25,804,875.20	
TAISHIN FINANCIAL HOLDINGS	1,524,154	15.65	23,853,010.10	
TAIWAN BUSINESS BANK	741,002	14.00	10,374,028.00	
TAIWAN COOPERATIVE FINANCIAL	1,327,442	24.00	31,858,608.00	
THE SHANGHAI COMMERCIAL & SAVINGS BANK	466,906	47.25	22,061,308.50	
CHAILEASE HOLDING CO LTD	186,689	111.00	20,722,479.00	
YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	1,273,007	30.30	38,572,112.10	
CATHAY FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,196,293	54.10	64,719,451.30	
CHINA DEVELOPMENT FINANCIAL HOLDING	2,082,789	15.65	32,595,647.85	
FUBON FINANCIAL HOLDING CO LTD	1,003,830	79.00	79,302,570.00	
SHIN KONG FINANCIAL HOLDINGS	1,889,656	11.20	21,164,147.20	
ACCTON TECHNOLOGY CORPORATION	65,000	506.00	32,890,000.00	
ACER INC	348,767	31.50	10,986,160.50	
ADVANTECH CO.,LTD.	60,620	325.00	19,701,500.00	
ASIA VITAL COMPONENTS CO LTD	45,000	403.00	18,135,000.00	
ASUSTEK COMPUTER INC	88,805	531.00	47,155,455.00	
CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	76,840	213.50	16,405,340.00	
COMPAL ELECTRONICS	571,590	27.05	15,461,509.50	
GIGABYTE TECHNOLOGY CO LTD	73,000	212.50	15,512,500.00	
INVENTEC CO.,LTD	331,911	39.85	13,226,653.35	
LITE-ON TECHNOLOGY CORP	285,897	88.80	25,387,653.60	

MICRO-STAR INTERNATIONAL CO LTD	101,000	129.00	13,029,000.00	
PEGATRON CORP	242,692	78.70	19,099,860.40	
QUANTA COMPUTER INC	336,684	232.00	78,110,688.00	
WISTRON CORP	348,000	103.00	35,844,000.00	
WIWYNN CORP	13,000	1,840.00	23,920,000.00	
AUO CORP	802,606	12.20	9,791,793.20	
DELTA ELECTRONICS INC	236,681	312.00	73,844,472.00	
E INK HOLDINGS INC	116,000	219.50	25,462,000.00	
ELITE MATERIAL CO LTD	36,000	516.00	18,576,000.00	
HON HAI PRECISION INDUSTRY	1,551,649	136.50	211,800,088.50	
INNOLUX CORP	866,744	14.45	12,524,450.80	
LARGAN PRECISION CO LTD	12,040	2,115.00	25,464,600.00	
LOTES CO LTD	10,000	1,070.00	10,700,000.00	
SYNNEX TECHNOLOGY INTL CORP	194,566	68.20	13,269,401.20	
UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	158,000	81.20	12,829,600.00	
WPG HOLDINGS CO LTD	170,387	64.00	10,904,768.00	
YAGEO CORPORATION	47,982	442.00	21,208,044.00	
ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING	64,410	92.50	5,957,925.00	
ALCHIP TECHNOLOGIES LTD	10,000	2,105.00	21,050,000.00	
ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LTD	409,658	128.50	52,641,053.00	
EMEMORY TECHNOLOGY INC	8,000	2,360.00	18,880,000.00	
GLOBAL UNICHIP CORP	10,000	957.00	9,570,000.00	
GLOBALWAFERS CO LTD	31,000	272.50	8,447,500.00	
JENTECH PRECISION INDUSTRIAL COMPANY LTD	10,000	912.00	9,120,000.00	
MEDIATEK INC	188,538	1,345.00	253,583,610.00	
NOVATEK MICROELECTRONICS LTD	68,058	494.00	33,620,652.00	
REALTEK SEMICONDUCTOR CORP	58,417	507.00	29,617,419.00	
SILERGY CORP	47,000	424.00	19,928,000.00	
TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,058,000	835.00	2,553,430,000.00	
UNITED MICROELECTRONICS CORP	1,386,500	43.65	60,520,725.00	
VANGUARD INTERNATIONAL SEMI	111,335	89.30	9,942,215.50	
CHUNGHWA TELECOM CO LTD	458,065	127.00	58,174,255.00	
FAR EASTONE TELECOMM CO LTD	202,000	86.00	17,372,000.00	
TAIWAN MOBILE CO LTD	241,200	113.50	27,376,200.00	
INTERNATIONAL GAMES SYSTEM CO LTD	33,000	807.00	26,631,000.00	

		RUENTEX DEVELOPMENT CO LTD	152,701	31.40	4,794,811.40	
	小計	銘柄数：88 組入時価比率：15.8%			5,059,815,658.20 (22,019,305,781) 17.2%	
	インドルピー	SIEMENS ENERGY INDIA LTD	10,200	2,631.75	26,843,856.57	
		BHARAT PETROLEUM CORP LTD	218,000	304.05	66,282,900.00	
		COAL INDIA LTD	245,000	400.50	98,122,500.00	
		HINDUSTAN PETROLEUM CORP	131,000	394.85	51,725,350.00	
		INDIAN OIL CORPORATION LTD	343,000	138.68	47,567,240.00	
		OIL INDIA LTD	54,800	395.85	21,692,580.00	
		OIL&NATURAL GAS CORP LTD	392,000	249.78	97,913,760.00	
		PETRONET LNG LTD	77,000	313.60	24,147,200.00	
		RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	755,800	1,295.50	979,138,900.00	
		ASIAN PAINTS LTD	47,900	2,445.00	117,115,500.00	
		PI INDUSTRIES LTD	10,100	3,683.90	37,207,390.00	
		PIDILITE INDUSTRIES LTD	19,700	3,019.30	59,480,210.00	
		SOLAR INDUSTRIES INDIA LTD	2,960	12,475.00	36,926,000.00	
		SRF LTD	19,200	3,029.30	58,162,560.00	
		SUPREME INDUSTRIES LTD	7,900	3,514.80	27,766,920.00	
		UPL LTD	65,500	671.15	43,960,325.00	
		AMBUJA CEMENTS LTD	57,000	578.90	32,997,300.00	
		GRASIM INDUSTRIES LIMITED	30,200	2,756.90	83,258,380.00	
		SHREE CEMENT LIMITED	1,080	31,155.00	33,647,400.00	
		ULTRATECH CEMENT LTD	14,670	11,934.00	175,071,780.00	
		APL APOLLO TUBES LTD	25,800	1,599.50	41,267,100.00	
		HINDALCO INDUSTRIES LIMITED	177,100	622.00	110,156,200.00	
		JINDAL STAINLESS LTD	35,920	569.35	20,451,052.00	
		JINDAL STEEL&POWER LTD	46,000	906.40	41,694,400.00	
		JSW STEEL LTD	81,300	1,034.00	84,064,200.00	
		NMDC LTD	375,000	67.83	25,436,250.00	
		TATA STEEL LIMITED	971,400	139.18	135,199,452.00	
		VEDANTA LTD	169,000	411.95	69,619,550.00	
		BHARAT ELECTRONICS LTD	450,000	299.95	134,977,500.00	
		HINDUSTAN AERONAUTICS LTD	26,100	4,309.10	112,467,510.00	
		ASTRAL LTD	16,300	1,336.70	21,788,210.00	
		LARSEN&TOUBRO LIMITED	83,900	3,280.50	275,233,950.00	

RAIL VIKAS NIGAM LTD	58,600	375.05	21,977,930.00	
VOLTAS LIMITED	29,100	1,318.00	38,353,800.00	
ABB INDIA LTD	6,600	5,629.00	37,151,400.00	
BHARAT HEAVY ELECTRICALS	127,000	227.19	28,853,130.00	
CG POWER AND INDUSTRIAL SOLUTIONS LTD	78,000	650.60	50,746,800.00	
HAVELLS INDIA LTD	31,600	1,647.20	52,051,520.00	
POLYCAB INDIA LTD	6,630	5,412.50	35,884,875.00	
SUZLON ENERGY LIMITED	1,174,000	60.29	70,780,460.00	
SIEMENS LIMITED	10,200	2,827.00	28,835,400.00	
ASHOK LEYLAND LIMITED	184,200	222.06	40,903,452.00	
CUMMINS INDIA LTD	16,100	2,914.60	46,925,060.00	
THERMAX LTD	4,500	3,421.60	15,397,200.00	
ADANI ENTERPRISES LTD	16,500	2,442.70	40,304,550.00	
INDIAN RAILWAY CATERING & TO	38,700	774.65	29,978,955.00	
INTERGLOBE AVIATION LTD	23,800	5,496.50	130,816,700.00	
CONTAINER CORP OF INDIA LTD	22,400	711.55	15,938,720.00	
ADANI PORTS AND SPECIAL ECONOMIC ZONE	63,000	1,243.10	78,315,300.00	
GMR AIRPORTS LTD	301,000	86.75	26,111,750.00	
BALKRISHNA INDUSTRIES LTD	12,300	2,526.70	31,078,410.00	
BHARAT FORGE LIMITED	30,400	1,094.20	33,263,680.00	
BOSCH LTD	800	27,800.00	22,240,000.00	
MRF LTD	300	126,800.00	38,040,000.00	
SAMVARDHANA MOTHERSON INTERNATIONAL LTD	450,000	132.56	59,652,000.00	
SONA BLW PRECISION FORGINGS	59,000	455.60	26,880,400.00	
TUBE INVESTMENTS OF INDIA LTD	12,200	2,593.30	31,638,260.00	
BAJAJ AUTO LIMITED	8,000	8,247.50	65,980,000.00	
EICHER MOTORS LTD	17,400	5,810.50	101,102,700.00	
HERO MOTOCORP LTD	14,900	3,917.00	58,363,300.00	
HYUNDAI MOTOR INDIA LTD	24,000	1,690.20	40,564,800.00	
MAHINDRA&MAHINDRA LIMITED	118,700	2,764.00	328,086,800.00	
MARUTI SUZUKI INDIA LTD	15,360	11,745.00	180,403,200.00	
TATA MOTORS LTD	249,500	630.05	157,197,475.00	
TVS MOTOR CO LTD	27,400	2,735.60	74,955,440.00	
DIXON TECHNOLOGIES INDIA LTD	4,900	15,816.00	77,498,400.00	
KALYAN JEWELLERS INDIA LTD	57,500	529.15	30,426,125.00	

PAGE INDUSTRIES LTD	840	45,470.00	38,194,800.00	
TITAN CO LTD	44,200	3,336.10	147,455,620.00	
ETERNAL LTD	910,000	234.24	213,158,400.00	
INDIAN HOTELS CO LIMITED	115,000	836.05	96,145,750.00	
JUBILANT FOODWORKS LIMITED	36,000	695.75	25,047,000.00	
TRENT LTD	22,100	5,360.00	118,456,000.00	
AVENUE SUPERMARTS LTD	22,220	4,342.30	96,485,906.00	
UNITED SPIRITS LTD	32,700	1,516.70	49,596,090.00	
VARUN BEVERAGES LTD	178,750	546.80	97,740,500.00	
BRITANNIA INDUSTRIES LTD	13,200	5,393.20	71,190,240.00	
MARICO LIMITED	67,800	695.15	47,131,170.00	
NESTLE INDIA LTD	38,910	2,399.40	93,360,654.00	
TATA CONSUMER PRODUCTS LTD	80,800	1,121.00	90,576,800.00	
ITC LTD	377,000	422.85	159,414,450.00	
COLGATE-PALMOLIVE(INDIA)	15,900	2,544.00	40,449,600.00	
DABUR INDIA LTD	59,800	475.55	28,437,890.00	
GODREJ CONSUMER PRODUCTS LTD	55,800	1,213.40	67,707,720.00	
HINDUSTAN UNILEVER LIMITED	104,400	2,351.00	245,444,400.00	
APOLLO HOSPITALS ENTERPRISE	12,750	7,142.50	91,066,875.00	
MAX HEALTHCARE INSTITUTE LTD	92,000	1,073.00	98,716,000.00	
ALKEM LABORATORIES LTD	6,200	5,000.40	31,002,480.00	
AUROBINDO PHARMA LTD	35,600	1,201.20	42,762,720.00	
CIPLA LIMITED	61,400	1,511.10	92,781,540.00	
DR.REDDY'S LABORATORIES	66,300	1,177.40	78,061,620.00	
LUPIN LTD	25,700	2,009.20	51,636,440.00	
MANKIND PHARMA LTD	18,300	2,588.40	47,367,720.00	
SUN PHARMACEUTICAL INDUS LTD	123,700	1,744.90	215,844,130.00	
TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	17,100	3,254.60	55,653,660.00	
ZYDUS LIFESCIENCES LTD	28,300	845.35	23,923,405.00	
AU SMALL FINANCE BANK LTD	49,400	623.60	30,805,840.00	
AXIS BANK LIMITED	278,600	1,223.00	340,727,800.00	
BANK OF BARODA	100,000	249.42	24,942,000.00	
CANARA BANK	198,000	99.00	19,602,000.00	
HDFC BANK LIMITED	702,400	1,927.10	1,353,595,040.00	
ICICI BANK LTD	648,500	1,409.80	914,255,300.00	
IDFC FIRST BANK LTD	425,300	66.64	28,341,992.00	

INDUSIND BANK LTD	77,200	828.20	63,937,040.00	
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	135,400	2,241.40	303,485,560.00	
PUNJAB NATIONAL BANK	261,000	102.30	26,700,300.00	
UNION BANK OF INDIA	184,000	128.64	23,669,760.00	
YES BANK LTD	1,840,000	18.82	34,628,800.00	
BAJAJ FINSERV LTD	45,270	2,103.50	95,225,445.00	
BAJAJ HOLDINGS AND INVESTMEN	3,780	12,207.00	46,142,460.00	
JIO FINANCIAL SERVICES LTD	348,200	246.38	85,789,516.00	
POWER FINANCE CORPORATION	177,600	436.25	77,478,000.00	
REC LTD	159,100	442.60	70,417,660.00	
HDFC LIFE INSURANCE CO LTD	112,900	712.20	80,407,380.00	
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE COMPANY	27,800	1,841.10	51,182,580.00	
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE CO LTD	33,200	602.90	20,016,280.00	
PB FINTECH LTD	40,700	1,685.70	68,607,990.00	
SBI LIFE INSURANCE CO LTD	51,600	1,628.50	84,030,600.00	
HCL TECHNOLOGIES LTD	122,900	1,482.00	182,137,800.00	
INFOSYS LTD	412,300	1,451.00	598,247,300.00	
LTIMINDTREE LTD	9,680	4,297.40	41,598,832.00	
MPHASIS LTD	15,100	2,380.70	35,948,570.00	
PERSISTENT SYSTEMS LTD	12,570	4,900.50	61,599,285.00	
TATA CONSULTANCY SVS LTD	111,500	3,321.60	370,358,400.00	
TECH MAHINDRA LTD	67,300	1,373.50	92,436,550.00	
WIPRO LTD	301,600	238.45	71,916,520.00	
ORACLE FINANCIAL SERVICES	2,440	8,132.50	19,843,300.00	
TATA ELXSI LTD	4,000	5,342.00	21,368,000.00	
INDUS TOWERS LTD	148,500	407.50	60,513,750.00	
TATA COMMUNICATIONS LTD	11,400	1,573.80	17,941,320.00	
BHARTI AIRTEL LIMITED	314,500	1,883.40	592,329,300.00	
VODAFONE IDEA LTD	2,670,000	8.07	21,546,900.00	
POWER GRID CORP OF INDIA LTD	585,000	320.00	187,200,000.00	
TATA POWER COMPANY LIMITED	208,000	390.85	81,296,800.00	
TORRENT POWER LTD	18,300	1,592.50	29,142,750.00	
GAIL INDIA LTD	273,000	195.32	53,322,360.00	
BAJAJ FINANCE LTD	34,050	9,273.50	315,762,675.00	
CHOLAMANDALAM INVESTMENT AND	50,200	1,659.80	83,321,960.00	

		MUTHOOT FINANCE LTD	13,500	2,203.60	29,748,600.00	
		SBI CARDS & PAYMENT SERVICES	42,500	909.65	38,660,125.00	
		SHRIRAM FINANCE LTD	176,500	703.00	124,079,500.00	
		SUNDARAM FINANCE LTD	7,300	5,211.50	38,043,950.00	
		BSE LTD	9,000	6,285.00	56,565,000.00	
		HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD	10,200	4,459.80	45,489,960.00	
		ADANI POWER LIMITED	66,000	569.05	37,557,300.00	
		JSW ENERGY LTD	61,400	521.35	32,010,890.00	
		NHPC LTD	328,600	87.71	28,821,506.00	
		NTPC LIMITED	565,000	364.55	205,970,750.00	
		DIVIS LABORATORIES LTD	13,870	5,891.50	81,715,105.00	
		INFO EDGE INDIA LTD	8,740	6,939.00	60,646,860.00	
		DLF LIMITED	95,000	675.90	64,210,500.00	
		GODREJ PROPERTIES LTD	20,000	2,044.70	40,894,000.00	
		MACROTECH DEVELOPERS LTD	37,100	1,293.40	47,985,140.00	
		OBEROI REALTY LTD	18,200	1,656.20	30,142,840.00	
		PHOENIX MILLS LTD	21,400	1,609.40	34,441,160.00	
		PRESTIGE ESTATES PROJECTS	23,600	1,268.60	29,938,960.00	
	小計	銘柄数：156 組入時価比率：18.8%			15,701,634,858.57 (26,221,730,213) 20.4%	
	カタールリヤル	QATAR FUEL CO	64,000	14.93	955,520.00	
		QATAR GAS TRANSPORT CO NAKILAT	369,000	4.61	1,704,042.00	
		MESAIEED PETROCHEMICAL HOLDING	705,000	1.38	972,900.00	
		INDUSTRIES QATAR	192,000	12.44	2,388,480.00	
		COMMERCIAL BANK OF QATAR	441,000	4.11	1,816,479.00	
		DUKHAN BANK	233,000	3.47	808,743.00	
		MASRAF AL RAYAN	585,000	2.19	1,282,320.00	
		QATAR INTERNATIONAL ISLAMIC	152,000	10.19	1,548,880.00	
		QATAR ISLAMIC BANK	229,000	20.07	4,596,030.00	
		QATAR NATIONAL BANK	558,000	15.91	8,877,780.00	
		OOREDOO QSC	100,000	12.46	1,246,000.00	
		QATAR ELECTRICITY & WATER CO	59,400	14.52	862,488.00	
		BARWA REAL ESTATE CO	195,000	2.75	537,810.00	
	小計	銘柄数：13			27,597,472.00 (1,070,505,938)	

		組入時価比率：0.8%			0.8%	
	エジプトポンド	EASTERN CO SAE	69,316	33.80	2,342,880.80	
		T M G HOLDING	101,000	48.55	4,903,550.00	
	小計	銘柄数：2			7,246,430.80 (20,111,744)	
		組入時価比率：0.0%			0.0%	
	ランド	SASOL LTD	57,900	66.07	3,825,453.00	
		ANGLO AMERICAN PLATINUM LTD	13,460	764.40	10,288,824.00	
		ANGLOGOLD ASHANTI PLC	63,000	819.02	51,598,260.00	
		GOLD FIELDS LTD	114,400	452.81	51,801,464.00	
		HARMONY GOLD MINING CO LTD	68,000	326.34	22,191,120.00	
		IMPALA PLATINUM HOLDINGS LTD	111,700	125.99	14,073,083.00	
		KUMBA IRON ORE LTD	7,600	304.91	2,317,316.00	
		BIDVEST GROUP LTD	47,000	226.21	10,631,870.00	
		NASPERS LTD-N SHS	21,160	4,509.00	95,410,440.00	
		WOOLWORTHS HOLDINGS LTD	94,000	56.48	5,309,120.00	
		PEPKOR HOLDINGS LTD	334,000	25.33	8,460,220.00	
		BID CORP LTD	39,400	455.26	17,937,244.00	
		CLICKS GROUP LTD	31,000	380.01	11,780,310.00	
		SHOPRITE HOLDINGS LTD	58,400	282.86	16,519,024.00	
		ASPEN PHARMACARE HOLDINGS LT	42,800	163.66	7,004,648.00	
		ABSA GROUP LTD	107,100	171.00	18,314,100.00	
		CAPITEC BANK HOLDINGS LTD	10,480	3,092.12	32,405,417.60	
		NEDBANK GROUP LTD	56,279	240.80	13,551,983.20	
		STANDARD BANK GROUP LTD	159,600	224.30	35,798,280.00	
		FIRSTRAND LTD	620,000	69.68	43,201,600.00	
		REMGRO LTD	67,200	149.98	10,078,656.00	
		DISCOVERY LTD	68,307	194.36	13,276,148.52	
		OLD MUTUAL LTD	692,000	10.89	7,535,880.00	
		OUTSURANCE GROUP LTD	131,000	69.38	9,088,780.00	
		SANLAM LIMITED	227,000	80.89	18,362,030.00	
		MTN GROUP LTD	206,300	110.03	22,699,189.00	
		VODACOM GROUP	68,100	128.31	8,737,911.00	
		REINET INVESTMENTS SCA	20,700	471.50	9,760,050.00	
		NEPI ROCKCASTLE N.V.	72,900	138.05	10,063,845.00	
	小計	銘柄数：29			582,022,266.32	

				(4,376,807,442)	
		組入時価比率：3.1%		3.4%	
	ＵＡＥディルハム	ADNOC DRILLING COMPANY P.J.S.C.	424,000	4.84	2,052,160.00
		MULTIPLY GROUP	391,000	1.70	664,700.00
		AMERICANA RESTAURANTS INTERN	302,000	2.16	652,320.00
		ABU DHABI NATIONAL OIL CO FO	298,000	3.26	971,480.00
		ABU DHABI COMMERCIAL BANK	359,852	10.58	3,807,234.16
		ABU DHABI ISLAMIC BANK	173,000	16.42	2,840,660.00
		DUBAI ISLAMIC BANK	386,029	7.50	2,895,217.50
		EMIRATES NBD PJSC	227,000	19.55	4,437,850.00
		FIRST ABU DHABI BANK PJSC	552,925	13.54	7,486,604.50
		EMIRATES TELECOM GROUP CO	450,500	17.50	7,883,750.00
		ALDAR PROPERTIES PJSC	509,000	8.01	4,077,090.00
		EMAAR DEVELOPMENT PJSC	146,000	11.50	1,679,000.00
		EMAAR PROPERTIES PJSC	811,000	12.25	9,934,750.00
	小計	銘柄数：13			49,382,816.16
					(1,898,275,453)
		組入時価比率：1.4%			1.5%
	クウェートディナール	BOUBYAN BANK K.S.C	150,953	0.64	97,666.59
		GULF BANK	285,139	0.34	96,947.26
		KUWAIT FINANCE HOUSE	1,409,464	0.71	1,004,947.83
		NATIONAL BANK OF KUWAIT	1,026,870	0.95	975,526.50
		MOBILE TELECOMMUNICATIONS CO	189,000	0.48	91,476.00
		MABANEE CO SAKC	90,455	0.78	70,826.26
	小計	銘柄数：6			2,337,390.44
					(1,082,024,782)
		組入時価比率：0.8%			0.8%
	サウジアラビアリヤル	ADES HOLDING CO	33,800	15.12	511,056.00
		SAUDI ARABIAN OIL CO	714,940	25.45	18,195,223.00
		SABIC AGRI-NUTRIENTS CO	29,500	102.80	3,032,600.00
		SAHARA INTERNATIONAL PETROCH	40,600	19.36	786,016.00
		SAUDI ARAMCO BASE OIL CO	6,400	100.60	643,840.00
		SAUDI BASIC INDUSTRIES CORP	110,600	61.10	6,757,660.00
		SAUDI IND INVESTMENT GROUP	52,168	15.28	797,127.04
		SAUDI KAYAN PETROCHEMICAL CO	67,000	5.91	395,970.00

		YANBU NATIONAL PETROCHEMICAL	28,900	33.00	953,700.00	
		SAUDI ARABIAN MINING CO	162,000	44.65	7,233,300.00	
		SAL SAUDI LOGISTICS SERVICES	2,600	178.80	464,880.00	
		JARIR MARKETING CO	61,000	12.68	773,480.00	
		NAHDI MEDICAL CO	3,400	113.80	386,920.00	
		ALMARAI CO	63,200	52.80	3,336,960.00	
		DALLAH HEALTHCARE CO	3,200	126.00	403,200.00	
		DR SULAIMAN AL HABIB MEDICAL	11,600	283.00	3,282,800.00	
		MOUWASAT MEDICAL SERVICES CO	10,000	73.40	734,000.00	
		AL RAJHI BANK	240,500	97.60	23,472,800.00	
		ALINMA BANK	157,675	29.40	4,635,645.00	
		ARAB NATIONAL BANK	104,533	22.14	2,314,360.62	
		BANK AL - JAZIRA	72,625	17.08	1,240,435.00	
		BANK ALBILAD	100,778	28.95	2,917,523.10	
		BANQUE SAUDI FRANSI	169,437	17.50	2,965,147.50	
		RIYAD BANK	176,600	30.15	5,324,490.00	
		SAUDI AWWAL BANK	124,500	34.20	4,257,900.00	
		SAUDI INVESTMENT BANK/THE	86,250	15.00	1,293,750.00	
		THE SAUDI NATIONAL BANK	358,684	33.90	12,159,387.60	
		AL RAJHI COMPANY FOR CO-OPERATIVE INSURA	4,500	132.40	595,800.00	
		BUPA ARABIA FOR COOPERATIVE	9,700	168.60	1,635,420.00	
		CO FOR COOPERATIVE INSURANCE	11,400	137.40	1,566,360.00	
		ARABIAN INTERNET & COMMUNICA	3,800	302.60	1,149,880.00	
		ELM CO	3,300	985.20	3,251,160.00	
		SAUDI TELECOM CO	256,000	46.40	11,878,400.00	
		ETIHAD ETISALAT CO	44,900	62.00	2,783,800.00	
		SAUDI ELECTRICITY CO	105,000	14.96	1,570,800.00	
		SAUDI TADAWUL GROUP HOLDING	5,500	196.20	1,079,100.00	
		ACWA POWER CO	17,721	324.40	5,748,692.40	
		SAUDI RESEARCH & MEDIA GROUP	5,000	167.00	835,000.00	
		DAR AL ARKAN REAL ESTATE DEV	83,000	22.30	1,850,900.00	
	小計	銘柄数：39 組入時価比率：3.9%			143,215,483.26 (5,392,062,944) 4.2%	
合計					128,365,448,103	

			(128,365,448,103)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	米ドル	ISHARES MSCI CHINA A UCITS ETF	8,066,400	35,588,956.80	
	小計	銘柄数：1	8,066,400	35,588,956.80	
				(5,016,619,350)	
		組入時価比率：3.6%		97.7%	
	合計			5,016,619,350	
				(5,016,619,350)	
投資証券	メキシコペソ	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	319,000	7,777,220.00	
		PROLOGIS PROPERTY MEXICO SA	131,990	8,560,871.40	
	小計	銘柄数：2	450,990	16,338,091.40	
				(116,838,593)	
		組入時価比率：0.1%		2.3%	
	合計			116,838,593	
				(116,838,593)	
合計				5,133,457,943	
				(5,133,457,943)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	6,293,996,502	－	6,010,489,997	△283,506,505
合計	6,293,996,502	－	6,010,489,997	△283,506,505

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,797,108,139
国債証券	971,324,721,650
地方債証券	59,877,708,332
特殊債券	71,139,613,853
社債券	52,592,551,700
未収利息	1,961,561,593
前払費用	98,620,052
流動資産合計	1,161,791,885,319
資産合計	1,161,791,885,319
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,058,798,183
流動負債合計	1,058,798,183
負債合計	1,058,798,183
純資産の部	
元本等	
元本	963,156,097,528
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	197,576,989,608
元本等合計	1,160,733,087,136
純資産合計	1,160,733,087,136
負債純資産合計	1,161,791,885,319

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2051円
（10,000口当たり純資産額）	（12,051円）

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在	
期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	917,044,338,078円
同期中における追加設定元本額	256,685,354,553円
同期中における一部解約元本額	210,573,595,103円
期末元本額	963,156,097,528円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	292,054,740円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	44,214,736,255円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,465,523,990円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,568,898,387円
野村資産設計ファンド２０１５	324,579,994円
野村資産設計ファンド２０２０	352,347,605円
野村資産設計ファンド２０２５	448,736,129円
野村資産設計ファンド２０３０	422,601,717円
野村資産設計ファンド２０３５	268,330,602円
野村資産設計ファンド２０４０	313,627,986円
野村日本債券インデックスファンド	504,257,890円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	123,242,984,997円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,437,013,021円
のむラップ・ファンド（普通型）	103,430,968,215円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,943,612,324円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,254,547,736円
野村資産設計ファンド２０４５	51,835,588円
野村円債投資インデックスファンド	378,468,705円
野村インデックスファンド・国内債券	2,198,906,165円

マイ・ロード	48,594,933,836 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,386,022,323 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥW向け）	27,226,460,855 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,136,027,350 円
野村資産設計ファンド２０５０	36,717,253 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	27,341,694 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,641,109 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,692,129 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,579,817 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,820,485,190 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	4,192,810,618 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	32,266,233 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	15,026,889 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	78,100,031 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	21,168,088 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	16,181,767 円
野村６資産均等バランス	14,680,616,263 円
世界６資産分散ファンド	261,572,618 円
野村資産設計ファンド２０６０	23,452,937 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	156,518,474,147 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	16,229,640,793 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	396,476,504 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	90,530,929 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,100,950,911 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	314,373,555 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	7,296,943 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,192,220 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	446,244 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,979,548,119 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	7,963,117 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	35,717,398 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	428,469,178 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	258,079,843 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,095,669,086 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	78,550,905 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	8,465,202,616 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	548,384,838 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,428,246 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,423,094,717 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	73,559,269,316 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	34,300,313,967 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	49,972,101,428 円
マイバランスＤＣ３０	22,025,793,924 円
マイバランスＤＣ５０	20,222,799,473 円
マイバランスＤＣ７０	8,639,948,847 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,079,540,880 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,455,496,854 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	13,302,861,058 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	6,169,080,414 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	586,409,840 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	101,467,968 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	147,472,831 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	432,749,958 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	191,542,362 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	67,011,593 円

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,670,462,123 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,587,634,178 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,254,017,359 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,429,321,029 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	40,885,482 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	586,214,937 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,029,121,456 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,779,164,123 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	589,685,636 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	25,092,541 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４６０回	18,000,000,000	17,956,080,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	5,989,740,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６２回	7,500,000,000	7,484,925,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	3,000,000,000	2,992,980,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６８回	2,000,000,000	1,998,480,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６９回	4,000,000,000	4,003,480,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	11,426,400,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,066,134,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,872,560,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,862,400,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,938,080,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,961,210,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,721,270,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,386,120,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,459,075,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,920,320,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,282,935,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,801,950,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,897,650,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,830,900,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,946,600,000	

		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,865,270,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	10,500,000,000	10,422,405,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,966,460,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,478,375,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,961,960,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	8,910,000,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,948,250,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７５回	6,500,000,000	6,514,560,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７７回	4,000,000,000	4,045,720,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７８回	2,500,000,000	2,515,275,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,855,870,800	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,574,936,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	849,429,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,517,318,100	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,148,329,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,712,640,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,017,150,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,108,560,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	2,500,000,000	1,303,875,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,728,262,400	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,018,815,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１２回	1,000,000,000	504,700,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	1,900,000,000	936,054,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,554,710,400	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,325,880,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,300,000,000	4,664,481,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	6,500,000,000	5,439,460,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	1,500,000,000	1,473,585,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	6,000,000,000	5,915,640,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	3,000,000,000	2,881,170,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	6,000,000,000	5,891,580,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	12,931,100,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,355,648,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,451,655,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	4,000,000,000	3,957,800,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,890,740,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,862,400,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,414,475,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,445,892,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	980,540,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	978,380,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,830,600,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,787,840,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	4,000,000,000	3,884,160,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,556,340,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	4,000,000,000	3,864,640,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５８回	6,000,000,000	5,779,860,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,363,605,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	12,500,000,000	11,984,000,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	4,500,000,000	4,303,755,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	2,700,000,000	2,575,233,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６３回	1,800,000,000	1,711,962,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	2,700,000,000	2,560,518,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５回	4,000,000,000	3,782,280,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	3,200,000,000	3,037,536,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	7,000,000,000	6,621,440,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,537,600,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,567,260,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	22,985,760,000	

		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	23,663,000,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,670,450,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,551,700,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,682,000,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	6,500,000,000	6,435,715,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	5,600,000,000	5,428,080,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７７回	8,000,000,000	7,941,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,169,960,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	536,205,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	171,284,800	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,552,838,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	161,368,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	983,529,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	654,120,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	105,601,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	272,056,950	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	250,727,500	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	691,455,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	776,620,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,166,637,900	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	882,568,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,110,940,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,571,866,900	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,652,235,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,401,498,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,690,600,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	853,945,400	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	326,406,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	663,702,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	928,275,600	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	772,338,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	540,500,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	926,347,000	

		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,261,734,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,093,350,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,152,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,649,325,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,770,703,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,198,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,409,936,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,611,375,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,281,669,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,454,150,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,225,733,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,517,776,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,343,748,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,224,639,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,846,920,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,762,790,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	918,370,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,830,360,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	3,085,390,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	2,800,000,000	2,458,876,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,514,190,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	854,800,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	1,500,000,000	1,276,950,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,796,616,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	2,400,000,000	1,686,960,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,245,947,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,093,500,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,232,653,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,442,440,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,152,140,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,087,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,199,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,374,860,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	2,900,000,000	1,877,576,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,300,000,000	2,062,071,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	3,900,000,000	2,419,950,000	

		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,341,484,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	3,600,000,000	2,201,364,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,252,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,203,653,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,762,560,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,691,749,800	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,737,585,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,599,650,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,226,735,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	2,761,600,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,236,740,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,286,570,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,397,720,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,121,084,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,700,000,000	1,216,197,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	2,911,615,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	4,419,016,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	2,894,570,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	8,100,000,000	7,337,466,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	3,979,080,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８５回	3,000,000,000	2,772,660,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,122,099,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	478,901,800	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,533,780,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	255,980,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	665,697,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,358,466,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,801,047,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,552,350,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,545,975,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,554,450,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,344,096,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,140,810,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	855,038,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	786,322,500	

		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,578,315,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	629,472,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	417,112,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	1,986,621,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	419,568,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	838,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,040,780,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	938,394,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,730,624,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	528,385,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	526,265,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	527,355,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,061,460,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,169,949,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,482,418,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,162,513,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	837,352,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	829,240,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,001,631,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	943,497,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,133,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,485,736,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,933,938,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,125,760,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,268,724,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,964,248,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,368,263,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,318,602,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	838,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,363,206,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,004,291,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,005,963,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	734,503,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	729,722,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,049,560,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	828,656,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,042,520,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,147,060,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,726,568,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,003,361,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,394,093,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,343,199,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,457,278,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,709,655,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,706,140,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	4,931,712,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,457,662,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,591,064,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	4,963,450,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,108,168,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	7,800,000,000	7,768,566,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,738,831,200	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,791,131,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	4,900,000,000	4,386,529,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	1,500,000,000	1,304,250,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	4,570,000,000	4,088,870,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,158,859,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	8,000,000,000	7,247,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	2,700,000,000	2,403,135,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	4,000,000,000	3,538,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	5,500,000,000	4,834,445,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	3,500,000,000	3,017,105,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	4,000,000,000	3,424,880,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,000,000,000	9,614,880,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	12,600,000,000	10,640,700,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,653,620,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６９回	1,100,000,000	889,724,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,605,280,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	1,400,000,000	1,115,646,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	2,500,000,000	1,995,250,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	5,970,000,000	4,730,508,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	8,200,000,000	6,560,984,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,372,130,600	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,970,000,000	6,178,742,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,446,576,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,500,000,000	7,400,215,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,309,850,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,136,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,407,480,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	5,708,864,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,111,450,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,680,740,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,172,160,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,588,010,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,432,220,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	9,400,000,000	8,923,608,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,327,550,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９１回	1,500,000,000	1,441,020,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	99,690,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	100,102,000	
		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,473,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	198,076,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,544,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,427,000	
		ポーランド共和国　第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	100,068,000	
		ポーランド共和国　第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	100,172,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	98,254,000	
	小計	銘柄数：281 組入時価比率：83.7%	1,045,620,000,000	971,324,721,650 84.0%	
	合計			971,324,721,650	
地方債証券	日本円	東京都　公募第７６０回	100,000,000	99,005,000	

		東京都　公募第７６１回	100,000,000	99,046,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	493,585,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	98,017,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	195,716,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	96,319,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	95,853,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	190,632,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	122,067,400	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	376,336,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	483,355,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	96,831,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	107,311,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	207,706,000	
		東京都　公募（３０年）第１３回	100,000,000	96,040,000	
		東京都　公募（３０年）第４回	250,000,000	158,337,500	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	187,638,000	
		東京都　公募（３０年）第２０回	100,000,000	62,212,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,696,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,455,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	104,790,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	207,916,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	208,484,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	293,470,800	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	105,951,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	104,146,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	102,854,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	204,952,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	101,289,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	98,257,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年度第３回	100,000,000	87,184,000	
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,266,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	98,577,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,449,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	86,866,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	207,840,000	193,068,811	

		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	194,092,000	
		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	287,097,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	93,976,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	98,092,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	96,962,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	289,494,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	99,070,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	196,772,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	191,660,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	323,857,726	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	169,286,400	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	94,183,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	109,771,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	308,088,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	105,532,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	104,832,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	210,814,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	103,886,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	208,034,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	202,072,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	100,074,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	85,417,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	78,664,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	76,095,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４８回	100,000,000	77,245,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	100,984,080	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	98,521,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	175,701,030	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	124,491,900	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	95,634,000	
		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	133,390,600	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	132,675,200	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	141,556,500	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	188,518,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	94,570,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	168,021,920	

		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	152,043,840	
		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	105,239,000	
		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	105,539,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	105,684,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	104,670,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	231,225,900	
		大阪府　公募（２０年）第１９回	100,000,000	78,504,000	
		大阪府　公募（２０年）第２０回	200,000,000	154,832,000	
		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	396,656,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,446,240	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,418,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	209,190,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	100,706,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	194,816,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	98,658,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	190,134,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	173,034,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,669,000	
		京都府　公募令和元年度第５回	100,000,000	77,793,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	75,770,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,226,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	94,074,000	
		兵庫県　公募（１０年）令和５年度第２回	100,000,000	95,997,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	207,732,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	303,528,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	202,368,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	502,985,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	98,550,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	103,671,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	105,659,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	208,392,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	103,979,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	102,335,000	

		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	101,697,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	100,131,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４１回	100,000,000	78,211,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	79,637,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,816,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	168,426,780	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,585,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	303,852,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	201,300,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	98,462,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	62,379,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	104,304,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	208,170,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	201,854,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	87,937,000	
		静岡県　公募（２０年）第２９回	200,000,000	157,730,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	156,706,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	103,413,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	104,941,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	104,065,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	209,032,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	101,171,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	103,785,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	405,016,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	104,663,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	115,260,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	410,396,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	101,716,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	91,712,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	199,128,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	295,995,000	

		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	86,961,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,554,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,401,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	195,478,000	
		愛知県　公募令和２年度第１３回	200,000,000	156,000,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	197,762,000	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,379,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	208,005,833	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	95,644,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	285,564,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	136,551,800	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	77,591,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	78,520,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	75,962,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	99,154,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	195,822,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	96,339,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	286,932,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	94,570,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	96,054,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	199,664,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	198,542,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	95,563,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	158,022,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	140,638,000	
		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	61,771,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	177,810,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	175,330,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,595,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	102,907,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	194,570,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	175,908,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	88,129,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	78,148,000	

		埼玉県　公募（２０年）第２７回	200,000,000	155,418,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,688,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	101,139,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	197,296,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	271,662,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	179,314,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	109,483,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	91,941,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	72,266,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	60,958,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	313,470,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	104,100,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	311,544,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	318,126,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	103,350,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	101,679,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	88,061,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	152,272,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	198,094,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,385,000	
		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,104,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	287,997,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,530,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	94,401,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	191,632,000	
		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	169,046,267	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	105,691,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	207,612,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	305,664,000	

		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	100,031,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	88,244,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	85,794,000	
		千葉県　公募（２０年）第２８回	300,000,000	232,806,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	195,452,000	
		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	78,380,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	114,154,800	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	284,904,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,709,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	198,040,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	95,704,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	196,518,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	95,386,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	297,105,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	103,769,000	
		群馬県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	78,528,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	96,962,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	297,279,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	592,104,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	97,749,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	391,344,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	293,208,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	592,932,200	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	97,036,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	289,962,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	385,036,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	400,000,000	384,680,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	105,613,200	
		共同発行市場地方債　公募第１９９回	150,000,000	143,878,500	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	95,918,000	

		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	190,812,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０５回	600,000,000	574,416,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	286,887,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	284,973,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	379,628,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２７回	300,000,000	282,837,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	281,613,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	236,132,500	
		共同発行市場地方債　公募第２３１回	200,000,000	188,590,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３３回	119,000,000	111,967,100	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	283,101,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	96,517,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	97,312,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	491,180,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	481,760,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	193,652,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５９回	215,400,000	208,259,490	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	105,076,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	89,144,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	93,733,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	193,322,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	96,319,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	94,703,000	
		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	72,697,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	98,896,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	295,920,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,603,440	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,354,000	

		熊本市　公募令和２年度第１回	200,000,000	190,268,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,353,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	193,000,000	
		奈良県　公募令和３年度第２回	100,000,000	77,493,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,537,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	286,899,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	284,001,000	
		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	101,280,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	202,678,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	311,172,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	105,292,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,668,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	207,774,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	96,972,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	87,266,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	196,870,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,118,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	195,842,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	191,038,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	286,986,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	99,649,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,448,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	73,326,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	103,627,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	194,952,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	96,089,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	87,155,000	
		名古屋市　公募（２０年）第２１回	100,000,000	85,203,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,587,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	99,588,624	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	98,963,066	
		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	205,204,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	103,695,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	99,486,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	175,020,000	
		京都市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	77,889,000	

		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	104,207,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	104,518,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	101,729,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	202,006,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	140,638,000	
		神戸市　公募令和元年度第６回	100,000,000	77,565,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	62,462,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	296,949,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,640,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	191,882,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	219,080,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,340,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	105,048,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	104,265,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	99,803,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	96,235,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	87,235,000	
		横浜市　公募（２０年）第４０回	200,000,000	170,642,000	
		横浜市　公募（５年）第６４回	300,000,000	294,627,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	105,235,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	202,516,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	104,461,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	208,746,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	87,208,000	
		札幌市　公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	60,886,000	
		札幌市　公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	78,169,000	
		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	93,926,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	94,923,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	210,464,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	152,913,600	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	208,880,000	

		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	102,368,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	101,882,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	99,775,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	97,081,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	87,750,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	88,915,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	69,849,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	198,176,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	226,257,900	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	98,438,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	189,986,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	193,002,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	207,186,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	103,985,000	
		北九州市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	101,460,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	210,078,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	104,929,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	101,142,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	59,670,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２０年度第７回	200,000,000	156,422,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	151,616,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	76,453,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	233,912,190	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	94,279,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	96,500,000	
		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	308,896,500	
		相模原市　公募令和２年度第１回	100,000,000	95,266,000	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,071,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,420,550	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	193,000,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	191,818,000	

		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,359,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	196,708,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	293,187,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	95,907,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	166,976,229	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	285,576,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	94,016,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	109,750,916	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	97,942,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	76,653,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	76,568,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	82,796,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	104,665,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	316,011,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	95,913,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	88,004,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	104,382,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	98,550,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	86,795,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	303,987,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	96,571,000	
	小計	銘柄数：376 組入時価比率：5.2%	62,551,670,000	59,877,708,332 5.2%	
	合計			59,877,708,332	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５回	117,000,000	115,624,080	
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	304,536,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	100,782,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	99,946,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	97,882,000	

		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	94,584,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	50,063,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	99,946,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	197,526,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	98,668,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	295,239,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	195,244,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	293,280,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	103,042,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	378,460,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	112,792,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	395,768,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	290,943,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	190,746,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	428,624,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	109,332,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	102,181,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	516,785,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	108,990,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	208,398,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	314,139,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	247,968,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４６回	400,000,000	402,204,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	105,481,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	105,349,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	103,438,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	207,600,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	360,692,500	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	625,590,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	100,069,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	255,873,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	86,240,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	97,117,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	86,581,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	97,586,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	98,862,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	194,000,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	96,181,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	95,711,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	104,540,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	86,307,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	59,615,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	115,470,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	47,983,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３３回	100,000,000	51,613,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３４回	200,000,000	114,072,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	122,244,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	105,055,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	210,260,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	210,458,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	211,528,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	211,034,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	105,141,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	209,398,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	100,116,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	316,749,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	104,756,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	104,035,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	94,711,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	104,010,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	311,223,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	286,950,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	207,520,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	103,797,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	104,137,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	101,443,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	101,437,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	90,622,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	90,364,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	100,255,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	100,224,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	99,280,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	95,925,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	487,900,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	483,120,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	194,852,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	97,441,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	96,184,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	86,484,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	176,542,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	110,000,000	108,798,800	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	398,252,660	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１４回	300,000,000	263,898,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	98,611,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	591,246,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,324,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	71,281,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	491,275,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	128,440,260	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	69,571,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	97,839,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	195,408,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	97,888,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５８回	300,000,000	256,506,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７７回	200,000,000	106,970,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８６回	300,000,000	142,458,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	60,235,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	108,434,800	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	60,575,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	91,692,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０３回	202,000,000	192,598,920	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１５回	300,000,000	230,520,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３５回	100,000,000	86,438,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	500,000,000	426,805,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	490,665,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	194,560,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	441,440,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	200,000,000	194,008,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	180,190,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７９回	500,000,000	472,395,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	111,795,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	561,145,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	112,867,000	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	500,000,000	565,095,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	103,950,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	315,327,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	104,872,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	102,096,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	316,857,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	421,956,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	310,299,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１２回	100,000,000	105,479,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１３回	100,000,000	105,748,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	208,632,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	104,089,000	

		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	303,873,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２１回	100,000,000	104,204,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	101,179,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	101,172,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	206,730,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	303,315,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	100,846,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	100,380,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	103,267,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	102,250,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	201,362,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	201,788,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	301,161,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	300,057,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	301,605,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	98,092,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	199,350,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	99,177,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	96,625,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	195,214,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	187,440,000	
		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,319,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	99,259,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	85,804,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	168,932,000	

		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	296,826,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	88,626,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,335,450	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	197,392,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	295,914,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	120,339,580	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,215,840	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	393,600,000	
		地方公共団体金融機構債券　第６回	200,000,000	137,992,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	153,750,100	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	84,052,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	97,744,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	107,594,300	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第７回	100,000,000	71,298,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	107,276,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	112,127,920	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	99,109,690	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	95,897,000	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第９回	200,000,000	118,804,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	47,513,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１２回	200,000,000	124,254,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１３９回	300,000,000	283,968,000	
		地方公共団体金融機構債券　第８９回	100,000,000	77,609,000	
		地方公共団体金融機構債券（３０年）　第１３回	100,000,000	61,742,000	
		地方公共団体金融機構債券　第９２回	500,000,000	377,285,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	60,837,000	

		地方公共団体金融機構債券　第１５２回	100,000,000	93,731,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	200,000,000	164,846,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	192,152,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	95,781,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	102,568,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	102,664,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	206,774,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回財投機関債	200,000,000	208,082,000	
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	104,871,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	197,886,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	295,206,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,335,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	104,760,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	256,294,800	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	100,329,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	99,904,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	99,474,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	99,160,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	295,896,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	192,744,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	198,010,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	85,519,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	52,814,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	50,306,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６９回	100,000,000	51,496,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	76,136,000	

		都市再生債券　財投機関債第１９１回	100,000,000	70,665,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	111,384,800	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２２回	200,000,000	154,672,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	295,806,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	410,852,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	206,774,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	105,112,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	104,471,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	180,000,000	189,849,600	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	910,611,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	105,448,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	104,755,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	208,486,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	202,584,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	104,567,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	101,140,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	103,591,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	104,090,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	101,292,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	104,237,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	311,973,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	98,938,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	200,998,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	101,107,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３７回	200,000,000	202,270,000	

		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	100,767,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	97,534,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,984,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	86,596,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	296,784,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	98,892,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	197,332,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	98,635,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	196,550,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	93,908,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	98,257,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	127,103,600	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	400,000,000	245,004,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	175,088,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	186,400,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	182,374,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	263,895,000	
		沖縄振興開発金融公庫債券　財投機関債第３０回	100,000,000	93,275,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	99,170,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	395,956,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,662,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,523,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,172,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,238,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	98,439,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	392,152,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	195,650,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	391,676,000	

		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	196,326,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	294,252,000	
		商工債券　利付第８９５回い号	100,000,000	99,001,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	396,796,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	99,106,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,662,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	98,444,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	294,981,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	98,089,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	97,897,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	294,846,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	98,130,000	
		しんきん中金債券　利付第４２１回	100,000,000	99,039,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	99,011,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	94,109,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	280,131,000	
		商工債券　利付（１０年）第４６回	100,000,000	94,826,000	
		アンデス開発公社　第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	99,119,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	210,728,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	103,467,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	100,729,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	96,315,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	99,247,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	98,613,000	
		国際協力機構債券　第５１回財投機関債	100,000,000	60,648,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	77,815,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	94,466,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	99,270,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	192,554,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	95,892,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	95,847,000	

		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	198,402,000	
		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	394,896,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,341,200	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	838,389,000	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	99,247,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	297,321,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	197,890,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,318,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	197,646,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	198,514,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	296,673,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	491,765,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	298,200,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	297,315,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	297,567,000	
		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,088,373,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	197,886,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	197,246,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	196,722,000	
		西日本高速道路　第８８回	100,000,000	98,366,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	199,776,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	283,407,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	286,377,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	12,982,000	13,276,561	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	45,564,000	46,624,274	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	40,576,000	40,997,990	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	47,472,000	48,429,035	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	34,876,000	35,329,388	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	23,142,000	23,496,072	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	43,743,000	44,662,915	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	51,042,000	51,478,919	

		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	77,499,000	77,318,427	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	67,395,000	67,767,694	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	45,462,000	45,552,469	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	16,286,000	16,554,881	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	39,778,000	40,430,756	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	26,599,000	26,334,339	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	59,010,000	58,286,537	
		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	126,675,000	125,671,734	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	79,857,000	79,801,898	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	16,535,000	16,919,769	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	17,075,000	17,465,334	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	16,169,000	16,564,493	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	15,302,000	15,624,107	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	43,564,000	43,971,759	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	62,562,000	63,178,235	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	20,874,000	21,095,681	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	50,118,000	50,036,307	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	47,588,000	48,424,121	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	47,169,000	48,098,229	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	52,338,000	53,187,969	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	84,085,000	85,207,534	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	153,650,000	156,231,320	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	46,824,000	47,215,916	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	83,760,000	83,171,167	
		貸付債権担保第６７回住宅金融支援機構債券	294,280,000	290,613,271	

		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	75,606,000	74,983,762	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	60,532,000	60,380,670	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	49,670,000	49,698,808	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	127,552,000	125,359,381	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	216,909,000	213,134,783	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	33,922,000	33,028,155	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	34,571,000	33,673,191	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	35,888,000	34,782,649	
		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	76,074,000	72,845,419	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	81,996,000	77,479,660	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	43,383,000	41,509,288	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	45,973,000	43,730,896	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	135,135,000	129,244,465	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	142,881,000	136,762,835	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	96,444,000	92,018,184	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	47,143,000	44,875,893	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	47,837,000	45,691,988	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	220,888,000	202,863,539	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	284,485,000	259,185,748	
		貸付債権担保第１１２回住宅金融支援機構債券	249,672,000	227,081,677	
		貸付債権担保第１１３回住宅金融支援機構債券	310,850,000	283,585,346	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	186,054,000	169,433,796	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	124,786,000	114,083,104	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	125,546,000	114,368,639	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	62,258,000	56,829,102	

		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	125,538,000	114,429,142	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	62,782,000	56,853,495	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	63,549,000	57,664,998	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	64,915,000	58,905,818	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	256,436,000	231,869,431	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	195,612,000	176,737,398	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	130,026,000	117,410,877	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	134,150,000	121,169,646	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	135,952,000	121,774,925	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	67,560,000	60,497,953	
		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	68,800,000	61,813,360	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	68,442,000	61,109,808	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	212,670,000	188,680,824	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	210,894,000	187,027,126	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	215,970,000	190,906,681	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	375,670,000	328,324,309	
		貸付債権担保第１５１回住宅金融支援機構債券	230,250,000	201,786,495	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	152,472,000	134,522,996	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	154,258,000	135,501,769	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	154,544,000	136,145,536	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	239,007,000	210,015,450	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	244,392,000	213,894,322	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	161,262,000	141,626,738	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	242,961,000	214,354,771	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	161,650,000	142,460,528	

		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	161,736,000	142,353,557	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	248,214,000	218,043,588	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	409,145,000	359,077,926	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	252,879,000	222,040,405	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	255,633,000	223,852,705	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	255,228,000	222,290,826	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	170,288,000	149,412,394	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	254,478,000	225,317,365	
		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	255,909,000	226,000,915	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	170,798,000	151,559,313	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	519,312,000	460,255,839	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	264,477,000	235,347,503	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	177,870,000	160,620,167	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	184,154,000	168,362,794	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	279,414,000	258,860,306	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	185,264,000	173,833,211	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	370,808,000	346,475,579	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	468,920,000	435,495,382	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	284,196,000	265,476,009	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	474,845,000	444,706,587	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	189,730,000	181,784,107	
	小計	銘柄数：418 組入時価比率：6.1%	75,329,566,000	71,139,613,853 6.2%	
	合計			71,139,613,853	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	95,952,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４１回円貨社債	100,000,000	99,561,000	

		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	299,505,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４６回円貨社債	100,000,000	98,030,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	99,253,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	197,300,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,625,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	99,550,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	97,658,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１８回円貨社債（２０２２	100,000,000	99,442,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	198,758,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	98,864,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２７回円貨社債（２０２５	100,000,000	100,169,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,817,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	99,988,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	97,941,000	
		韓国輸出入銀行保証　大韓航空　第４回円貨社債（２０２５	100,000,000	100,247,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	200,000,000	199,332,000	
		フランス電力　第１１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,442,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	198,084,000	
		オーストラリア・ニュージーランド銀行　第１２回円貨社債	200,000,000	199,602,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,088,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,476,000	
		鹿島建設　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,788,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,550,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,847,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,125,000	

		大和ハウス工業　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,830,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	282,606,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,983,000	
		積水ハウス　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,606,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,650,000	
		日本ハム　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,255,000	
		博報堂ＤＹホールディング　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,543,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	96,563,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,014,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,014,000	
		味の素　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,724,000	
		味の素　第３３回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,140,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	97,728,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,569,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,578,000	
		東洋紡　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,771,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	94,444,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	198,138,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,763,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,426,000	
		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,744,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,091,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	195,310,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１７回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,978,000	
		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,720,000	

		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,853,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,883,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,502,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,888,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,338,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,742,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,592,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,531,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,821,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,005,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	75,675,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,184,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,596,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,902,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,440,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,891,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,477,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,968,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,338,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,813,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,382,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,222,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,106,000	
		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,375,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,831,000	

		日本化薬　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,671,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,730,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,870,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,773,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	99,303,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	98,373,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,316,000	
		大塚ホールディングス　第４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,822,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,006,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,004,000	
		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,101,000	
		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,934,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,661,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,334,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,357,000	
		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,788,000	
		富士フイルムホールディングス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,439,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,484,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,744,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,251,000	
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,150,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,966,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,713,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,157,000	
		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,062,000	

		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,255,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,610,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,534,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	293,178,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,129,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,367,000	
		三井金属鉱業　第２４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,523,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,420,000	
		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,750,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,837,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,588,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,073,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,358,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,047,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,371,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,130,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,881,000	
		荏原製作所　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,016,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,223,000	
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,673,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,970,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,419,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,264,000	
		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,096,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,150,000	

		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,834,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,978,000	
		オムロン　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,106,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,829,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,168,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,642,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,952,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,296,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,654,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,876,000	
		パナソニック　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,949,000	
		ソニー　第３９回	100,000,000	99,035,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	98,444,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	95,819,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,536,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,448,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,588,000	
		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	296,859,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,024,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,109,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,627,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,943,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,852,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,605,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,007,000	
		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,408,000	

		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,839,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,934,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,724,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,313,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,513,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,635,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,675,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,701,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,706,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,164,000	
		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,532,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,254,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,994,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,495,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,812,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,138,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,817,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,645,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,014,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	101,669,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	96,231,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,940,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,574,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,098,000	
		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,985,000	

		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,654,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,577,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,280,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	98,811,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,209,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	105,839,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	102,995,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	98,516,000	
		三井住友信託銀行　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,631,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,852,000	
		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	102,445,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,059,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,324,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,676,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,643,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,948,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,188,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,163,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,842,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	196,094,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	762,832,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,916,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,534,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,097,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,188,000	

		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,824,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,152,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,820,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,299,000	
		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,695,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,287,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,180,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,877,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,511,000	
		ホンダファイナンス　第８８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,098,000	
		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,524,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,288,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,291,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,515,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,041,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,290,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,149,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,304,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,912,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,331,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,965,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,081,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,964,000	
		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,639,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,983,000	

		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,252,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,138,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	394,456,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,431,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,174,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,226,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,941,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,793,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,015,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,844,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,240,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,422,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,913,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,449,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	209,540,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,527,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	45,784,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,129,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	94,020,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,943,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,757,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,268,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,383,000	
		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,598,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,648,000	

		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,835,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,023,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,543,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	82,713,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	92,687,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,944,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	104,829,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,931,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,080,000	
		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,099,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,128,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,567,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,352,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,539,000	
		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,292,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	209,748,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,975,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,157,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,140,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,642,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,784,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,838,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	68,594,000	
		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	59,392,000	
		東日本旅客鉄道　第１３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	53,824,000	

		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	76,576,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	118,628,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	96,430,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,859,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	41,916,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,381,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,667,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,162,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	102,148,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,402,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,669,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	310,539,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	59,962,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,360,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,640,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	158,048,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,696,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,504,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,032,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,532,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,684,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,555,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	86,691,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	71,618,000	
		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	71,225,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	56,153,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	43,962,000	

		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	77,361,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	64,448,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,420,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,858,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	401,788,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	88,153,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,902,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,659,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,243,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,833,000	
		日立物流　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,822,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,924,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,978,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	129,922,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,033,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,227,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,713,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,097,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,599,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,395,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,178,000	
		ＫＤＤＩ　第３６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,724,000	
		ＫＤＤＩ　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,064,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,214,000	
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,272,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定	100,000,000	98,739,000	

		同順位特約付			
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,053,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,622,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	101,408,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	100,415,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	98,854,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	192,942,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	84,314,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	81,302,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	98,977,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	295,845,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	82,114,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	195,848,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	95,234,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	94,306,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	82,593,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	95,354,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	85,643,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,438,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	82,596,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	96,799,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	572,910,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	95,372,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	94,720,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	81,923,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,255,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	98,894,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	98,710,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	165,044,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	96,740,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	86,611,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	87,366,000	
		東北電力　第４９１回	100,000,000	99,030,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	97,319,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	287,892,000	

		東北電力　第５３４回	100,000,000	79,763,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	188,176,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	190,302,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	98,452,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	86,299,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	64,522,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	95,244,000	
		四国電力　第３３２回	100,000,000	99,258,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	197,908,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	98,936,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	97,111,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	83,213,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	289,353,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	192,526,000	
		九州電力　第４９３回	300,000,000	297,669,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	97,141,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	301,143,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	129,530,700	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	86,858,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	87,499,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	82,904,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	95,471,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,776,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,995,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,991,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,790,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	82,297,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,114,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,068,000	
		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,904,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,271,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	296,604,000	

		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	290,331,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	98,440,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	277,941,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	98,475,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	93,614,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	369,792,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	285,789,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	255,858,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	94,647,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	171,750,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	96,032,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	95,904,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	92,610,000	
		東京電力パワーグリッド　第７６回	200,000,000	193,432,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,736,000	
		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,932,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	379,732,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,946,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,862,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,719,000	
		東京瓦斯　第５４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	43,715,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	76,872,000	
		東京瓦斯　第５７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	49,209,000	
		東京瓦斯　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	62,038,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	61,538,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	123,146,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,555,000	
		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,730,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	77,324,000	

		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,029,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,581,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,275,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,288,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,295,000	
	小計	銘柄数：431 組入時価比率：4.5%	56,030,000,000	52,592,551,700 4.6%	
	合計			52,592,551,700	
合計				1,154,934,595,535	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 4月22日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	3,305,010,416
コール・ローン	1,198,350,264
国債証券	949,917,991,997
派生商品評価勘定	2,406,424
未収入金	319,373,355
未収利息	9,222,698,732
前払費用	1,798,348,911
その他未収収益	6,385,568
流動資産合計	965,770,565,667
資産合計	965,770,565,667
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,778,231
未払金	3,075,219,199
未払解約金	646,773,942
その他未払費用	4,939,204
流動負債合計	3,734,710,576
負債合計	3,734,710,576
純資産の部	
元本等	
元本	332,637,986,037

剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	629,397,869,054
元本等合計	962,035,855,091
純資産合計	962,035,855,091
負債純資産合計	965,770,565,667

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.8921円
(10,000口当たり純資産額)	(28,921円)
2.　有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	161,415,704,126円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3.　自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	169,973,214,653円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在	
期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	295,540,289,666円
同期中における追加設定元本額	73,234,476,989円
同期中における一部解約元本額	36,136,780,618円
期末元本額	332,637,986,037円
期末元本額の内訳＊	
バランスセレクト３０	55,074,835円
バランスセレクト５０	70,973,313円
バランスセレクト７０	81,006,937円
野村外国債券インデックスファンド	219,442,812円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	2,955,077,800円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,517,669,925円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	3,837,431,126円
野村資産設計ファンド２０１５	16,049,828円
野村資産設計ファンド２０２０	17,427,325円
野村資産設計ファンド２０２５	25,890,728円
野村資産設計ファンド２０３０	43,738,541円
野村資産設計ファンド２０３５	36,196,198円
野村資産設計ファンド２０４０	58,167,397円
野村外国債券インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	80,451,631,463円
のむラップ・ファンド（保守型）	4,035,833,153円
のむラップ・ファンド（普通型）	44,250,107,006円
のむラップ・ファンド（積極型）	18,363,168,995円
野村外国債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	306,098,215円
野村資産設計ファンド２０４５	12,141,615円
野村インデックスファンド・外国債券	1,178,436,983円
マイ・ロード	5,273,427,575円
ネクストコア	48,664,982円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	382,548,247円
野村外国債券インデックスＢコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,558,108,431円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	882,341,195円
野村資産設計ファンド２０５０	10,963,534円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	2,703,984円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	2,202,423円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	1,973,734円

野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	1,644,503 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	1,427,446,183 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	5,128,606,991 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,681,405 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,323,640 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	8,792,366 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3,746,557 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	15,616,591 円
野村６資産均等バランス	5,887,392,745 円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	9,739,049,092 円
世界６資産分散ファンド	104,862,523 円
野村資産設計ファンド２０６０	6,959,976 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国債券・ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	17,326,046,828 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	10,818,825,050 円
野村外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	5,272,581 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	637,104,051 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	145,184,884 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	618,122,955 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	210,123,021 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	799,752 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	4,335,507 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	179,337 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,990,781,560 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	4,789,113 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	5,368,726 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	150,328,422 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	103,714,606 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,757,151,698 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	31,432,271 円
ノムラ外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,111,007,465 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国債券（適格機関投資家専用）	2,502,121,188 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	3,436,529 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	1,098,171,825 円
バランスセレクト３０（確定拠出年金向け）	3,719,092 円
バランスセレクト５０（確定拠出年金向け）	7,039,630 円
バランスセレクト７０（確定拠出年金向け）	7,964,723 円
野村外国債券パッシブファンド（確定拠出年金向け）	651,508,776 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	5,298,094,032 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	7,615,408,368 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	7,095,338,782 円
野村外国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	28,871,748,710 円
マイバランスＤＣ３０	2,455,631,871 円
マイバランスＤＣ５０	2,088,444,371 円
マイバランスＤＣ７０	1,776,930,570 円
野村ＤＣ外国債券インデックスファンド	12,419,133,860 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	3,200,401,397 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	359,647,360 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	623,082,956 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	1,441,315,824 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	633,499,484 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	39,194,812 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	101,727,150 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	59,224,329 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	44,798,664 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	35,526,739 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	20,016,339 円

マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	593,888,697 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	305,587,267 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	210,962,640 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	286,601,671 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	12,133,318 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	117,545,332 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	82,542,370 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	389,894,645 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	236,482,565 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	5,031,452 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	17,050,000.00	18,025,046.87	
		US TREASURY BOND	28,950,000.00	30,294,591.42	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,832.03	
		US TREASURY BOND	8,100,000.00	6,080,695.11	
		US TREASURY BOND	10,200,000.00	8,704,264.86	
		US TREASURY BOND	100,000.00	97,845.70	
		US TREASURY N/B	700,000.00	703,279.78	
		US TREASURY N/B	13,300,000.00	13,271,027.28	
		US TREASURY N/B	7,750,000.00	7,627,667.80	
		US TREASURY N/B	32,830,000.00	31,778,514.19	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,337,919.98	
		US TREASURY N/B	6,900,000.00	6,735,692.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,665.76	
		US TREASURY N/B	300,000.00	294,134.76	
		US TREASURY N/B	5,900,000.00	5,697,417.60	
		US TREASURY N/B	64,100,000.00	64,733,487.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,216.79	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,628.90	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,061,328.07	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,007,968.70	
		US TREASURY N/B	50,100,000.00	50,447,368.35	
		US TREASURY N/B	7,600,000.00	7,410,593.56	

		US TREASURY N/B	15,300,000.00	14,683,815.45	
		US TREASURY N/B	44,830,000.00	43,467,584.91	
		US TREASURY N/B	22,100,000.00	22,233,806.66	
		US TREASURY N/B	400,000.00	386,890.60	
		US TREASURY N/B	19,360,000.00	18,567,450.00	
		US TREASURY N/B	44,650,000.00	44,568,022.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,031.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,917.96	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,867.18	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,091.79	
		US TREASURY N/B	600,000.00	580,476.54	
		US TREASURY N/B	41,700,000.00	40,039,326.69	
		US TREASURY N/B	59,700,000.00	58,051,253.16	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,112,955.03	
		US TREASURY N/B	43,270,000.00	41,551,873.77	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,109,581.99	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,664.06	
		US TREASURY N/B	67,550,000.00	64,743,770.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,308.59	
		US TREASURY N/B	6,700,000.00	6,437,364.68	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,324.21	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,508,496.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,291.01	
		US TREASURY N/B	3,250,000.00	3,139,550.70	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,521,484.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,171.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,664.06	
		US TREASURY N/B	42,100,000.00	42,682,163.01	
		US TREASURY N/B	43,700,000.00	40,943,141.80	
		US TREASURY N/B	350,000.00	343,129.85	
		US TREASURY N/B	67,200,000.00	65,348,062.08	
		US TREASURY N/B	65,350,000.00	66,284,295.88	
		US TREASURY N/B	55,950,000.00	52,273,905.96	
		US TREASURY N/B	500,000.00	488,486.30	
		US TREASURY N/B	300,000.00	279,615.21	
		US TREASURY N/B	300,000.00	296,882.79	

		US TREASURY N/B	32,400,000.00	30,021,888.60	
		US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,899,692.62	
		US TREASURY N/B	50,000.00	46,337.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,535.15	
		US TREASURY N/B	10,700,000.00	9,861,554.42	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,867.18	
		US TREASURY N/B	10,350,000.00	9,541,001.56	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,847.65	
		US TREASURY N/B	41,300,000.00	38,096,020.34	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,238.28	
		US TREASURY N/B	500,000.00	459,980.45	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,285.15	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,683,593.60	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,091,857.36	
		US TREASURY N/B	600,000.00	583,593.72	
		US TREASURY N/B	23,750,000.00	22,055,029.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,562.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,585.93	
		US TREASURY N/B	20,050,000.00	18,600,290.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,154.29	
		US TREASURY N/B	55,400,000.00	53,915,451.74	
		US TREASURY N/B	70,300,000.00	65,070,059.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,476.56	
		US TREASURY N/B	58,950,000.00	54,456,212.02	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,611.32	
		US TREASURY N/B	66,900,000.00	61,135,099.89	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,937.50	
		US TREASURY N/B	8,650,000.00	8,394,892.47	
		US TREASURY N/B	46,900,000.00	42,929,985.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,677.73	
		US TREASURY N/B	17,900,000.00	16,414,858.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	102,511.71	
		US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,339,201.76	
		US TREASURY N/B	100,000.00	103,347.65	
		US TREASURY N/B	17,950,000.00	17,516,674.43	
		US TREASURY N/B	100,000.00	92,132.81	

		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,272,269.40	
		US TREASURY N/B	29,500,000.00	26,998,261.35	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,597.65	
		US TREASURY N/B	7,450,000.00	6,899,106.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,437.50	
		US TREASURY N/B	8,350,000.00	7,981,751.64	
		US TREASURY N/B	24,400,000.00	22,662,451.60	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,310.54	
		US TREASURY N/B	51,350,000.00	48,524,743.54	
		US TREASURY N/B	11,350,000.00	11,447,094.71	
		US TREASURY N/B	2,850,000.00	2,742,568.11	
		US TREASURY N/B	31,200,000.00	29,434,030.08	
		US TREASURY N/B	15,100,000.00	14,444,388.20	
		US TREASURY N/B	36,300,000.00	35,376,901.89	
		US TREASURY N/B	7,850,000.00	7,950,731.20	
		US TREASURY N/B	26,150,000.00	24,828,198.56	
		US TREASURY N/B	13,000,000.00	13,042,909.10	
		US TREASURY N/B	100,000.00	91,136.71	
		US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,695,523.50	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,759.76	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,930,468.40	
		US TREASURY N/B	11,600,000.00	11,624,467.88	
		US TREASURY N/B	50,000.00	45,521.48	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,186,546.56	
		US TREASURY N/B	9,150,000.00	9,116,938.30	
		US TREASURY N/B	3,450,000.00	3,511,924.74	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,335.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,968.75	
		US TREASURY N/B	20,450,000.00	18,257,216.03	
		US TREASURY N/B	48,050,000.00	48,132,583.53	
		US TREASURY N/B	47,400,000.00	46,648,264.44	
		US TREASURY N/B	40,600,000.00	39,700,770.90	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	38,482,701.38	
		US TREASURY N/B	73,850,000.00	62,521,520.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,847.65	
		US TREASURY N/B	9,000,000.00	8,892,773.10	

		US TREASURY N/B	100,000.00	99,894.53	
		US TREASURY N/B	40,580,000.00	34,041,226.91	
		US TREASURY N/B	19,750,000.00	19,840,263.42	
		US TREASURY N/B	6,750,000.00	6,942,216.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	104,035.15	
		US TREASURY N/B	100,000.00	101,546.87	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,351.56	
		US TREASURY N/B	5,500,000.00	5,477,656.25	
		US TREASURY N/B	100,000.00	106,718.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	85,003.90	
		US TREASURY N/B	100,000.00	100,820.31	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,104,964.69	
		US TREASURY N/B	100,000.00	86,726.56	
		US TREASURY N/B	13,400,000.00	13,756,984.04	
		US TREASURY N/B	15,350,000.00	12,895,797.48	
		US TREASURY N/B	9,250,000.00	9,043,319.85	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	840,234.30	
		US TREASURY N/B	44,750,000.00	38,626,589.00	
		US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,018,833.83	
		US TREASURY N/B	71,500,000.00	64,879,264.45	
		US TREASURY N/B	200,000.00	198,539.06	
		US TREASURY N/B	51,800,000.00	49,144,234.72	
		US TREASURY N/B	37,850,000.00	35,468,110.85	
		US TREASURY N/B	46,550,000.00	45,105,311.44	
		US TREASURY N/B	30,000,000.00	30,345,117.00	
		US TREASURY N/B	55,150,000.00	53,680,765.39	
		US TREASURY N/B	49,750,000.00	49,716,961.02	
		US TREASURY N/B	33,100,000.00	32,688,835.10	
		US TREASURY N/B	350,000.00	353,609.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,957.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	88,015.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,144.53	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,433.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,890.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	98,433.59	
		US TREASURY N/B	100,000.00	95,511.71	

		US TREASURY N/B	200,000.00	120,441.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	89,765.62	
		US TREASURY N/B	600,000.00	357,597.60	
		US TREASURY N/B	400,000.00	374,437.48	
		US TREASURY N/B	50,000.00	30,946.28	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,031.25	
		US TREASURY N/B	200,000.00	133,605.46	
		US TREASURY N/B	100,000.00	94,621.09	
		US TREASURY N/B	26,300,000.00	16,945,005.84	
		US TREASURY N/B	400,000.00	319,437.48	
		US TREASURY N/B	57,850,000.00	38,669,109.37	
		US TREASURY N/B	100,000.00	79,566.40	
		US TREASURY N/B	32,050,000.00	22,679,128.05	
		US TREASURY N/B	100,000.00	77,757.81	
		US TREASURY N/B	500,000.00	403,935.50	
		US TREASURY N/B	200,000.00	149,039.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	81,968.75	
		US TREASURY N/B	100,000.00	74,203.12	
		US TREASURY N/B	41,590,000.00	32,599,410.67	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,550.78	
		US TREASURY N/B	100,000.00	87,316.40	
		US TREASURY N/B	100,000.00	84,000.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,328.12	
		US TREASURY N/B	46,100,000.00	38,534,916.24	
		US TREASURY N/B	8,600,000.00	6,903,514.98	
		US TREASURY N/B	43,450,000.00	33,397,095.16	
		US TREASURY N/B	34,100,000.00	25,585,656.25	
		US TREASURY N/B	34,900,000.00	23,908,541.65	
		US TREASURY N/B	25,400,000.00	18,964,671.24	
		US TREASURY N/B	7,200,000.00	5,343,750.00	
		US TREASURY N/B	400,000.00	269,695.28	
		US TREASURY N/B	26,700,000.00	17,951,576.79	
		US TREASURY N/B	1,150,000.00	731,956.94	
		US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,027,687.36	
		US TREASURY N/B	7,000,000.00	5,116,562.50	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,458,750.00	

		US TREASURY N/B	11,400,000.00	7,903,851.42	
		US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,357,212.30	
		US TREASURY N/B	100,000.00	72,316.40	
		US TREASURY N/B	45,650,000.00	33,726,608.02	
		US TREASURY N/B	43,500,000.00	31,314,901.80	
		US TREASURY N/B	49,200,000.00	37,901,293.80	
		US TREASURY N/B	44,100,000.00	31,599,541.89	
		US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,861,031.25	
		US TREASURY N/B	14,650,000.00	8,926,770.93	
		US TREASURY N/B	300,000.00	187,259.76	
		US TREASURY N/B	46,100,000.00	26,315,714.78	
		US TREASURY N/B	200,000.00	95,601.56	
		US TREASURY N/B	18,600,000.00	9,512,882.58	
		US TREASURY N/B	22,300,000.00	12,177,889.51	
		US TREASURY N/B	1,750,000.00	1,081,889.55	
		US TREASURY N/B	100,000.00	56,125.00	
		US TREASURY N/B	100,000.00	54,126.95	
		US TREASURY N/B	100,000.00	59,492.18	
		US TREASURY N/B	16,350,000.00	11,218,908.93	
		US TREASURY N/B	100,000.00	70,419.92	
		US TREASURY N/B	500,000.00	485,253.90	
		US TREASURY N/B	18,900,000.00	16,875,632.34	
		US TREASURY N/B	43,050,000.00	38,489,390.62	
	小計	銘柄数：225 組入時価比率：45.5%	3,444,040,000.00	3,106,954,986.91 (437,956,374,954) 46.2%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,210,000.00	1,214,973.34	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,900,000.00	15,110,699.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	890,000.00	880,015.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	661,602.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,413,073.95	
		CANADIAN GOVERNMENT	11,650,000.00	11,740,819.90	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,190,000.00	4,092,050.78	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,404,725.92	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	3,313,008.93	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	1,126,252.49	

		CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	245,502.47	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,600,000.00	6,719,256.06	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,530,000.00	10,651,538.05	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	98,222.75	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,950,000.00	5,100,515.14	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	97,806.68	
		CANADIAN GOVERNMENT	7,600,000.00	7,030,364.04	
		CANADIAN GOVERNMENT	9,050,000.00	7,943,120.74	
		CANADIAN GOVERNMENT	13,600,000.00	12,511,151.36	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,083.35	
		CANADIAN GOVERNMENT	8,550,000.00	7,976,864.43	
		CANADIAN GOVERNMENT	3,500,000.00	3,360,548.10	
		CANADIAN GOVERNMENT	21,310,000.00	25,232,900.36	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	805,270.08	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,350,000.00	4,454,897.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	500,633.85	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	99,798.69	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	7,830,647.75	
		CANADIAN GOVERNMENT	2,050,000.00	2,191,675.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	6,240,000.00	6,231,014.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,568,140.92	
		CANADIAN GOVERNMENT	14,600,000.00	10,658,189.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	3,038,290.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,550,000.00	1,313,432.33	
		CANADIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,805,927.07	
	小計	銘柄数：35 組入時価比率：1.9%	185,150,000.00	181,514,014.23 (18,476,311,508) 1.9%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	22,400,000.00	22,063,328.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	140,600,000.00	133,970,203.84	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	133,900,000.00	131,969,804.72	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,967,043.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	36,000,000.00	35,735,400.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	84,300,000.00	83,695,316.10	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	161,000,000.00	151,772,735.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,500,000.00	61,438,335.00	

		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	357,724.12	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	37,000,000.00	33,490,335.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	51,300,000.00	53,119,836.72	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	120,200,000.00	108,198,306.46	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	91,100,000.00	73,696,456.42	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	117,500,000.00	95,523,669.50	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.7%	1,070,200,000.00	990,998,495.88 (7,086,927,543) 0.7%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	99,040.75	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,236.95	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	94,849.25	
		BELGIUM KINGDOM	5,350,000.00	5,446,077.97	
		BELGIUM KINGDOM	9,800,000.00	8,959,238.40	
		BELGIUM KINGDOM	16,400,000.00	17,787,874.60	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	89,464.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,950,000.00	1,928,612.40	
		BELGIUM KINGDOM	4,250,000.00	4,260,905.50	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	84,970.75	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	128,430.14	
		BELGIUM KINGDOM	11,150,000.00	12,161,890.37	
		BELGIUM KINGDOM	350,000.00	344,814.05	
		BELGIUM KINGDOM	3,100,000.00	3,155,218.75	
		BELGIUM KINGDOM	1,700,000.00	1,546,644.70	
		BELGIUM KINGDOM	5,950,000.00	5,585,636.87	
		BELGIUM KINGDOM	1,250,000.00	817,511.50	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	17,230,000.00	18,924,872.02	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	14,750,000.00	17,248,325.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,350,000.00	640,585.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,950,000.00	8,029,913.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9,250,000.00	9,721,631.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,237.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	6,100,000.00	5,902,915.10	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,291.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	36,950,000.00	37,396,725.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,564.10	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,550,000.00	5,251,881.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,176.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	550,482.25	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	96,995.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	32,400,000.00	33,937,137.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	36,300,000.00	36,787,980.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	91,038.85	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	950,000.00	926,905.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,050,000.00	12,364,801.43	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,161.15	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	101,787.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	95,800.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	16,450,000.00	17,154,718.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,400,000.00	5,483,551.49	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3,850,000.00	3,955,909.65	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,573.37	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	7,600,000.00	7,889,702.12	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	11,200,000.00	12,891,704.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10,600,000.00	11,958,602.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2,300,000.00	2,743,859.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,188.47	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	414,285.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	12,500,000.00	12,561,983.74	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,600,000.00	7,639,448.80	
		BUNDESOBLIGATION	200,000.00	196,729.20	
		BUNDESOBLIGATION	10,000,000.00	10,190,542.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,522.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	97,356.12	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,400,000.00	3,747,718.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	96,670.55	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,124.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,806.67	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,220.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	33,170,000.00	39,473,659.97	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	305,058.15	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	39,200,000.00	46,340,632.80	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,600,000.00	2,243,438.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	29,900,000.00	29,927,717.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	450,000.00	443,432.61	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	21,150,000.00	25,248,711.37	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	27,450,000.00	31,303,458.45	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	31,870,000.00	37,582,697.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	13,750,000.00	17,126,010.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	14,230,000.00	15,083,835.57	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	95,265.75	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,250,000.00	3,075,296.25	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	73,180.45	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	246,660.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,050,000.00	489,240.15	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	24,100,000.00	19,119,161.42	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	8,550,000.00	7,899,032.92	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	4,950,000.00	5,017,332.37	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,191.37	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,950,000.00	18,262,500.52	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	99,686.30	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	49,950,000.00	50,702,571.67	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	17,350,000.00	17,798,783.77	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	108,064.65	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,050,000.00	16,546,065.37	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	31,000,000.00	31,536,083.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,500,000.00	10,603,311.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	201,206.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,429.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	6,450,000.00	6,546,550.05	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,456.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	199,602.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	27,950,000.00	28,288,767.97	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	18,950,000.00	19,864,356.45	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,876.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,700,000.00	32,574,741.55	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,950,000.00	27,844,233.34	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	102,224.95	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	167,671.72	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,950,000.00	3,112,906.37	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	104,249.87	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	26,000,000.00	27,200,550.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,900,000.00	2,924,860.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	11,200,000.00	11,871,546.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,001.87	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	31,650,000.00	32,670,158.62	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	117,301.85	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	205,239.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,350,000.00	7,388,231.02	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	137,012.56	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,368.87	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,386.75	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	42,950,000.00	50,320,628.02	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,883.82	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	5,700,000.00	6,043,658.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,000,000.00	4,121,418.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	28,450,000.00	31,959,549.32	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	7,000,000.00	7,179,270.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,704.62	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	30,050,000.00	30,172,021.03	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	650,000.00	565,155.56	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	927,393.74	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,113.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,678.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	502,382.47	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	180,654.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,200,000.00	9,124,088.34	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	296,334.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	3,900,000.00	4,050,204.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	8,400,000.00	9,083,226.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	450,000.00	391,122.67	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	355,349.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	93,991.87	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	16,450,000.00	16,169,840.05	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	9,400,000.00	6,702,876.80	
		FINNISH GOVERNMENT	3,700,000.00	3,512,207.24	
		FINNISH GOVERNMENT	2,450,000.00	2,515,495.85	
		FINNISH GOVERNMENT	2,950,000.00	2,737,331.84	
		FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,144,435.11	
		FINNISH GOVERNMENT	2,300,000.00	2,083,390.60	
		FINNISH GOVERNMENT	9,400,000.00	8,669,272.20	
		FINNISH GOVERNMENT	350,000.00	356,060.53	
		FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,731,921.00	
		FINNISH GOVERNMENT	5,200,000.00	4,970,833.92	
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	365,314.00	
		FINNISH GOVERNMENT	850,000.00	831,788.32	
		FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	458,189.55	
		FRANCE (GOVT OF)	3,550,000.00	3,499,613.78	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	504,545.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	97,522.70	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	147,259.20	
		FRANCE (GOVT OF)	16,800,000.00	17,004,766.80	
		FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,734,817.49	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	95,923.87	
		FRANCE (GOVT OF)	2,650,000.00	2,666,098.75	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	94,909.15	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,912.25	
		FRANCE (GOVT OF)	60,000,000.00	60,754,380.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	100,006.26	
		FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	150,233.05	
		FRANCE (GOVT OF)	5,200,000.00	5,376,113.60	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	85,461.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,450,000.00	2,416,706.21	
		FRANCE (GOVT OF)	16,350,000.00	16,314,520.50	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	230,250.81	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	403,318.75	
		FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	595,215.90	
		FRANCE (GOVT OF)	1,850,000.00	1,051,512.25	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	73,036.90	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	125,930.50	

		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	48,683.40	
		FRANCE (GOVT OF)	400,000.00	189,438.48	
		FRANCE (GOVT OF)	20,100,000.00	17,677,698.74	
		FRANCE (GOVT OF)	15,000,000.00	14,434,897.50	
		FRANCE (GOVT OF)	50,000.00	28,453.55	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	101,626.85	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,550,000.00	38,729,720.80	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	350,000.00	327,422.55	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	37,350,000.00	44,553,309.79	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	48,150,000.00	54,487,777.45	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	21,000,000.00	22,167,390.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	36,800,000.00	40,793,646.40	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	100,000.00	93,621.20	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	23,750,000.00	24,054,812.25	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	403,836.00	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	4,150,000.00	4,020,084.25	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	3,800,000.00	3,244,158.80	
		IRELAND GOVERNMENT BOND	2,150,000.00	2,111,568.75	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	194,136.80	
		IRISH GOVERNMENT	150,000.00	100,845.37	
		IRISH TSY 0.4% 2035	2,850,000.00	2,238,888.75	
		IRISH TSY 1.10% 2029	10,700,000.00	10,294,282.75	
		IRISH TSY 1.3% 2033	3,000,000.00	2,714,947.50	
		IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	94,672.57	
		IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	99,233.05	
		IRISH TSY 2.4% 2030	5,450,000.00	5,492,128.50	
		IRISH TSY 2% 2045	2,550,000.00	2,105,707.63	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,300,000.00	2,265,252.75	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	97,755.17	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	13,830,000.00	15,151,698.52	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	96,293.27	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,100,000.00	1,949,461.92	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,300,000.00	2,132,045.26	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	3,000,000.00	2,676,842.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,900,000.00	5,115,048.66	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	5,650,000.00	4,933,290.15	

		NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	250,218.62	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	9,950,000.00	9,914,067.56	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	12,700,000.00	14,195,971.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,900,000.00	2,012,267.08	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,700,000.00	1,919,303.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	2,200,000.00	2,423,888.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	6,800,000.00	6,537,656.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	4,700,000.00	3,787,542.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	9,000,000.00	8,435,637.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	10,700,000.00	10,636,977.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	2,000,000.00	1,993,683.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	3,200,000.00	3,098,696.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	6,350,000.00	4,206,875.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	8,200,000.00	7,707,434.20	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	2,054,041.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	3,849,709.16	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	5,850,000.00	6,160,512.15	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	9,000,000.00	8,051,746.50	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	3,450,000.00	3,497,614.14	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	9,350,000.00	9,045,517.25	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,500,000.00	1,505,579.25	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,950,000.00	5,465,433.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	4,300,000.00	4,195,520.75	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	1,550,000.00	1,474,240.65	
		SPANISH GOVERNMENT	33,550,000.00	40,110,585.07	
		SPANISH GOVERNMENT	16,950,000.00	18,376,757.77	
	小計	銘柄数：233 組入時価比率：30.4%	1,733,980,000.00	1,805,514,848.59 (292,276,743,689) 30.8%	
	英ポンド	UK TREASURY	50,000.00	48,656.00	
		UK TREASURY	100,000.00	95,291.90	
		UK TREASURY	150,000.00	142,122.00	
		UK TREASURY	100,000.00	101,325.70	
		UK TREASURY	190,000.00	172,581.56	
		UK TREASURY	200,000.00	186,330.80	
		UK TREASURY	100,000.00	107,659.10	

		UK TREASURY	100,000.00	88,428.20	
		UK TREASURY	200,000.00	175,752.60	
		UK TREASURY	500,000.00	413,054.00	
		UK TREASURY	800,000.00	830,664.00	
		UK TREASURY	1,850,000.00	1,466,754.00	
		UK TREASURY	160,000.00	160,620.64	
		UK TREASURY	100,000.00	75,897.10	
		UK TREASURY	480,000.00	481,398.72	
		UK TREASURY	1,400,000.00	953,040.20	
		UK TREASURY	1,480,000.00	1,431,362.76	
		UK TREASURY	100,000.00	72,253.40	
		UK TREASURY	18,050,000.00	16,267,815.20	
		UK TREASURY	19,490,000.00	19,311,413.13	
		UK TREASURY	20,200,000.00	18,815,370.80	
		UK TREASURY	500,000.00	459,386.50	
		UK TREASURY	320,000.00	297,302.08	
		UK TREASURY	70,000.00	55,273.26	
		UK TREASURY	21,600,000.00	18,779,644.80	
		UK TREASURY	100,000.00	51,510.40	
		UK TREASURY	100,000.00	52,980.30	
		UK TREASURY	100,000.00	85,753.50	
		UK TREASURY	550,000.00	238,841.90	
		UK TREASURY	100,000.00	77,718.40	
		UK TREASURY	600,000.00	270,424.20	
		UK TREASURY	9,450,000.00	7,278,163.20	
		UK TREASURY	550,000.00	253,805.75	
		UK TREASURY	100,000.00	46,545.80	
		UK TREASURY	100,000.00	79,947.90	
		UK TREASURY	19,850,000.00	15,794,069.35	
		UK TREASURY	100,000.00	55,784.20	
		UK TREASURY	2,650,000.00	1,909,388.60	
		UK TSY 0 1/2% 2061	50,000.00	13,843.55	
		UK TSY 0 5/8% 2050	950,000.00	348,155.05	
		UK TSY 3 1/4% 2044	100,000.00	76,833.40	
		UNITED KINGDOM GILT	13,420,000.00	13,465,721.94	
		UNITED KINGDOM GILT	21,370,000.00	21,305,847.26	

		UNITED KINGDOM GILT	11,150,000.00	11,283,744.25	
		UNITED KINGDOM GILT	5,090,000.00	5,182,057.74	
		UNITED KINGDOM GILT	30,080,000.00	30,274,437.12	
		UNITED KINGDOM GILT	12,100,000.00	12,274,445.70	
		UNITED KINGDOM GILT	12,250,000.00	12,118,765.75	
		UNITED KINGDOM GILT	3,550,000.00	3,594,130.05	
		UNITED KINGDOM GILT	1,300,000.00	1,292,952.70	
		UNITED KINGDOM GILT	8,590,000.00	8,066,173.21	
		UNITED KINGDOM GILT	20,430,000.00	19,376,690.49	
		UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	63,899.36	
		UNITED KINGDOM GILT	30,250,000.00	25,998,846.50	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	170,000.00	142,923.59	
	小計	銘柄数：55 組入時価比率：5.3%	293,630,000.00	272,063,799.61 (51,245,937,294) 5.4%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	19,000,000.00	18,763,450.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	26,200,000.00	25,338,020.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	20,000,000.00	18,931,000.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	21,100,000.00	18,751,221.85	
		SWEDISH GOVERNMENT	17,500,000.00	17,585,790.25	
		SWEDISH GOVERNMENT	5,000,000.00	4,798,325.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	14,800,000.00	16,497,412.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	123,600,000.00	120,665,219.10 (1,782,225,286) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	5,998,128.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,980,384.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	29,100,000.00	26,849,731.92	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,000,000.00	9,749,300.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	11,600,000.00	9,949,900.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	39,300,000.00	35,189,023.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,172,942.50	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	8,600,000.00	8,287,390.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	120,700,000.00	110,176,799.92 (1,496,200,942) 0.2%	

	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	8,700,000.00	8,800,641.60	
		KINGDOM OF DENMARK	4,900,000.00	4,767,994.00	
		KINGDOM OF DENMARK	18,550,000.00	17,441,387.07	
		KINGDOM OF DENMARK	9,700,000.00	9,676,636.58	
		KINGDOM OF DENMARK	43,500,000.00	53,418,970.05	
		KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,003,284.00	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.2%	92,850,000.00	98,108,913.30 (2,127,001,240) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,438,500.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	18,100,000.00	17,711,972.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,129,798.80	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,700,000.00	2,667,851.10	
		POLAND GOVERNMENT BOND	51,000,000.00	48,646,263.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	8,174,441.25	
		POLAND GOVERNMENT BOND	11,700,000.00	12,197,835.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	14,100,000.00	13,056,134.70	
		POLAND GOVERNMENT BOND	36,500,000.00	30,449,767.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	4,700,000.00	3,825,656.65	
		POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	17,242,408.95	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,200,000.00	2,164,944.54	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.6%	167,500,000.00	158,705,573.79 (6,018,115,358) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,630,000.00	16,762,042.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	864,954.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,100,000.00	5,242,188.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,000,000.00	4,930,100.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,858,409.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,070,000.00	3,047,374.10	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,450,000.00	2,370,081.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	20,450,000.00	19,412,980.50	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,750,000.00	5,825,520.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,600,000.00	4,898,488.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,900,000.00	1,585,379.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,150,000.00	1,794,218.00	

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	2,642,564.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,400,000.00	23,082,528.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	275,484.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,768.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,900,000.00	4,617,025.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,290,000.00	2,877,203.70	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,500,000.00	13,644,065.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,953,990.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,050,000.00	3,979,602.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,090,000.00	4,594,539.60	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	6,300,000.00	3,360,105.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,450,000.00	1,410,618.00	
	小計	銘柄数：24 組入時価比率：1.2%	141,630,000.00	131,126,226.10 (11,832,830,643) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,250,000.00	1,214,976.25	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,173,106.99	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,300,000.00	2,085,850.68	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	5,700,000.00	5,561,277.39	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,200,000.00	3,297,260.16	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,050,000.00	1,773,374.64	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,500,000.00	2,164,093.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,700,000.00	4,441,483.55	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,000,000.00	1,972,526.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,285,097.10	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,677,871.52	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	654,317.00	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	36,850,000.00	33,301,234.28 (2,807,627,062) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	750,050.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,670,000.00	3,665,229.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	493,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	5,176,502.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	350,000.00	355,950.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	202,760.00	

		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,487,410.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,610,000.00	5,781,105.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	383,400.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,189,380.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	4,170,000.00	4,040,730.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	863,600.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	3,044,175.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	5,050,000.00	4,343,000.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.4%	34,930,000.00	34,776,291.50 (3,748,884,223) 0.4%	
	リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	2,400,000.00	2,413,500.48	
		MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	107,151.46	
		MALAYSIA GOVERNMENT	6,300,000.00	6,383,073.06	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,593,968.56	
		MALAYSIA GOVERNMENT	8,800,000.00	9,026,315.76	
		MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,099,804.80	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,200,000.00	9,306,145.00	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,008,249.30	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,654,579.46	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,800,000.00	10,857,642.84	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	6,200,000.00	6,270,839.96	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	520,836.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4,980,000.00	5,082,056.13	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,146,076.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2,400,000.00	2,289,766.56	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	9,664,122.90	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,330,217.28	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3,600,000.00	3,764,829.24	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,112,723.70	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	396,067.92	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	16,212,703.18	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,592,191.10	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	10,644,537.44	
		MALAYSIAN GOVERNMENT	300,000.00	319,264.62	
	小計	銘柄数：24	141,530,000.00	148,796,662.95	

		組入時価比率：0.5%		(4,786,758,887) 0.5%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	69,130,864.45	
		CHINA GOVERNMENT BOND	92,000,000.00	92,234,774.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,969,267.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	95,850,117.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	91,119,125.57	
		CHINA GOVERNMENT BOND	169,700,000.00	172,112,726.72	
		CHINA GOVERNMENT BOND	127,900,000.00	127,067,537.27	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,492,858.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,200,000.00	85,066,468.52	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,300,000.00	25,357,114.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	86,461,944.32	
		CHINA GOVERNMENT BOND	460,800,000.00	464,141,076.48	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	55,101,330.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,400,000.00	24,477,706.68	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,859,096.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	40,200,000.00	40,162,819.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	96,884,742.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	33,500,000.00	33,450,768.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	65,063,212.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	112,572,537.15	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	18,270,554.19	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	73,378,116.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,100,000.00	101,521,718.19	
		CHINA GOVERNMENT BOND	111,200,000.00	114,593,156.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	56,833,783.96	
		CHINA GOVERNMENT BOND	135,000,000.00	137,690,199.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	77,609,905.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	208,100,000.00	211,661,319.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	88,724,569.44	
		CHINA GOVERNMENT BOND	82,600,000.00	83,527,515.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	52,020,444.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	105,500,000.00	105,009,224.55	
		CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	77,351,296.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	164,009,710.80	

		CHINA GOVERNMENT BOND	143,100,000.00	150,554,880.36	
		CHINA GOVERNMENT BOND	143,900,000.00	149,366,530.76	
		CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	25,799,568.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	141,900,000.00	146,099,303.46	
		CHINA GOVERNMENT BOND	98,500,000.00	100,045,071.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,567,788.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	25,800,000.00	25,585,803.24	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	21,466,338.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	33,908,445.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	67,861,803.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	46,100,000.00	49,820,233.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	76,600,869.49	
		CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	81,528,110.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	86,000,000.00	91,400,103.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	91,300,000.00	98,227,798.35	
		CHINA GOVERNMENT BOND	147,500,000.00	155,111,014.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND	158,300,000.00	165,869,953.49	
		CHINA GOVERNMENT BOND	28,300,000.00	29,252,654.41	
		CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	96,208,844.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	45,600,000.00	45,351,639.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	16,244,484.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	47,473,898.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	112,158,205.73	
		CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	81,931,042.54	
		CHINA GOVERNMENT BOND	68,800,000.00	86,569,498.88	
		CHINA GOVERNMENT BOND	180,900,000.00	222,633,232.02	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,900,000.00	6,893,274.57	
	小計	銘柄数：61 組入時価比率：10.9%	5,189,500,000.00	5,445,307,992.58 (105,256,714,434) 11.1%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	7,100,000.00	7,324,904.57	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,805,472.50	
		ISRAEL FIXED BOND	6,850,000.00	6,784,521.53	
		ISRAEL FIXED BOND	10,100,000.00	9,483,139.47	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,475,482.20	
		ISRAEL FIXED BOND	10,500,000.00	9,018,421.65	

		ISRAEL FIXED BOND	15,100,000.00	12,390,831.99	
		ISRAEL FIXED BOND	4,400,000.00	4,256,511.60	
		ISRAEL FIXED BOND	9,600,000.00	6,923,545.92	
		ISRAEL FIXED BOND	11,300,000.00	12,393,777.85	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,920,466.29	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.3%	87,150,000.00	79,777,075.57 (3,019,338,934) 0.3%	
合計				949,917,991,997 (949,917,991,997)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3)貸付有価証券の明細(2025年 4月 22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	2,810,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	23,981,000	
		US TREASURY BOND	10,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	11,000,000	
		US TREASURY N/B	3,000,000	
		US TREASURY N/B	33,000,000	
		US TREASURY N/B	4,145,000	
		US TREASURY N/B	255,000	
		US TREASURY N/B	42,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	21,950,000	
		US TREASURY N/B	35,000,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	10,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	12,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	2,040,000	
		US TREASURY N/B	13,900,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	4,400,000	
		US TREASURY N/B	39,000,000	
		US TREASURY N/B	20,755,000	
		US TREASURY N/B	1,317,000	
		US TREASURY N/B	23,758,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	32,000,000	

		US TREASURY N/B	32,000,000	
		US TREASURY N/B	15,000,000	
		US TREASURY N/B	47,745,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	4,565,000	
		US TREASURY N/B	19,000,000	
		US TREASURY N/B	425,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	34,275,000	
		US TREASURY N/B	14,700,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY N/B	34,000,000	
		US TREASURY N/B	2,400,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	25,000,000	
		US TREASURY N/B	3,400,000	
		US TREASURY N/B	28,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	29,707,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	11,000,000	
		US TREASURY N/B	27,842,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	170,000	
		US TREASURY N/B	8,000,000	
		US TREASURY N/B	3,570,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	5,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY N/B	30,000,000	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	17,380,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	15,000,000	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	250,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	700,000	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,300,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,740,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000	
		FRANCE (GOVT OF)	25,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	2,000,000	
		FRANCE (GOVT OF)	7,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	17,000,000	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	34,200,000	

		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	31,542,500	
		BELGIUM KINGDOM	8,330,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	13,600,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	4,845,000	

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	948,254,260	－	940,601,785	△7,652,475
米ドル	419,338,959	－	414,233,534	△5,105,425
カナダドル	63,483,969	－	62,902,079	△581,890
ユーロ	298,190,172	－	297,680,769	△509,403
豪ドル	46,296,064	－	46,198,118	△97,946
人民元	120,945,096	－	119,587,285	△1,357,811
売建	527,251,316	－	524,970,648	2,280,668
米ドル	242,665,812	－	240,309,008	2,356,804
ユーロ	214,970,488	－	214,961,988	8,500
人民元	69,615,016	－	69,699,652	△84,636
合計	－	－	－	△5,371,807

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	834,277,284
コール・ローン	479,878,686
国債証券	78,516,677,224
派生商品評価勘定	2,718,755,249

未収入金	129,811,100
未収利息	671,440,277
前払費用	226,749,316
差入委託証拠金	2,898,322
流動資産合計	83,580,487,458
資産合計	83,580,487,458
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	90,028,047
未払金	901,631,292
未払解約金	8,523,005
その他未払費用	529,700
流動負債合計	1,000,712,044
負債合計	1,000,712,044
純資産の部	
元本等	
元本	84,126,304,382
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,546,528,968
元本等合計	82,579,775,414
純資産合計	82,579,775,414
負債純資産合計	83,580,487,458

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　元本の欠損	
	1,546,528,968円
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9816円
(10,000口当たり純資産額)	(9,816円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在	
期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	78,641,104,886円
同期中における追加設定元本額	60,773,684,608円
同期中における一部解約元本額	55,288,485,112円
期末元本額	84,126,304,382円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,698,709,134円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,484,983,465円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	33,510,009円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	21,611,375円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	10,653,751円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	6,838,635円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,857,473,280円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	14,303,715円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	8,645,615円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	58,139,721円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	21,477,395円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	19,849,420円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	47,462,512,182円

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	11,331,626,637 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	9,738,119,470 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	96,342,292 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,261,508,286 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	7,900,000.00	8,351,781.25	
		US TREASURY BOND	6,420,000.00	6,718,178.82	
		US TREASURY BOND	2,100,000.00	1,576,476.51	
		US TREASURY BOND	2,000,000.00	1,706,718.60	
		US TREASURY N/B	800,000.00	798,257.28	
		US TREASURY N/B	400,000.00	393,686.08	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,710,321.04	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,052,911.60	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,416,655.55	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,896,992.00	
		US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,726,683.56	
		US TREASURY N/B	800,000.00	801,734.32	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,807,527.10	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,508,593.62	
		US TREASURY N/B	3,700,000.00	3,607,788.97	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,908,827.90	
		US TREASURY N/B	300,000.00	298,488.27	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,869,843.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	972,382.80	
		US TREASURY N/B	200,000.00	201,289.06	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,633,361.19	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,946,484.20	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,005,664.00	
		US TREASURY N/B	300,000.00	289,804.68	
		US TREASURY N/B	700,000.00	709,679.67	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	936,914.00	

		US TREASURY N/B	1,000,000.00	980,371.00	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,750,394.52	
		US TREASURY N/B	6,000,000.00	6,085,780.80	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,868,593.60	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,953,945.20	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	932,050.70	
		US TREASURY N/B	800,000.00	791,687.44	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,779,804.50	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,369,183.48	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,932,812.40	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,198,882.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,128.90	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,202,812.44	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	921,835.90	
		US TREASURY N/B	500,000.00	504,179.65	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,029,327.96	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,403,335.92	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,471,937.44	
		US TREASURY N/B	600,000.00	601,710.90	
		US TREASURY N/B	600,000.00	583,593.72	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,669,851.54	
		US TREASURY N/B	300,000.00	297,462.87	
		US TREASURY N/B	4,600,000.00	4,476,734.26	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,586,554.60	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,198,398.35	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,784,980.42	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,209,609.20	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,114,113.08	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,732,406.04	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,644,738.20	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,493,964.75	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	926,054.60	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,393,183.50	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,023,937.28	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,635,917.82	
		US TREASURY N/B	700,000.00	718,839.80	

		US TREASURY N/B	1,000,000.00	943,398.40	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,104,480.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,949,140.60	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,424,179.65	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,995,195.20	
		US TREASURY N/B	300,000.00	294,785.13	
		US TREASURY N/B	900,000.00	901,898.37	
		US TREASURY N/B	800,000.00	806,156.24	
		US TREASURY N/B	500,000.00	508,974.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	843,359.30	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,273,593.75	
		US TREASURY N/B	300,000.00	303,761.70	
		US TREASURY N/B	800,000.00	801,374.96	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,968,281.20	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,764,249.92	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,779,257.70	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,074,980.39	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,498,417.95	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,852,148.14	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,406,398.42	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,085,429.50	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,560,527.25	
		US TREASURY N/B	3,350,000.00	3,575,078.12	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,931,992.09	
		US TREASURY N/B	800,000.00	800,968.72	
		US TREASURY N/B	800,000.00	821,578.08	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,601,796.80	
		US TREASURY N/B	900,000.00	756,105.39	
		US TREASURY N/B	500,000.00	488,828.10	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,394,281.04	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,688,749.76	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	3,625,288.80	
		US TREASURY N/B	300,000.00	298,875.00	
		US TREASURY N/B	2,900,000.00	2,664,714.59	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,905,544.83	
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,779,546.84	

		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,466,699.04	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,342,675.75	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,906,894.40	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	3,034,511.70	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,946,718.60	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	999,335.90	
		US TREASURY N/B	500,000.00	480,039.05	
		US TREASURY N/B	400,000.00	395,031.24	
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,964,288.77	
		US TREASURY N/B	300,000.00	292,300.77	
		US TREASURY N/B	100,000.00	59,599.60	
		US TREASURY N/B	700,000.00	433,247.99	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,336,054.60	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	847,757.76	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	644,296.80	
		US TREASURY N/B	3,100,000.00	2,072,156.25	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,344,472.49	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	777,578.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	807,871.00	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	894,234.36	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,632,468.64	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,159,970.63	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,724,421.82	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,746,328.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,671,796.80	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	963,281.16	
		US TREASURY N/B	200,000.00	179,218.74	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	825,343.75	
		US TREASURY N/B	500,000.00	479,218.75	
		US TREASURY N/B	600,000.00	411,035.10	
		US TREASURY N/B	700,000.00	522,648.42	
		US TREASURY N/B	800,000.00	573,406.24	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	730,937.50	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	729,375.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	693,320.30	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	691,621.00	

		US TREASURY N/B	500,000.00	361,582.00	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	1,773,140.40	
		US TREASURY N/B	900,000.00	647,894.52	
		US TREASURY N/B	700,000.00	426,535.13	
		US TREASURY N/B	700,000.00	436,939.44	
		US TREASURY N/B	100,000.00	57,083.98	
		US TREASURY N/B	300,000.00	153,433.59	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	546,093.70	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	1,854,667.80	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	1,290,875.00	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	1,136,665.95	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	594,921.80	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	823,406.16	
		US TREASURY N/B	800,000.00	563,359.36	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,455,292.82	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	797,812.50	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	877,035.06	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,748,164.00	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,552,812.48	
		US TREASURY N/B	600,000.00	535,734.36	
		US TREASURY N/B	1,100,000.00	1,046,503.81	
		US TREASURY N/B	800,000.00	715,250.00	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,401,093.75	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,717,734.24	
	小計	銘柄数：158 組入時価比率：43.9%	279,370,000.00	256,982,685.87 (36,224,279,400) 46.2%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,521,211.35	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	685,764.10	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	803,153.68	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	409,546.36	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	305,420.73	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,569,825.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	782,379.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	462,523.95	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	614,385.03	

		CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,287,912.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	455,416.75	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	466,483.30	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	384,062.64	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	710,452.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	389,239.40	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	402,635.04	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	590,441.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	300,380.31	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	698,590.83	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	232,708.70	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	213,822.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	199,712.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	348,475.76	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	438,007.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	337,587.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	84,737.57	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	421,572.55	
	小計	銘柄数：27 組入時価比率：1.9%	15,600,000.00	15,116,448.93 (1,538,703,336) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	1,500,000.00	1,477,455.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	7,146,348.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	24,000,000.00	23,654,035.20	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	5,000,000.00	4,963,250.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	9,928,270.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,700,000.00	7,258,696.06	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,560,842.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	8,048,792.70	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	1,000,000.00	1,035,474.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,500,000.00	4,050,685.35	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	5,662,735.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,495,759.82	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	11,000,000.00	8,836,232.90	
	小計	銘柄数：13	98,700,000.00	91,118,576.83 (651,616,278)	

		組入時価比率：0.8%		0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	200,000.00	198,081.50	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	190,696.24	
		BELGIUM KINGDOM	700,000.00	673,658.65	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	284,547.75	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	355,985.40	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	457,104.00	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	254,413.56	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	650,775.90	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	169,824.80	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	506,975.00	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	503,157.50	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	296,709.60	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	373,260.80	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	64,215.07	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	436,301.00	
		BELGIUM KINGDOM	100,000.00	98,263.57	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	305,343.75	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	334,595.10	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	355,320.72	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	141,276.20	
		BELGIUM KINGDOM	170,000.00	111,181.56	
		BELGIUM KINGDOM GOVT	600,000.00	701,626.80	
		BONOS Y OBLIG DE	1,000,000.00	871,782.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	94,901.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,214,508.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	780,512.80	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	592,713.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	378,514.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,800,000.00	1,767,177.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	880,771.60	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	775,964.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	418,977.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,300,000.00	1,221,147.20	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	463,127.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	97,569.00	

		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	374,277.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	258,945.90	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,067.87	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	490,805.75	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,526,812.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	958,005.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	834,272.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,218,567.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	99,908.37	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	177,146.74	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	149,158.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	519,059.35	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	460,418.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	564,085.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	330,720.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	767,716.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	715,789.50	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	87,188.47	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	331,428.40	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	163,497.66	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	333,202.00	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	100,495.87	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	88,830.80	
		BUNDESOBLIGATION	1,000,000.00	1,012,365.70	
		BUNDESOBLIGATION	500,000.00	503,805.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	772,404.64	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	191,552.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	440,908.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,964,621.16	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	380,499.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,600,000.00	1,507,520.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	645,292.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,005,885.20	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	833,028.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	359,805.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	813,488.40	

		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	709,295.40	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	300,000.00	258,858.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,447,728.75	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,000,927.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,200,000.00	1,223,516.64	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,193,792.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	702,329.04	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	779,927.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	798,266.70	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	163,248.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	400,000.00	471,700.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	249,105.60	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	848,002.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,200,000.00	1,143,189.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	851,620.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	394,656.96	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	512,537.30	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,033,396.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	184,772.70	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	2,400,000.00	2,431,795.20	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,013,602.50	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,005,145.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,017,409.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,506.65	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	515,453.75	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,831,127.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,603.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	998,516.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	202,912.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	852,817.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,034,867.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	838,600.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	259,258.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,909,919.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	651,893.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	506,991.25	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	413,272.48	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	633,133.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	627,705.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	639,061.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,059,959.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	714,212.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,173,018.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,436,677.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	804,161.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	350,769.80	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,341.71	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	953,867.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,757,414.25	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,295,590.44	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	214,671.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,200,000.00	1,272,349.20	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	1,011,022.65	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	307,683.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,704.62	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	200,812.12	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	103,043.75	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,600,000.00	1,505,816.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	781,483.85	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	361,309.40	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	778,885.59	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	934,662.60	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,513,871.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	325,062.50	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,916.15	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	177,674.70	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	563,951.22	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	144,765.10	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	66,252.00	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	816,363.20	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	193,505.56	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	306,685.50	

		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	410,693.20	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	278,372.73	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	264,100.41	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	171,997.72	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	173,192.10	
		FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	219,344.55	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	182,657.00	
		FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	97,857.45	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	139,109.20	
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	87,470.80	
		FRANCE (GOVT OF)	850,000.00	828,942.95	
		FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	870,017.58	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	294,518.40	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	1,012,188.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,700,000.00	1,638,438.75	
		FRANCE (GOVT OF)	1,400,000.00	1,342,934.18	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	503,037.50	
		FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	1,138,909.80	
		FRANCE (GOVT OF)	2,700,000.00	2,744,772.75	
		FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	1,022,034.75	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	179,251.70	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	866,810.20	
		FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,087,181.81	
		FRANCE (GOVT OF)	1,600,000.00	1,312,188.00	
		FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,503,884.25	
		FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,860,962.40	
		FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,538,298.00	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	986,410.70	
		FRANCE (GOVT OF)	300,000.00	193,293.75	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	844,622.50	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	284,192.50	
		FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	146,073.80	
		FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	629,652.50	
		FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	243,417.00	
		FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	47,359.62	
		FRANCE (GOVT OF)	1,900,000.00	1,601,491.00	

		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,500,000.00	1,527,323.25	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,100,000.00	2,354,049.60	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,700,000.00	1,590,338.10	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	357,857.91	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,100,000.00	1,244,788.27	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	738,913.00	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,100,000.00	1,219,375.30	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,200,000.00	1,123,454.40	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	708,983.94	
		FRANCE GOVERNMENT O.A.T	200,000.00	201,918.00	
		IRISH GOVERNMENT	300,000.00	291,205.20	
		IRISH GOVERNMENT	200,000.00	170,061.74	
		IRISH TSY 0.2% 2030	400,000.00	356,426.00	
		IRISH TSY 0.4% 2035	400,000.00	314,230.00	
		IRISH TSY 1.10% 2029	500,000.00	481,041.25	
		IRISH TSY 1.5% 2050	200,000.00	140,148.10	
		IRISH TSY 1.7% 2037	250,000.00	218,348.12	
		IRISH TSY 2% 2045	300,000.00	247,730.31	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	196,978.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	684,286.19	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	481,466.35	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	556,989.12	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	463,488.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	174,629.74	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	700,612.15	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	797,110.96	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	197,750.50	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	223,558.60	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	138,777.04	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	213,255.90	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	440,707.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	103,769.10	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	576,852.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	229,967.00	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	161,172.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	400,000.00	405,388.40	

		OBRIGACOES DO TESOURO	400,000.00	389,290.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	800,000.00	803,677.60	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	93,729.30	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	285,660.96	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	298,233.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	242,861.40	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	106,422.97	
		OBRIGACOES DO TESOURO	100,000.00	54,488.00	
		OBRIGACOES DO TESOURO	300,000.00	290,502.75	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	79,750.24	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	66,250.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	389,376.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	437,570.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	289,835.40	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	281,979.30	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	947,771.10	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	447,319.25	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	202,760.24	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	386,974.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	200,743.90	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	253,949.44	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	182,126.85	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	97,570.25	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	71,595.05	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	377,225.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	100,000.00	55,678.75	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	190,224.60	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	215,826.50	
		SPANISH GOVERNMENT	490,000.00	557,421.06	
		SPANISH GOVERNMENT	800,000.00	956,437.20	
		SPANISH GOVERNMENT	500,000.00	542,087.25	
	小計	銘柄数：246 組入時価比率：29.1%	153,830,000.00	148,618,487.58 (24,058,360,769) 30.6%	
	英ポンド	UK TREASURY	200,000.00	176,856.40	
		UK TREASURY	100,000.00	87,876.30	

		UK TREASURY	200,000.00	165,221.60	
		UK TREASURY	1,700,000.00	1,765,161.00	
		UK TREASURY	1,700,000.00	1,347,828.00	
		UK TREASURY	2,000,000.00	1,857,926.00	
		UK TREASURY	1,000,000.00	758,971.00	
		UK TREASURY	1,100,000.00	1,103,205.40	
		UK TREASURY	300,000.00	290,141.10	
		UK TREASURY	100,000.00	72,253.40	
		UK TREASURY	600,000.00	540,758.40	
		UK TREASURY	500,000.00	495,418.50	
		UK TREASURY	150,000.00	94,327.65	
		UK TREASURY	200,000.00	186,290.80	
		UK TREASURY	1,400,000.00	1,286,282.20	
		UK TREASURY	300,000.00	278,720.70	
		UK TREASURY	500,000.00	394,809.00	
		UK TREASURY	300,000.00	260,828.40	
		UK TREASURY	300,000.00	154,531.20	
		UK TREASURY	900,000.00	771,781.50	
		UK TREASURY	1,200,000.00	521,109.60	
		UK TREASURY	500,000.00	388,592.00	
		UK TREASURY	2,500,000.00	1,126,767.50	
		UK TREASURY	200,000.00	154,035.20	
		UK TREASURY	500,000.00	232,729.00	
		UK TREASURY	100,000.00	79,947.90	
		UK TSY 0 1/2% 2061	300,000.00	83,061.30	
		UK TSY 0 5/8% 2050	100,000.00	36,647.90	
		UK TSY 3 1/4% 2044	700,000.00	537,833.80	
		UNITED KINGDOM GILT	850,000.00	852,895.95	
		UNITED KINGDOM GILT	1,600,000.00	1,595,196.80	
		UNITED KINGDOM GILT	1,400,000.00	1,416,793.00	
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	509,043.00	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	603,878.40	
		UNITED KINGDOM GILT	300,000.00	296,786.10	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	563,411.40	
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	474,221.50	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	515,679.60	

		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	600,000.00	504,436.20	
	小計	銘柄数：39 組入時価比率：5.2%	27,200,000.00	22,582,254.70 (4,253,593,495) 5.4%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,185,060.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,450,650.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,703,790.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	888,683.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,205,882.76	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,500,000.00	1,439,497.50	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,226,159.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	9,300,000.00	9,099,722.76 (134,402,905) 0.2%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,693,020.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,433,040.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	922,671.20	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,240,820.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,115,075.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,069,177.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	495,085.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	600,000.00	578,190.00	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.2%	10,250,000.00	9,547,078.20 (129,649,321) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,946,120.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,100,000.00	1,832,927.46	
		KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,197,109.68	
		KINGDOM OF DENMARK	1,700,000.00	2,087,637.91	
		KINGDOM OF DENMARK	1,500,000.00	800,656.80	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.2%	8,500,000.00	7,864,451.85 (170,501,316) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,957,124.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,207,885.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,907,696.60	

		POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,203,757.10	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,251,360.30	
		POLAND GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,069,847.50	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：0.6%	14,100,000.00	12,597,670.50 (477,703,665) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	503,970.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	384,424.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	102,788.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	394,408.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	290,484.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	293,433.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	595,578.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	284,787.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,035,648.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	699,784.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	750,969.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,800,000.00	1,502,136.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	255,732.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	412,188.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	550,968.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	967,680.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	282,675.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	612,171.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	86,844.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	315,216.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	150,888.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	373,345.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：1.2%	12,300,000.00	10,846,116.00 (978,753,507) 1.2%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	145,797.15	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	255,895.72	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	181,378.32	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	243,915.67	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	206,078.76	

		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	173,012.16	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	302,973.02	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	283,498.95	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	500,000.00	493,131.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	163,878.98	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	64,533.52	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	229,010.95	
	小計	銘柄数：12 組入時価比率：0.3%	3,050,000.00	2,743,104.70 (231,271,157) 0.3%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	100,000.00	107,150.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	499,350.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	295,800.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	709,660.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	550,000.00	564,190.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	721,350.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,054,350.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	608,430.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	387,600.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	290,289.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	406,400.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	253,681.25	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	172,000.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	600,000.00	508,800.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.9%	6,700,000.00	6,579,050.25 (709,221,616) 0.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,018,419.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,012,759.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,098,498.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,098,434.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,992,075.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,085,305.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	3,973,965.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,164,286.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	16,000,000.00	16,164,649.60	

		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,018,060.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	34,000,000.00	34,246,520.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,163,160.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,019,108.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,174,107.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	5,994,450.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,222,504.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	7,988,243.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,098,248.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,140,298.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,289,552.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,209,279.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,244,112.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,199,274.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,292,695.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,136,908.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,462,803.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	13,800,000.00	13,954,960.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,630,587.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	19,906,962.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,298,034.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,513,443.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,520,956.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,379,884.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,336,062.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,266,340.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,047,058.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,235,168.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,022,074.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,144,132.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,242,097.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,268,884.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,290,953.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,376,751.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,758,795.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,412,800.80	

		CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,621,663.90	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,370,289.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	15,434,574.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	4,972,767.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	4,061,121.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,637,438.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	10,231,079.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	8,676,509.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	7,549,665.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	12,306,978.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	999,025.30	
	小計	銘柄数：56 組入時価比率：10.5%	429,800,000.00	449,974,777.70 (8,697,922,457) 11.1%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	722,173.69	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	768,875.60	
		ISRAEL FIXED BOND	1,500,000.00	1,408,387.05	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	393,461.92	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	429,448.65	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	656,467.92	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	483,694.50	
		ISRAEL FIXED BOND	900,000.00	649,082.43	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	548,397.25	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	690,591.76	
		ISRAEL FIXED BOND	200,000.00	137,590.68	
	小計	銘柄数：11 組入時価比率：0.3%	7,600,000.00	6,888,171.45 (260,698,002) 0.3%	
合計				78,516,677,224 (78,516,677,224)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	218,709,600	－	218,356,800	△352,800
ユーロ	162,109,200	－	161,862,000	△247,200
英ポンド	56,600,400	－	56,494,800	△105,600
売建	82,105,668,152	－	79,476,588,150	2,629,080,002
米ドル	39,008,115,552	－	37,031,897,840	1,976,217,712
カナダドル	1,622,329,010	－	1,586,259,480	36,069,530
メキシコペソ	682,684,725	－	671,340,560	11,344,165
ユーロ	23,997,644,795	－	24,084,107,760	△86,462,965
英ポンド	4,394,707,732	－	4,299,742,960	94,964,772
スウェーデンクローナ	137,754,977	－	136,474,500	1,280,477
ノルウェークローネ	135,927,360	－	130,111,680	5,815,680
デンマーククローネ	168,678,829	－	168,979,200	△300,371
ズロチ	478,932,214	－	470,820,405	8,111,809
豪ドル	1,010,960,861	－	977,484,095	33,476,766
ニュージーランドドル	237,671,280	－	235,724,440	1,946,840
シンガポールドル	731,874,770	－	710,775,780	21,098,990
人民元	9,218,066,014	－	8,710,208,100	507,857,914
新シェケル	280,320,033	－	262,661,350	17,658,683
合計	－	－	－	2,628,727,202

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	355,861,721
コール・ローン	141,611,684
国債証券	40,928,790,712
派生商品評価勘定	90,502

未収利息	529,819,760
前払費用	64,147,376
流動資産合計	42,020,321,755
資産合計	42,020,321,755
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	141,770
未払金	21,843,162
未払解約金	1,299,201
その他未払費用	100,300
流動負債合計	23,384,433
負債合計	23,384,433
純資産の部	
元本等	
元本	17,684,871,335
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	24,312,065,987
元本等合計	41,996,937,322
純資産合計	41,996,937,322
負債純資産合計	42,020,321,755

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.3747円
(10,000口当たり純資産額)	(23,747円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在

期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,274,403,303円
同期中における追加設定元本額	10,259,514,640円
同期中における一部解約元本額	10,849,046,608円
期末元本額	17,684,871,335円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	463,182,080円
ネクストコア	2,955,764円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	687,768,688円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	2,273,543円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	1,504,043円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	13,137,689円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	5,120,646円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	10,846,255円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	1,577,731,966円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	3,910,293,263円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国債券・Ｊ．Ｐ．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,292,332,458円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	290,648,350円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,111,435円
ノムラ新興国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,133,525円
新興国債券・インデックスＦ（適格機関投資家専用）	969,469,614円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	332,058,273円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	7,706,886,708円

野村ＤＣ運用戦略ファンド	194,842,832 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	18,939,722 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	200,634,481 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,500,000.00	1,383,636.75	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,629,896.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,000,000.00	1,897,956.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,380,640.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,364,528.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,233,000.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,100,000.00	2,354,344.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,000,000.00	1,953,734.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	425,089.36	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,300,000.00	1,045,247.45	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,200,000.00	1,850,044.90	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,500,000.00	2,619,216.25	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,542,349.44	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,100,000.00	1,834,447.65	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,753,110.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,000,000.00	2,661,450.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,900,000.00	1,798,825.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,900,000.00	1,849,745.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,600,000.00	1,287,280.00	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	1,025,240.70	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,500,000.00	3,218,225.15	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,000,000.00	2,023,570.40	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,800,000.00	1,590,316.20	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,600,000.00	1,588,002.72	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,400,000.00	2,302,803.84	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,200,000.00	2,108,571.08	

		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,100,000.00	2,045,262.24	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,300,000.00	2,103,399.68	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	800,000.00	794,188.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	700,000.00	713,118.84	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,385,322.90	
		HUNGARY	1,900,000.00	1,948,339.80	
		HUNGARY	2,200,000.00	2,182,191.00	
		HUNGARY	2,300,000.00	1,850,712.25	
		HUNGARY	1,700,000.00	1,739,780.00	
		HUNGARY	2,100,000.00	1,961,604.75	
		HUNGARY	2,100,000.00	1,222,822.02	
		KSA SUKUK LTD	1,700,000.00	1,733,839.35	
		KSA SUKUK LTD	1,000,000.00	988,340.00	
		KSA SUKUK LTD	1,500,000.00	1,524,073.50	
		KSA SUKUK LTD	400,000.00	384,608.28	
		KSA SUKUK LTD	600,000.00	607,429.50	
		MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	888,207.50	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3,100,000.00	3,191,484.10	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,700,000.00	1,692,347.28	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,100,000.00	1,061,796.23	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2,250,000.00	1,796,625.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	6,864,000.00	5,216,640.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	12,400,000.00	8,066,200.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7,400,000.00	5,054,644.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	4,000,000.00	2,410,000.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2,331,818.18	1,486,534.08	
		REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,161,480.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	2,005,500.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,800,000.00	1,477,350.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,400,000.00	1,221,430.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,700,000.00	1,626,220.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,600,000.00	1,588,800.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,400,000.00	1,709,880.00	
		REPUBLIC OF CHILE	2,100,000.00	1,743,630.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,600,000.00	1,044,480.00	
		REPUBLIC OF CHILE	1,900,000.00	1,070,365.00	

		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,041,260.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,800,000.00	1,345,518.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,588,016.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,091,430.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000.00	1,909,800.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,900,000.00	1,749,444.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	845,560.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,000,000.00	1,852,500.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,500,000.00	1,328,625.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,384,326.00	2,519,630.70	
		REPUBLIC OF ECUADOR	6,500,000.00	3,792,749.99	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,000,000.00	1,535,070.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,000,000.00	1,898,237.20	
		REPUBLIC OF INDONESIA	1,700,000.00	1,308,731.57	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,000,000.00	1,230,886.60	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,600,000.00	1,301,596.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,600,000.00	1,523,863.20	
		REPUBLIC OF PANAMA	2,400,000.00	1,714,320.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	2,400,000.00	2,214,720.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,600,000.00	939,200.00	
		REPUBLIC OF PERU	3,300,000.00	2,890,437.00	
		REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,797,510.00	
		REPUBLIC OF PERU	1,800,000.00	1,171,080.00	
		REPUBLIC OF PERU	1,600,000.00	1,469,504.00	
		REPUBLIC OF PERU	2,000,000.00	1,019,560.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,600,000.00	980,228.96	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,200,000.00	1,477,637.48	
		REPUBLIC OF POLAND	1,200,000.00	1,233,564.24	
		REPUBLIC OF POLAND	1,900,000.00	1,907,077.12	
		REPUBLIC OF POLAND	1,700,000.00	1,721,188.63	
		REPUBLIC OF POLAND	1,400,000.00	1,460,792.34	
		REPUBLIC OF POLAND	2,000,000.00	1,965,919.40	
		REPUBLIC OF POLAND	3,200,000.00	3,163,727.36	
		REPUBLIC OF POLAND	2,000,000.00	1,994,393.20	
		REPUBLIC OF POLAND	2,600,000.00	2,415,809.50	
		REPUBLIC OF POLAND	3,000,000.00	2,762,990.40	

		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,200,000.00	2,059,932.82	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,500,000.00	1,253,250.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,400,000.00	1,247,319.08	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,093,274.75	
		REPUBLIC OF TURKEY	3,200,000.00	3,381,252.80	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,500,000.00	2,720,313.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	2,830,663.42	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,700,000.00	2,947,359.15	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	1,980,220.20	
		REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	559,371.90	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,600,000.00	1,574,101.92	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	1,995,389.10	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,200,000.00	1,124,409.60	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,700,000.00	1,710,211.90	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,900,000.00	1,756,956.98	
		REPUBLIC OF TURKIYE	1,000,000.00	984,330.70	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,358,000.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,480,000.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	890,000.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,300,000.00	2,349,220.00	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	1,400,000.00	1,379,000.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,943,110.43	
		ROMANIA	2,000,000.00	1,975,483.40	
		ROMANIA	1,600,000.00	1,614,242.56	
		ROMANIA	2,000,000.00	1,896,112.80	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,688,312.45	
		ROMANIA	2,100,000.00	1,249,280.76	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	700,000.00	709,835.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,210,890.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,100,000.00	2,098,947.27	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,000,000.00	923,820.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	1,225,507.20	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000.00	1,642,576.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,700,000.00	1,389,492.79	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,353,706.88	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,100,000.00	3,069,418.50	

		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,600,000.00	1,645,318.40	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,900,000.00	1,576,456.03	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,600,000.00	2,398,432.40	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,200,000.00	901,668.60	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	906,937.50	
		STATE OF QATAR	2,800,000.00	2,719,307.36	
		STATE OF QATAR	1,000,000.00	1,002,504.50	
		STATE OF QATAR	4,100,000.00	3,442,380.50	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,100,000.00	1,070,458.40	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,218,171.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,211,100.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	957,290.55	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,800,000.00	1,955,100.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	469,410.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	3,300,000.00	1,666,698.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1,300,000.00	674,171.80	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,500,000.00	1,245,568.75	
		UNITED MEXICAN STATES	600,000.00	605,310.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,300,000.00	2,741,475.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,290,394.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	1,170,868.40	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,276,560.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,559,136.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,500,000.00	2,329,125.00	
		UNITED MEXICAN STATES	3,000,000.00	2,978,583.30	
		UNITED MEXICAN STATES	1,400,000.00	1,006,810.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	868,044.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	975,450.00	
		UNITED MEXICAN STATES	1,900,000.00	1,621,365.00	
		UNITED MEXICAN STATES	2,300,000.00	1,983,005.72	
		UNITED MEXICAN STATES	2,000,000.00	1,938,721.80	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	703,852.50	
	小計	銘柄数：166 組入時価比率：97.5%	356,130,144.18	290,357,482.35 (40,928,790,712) 100.0%	
合計				40,928,790,712	

			(40,928,790,712)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	118,431,840	－	118,380,572	△51,268
米ドル	118,431,840	－	118,380,572	△51,268
合計	118,431,840	－	118,380,572	△51,268

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025年 4月22日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,673,110,721
投資証券	64,706,999,500
派生商品評価勘定	76,181,360
未収入金	2,998,683
未収配当金	741,486,146
未収利息	22,382
差入委託証拠金	27,165,417
流動資産合計	67,227,964,209
資産合計	67,227,964,209
負債の部	
流動負債	
未払金	802,192,323

未払解約金	8,737,616
流動負債合計	810,929,939
負債合計	810,929,939
純資産の部	
元本等	
元本	24,960,397,343
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	41,456,636,927
元本等合計	66,417,034,270
純資産合計	66,417,034,270
負債純資産合計	67,227,964,209

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6609円
(10,000口当たり純資産額)	(26,609円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
投資証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在

期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	21,467,270,237円
同期中における追加設定元本額	12,422,227,609円
同期中における一部解約元本額	8,929,100,503円
期末元本額	24,960,397,343円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,690,668,312円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	2,580,935,046円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	2,199,211,944円
野村資産設計ファンド２０１５	12,373,495円
野村資産設計ファンド２０２０	13,496,640円
野村資産設計ファンド２０２５	18,049,526円
野村資産設計ファンド２０３０	22,587,164円
野村資産設計ファンド２０３５	20,551,914円
野村資産設計ファンド２０４０	44,895,064円
野村資産設計ファンド２０４５	8,777,757円
野村インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ	2,442,304,246円
ネクストコア	13,922,053円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	955,705,282円
野村Ｊ－ＲＥＩＴインデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	1,400,841,800円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	835,561,162円
野村資産設計ファンド２０５０	5,819,864円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	1,145,550円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	909,331円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	8,614,080円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	3,336,855円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	12,294,592円
野村６資産均等バランス	6,748,069,378円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	78,864,280円
野村資産設計ファンド２０６０	5,390,171円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	357,752,860円

ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・Ｊ－ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	2,673,482,398 円
Ｊ－ＲＥＩＴインデックスファンド（適格機関投資家専用）	1,657,353,021 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	328,297 円
野村マルチアセット・ストラテジー・オープン（適格機関投資家専用）	17,185 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	915,199,013 円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	36,442,706 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	22,462,342 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	11,661,752 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	33,944,624 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	23,129,983 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	27,513,775 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	10,621,542 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	9,396,679 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	56,765,660 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,436	160,832,000	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	2,079	186,070,500	
		ＳＯＳｉＬＡ物流リート投資法人 投資証券	3,238	358,122,800	
		東海道リート投資法人　投資証券	1,262	129,607,400	
		日本アコモデーションファンド投資法人　投資証券	11,204	1,317,590,400	
		森ヒルズリート投資法人　投資証券	7,631	1,011,870,600	
		産業ファンド投資法人　投資証券	11,882	1,375,935,600	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	12,755	1,905,597,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人　投資証券	3,154	1,086,553,000	
		ＧＬＰ投資法人　投資証券	21,353	2,639,230,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人　投資証券	3,286	925,009,000	
		日本プロロジスリート投資法人　投資証券	11,305	2,691,720,500	
		星野リゾート・リート投資法人　投資証券	2,745	591,547,500	
		Ｏｎｅリート投資法人　投資証券	1,132	278,245,600	

		イオンリート投資法人　投資証券	7,880	1,004,700,000	
		ヒューリックリート投資法人　投資証券	5,734	841,177,800	
		日本リート投資法人　投資証券	8,285	697,597,000	
		積水ハウス・リート投資法人　投資証券	19,500	1,561,950,000	
		トーセイ・リート投資法人　投資証券	1,411	184,276,600	
		ヘルスケア＆メディカル投資法人　投資証券	1,600	175,200,000	
		サムティ・レジデンシャル投資法人　投資証券	1,768	166,722,400	
		野村不動産マスターファンド投資法人　投資証券	20,679	2,979,843,900	
		いちごホテルリート投資法人　投資証券	1,074	125,228,400	
		ラサールロジポート投資法人　投資証券	8,058	1,117,644,600	
		スターアジア不動産投資法人　投資証券	11,959	649,373,700	
		マリモ地方創生リート投資法人　投資証券	1,178	121,216,200	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人　投資証券	14,146	1,413,185,400	
		日本ホテル＆レジデンシャル投資法人　投資証券	1,369	91,175,400	
		投資法人みらい　投資証券	8,936	381,567,200	
		三菱地所物流リート投資法人　投資証券	6,722	786,474,000	
		ＣＲＥロジスティクスファンド投資法人　投資証券	2,778	399,198,600	
		ザイマックス・リート投資法人　投資証券	1,111	121,876,700	
		タカラレーベン不動産投資法人　投資証券	4,238	362,772,800	
		日本ビルファンド投資法人　投資証券	37,852	5,045,671,600	
		ジャパンリアルエステイト投資法人　投資証券	33,329	3,776,175,700	
		日本都市ファンド投資法人　投資証券	33,650	3,264,050,000	
		オリックス不動産投資法人　投資証券	12,930	2,340,330,000	
		日本プライムリアルティ投資法人　投資証券	4,438	1,586,585,000	
		ＮＴＴ都市開発リート投資法人	6,596	885,842,800	
		東急リアル・エステート投資法人　投資証券	4,351	787,531,000	

		グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	4,700	571,050,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	14,348	2,155,069,600	
		森トラストリート投資法人　投資証券	12,509	796,823,300	
		インヴィンシブル投資法人　投資証券	35,754	2,052,279,600	
		フロンティア不動産投資法人　投資証券	12,039	976,362,900	
		平和不動産リート投資法人　投資証券	4,758	627,580,200	
		日本ロジスティクスファンド投資法人　投資証券	12,940	1,206,008,000	
		福岡リート投資法人　投資証券	3,662	562,483,200	
		ＫＤＸ不動産投資法人　投資証券	18,155	2,737,774,000	
		いちごオフィスリート投資法人　投資証券	4,735	407,210,000	
		大和証券オフィス投資法人　投資証券	2,660	813,960,000	
		阪急阪神リート投資法人　投資証券	3,094	455,436,800	
		スターツプロシード投資法人　投資証券	1,125	198,225,000	
		大和ハウスリート投資法人　投資証券	9,678	2,354,657,400	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	23,840	1,661,648,000	
		大和証券リビング投資法人　投資証券	9,585	877,986,000	
		ジャパンエクセレント投資法人　投資証券	5,572	727,146,000	
	小計	銘柄数：57 組入時価比率：97.4%	535,188	64,706,999,500 100.0%	
合計				64,706,999,500	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引 REIT指数先物取引 買建	1,626,207,910	－	1,702,498,500	76,181,360
合計	1,626,207,910	－	1,702,498,500	76,181,360

（注）時価の算定方法

１先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 4 月 22 日現在）
資産の部	
流動資産	
預金	267,646,094
コール・ローン	100,489,816
投資証券	79,175,268,999
派生商品評価勘定	7,215,743
未収配当金	69,640,632
未収利息	1,344
差入委託証拠金	367,086,916
流動資産合計	79,987,349,544
資産合計	79,987,349,544
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,371,266
未払金	83,620,367
未払解約金	6,039,837
その他未払費用	288,500
流動負債合計	107,319,970
負債合計	107,319,970
純資産の部	
元本等	
元本	22,471,734,096
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,408,295,478
元本等合計	79,880,029,574
純資産合計	79,880,029,574
負債純資産合計	79,987,349,544

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引

	計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.5547円
(10,000口当たり純資産額)	(35,547円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

２．時価の算定方法

投資証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在	
期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	20,772,763,274円
同期中における追加設定元本額	5,861,515,058円
同期中における一部解約元本額	4,162,544,236円
期末元本額	22,471,734,096円
期末元本額の内訳＊	
野村世界６資産分散投信（安定コース）	1,126,813,815円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	1,718,634,030円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	1,463,181,648円
野村資産設計ファンド２０１５	8,272,181円
野村資産設計ファンド２０２０	8,979,589円
野村資産設計ファンド２０２５	12,038,978円
野村資産設計ファンド２０３０	15,025,727円
野村資産設計ファンド２０３５	13,681,756円
野村資産設計ファンド２０４０	29,982,939円
野村資産設計ファンド２０４５	5,839,486円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ	1,418,004,336円
ネクストコア	2,848,531円
野村インデックスファンド・海外５資産バランス	583,591,402円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	526,656,783円
野村資産設計ファンド２０５０	3,872,190円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	168,757円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	223,050円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	3,170,980円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	1,535,439円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	6,336,828円
野村６資産均等バランス	4,489,630,607円
野村資産設計ファンド２０６０	3,586,193円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　外国ＲＥＩＴ・Ｓ＆Ｐ先進国ＲＥＩＴ指数（除く日本・為替ヘッジなし）連動型上場投信	6,742,225,721円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	2,719,118,335円
ノムラ海外ＲＥＩＴインデックス・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,166,424,985円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ（適格機関投資家専用）	90,340,342円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	218,405円
野村マルチアセット・ストラテジー・オープン（適格機関投資家専用）	9,123円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	187,610,735円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	6,234,160円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	14,944,668円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	7,757,698円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	22,583,698円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	15,388,830円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	18,305,484円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	7,066,728円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	6,251,807円

多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	25,178,132 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 4 月 22 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 4 月 22 日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	48,600	945,756.00	
		AGREE REALTY CORP	43,680	3,438,489.60	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	28,600	475,904.00	
		ALEXANDERS INC	930	184,037.70	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	62,800	4,755,844.00	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	6,000	98,700.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	19,800	371,646.00	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	62,000	1,833,960.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	129,000	4,700,760.00	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	106,600	2,090,426.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	51,700	393,954.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	89,900	1,061,719.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	34,000	229,840.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	57,840	11,671,533.60	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	37,000.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	71,000	266,250.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	124,900	3,151,227.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	76,500	1,219,410.00	
		BRT APARTMENTS CORP	4,200	64,512.00	
		BXP INC	59,360	3,714,155.20	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	43,380	4,806,937.80	
		CARETRUST REIT INC	76,000	2,132,560.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	5,200	119,080.00	
		CENTERSPACE	6,780	397,647.00	
		CHATHAM LODGING TRUST	19,000	129,960.00	
		CITY OFFICE REIT INC	14,500	71,485.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	10,100	161,095.00	

		COPT DEFENSE PROPERTIES	46,100	1,199,983.00	
		COUSINS PROPERTIES INC	67,900	1,792,560.00	
		CTO REALTY GROWTH INC	10,300	186,121.00	
		CUBESMART	92,000	3,532,800.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	38,400	872,448.00	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	85,700	596,472.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	350,000	168,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	128,780	18,845,665.20	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	182,860.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	68,000	919,360.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	39,900	318,801.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	21,200	3,305,292.00	
		ELME COMMUNITIES	35,900	543,885.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	55,100	387,353.00	
		EPR PROPERTIES	30,700	1,503,993.00	
		EQUINIX INC	39,600	30,618,720.00	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	77,880	5,017,808.40	
		EQUITY RESIDENTIAL	139,160	9,393,300.00	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	76,000	2,416,800.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	26,180	7,091,900.20	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	86,300	11,926,660.00	
		FARMLAND PARTNERS INC	16,500	162,855.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	31,190	2,878,525.10	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	53,600	2,436,656.00	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	41,000	1,161,530.00	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	27,000	40,770.00	
		FRONTVIEW REIT INC	6,000	75,840.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	111,800	5,455,840.00	
		GETTY REALTY CORP	20,600	586,688.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	17,900	252,569.00	
		GLADSTONE LAND CORP	12,900	125,710.50	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	26,000	194,740.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	80,700	608,478.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	143,400	2,234,172.00	

		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	285,100	5,260,095.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	43,600	1,181,560.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	285,100	3,851,701.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	61,000	134,200.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	93,300	1,764,303.00	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	28,000	72,800.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	11,530	590,451.30	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	31,900	859,705.00	
		INVITATION HOMES INC	232,100	7,752,140.00	
		IRON MOUNTAIN INC	119,610	9,761,372.10	
		JBG SMITH PROPERTIES	33,300	482,850.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	350,000	62,650.00	
		KILROY REALTY CORP	43,600	1,360,320.00	
		KIMCO REALTY CORP	276,900	5,562,921.00	
		KITE REALTY GROUP TRUST	88,900	1,882,013.00	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	35,780	3,850,285.80	
		LINEAGE INC	23,910	1,315,767.30	
		LTC PROPERTIES INC	18,500	657,675.00	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	120,100	911,559.00	
		MACERICH CO /THE	100,700	1,420,877.00	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	34,840.38	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	245,500	1,279,055.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	47,620	7,372,528.40	
		MILLROSE PROPERTIES-CL A	48,800	1,147,776.00	
		MODIV INDUSTRIAL INC	2,900	45,124.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	28,200	998,844.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	18,420	1,372,842.60	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,700	159,315.00	
		NETSTREIT CORP	33,000	537,570.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	13,581	50,928.75	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,600	309,514.00	
		NNN REIT INC	75,900	3,131,634.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	6,052.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	114,600	4,337,610.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	6,500	156,780.00	

		ORION PROPERTIES INC	20,800	34,112.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	56,000	800,800.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	71,000	299,620.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	84,800	820,864.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	13,800	165,462.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	47,300	411,037.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	50,700	1,789,203.00	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	48,500	317,675.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	16,300	234,557.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	9,900	132,066.00	
		PRIME US REIT	313,200	37,584.00	
		PROLOGIS INC	377,090	37,192,386.70	
		PUBLIC STORAGE	64,140	18,444,098.40	
		REALTY INCOME CORP	356,170	20,643,613.20	
		REGENCY CENTERS CORP	66,380	4,698,376.40	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	92,900	2,944,930.00	
		RLJ LODGING TRUST	61,600	423,808.00	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	24,250	2,053,732.50	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	96,700	1,720,293.00	
		SAFEHOLD INC	17,900	262,414.00	
		SAUL CENTERS INC	4,500	147,240.00	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	64,000	117,120.00	
		SILA REALTY TRUST INC	22,800	584,592.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	124,820	18,373,504.00	
		SITE CENTERS CORP	18,450	215,496.00	
		SL GREEN REALTY CORP	28,600	1,436,578.00	
		STAG INDUSTRIAL INC	75,500	2,422,795.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	159,032.00	
		SUN COMMUNITIES INC	48,800	5,912,120.00	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	82,800	678,960.00	
		TANGER INC	44,900	1,395,941.00	
		TERRENO REALTY CORP	40,370	2,253,857.10	
		UDR INC	122,400	4,986,576.00	
		UMH PROPERTIES INC	28,900	492,167.00	
		UNITI GROUP INC	100,000	457,000.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	5,300	202,248.00	

		URBAN EDGE PROPERTIES	51,000	919,530.00	
		VENTAS INC	177,960	11,889,507.60	
		VERIS RESIDENTIAL INC	32,100	500,439.00	
		VICI PROPERTIES INC	429,100	13,795,565.00	
		VORNADO REALTY TRUST	67,700	2,239,516.00	
		WELLTOWER INC	247,870	35,606,525.50	
		WHITESTONE REIT	17,400	226,722.00	
		WP CAREY INC	89,200	5,468,852.00	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	41,600	411,424.00	
	小計	銘柄数：142 組入時価比率：77.6%	10,995,326	439,554,643.33 (61,959,622,523) 78.3%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	25,100	378,257.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	131,922.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	9,800	608,188.00	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	32,000	1,283,520.00	
		CHOICE PROPERTIES REIT	65,500	950,405.00	
		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	21,100	307,427.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	22,100	326,196.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	56,800	577,656.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	3,000	47,820.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	42,500	690,200.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	12,240	740,642.40	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	51,900	492,531.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	30,900	327,231.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	24,800	414,408.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	106,272.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	121,399.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	82,404.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	48,000	231,840.00	
		PRIMARIS REIT	20,700	294,147.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	58,800	996,072.00	
		SLATE GROCERY REIT	10,800	148,608.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	29,000	726,160.00	
	小計	銘柄数：22	612,040	9,983,305.40	

		組入時価比率：1.3%		(1,016,200,656) 1.3%	
	ユーロ	AEDIFICA	19,280	1,302,364.00	
		ALTAREA	2,000	198,760.00	
		CARE PROPERTY INVEST	14,700	179,046.00	
		CARMILA	21,800	391,528.00	
		COFINIMMO	15,470	994,721.00	
		COVIVIO	21,700	1,103,445.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	18,000	441,000.00	
		GECINA SA	21,340	1,910,997.00	
		HAMBORNER REIT AG	26,400	161,832.00	
		ICADE	12,400	259,160.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	53,010.00	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	139,400	782,034.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	210,000	212,940.00	
		KLEPIERRE	90,200	2,796,200.00	
		MERCIALYS	35,400	414,180.00	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	159,800	1,540,472.00	
		MONTEA	8,560	537,396.80	
		NSI NV	8,100	169,695.00	
		RETAIL ESTATES	5,090	314,053.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	12,500	433,125.00	
		STONEWEG EUROPEAN REAL ESTATE	134,000	191,620.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	41,800	2,984,520.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	72,200	1,601,396.00	
		WERELDHAVE NV	14,200	234,584.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	15,300	433,755.00	
	小計	銘柄数：25 組入時価比率：4.0%	1,137,640	19,641,833.80 (3,179,620,055) 4.0%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	8,204.00	
		AEW UK REIT PLC	64,000	65,152.00	
		ASSURA PLC	1,217,000	586,107.20	
		BIG YELLOW GROUP PLC	79,900	772,633.00	
		BRITISH LAND	405,000	1,552,770.00	
		CARE REIT PLC	160,000	172,800.00	

		CLS HOLDINGS PLC	78,000	46,488.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	170,000	131,750.00	
		DERWENT LONDON PLC	46,100	904,943.00	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	273,000	246,246.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	163,000	503,670.00	
		HAMMERSON PLC	185,000	470,640.00	
		HELICAL PLC	50,000	104,250.00	
		INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	304,500	1,755,442.50	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	54,560.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	829,000	1,581,732.00	
		NEWRIVER REIT PLC	195,000	141,180.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	212,000	153,700.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	537,000	543,981.00	
		PRS REIT PLC/THE	204,000	234,600.00	
		REGIONAL REIT LTD	70,700	77,770.00	
		SAFESTORE HOLDINGS PLC	87,400	527,459.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	100,800.00	
		SEGRO PLC	551,500	3,810,865.00	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	800,000	1,033,600.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	144,000	98,208.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	509,000	401,092.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	261,000	256,563.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	1,005,000	1,400,970.00	
		UNITE GROUP PLC	167,900	1,444,779.50	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	191,000	277,714.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	167,000	181,696.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	58,000	248,240.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：4.7%	9,833,000	19,890,605.20 (3,746,594,395) 4.7%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	174,000	194,880.00	
		ABACUS STORAGE KING	213,000	310,980.00	
		ARENA REIT	167,000	606,210.00	
		BWP TRUST	231,000	815,430.00	

		CENTURIA CAPITAL GROUP	341,000	511,500.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	214,000	618,460.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	161,000	191,590.00	
		CHARTER HALL GROUP	193,500	3,142,440.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	260,000	985,400.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	215,000	789,050.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	145,000	413,250.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	189,800.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	204,000.00	
		DEXUS/AU	436,000	3,152,280.00	
		GOODMAN GROUP	826,700	23,263,338.00	
		GPT GROUP	775,000	3,464,250.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	234,840.00	
		HEALTHCO REIT	176,000	148,720.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	731,000	873,545.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	149,000	809,070.00	
		MIRVAC GROUP	1,597,000	3,465,490.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	562,000	1,253,260.00	
		REGION RE LTD	477,000	1,058,940.00	
		RURAL FUNDS GROUP	171,000	295,830.00	
		SCENTRE GROUP	2,121,000	7,296,240.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	974,000	5,055,060.00	
		VICINITY CENTRES	1,566,000	3,539,160.00	
		WAYPOINT REIT	279,000	697,500.00	
	小計	銘柄数：28 組入時価比率：7.2%	13,858,200	63,580,513.00 (5,737,505,493) 7.2%	
	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	403,000	757,640.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	403,000	757,640.00 (63,876,628) 0.1%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	790,000	1,564,200.00	
		FORTUNE REIT	600,000	2,412,000.00	
		LINK REIT	1,053,000	36,802,350.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	310,000	567,300.00	

		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	949,800	683,856.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：1.0%	3,702,800	42,029,706.00 (763,259,460) 1.0%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	261,650	327,062.50	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,437,762	3,766,936.44	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	1,049,956	887,212.82	
		CAPITALAND CHINA TRUST	451,279	297,844.14	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	2,262,796	4,751,871.60	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	268,000	205,020.00	
		EC WORLD REIT	60,000	8,400.00	
		ESR-REIT	2,640,272	554,457.12	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	420,000	226,800.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	555,587	1,227,847.27	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,184,746	1,048,500.21	
		KEPPEL DC REIT	732,659	1,501,950.95	
		KEPPEL REIT	963,000	794,475.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	740,000	373,700.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	851,000	1,719,020.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,390,980	1,627,446.60	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	954,716	1,145,659.20	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	890,000	249,200.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	166,000	697,200.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	210,000	130,200.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	560,000	274,400.00	
		SUNTEC REIT	906,000	1,023,780.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：3.1%	18,956,403	22,838,983.85 (2,462,042,459) 3.1%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	62,000	296,050,000.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	19,000	88,730,000.00	
		JR REIT XXVII	70,000	187,250,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	20,888	93,056,040.00	
		LOTTE REIT CO LTD	63,000	224,910,000.00	

		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	40,983	234,832,590.00	
		SK REITS CO LTD	62,000	304,420,000.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	337,871	1,429,248,630.00 (141,495,614) 0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	326,000	596,580.00	
		REIT 1 LTD	74,000	1,372,700.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	96,000	806,400.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	496,000	2,775,680.00 (105,051,716) 0.1%	
合計				79,175,268,999 (79,175,268,999)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月 22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち１年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	671,078,138	－	661,000,908	△10,077,230
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	70,255,583	－	70,177,290	△78,293
ユーロ	24,307,290	－	24,279,300	△27,990
英ポンド	18,832,043	－	18,831,600	△443
豪ドル	27,116,250	－	27,066,390	△49,860
合計	－	－	－	△10,155,523

（注）時価の算定方法

１先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

２為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2025年 4月22日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	53,671,183
コール・ローン	67,779,972
投資証券	5,925,403,850
派生商品評価勘定	35,630,159
未収入金	299,242,605
未収配当金	5,258,759
未収利息	906
差入委託証拠金	24,164,177
流動資産合計	6,411,151,611
資産合計	6,411,151,611
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,135,226
未払解約金	132,822
その他未払費用	102,700
流動負債合計	8,370,748
負債合計	8,370,748
純資産の部	
元本等	
元本	4,489,789,590
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,912,991,273
元本等合計	6,402,780,863
純資産合計	6,402,780,863
負債純資産合計	6,411,151,611

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。

	先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 4月22日現在	
1.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4261円
(10,000口当たり純資産額)	(14,261円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 4月23日 至 2025年 4月22日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、REIT指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とするREIT指数等に係る価格変動リスクを有しております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 4月22日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 投資証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 4月22日現在	
期首	2024年 4月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	4,748,780,724円
同期中における追加設定元本額	1,242,083,473円
同期中における一部解約元本額	1,501,074,607円
期末元本額	4,489,789,590円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,670,288,204円
野村インデックスファンド・外国ＲＥＩＴ・為替ヘッジ型	378,056,690円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	773,099円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	2,278,045円
野村世界ＲＥＩＴインデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	2,246,328,201円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）ＲＥＩＴ	192,065,351円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式(2025年4月22日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月22日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,800	73,948.00	
		AGREE REALTY CORP	3,260	256,627.20	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	2,200	36,608.00	
		ALEXANDERS INC	65	12,862.85	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,690	355,173.70	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	500	8,225.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,340	25,151.80	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	4,640	137,251.20	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	9,660	352,010.40	

		AMERICOLD REALTY TRUST INC	7,900	154,919.00	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	4,000	30,480.00	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	6,800	80,308.00	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	2,200	14,872.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4,327	873,145.33	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	2,100	3,885.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	4,900	18,375.00	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	9,400	237,162.00	
		BROADSTONE NET LEASE INC-A	5,800	92,452.00	
		BRT APARTMENTS CORP	400	6,144.00	
		BXP INC	4,430	277,185.10	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,250	360,132.50	
		CARETRUST REIT INC	5,670	159,100.20	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	500	11,450.00	
		CENTERSPACE	450	26,392.50	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,600	10,944.00	
		CITY OFFICE REIT INC	1,500	7,395.00	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	820	13,079.00	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	3,580	93,187.40	
		COUSINS PROPERTIES INC	5,060	133,584.00	
		CTO REALTY GROWTH INC	700	12,649.00	
		CUBESMART	6,880	264,192.00	
		CURBLINE PROPERTIES CORP	3,040	69,068.80	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	5,900	41,064.00	
		DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	25,000	12,000.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	9,630	1,409,254.20	
		DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	6,500	14,495.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	5,300	71,656.00	
		EAGLE HOSPITALITY TRUST	22,000	0.00	
		EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	2,700	21,573.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	1,580	246,337.80	
		ELME COMMUNITIES	2,900	43,935.00	
		EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	4,500	31,635.00	
		EPR PROPERTIES	2,300	112,677.00	
		EQUINIX INC	2,965	2,292,538.00	

		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,820	374,982.60	
		EQUITY RESIDENTIAL	10,400	702,000.00	
		ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	5,710	181,578.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,956	529,860.84	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6,450	891,390.00	
		FARMLAND PARTNERS INC	1,300	12,831.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,380	219,650.20	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	4,030	183,203.80	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,080	87,256.40	
		FRANKLIN STREET PROPERTIES C	3,200	4,832.00	
		FRONTVIEW REIT INC	400	5,056.00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8,350	407,480.00	
		GETTY REALTY CORP	1,400	39,872.00	
		GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,300	18,343.00	
		GLADSTONE LAND CORP	1,100	10,719.50	
		GLOBAL MEDICAL REIT INC	2,000	14,980.00	
		GLOBAL NET LEASE INC	5,600	42,224.00	
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	10,700	166,706.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21,460	395,937.00	
		HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,240	87,804.00	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	21,300	287,763.00	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	3,800	8,360.00	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	6,810	128,777.10	
		INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	1,900	4,940.00	
		INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	820	41,992.20	
		INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,480	66,836.00	
		INVITATION HOMES INC	17,340	579,156.00	
		IRON MOUNTAIN INC	8,940	729,593.40	
		JBG SMITH PROPERTIES	2,800	40,600.00	
		KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	21,000	3,759.00	
		KILROY REALTY CORP	3,230	100,776.00	
		KIMCO REALTY CORP	20,710	416,063.90	
		KITE REALTY GROUP TRUST	6,650	140,780.50	
		LAMAR ADVERTISING CO-A	2,680	288,394.80	
		LINEAGE INC	1,810	99,604.30	

		LTC PROPERTIES INC	1,480	52,614.00	
		LXP INDUSTRIAL TRUST	9,400	71,346.00	
		MACERICH CO /THE	7,430	104,837.30	
		MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	4,130.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	19,000	98,990.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,560	551,159.20	
		MILLROSE PROPERTIES-CL A	3,700	87,024.00	
		MODIV INDUSTRIAL INC	300	4,668.00	
		NATIONAL STORAGE AFFILIATES	2,150	76,153.00	
		NATL HEALTH INVESTORS INC	1,390	103,596.70	
		NET LEASE OFFICE PROPERTY	440	12,298.00	
		NETSTREIT CORP	2,500	40,725.00	
		NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	1,469	5,508.75	
		NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	600	21,594.00	
		NNN REIT INC	5,650	233,119.00	
		OFFICE PROPERTIES INCOME	2,000	680.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,580	324,753.00	
		ONE LIBERTY PROPERTIES INC	520	12,542.40	
		ORION PROPERTIES INC	1,400	2,296.00	
		OUTFRONT MEDIA INC	4,100	58,630.00	
		PARAMOUNT GROUP INC	5,600	23,632.00	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	6,300	60,984.00	
		PEAKSTONE REALTY TRUST	1,200	14,388.00	
		PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	3,900	33,891.00	
		PHILLIPS EDISON & CO INC	3,720	131,278.80	
		PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	3,500	22,925.00	
		PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	1,100	15,829.00	
		POSTAL REALTY TRUST INC-A	700	9,338.00	
		PRIME US REIT	20,000	2,400.00	
		PROLOGIS INC	28,210	2,782,352.30	
		PUBLIC STORAGE	4,797	1,379,425.32	
		REALTY INCOME CORP	26,640	1,544,054.40	
		REGENCY CENTERS CORP	4,970	351,776.60	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	6,900	218,730.00	
		RLJ LODGING TRUST	4,300	29,584.00	

		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,810	153,288.90	
		SABRA HEALTH CARE REIT INC	7,200	128,088.00	
		SAFEHOLD INC	1,300	19,058.00	
		SAUL CENTERS INC	330	10,797.60	
		SERVICE PROPERTIES TRUST	4,800	8,784.00	
		SILA REALTY TRUST INC	1,500	38,460.00	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	9,340	1,374,848.00	
		SITE CENTERS CORP	1,500	17,520.00	
		SL GREEN REALTY CORP	2,140	107,492.20	
		STAG INDUSTRIAL INC	5,500	176,495.00	
		SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	3,000	11,580.00	
		SUN COMMUNITIES INC	3,650	442,197.50	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	5,800	47,560.00	
		TANGER INC	3,370	104,773.30	
		TERRENO REALTY CORP	3,010	168,048.30	
		UDR INC	9,160	373,178.40	
		UMH PROPERTIES INC	2,400	40,872.00	
		UNITI GROUP INC	8,100	37,017.00	
		UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	420	16,027.20	
		URBAN EDGE PROPERTIES	3,830	69,054.90	
		VENTAS INC	13,310	889,241.10	
		VERIS RESIDENTIAL INC	2,300	35,857.00	
		VICI PROPERTIES INC	32,090	1,031,693.50	
		VORNADO REALTY TRUST	5,000	165,400.00	
		WELLTOWER INC	18,550	2,664,707.50	
		WHITESTONE REIT	1,300	16,939.00	
		WP CAREY INC	6,660	408,324.60	
		XENIA HOTELS & RESORTS INC	3,400	33,626.00	
	小計	銘柄数：142 組入時価比率：72.4%	857,159	32,897,409.29 (4,637,218,813) 78.3%	
	カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	2,200	33,154.00	
		ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	1,500	10,470.00	
		BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	770	47,786.20	
		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,520	101,077.20	
		CHOICE PROPERTIES REIT	5,000	72,550.00	

		CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	1,400	20,398.00	
		CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	1,400	20,664.00	
		DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,300	43,731.00	
		DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	300	4,782.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	3,300	53,592.00	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	870	52,643.70	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	4,200	39,858.00	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	2,000	21,180.00	
		KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,700	28,407.00	
		MINTO APARTMENT REAL ESTATE	500	6,480.00	
		MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	500	8,315.00	
		NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,000	6,540.00	
		NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	3,700	17,871.00	
		PRIMARIS REIT	1,300	18,473.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	4,000	67,760.00	
		SLATE GROCERY REIT	900	12,384.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	2,400	60,096.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：1.2%	45,760	748,212.10 (76,160,509) 1.3%	
	ユーロ	AEDIFICA	1,510	102,000.50	
		ALTAREA	150	14,907.00	
		CARE PROPERTY INVEST	1,000	12,180.00	
		CARMILA	1,600	28,736.00	
		COFINIMMO	1,170	75,231.00	
		COVIVIO	1,700	86,445.00	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,220	29,890.00	
		GECINA SA	1,580	141,489.00	
		HAMBORNER REIT AG	1,900	11,647.00	
		ICADE	950	19,855.00	
		IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	1,700	5,006.50	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	11,000	61,710.00	
		IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	14,000	14,196.00	
		KLEPIERRE	6,720	208,320.00	
		MERCIALYS	2,500	29,250.00	

		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	12,000	115,680.00	
		MONTEA	608	38,170.24	
		NSI NV	500	10,475.00	
		RETAIL ESTATES	360	22,212.00	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	1,030	35,689.50	
		STONEWEG EUROPEAN REAL ESTATE	10,000	14,300.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3,120	222,768.00	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,420	120,215.60	
		WERELDHAVE NV	1,200	19,824.00	
		XIOR STUDENT HOUSING NV	1,090	30,901.50	
	小計	銘柄数：25 組入時価比率：3.7%	84,028	1,471,098.84 (238,141,480) 4.0%	
	英ポンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	13,000	761.80	
		AEW UK REIT PLC	5,000	5,090.00	
		ASSURA PLC	91,000	43,825.60	
		BIG YELLOW GROUP PLC	6,000	58,020.00	
		BRITISH LAND	30,300	116,170.20	
		CARE REIT PLC	13,000	14,040.00	
		CLS HOLDINGS PLC	5,000	2,980.00	
		CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	14,000	10,850.00	
		DERWENT LONDON PLC	3,440	67,527.20	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	19,000	17,138.00	
		GREAT PORTLAND ESTATES PLC	13,400	41,406.00	
		HAMMERSON PLC	14,800	37,651.20	
		HELICAL PLC	3,500	7,297.50	
		INTU PROPERTIES PLC	39,000	0.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	22,500	129,712.50	
		LIFE SCIENCE REIT PLC	11,000	4,840.00	
		LONDONMETRIC PROPERTY PLC	62,000	118,296.00	
		NEWRIVER REIT PLC	10,000	7,240.00	
		PICTON PROPERTY INCOME LTD	15,000	10,875.00	
		PRIMARY HEALTH PROPERTIES	44,000	44,572.00	
		PRS REIT PLC/THE	15,000	17,250.00	
		REGIONAL REIT LTD	5,000	5,500.00	

		SAFESTORE HOLDINGS PLC	6,800	41,038.00	
		SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	16,000	8,064.00	
		SEGRO PLC	40,800	281,928.00	
		SHAFTESBURY CAPITAL PLC	60,000	77,520.00	
		SOCIAL HOUSING REIT PLC	9,000	6,138.00	
		SUPERMARKET INCOME REIT PLC	42,000	33,096.00	
		TARGET HEALTHCARE REIT PLC	17,000	16,711.00	
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	75,000	104,550.00	
		UNITE GROUP PLC	12,600	108,423.00	
		URBAN LOGISTICS REIT PLC	13,000	18,902.00	
		WAREHOUSE REIT PLC	13,000	14,144.00	
		WORKSPACE GROUP PLC	3,900	16,692.00	
	小計	銘柄数：34 組入時価比率：4.4%	764,040	1,488,249.00 (280,326,581) 4.7%	
	豪ドル	ABACUS GROUP	14,000	15,680.00	
		ABACUS STORAGE KING	14,000	20,440.00	
		ARENA REIT	11,000	39,930.00	
		BWP TRUST	18,600	65,658.00	
		CENTURIA CAPITAL GROUP	23,000	34,500.00	
		CENTURIA INDUSTRIAL REIT	17,000	49,130.00	
		CENTURIA OFFICE REIT	11,000	13,090.00	
		CHARTER HALL GROUP	14,300	232,232.00	
		CHARTER HALL LONG WALE REIT	21,500	81,485.00	
		CHARTER HALL RETAIL REIT	15,000	55,050.00	
		CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	10,000	28,500.00	
		CROMWELL PROPERTY GROUP	45,000	16,425.00	
		DEXUS INDUSTRIA REIT	7,000	17,850.00	
		DEXUS/AU	32,600	235,698.00	
		GOODMAN GROUP	61,700	1,736,238.00	
		GPT GROUP	57,900	258,813.00	
		GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	7,000	15,960.00	
		HEALTHCO REIT	14,000	11,830.00	
		HOMECO DAILY NEEDS REIT	59,000	70,505.00	
		INGENIA COMMUNITIES GROUP	12,400	67,332.00	

		MIRVAC GROUP	120,000	260,400.00	
		NATIONAL STORAGE REIT	43,000	95,890.00	
		REGION RE LTD	38,000	84,360.00	
		RURAL FUNDS GROUP	11,000	19,030.00	
		SCENTRE GROUP	157,000	540,080.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	72,700	377,313.00	
		VICINITY CENTRES	117,000	264,420.00	
		WAYPOINT REIT	19,000	47,500.00	
	小計	銘柄数：28 組入時価比率：6.7%	1,043,700	4,755,339.00 (429,121,791) 7.2%	
	ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	35,000	65,800.00	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.1%	35,000	65,800.00 (5,547,598) 0.1%	
	香港ドル	CHAMPION REIT	55,000	108,900.00	
		FORTUNE REIT	43,000	172,860.00	
		LINK REIT	78,620	2,747,769.00	
		SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	24,000	43,920.00	
		YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	50,400.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.9%	270,620	3,123,849.00 (56,729,097) 1.0%	
	シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	19,000	23,750.00	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	107,000	280,340.00	
		CAPITALAND ASCOTT TRUST	79,000	66,755.00	
		CAPITALAND CHINA TRUST	34,000	22,440.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	168,464	353,774.40	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	18,000	13,770.00	
		EC WORLD REIT	12,000	1,680.00	
		ESR-REIT	180,000	37,800.00	
		FAR EAST HOSPITALITY TRUST	33,000	17,820.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	38,998	86,185.58	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	91,000	80,535.00	

		KEPPEL DC REIT	57,354	117,575.70	
		KEPPEL REIT	77,000	63,525.00	
		LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	46,000	23,230.00	
		MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	63,000	127,260.00	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	103,181	120,721.77	
		MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	72,000	86,400.00	
		OUE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	70,000	19,600.00	
		PARKWAY LIFE REAL ESTATE	11,700	49,140.00	
		SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	17,000	10,540.00	
		STARHILL GLOBAL REIT	40,000	19,600.00	
		SUNTEC REIT	71,000	80,230.00	
	小計	銘柄数：22 組入時価比率：2.9%	1,408,697	1,702,672.45 (183,548,090) 3.1%	
	ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	4,500	21,487,500.00	
		IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	1,400	6,538,000.00	
		JR REIT XXVII	7,000	18,725,000.00	
		KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,200	5,346,000.00	
		LOTTE REIT CO LTD	4,000	14,280,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,991	17,138,430.00	
		SK REITS CO LTD	4,700	23,077,000.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	25,791	106,591,930.00 (10,552,601) 0.2%	
	新シェケル	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	23,000	42,090.00	
		REIT 1 LTD	6,400	118,720.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	6,200	52,080.00	
	小計	銘柄数：3 組入時価比率：0.1%	35,600	212,890.00 (8,057,290) 0.1%	
合計				5,925,403,850 (5,925,403,850)	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2025年 4月22日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引				
REIT指数先物取引				
買建	162,072,988	－	155,529,625	△6,543,363
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	6,262,279,684	－	6,228,241,388	34,038,296
米ドル	4,920,892,855	－	4,922,484,718	△1,591,863
カナダドル	82,944,016	－	81,143,273	1,800,743
ユーロ	242,787,720	－	242,604,000	183,720
英ポンド	285,791,398	－	278,439,848	7,351,550
豪ドル	450,966,114	－	435,318,262	15,647,852
ニュージーランドドル	5,850,061	－	5,808,923	41,138
香港ドル	64,202,137	－	60,655,888	3,546,249
シンガポールドル	199,601,242	－	193,094,086	6,507,156
新シェケル	9,244,141	－	8,692,390	551,751
合計	－	－	－	27,494,933

（注）時価の算定方法

1先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

2025年5月30日現在

Ⅰ　資産総額	131,637,122円
Ⅱ　負債総額	6,982,817円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	124,654,305円
Ⅳ　発行済口数	102,996,350口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2103円

インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

2025年5月30日現在

Ⅰ　資産総額	86,724,561円
Ⅱ　負債総額	4,799,591円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	81,924,970円
Ⅳ　発行済口数	58,838,206口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3924円

インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

2025年5月30日現在

Ⅰ　資産総額	642,630,586円
Ⅱ　負債総額	39,402,044円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	603,228,542円
Ⅳ　発行済口数	379,641,262口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5889円

インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

2025年5月30日現在

Ⅰ　資産総額	251,673,247円
Ⅱ　負債総額	15,465,600円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	236,207,647円
Ⅳ　発行済口数	134,840,486口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7518円

インデックス・ブレンド（タイプＶ）

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	746,404,862円
Ⅱ　負債総額	30,256,905円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	716,147,957円
Ⅳ　発行済口数	340,583,681口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1027円

（参考）国内株式マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	865,363,291,472円
Ⅱ　負債総額	59,172,520,083円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	806,190,771,389円
Ⅳ　発行済口数	249,304,622,695口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.2338円

（参考）外国株式ＭＳＣＩ－ＫＯＫＵＳＡＩマザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	2,924,697,716,458円
Ⅱ　負債総額	10,585,305,395円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,914,112,411,063円
Ⅳ　発行済口数	394,439,367,596口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7.3880円

（参考）外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	175,642,976,787円
Ⅱ　負債総額	84,586,112,525円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	91,056,864,262円
Ⅳ　発行済口数	27,540,973,895口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.3062円

（参考）新興国株式マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	161,863,155,571円
Ⅱ　負債総額	880,563,304円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	160,982,592,267円
Ⅳ　発行済口数	76,109,246,627口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1152円

（参考）米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	373,753,597,378円
Ⅱ　負債総額	16,281,128円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	373,737,316,250円
Ⅳ　発行済口数	136,503,298,671口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.7379円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	1,195,206,249,072円
Ⅱ　負債総額	55,977,453,163円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,139,228,795,909円
Ⅳ　発行済口数	956,128,953,229口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1915円

（参考）外国債券マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	990,447,669,109円
Ⅱ　負債総額	1,574,879,316円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	988,872,789,793円
Ⅳ　発行済口数	334,246,370,926口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.9585円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	154,332,465,824円
Ⅱ　負債総額	78,537,152,536円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	75,795,313,288円
Ⅳ　発行済口数	77,294,848,671口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9806円

（参考）新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	16,563,470,292円
Ⅱ　負債総額	203,442,777円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,360,027,515円
Ⅳ　発行済口数	8,827,894,491口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.8532円

（参考）新興国債券マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	47,307,021,094円
Ⅱ　負債総額	311,090,168円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	46,995,930,926円
Ⅳ　発行済口数	18,963,954,778口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4782円

（参考）米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	6,754,555,487円
Ⅱ　負債総額	1,191,241円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,753,364,246円
Ⅳ　発行済口数	3,409,101,325口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.9810円

（参考）Ｊ－ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	70,579,106,398円
Ⅱ　負債総額	2,125,221,517円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	68,453,884,881円
Ⅳ　発行済口数	25,377,444,439口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.6974円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス　マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	90,272,312,819円
Ⅱ　負債総額	444,737,579円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	89,827,575,240円
Ⅳ　発行済口数	23,245,650,323口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.8643円

（参考）海外ＲＥＩＴインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

2025 年 5 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	12,928,163,940円
Ⅱ　負債総額	6,290,793,320円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,637,370,620円
Ⅳ　発行済口数	4,398,889,347口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5089円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③委託者は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

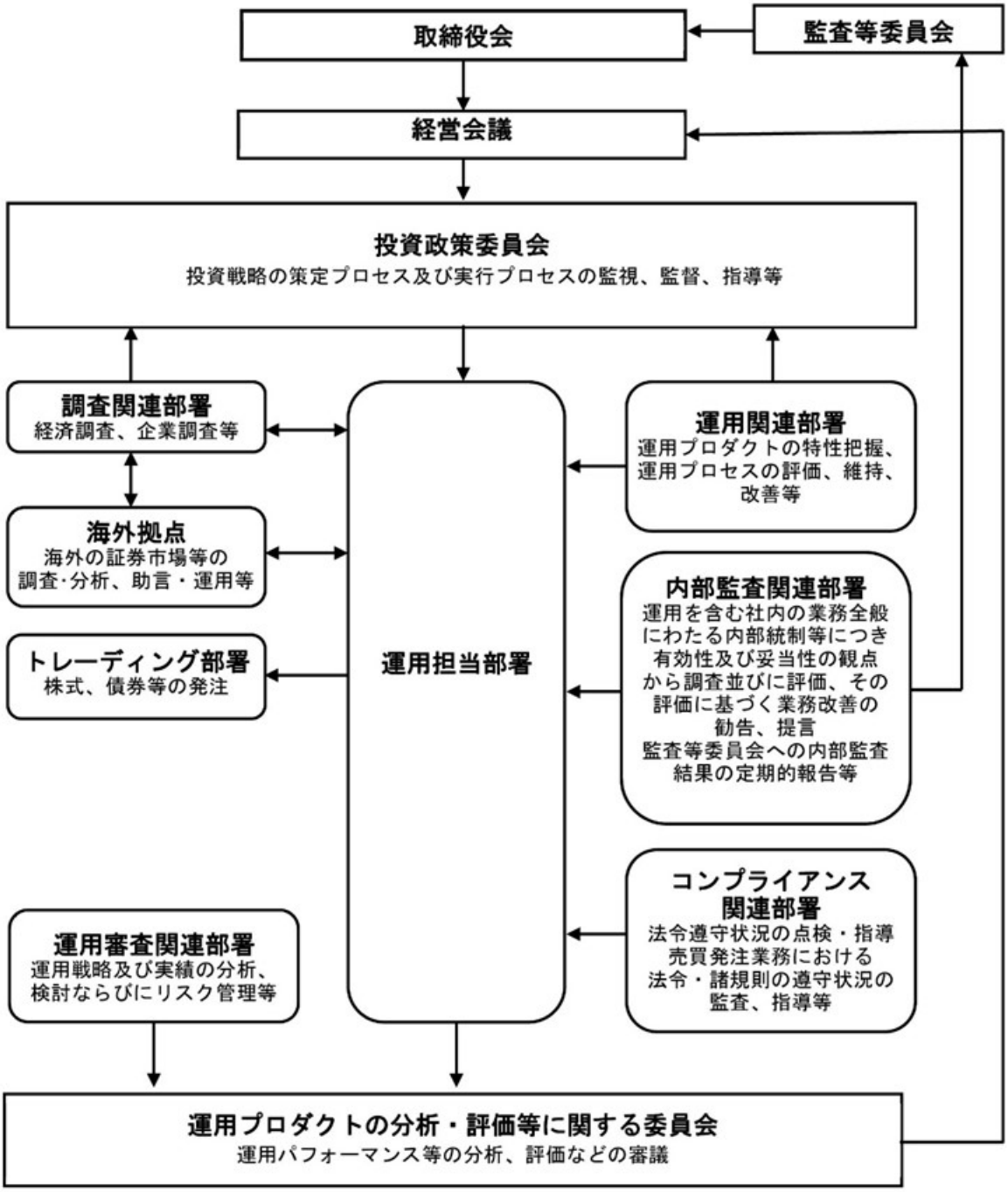
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2025 年 4 月 30 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	53,985,668
単位型株式投資信託	137	580,831
追加型公社債投資信託	14	6,603,197
単位型公社債投資信託	390	659,980
合計	1,456	61,829,675

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２５年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２５年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			△18		△21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	※２	595		589	
器具備品	※２	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	
長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		−
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

（２）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）		当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	
営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		－	
関係会社株式評価損		490		－	
固定資産除却損	※2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りの変更に関する注記］

（1）資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積もりを行いました。この見積りの変更による増加額 308 百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

［表示方法の変更に関する注記］

（損益計算書関係）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた 47 百万円は、「投資事業組合運用損」28 百万円、「その他」18 百万円として組み替えております。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

・「リースに関する会計基準」　（企業会計基準第 34 号　2024 年 9 月 13 日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」　（企業会計基準適用指針第 33 号　2024 年 9 月 13 日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

［追加情報］

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025 年 4 月 1 日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 1 号 2016 年 12 月 16 日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第２号 2007 年 2 月 7 日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2024年3月31日）	当事業年度末 （2025年3月31日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214百万円 器具備品　733 合計　1,948	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　2,204百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,528百万円 器具備品　792 合計　2,320

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050百万円 ※２．固定資産除却損 建物　－百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　6,591百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0百万円 器具備品　－ ソフトウェア　14 合計　14

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 28 日

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	－
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	－
資産計	46,880	46,880	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	8,177	－	－	－
金銭の信託	46,810	－	－	－
未収委託者報酬	34,911	－	－	－
未収運用受託報酬	7,066	－	－	－
短期貸付金	2,242	－	－	－
合計	99,208	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	46,810	－	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	－	70	－	70
資産計	－	46,880	－	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

当事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2025 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,989 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち一年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

当事業年度　（自 2024 年 4 月 1 日　至 2025 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち一年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	－	70	70

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

当事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58

確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末（2024年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,422
退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	360
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348
未払社会保険料	116
その他	50
繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,651

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

当事業年度末（2025年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,840
退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	547
投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	451
未払社会保険料	135
その他	38
繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	3,134

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日	当事業年度 自　2024年4月 1日 至　2025年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
見積もりの変更による増加	－	308
期末残高	1,123	1,431

４．当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

［会計上の見積りの変更に関する注記］(1) に記載の通りであります。

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2023 年 4 月　1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2024 年 4 月　1 日 至　2025 年 3 月 31 日）
委託者報酬	155,768 百万円
運用受託報酬	21,631 百万円
成功報酬（注）	2,042 百万円
その他営業収益	328 百万円
合計	179,770 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2024 年 4 月 1 日　至　2025 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済(*1)	128,100		
							借入金利息(*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済(*1)	3,081		
							貸付金利息(*1)	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*２）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2024年4月1日　至　2025年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入(*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済(*1)	185,200		
							借入金利息(*1)	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ･エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付(*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済(*1)	5,368		
							貸付金利息(*1)	93	未収利息	23
子会社	ノムラ･アセット･マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インク	ニューヨーク	7,934,529(米ドル)	投資顧問業	直接100%	－	有償減資(*2)	4,475	－	－

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*3）	40,328	未払手数料	7,644

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。
（*２）　ノムラ･アセット･マネジメント Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。
（*３）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	当事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）
１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭	１株当たり純資産額　13,603円86銭 １株当たり当期純利益　7,398円11銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　38,105百万円 普通株式に係る当期純利益　38,105百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（インデックス・ブレンド（タイプⅠ））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（ⅰ）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ⅱ）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（ⅲ）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して30%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行ないます。

④ 基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。

⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　株式への実質投資割合には制限を設けません。

②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
⑥　第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑦　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑧　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。
（利害関係人等との取引等）
第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。
（運用の基本方針）
第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
（投資する株式等の範囲）
第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
（信用取引の指図範囲）
第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
（先物取引等の運用指図）
第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④　第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
②　クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第29条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の48の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条　受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成29年1月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第47条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託　新興国債券マザーファンド

親投資信託　米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託　J－REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

（インデックス・ブレンド（タイプⅡ））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（ⅰ）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ⅱ）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（ⅲ）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して43%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。
④　基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への実質投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
④　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
⑥　第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑦　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑧　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。
（運用の基本方針）
第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
（投資する株式等の範囲）
第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
（信用取引の指図範囲）
第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
（先物取引等の運用指図）
第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④　第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
②　クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第29条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の49の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条　受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成29年1月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第47条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託　新興国債券マザーファンド

親投資信託　米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託　J－REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

（インデックス・ブレンド（タイプⅢ））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（ⅰ）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ⅱ）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（ⅲ）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して55％を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。
④　基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への実質投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
④　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第１項および第３項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
⑥　第２項および第３項の規定にかかわらず、受益者が第44条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑦　第１項および第３項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第２項または第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑧　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。
（運用の基本方針）
第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
（投資する株式等の範囲）
第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
（信用取引の指図範囲）
第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
（先物取引等の運用指図）
第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④　第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
②　クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第29条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします

す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条　受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成29年1月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第47条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託　新興国債券マザーファンド

親投資信託　米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託　J－REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

（インデックス・ブレンド（タイプⅣ））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（ⅰ）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ⅱ）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（ⅲ）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して65％を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。
④　基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への実質投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
④　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第1項および第3項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
⑥　第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑦　第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑧　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。
（運用の基本方針）
第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
（投資する株式等の範囲）
第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
（信用取引の指図範囲）
第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
（先物取引等の運用指図）
第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④　第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
②　クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第29条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の51の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条　受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成29年1月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第47条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託　新興国債券マザーファンド

親投資信託　米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託　J－REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

（インデックス・ブレンド（タイプV））

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

２．運用方法

⑴ 投資対象

別に定める親投資信託証券（親投資信託※の受益証券。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、投資対象とする親投資信託証券において効率的な運用を行なうため、先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

※その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とするものをいいます。

⑵ 投資態度

① 株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）による以下のプロセスに従った助言に基づいて投資対象とする親投資信託証券および各親投資信託証券への投資比率を決定します。

（ｉ）ウエルス・スクエア独自のモデルを用いて投資対象とする親投資信託証券が連動することを目指すインデックス等（以下「インデックス」といいます。）を定量的な手法により分析し、リスク性資産※への配分および各親投資信託証券への配分を含む戦略的資産配分等を策定します。なお、分析において為替ヘッジを行なう場合と為替ヘッジを行なわない場合では異なるインデックスとして扱います。

（ⅱ）戦略的資産配分に各種情報や分析を基とした定性的な判断による短期、中期、長期の視点を取り入れ、リスク特性などを勘案して最終的な投資比率（以下「基本投資比率」といいます。）を決定します。なお、一部の親投資信託証券への投資比率がゼロとなる場合があります。

（ⅲ）投資対象とする親投資信託証券については、定性評価・定量評価等を勘案し、適宜見直しを行ないます。なお、投資対象とする親投資信託証券は各種金融指標の動きを捉えることを目的とする親投資信託証券から選定することを基本とします。

※当ファンドにおいてインデックスの過去の値動きや特性などを勘案し、相対的に大きな値動きが想定されるものをリスク性資産とします。

② 当ファンドのリスク性資産への投資比率の合計は、信託財産の純資産総額に対して80%を中心とすることを原則とします。

③ 組入親投資信託証券とファンド全体のリスク特性の状況をモニターし、基本投資比率の見直しを定期的に行なうことを基本とします。なお、市況見通しの変化等によっては、適宜リバランスや基本投資比率の見直しを行なう場合があります。また、投資対象とする親投資信託証券は適宜見直しを行

ないます。
④　基本投資比率の決定において為替ヘッジを行なうこととした実質組入外貨建資産については、親投資信託もしくは当ファンドにおいて為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。
⑤　資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
①　株式への実質投資割合には制限を設けません。
②　外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
④　外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
⑤　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
⑦　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。
①　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②　収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
インデックス・ブレンド（タイプV）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第１項、第49条第１項、第50条第１項および第52条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額

に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
④　別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。
⑤　第１項および第３項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。
⑥　第２項および第３項の規定にかかわらず、受益者が第44条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
⑦　第１項および第３項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第２項または第３項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑧　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条、第23条、第26条及び第30条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの

・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの

・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された別に定める親投資信託証券（以下「各マザーファンド」といいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券および新株予約権証券
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
14. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第12号の証券または証書の性質を有するもの
15. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
21. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
22. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第19号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券ならびに第13号、第14号、第19号および第20号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第15号および第16号の証券ならびに第19号の証券または証書のうち第15号および第16号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第13号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
10. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
③　委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。以下本項および次項において同じ。）の時価総額と各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
④　前項において各マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条、第25条、第28条および第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうこと

ができます。
④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。
（運用の基本方針）
第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。
（投資する株式等の範囲）
第19条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
（信用取引の指図範囲）
第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券
（先物取引等の運用指図）
第21条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに有価証券店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イからニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所

における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④　第1項の店頭デリバティブ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、第1項の店頭デリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。以下同じ。）（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。
②　クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）と各マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する各マザーファンド受益証券の時価総額に各マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額の合計額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第29条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第31条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第32条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第33条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第34条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第35条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第36条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第37条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第38条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第39条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第40条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第41条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

③　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（第1項に掲げる租税、諸費用および利息と合わせて以下「諸経費」といいます。）につい

ては、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第42条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期間（第1計算期間を除きます。）の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第43条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第44条　収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としま

す。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④　一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第45条　受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第46条　受託者は、収益分配金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第47条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態

（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第48条　委託者は、信託期間中において、信託契約締結日から3年を経過した日以降において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第49条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第50条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第54条　この信託は、受益者が第47条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第55条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第56条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第57条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第58条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第59条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第44条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条　第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　第30条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成29年1月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項および第4項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅠ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅡ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅢ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅣ）

追加型証券投資信託　インデックス・ブレンド（タイプⅤ）

2. 別に定めるいずれかの条件

約款第12条第5項および第47条第1項の「別に定めるいずれかの条件」は次のものをいいます。

・申込日当日あるいは申込日の翌営業日が以下のいずれかの休業日と同日の場合

・ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行

・ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行

3. 別に定める親投資信託証券

約款第16条第1項および別に定める運用の基本方針の「別に定める親投資信託証券」とは次のものをいいます。

親投資信託　国内株式マザーファンド

親投資信託　外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

親投資信託　外国株式為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国株式マザーファンド

親投資信託　米国株式配当貴族インデックスマザーファンド

親投資信託　国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

親投資信託　外国債券マザーファンド

親投資信託　外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

親投資信託　新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド

親投資信託　新興国債券マザーファンド

親投資信託　米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド

親投資信託　J－REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス マザーファンド

親投資信託　海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド

（国内株式マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行ないます。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金２兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第１項、第33条第２項、第36条第１項、第37条第１項および第39条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5．外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第14条　委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第16条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

　株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の保管）

第19条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第20条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金10兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第 13 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 14 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 13 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 13 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 15 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 16 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第17条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

②　委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

いいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第48条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国株式為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに連動する投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ MSCI-KOKUSAI指数（円ベース・為替ヘッジあり）の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引ならびに為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④　委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 13 条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 25 条において同じ。）、第 25 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 17 条、第 21 条および第 23 条に掲げる取引を行なうことができます。

（運用の基本方針）

第 14 条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第 15 条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 14 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 14 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第 16 条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 17 条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④ 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条　（削除）

（混蔵寄託）

第27条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれ

を定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年5月12日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に

係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第42条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、

第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
（信託約款の変更）
第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
（反対者の買取請求権）
第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。
（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）
第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。
（運用状況に係る情報）
第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。
（公告）
第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
（信託約款に関する疑義の取扱い）
第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成19年2月1日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国株式マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の株式（DR（預託証書）を含みます。）を主要投資対象とし、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以内とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。

⑨ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5％以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超え

ることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国株式マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第１項、第42条第２項、第43条第１項、第44条第１項および第46条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条及び第25条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類

似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書、第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三

者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第21条および第23条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限）

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻し

により行なうことの指図をすることができるものとします。
② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引ならびに株式に係る有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
④ 第1項の店頭オプション取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤ 委託者は、第1項の店頭オプション取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引および金融商品取引法第28条第8項第4号ホに定める有価証券店頭指数等スワップ取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100 分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第23条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第24条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

② 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④ 委託者は、直物為替先渡取引を行なうにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第31条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第34条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第35条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第36条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第37条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第38条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第39条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第40条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第41条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を

行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合

に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第48条　この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第51条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第１条　約款第25条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目２番１号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目２番２号
受託者　野村信託銀行株式会社

（米国株式配当貴族インデックスマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

米国の株式を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 株式の組入比率は、原則として高位を基本とします。

② S&P 500配当貴族指数（配当込み・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用も含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑥ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑨ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国株式配当貴族インデックスマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については20億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計

算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第8条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第9条　委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
17. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第

1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第17号および第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券ならびに第17号の証券または証書のうち第13号および第14号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指

図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条　委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②　前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の上場投資信託証券への投資制限）

第16条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の上場投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

②　前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第18条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当す

る為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属す

る旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれ

のない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更すること

ができないものとします。
② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成29年1月10日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
（有価証券売却等の指図）
第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
（再投資の指図）
第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
（損益の帰属）
第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
（受託者による資金立替え）
第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。
（信託財産に関する報告）
第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
（信託事務の諸費用）
第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬）
第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第１項、第35条第２項、第38条、第39条第１項および第41条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5．コマーシャル・ペーパー

6．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

8．外国法人が発行する譲渡性預金証書

9．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第２号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
　公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第17条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第19条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第20条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第20条の2　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第22条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第23条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第24条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第25条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第26条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第27条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第34条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第38条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第39条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第40条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第41条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第42条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第43条　第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第46条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第47条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（外国債券為替ヘッジ型マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③ 効率的な運用を行なうため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第１項、第38条第２項、第39条第１項、第40条第１項および第42条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第18条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条及び第16条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及

び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第22条において同じ。）、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第18条および第20条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条　委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を第2項に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。

②　前項の公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

③　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

④　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第19条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りで

はありません。
③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第21条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、

速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第27条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第28条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第29条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第30条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くこ

とのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第31条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第32条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第33条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第34条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第37条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第38条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこ

れらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第39条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第40条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第41条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第42条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第43条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第44条　この信託は、受益者が第37条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第45条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第47条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第48条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 現地通貨建ての新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、現地通貨建て以外の通貨建ての新興国の公社債および償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券（現地通貨建て）マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金30億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については30億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年2月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年2月18日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成22年8月23日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（新興国債券マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

新興国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、一部ローンに投資する場合があります。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
新興国債券マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第40条第２項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条、第18条及び第19条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券

とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限ります。）
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第5号までの証券および第7号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

（利害関係人等との取引等）

第13条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことが

できます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第17条、第20条および第22条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図）

第15条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第16条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（直物為替先渡取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
②　直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③　直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④　委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（公社債の借入れ）

第20条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第23条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第24条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係

る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第25条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年5月11日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第34条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第35条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第36条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第39条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者

に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第49条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第50条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　約款第18条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」という。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」という。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

②　約款第18条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

③　約款第19条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年6月20日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 米ドル建てのハイ・イールド社債を主要投資対象とし、ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。なお、米国国債に投資する場合があります。

② ブルームバーグ米国ハイイールド社債高流動性インデックス（ヘッジなし・円換算ベース）の動きを効率的に捉える投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。また、効率的な運用を行なうため、上場投資信託証券（ETF）を活用する場合があります。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換、新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④ 外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利

用は行ないません。
⑨　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
米国ハイ・イールド債券インデックスマザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金40億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第43条第２項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券（第９条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第５条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については40億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条、第19条及び第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの
11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
12. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
14. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
16. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第13号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第7号の証券または証書ならびに第9号、第10号および第14号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものならびに第10号および第14号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券ならびに第14号の証券または証書のうち第11号および第12号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第9号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第27条において同じ。）、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式の範囲）

第15条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（先物取引等の運用指図）

第17条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに

外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第18条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（クレジットデリバティブ取引の運用指図）

第19条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第21項第5号イ、同条第22項第6号イに掲げるものおよび外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引をいいます。以下同じ。）を行なうことの指図をすることができます。

②　クレジットデリバティブ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　クレジットデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第22項第6号イに掲げるものに限ります。）の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、クレジットデリバティブ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと

します。

（公社債の借入れ）

第22条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第26条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第30条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第31条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎年4月23日から翌年4月22日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年4月24日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含

む。）等については、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第37条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第38条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第39条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第40条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第41条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第42条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥　第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この

場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第49条　この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第50条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第51条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第52条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」とい

います。）までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下この項において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下この項において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成28年7月14日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

(J－REIT インデックス マザーファンド)

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J－REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J－REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合が30%を超えるJ－REITがある場合には、当該J－REITへ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J－REIT インデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金３億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 31 条第１項、第 31 条第２項、第 34 条第１項、第 35 条第１項および第 37 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については３億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 15 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（保管業務の委任）

第16条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第17条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第18条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第19条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第20条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第21条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第22条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第23条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第24条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第25条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第26条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第27条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第28条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第29条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第30条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第31条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第32条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第33条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第34条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第35条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第36条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第37条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第38条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第39条　第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第40条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第41条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第42条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第43条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条の２に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第３号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第４号および第５号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ．上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ．価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ．決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

第14条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

（先物取引の運用指図・目的・範囲）

第14条の2　委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

（公社債の借入れ）

第15条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第16条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第17条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

②　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第18条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（保管業務の委任）

第19条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（投資信託証券等の保管）

第20条　受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

②　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第21条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第22条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第23条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第24条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第25条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第26条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第27条　この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第28条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第29条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第30条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第31条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第32条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第33条　委託者は、受益者の請求があった場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第34条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第36条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第37条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第38条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第39条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第40条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第41条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第42条　第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第44条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第45条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
https://www.nomura-am.co.jp/
②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第46条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド）

運　用　の　基　本　方　針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

①　日本を除く世界各国のREITを主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円ヘッジ）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

②　外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。

③　効率的な運用を行なうため、REIT指数先物取引、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引をヘッジ目的外の利用を含め活用する場合があります。

④　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①　投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④　外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス為替ヘッジ型マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条　委託者は、金10億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第39条第2項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第4条　この信託にかかる受益証券（第9条第4項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第5条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第5条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第6条　委託者は、第2条第1項による受益権については10億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託金の計算方法）

第7条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純

資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

④　前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

⑤　前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

⑥　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

⑦　委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

⑧　第５項後段の規定により提出された受益証券は、第６項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

⑨　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．　次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

ロ．次に掲げるものをすべてみたす資産

・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
・前号または本号イに掲げるものに該当しないもの

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国の者の発行する証券または証書で、第1号もしくは第5号の証券または証書の性質を有するプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの
13. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい

います。）であって、有価証券に係るオプションを表示する証券または証書
18. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第18号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号、第13号、第18号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券ならびに第18号の証券または証書のうち第14号および第15号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
7. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（前項に定める証券または証書を除きます。）
8. 流動性のあるプリファード セキュリティーズおよびこれらに類するもの（前項第12号に定める証券または証書を除きます。なお、前項第12号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
9. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの
③ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
（利害関係人等との取引等）
第13条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼

営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条、第19条および第21条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（投資する株式等の範囲）

第15条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第16条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

④　委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第22条　信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等

について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間は、毎年9月7日から翌年9月6日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成26年9月8日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第31条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第33条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第34条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第35条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第36条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託の一部解約）

第38条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとす

る旨を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を

解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第45条 この信託は、受益者が第38条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第48条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成25年9月12日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社